

基本計画書

基 本 計 画										
事 項		記 入 欄							備 考	
計 画 の 区 分		学部の学科の設置								
フリガナ設置者		ガッコウホウジン クルメダイガク 学校法人 久留米大学								
フリガナ大学の名称		クルメダイガク 久留米大学 (Kurume University)								
大学本部の位置		福岡県久留米市旭町67番地								
大学の目的		教育基本法及び学校教育法に基づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的とし、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に寄与することを使命とする。								
新設学部等の目的		心理学科は、本学の特色である医学部と連携した「文医融合型」の教育を通して、人間および社会のウェルビーイングの向上の実現に向け、心理学の専門的知識を養うとともに、様々なライフステージにある人々と多様性社会を心理学的に理解・支援・研究する基礎的な力を備えた実践的人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	人間健康学部 (Faculty of Human Health)	年	人	年次人	人	学士（心理学） (Bachelor of Psychology)	文学関係	令和9年4月 第1年次 令和11年4月 第3年次	福岡県久留米市 御井町1635番地	
	心理学科 (Department of Psychology)		4	87	1（3年次）					350
	計			87	1					350
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		学生募集の停止 文学部 国際文化学科 (△106) [3年次]編入学定員 (△2) （[3年次]編入学定員は令和11年4月学生募集停止） ※令和9年4月学生募集停止 情報社会学科 (△54) [3年次]編入学定員 (△1) （[3年次]編入学定員は令和11年4月学生募集停止） ※令和9年4月学生募集停止 心理学科 (△87) [3年次]編入学定員 (△1) （[3年次]編入学定員は令和11年4月学生募集停止） ※令和9年4月学生募集停止 社会福祉学科 (△52) [3年次]編入学定員 (△1) （[3年次]編入学定員は令和11年4月学生募集停止） ※令和9年4月学生募集停止 人間健康学部 総合子ども学科 (△50) ※令和9年4月学生募集停止								
		入学定員の変更 法学部 法律学科 (定員減) (△15) (令和9年4月) 国際政治学科 (定員減) (△5) (令和9年4月) 経済学部 経済学科 (定員増) (+25) (令和9年4月) 文化経済学科 (定員減) (△25) (令和9年4月) 医学部 看護学科 (定員増) (+15) (令和9年4月) 医療検査学科 (定員増) (+9) (令和9年4月)								
		当該申請等以外の申請 文学部 人文科学科 (150) (令和8年4月届出予定) 人間健康学部 教育・福祉学科 (40) 総合子ども学専攻 (52) 社会福祉学専攻 (1) (令和8年4月届出予定) [3年次]編入学定員								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
	人間健康学部心理学科	126科目	30科目	9科目	165科目	124単位				

学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計		
新	人間健康学部 心理学科	人 6 (6)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 10 (10)	人 0 (0)	人 135 (135)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	10 (10)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	6 (6)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	10 (10)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	6 (6)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	10 (10)		
	計	6 (6)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	10 (10)	- (-)	- (-)
	人間健康学部 教育・福祉学科	人 9 (9)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 17 (17)	人 0 (0)	人 157 (157)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	17 (17)		
設	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	9 (9)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	17 (17)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	9 (9)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	17 (17)		
	計	15 (16)	8 (9)	5 (4)	1 (2)	29 (31)	- (-)	- (-)
	文学部 人文科学科	人 15 (16)	人 8 (9)	人 5 (4)	人 1 (2)	人 29 (31)	人 0 (0)	人 146 (146)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	15 (16)	8 (9)	5 (4)	1 (2)	29 (31)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	15 (16)	8 (9)	5 (4)	1 (2)	29 (31)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計	15 (16)	8 (9)	5 (4)	1 (2)	29 (31)		

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
5人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
8人
令和8年4月届出済み（予定）

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
8人
令和8年4月届出済み（予定）

分	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	15 (16)	8 (9)	5 (4)	1 (2)	29 (31)		
既	計	15 (16)	8 (9)	5 (4)	1 (2)	29 (31)	- (-)	- (-)
	経済学部 経済学科	6 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	282 (282)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (12)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	6 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (12)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	6 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	11 (12)		
	経済学部 文化経済学科	4 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (11)	0 (0)	283 (283)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (11)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	4 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (11)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	4 (6)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (11)		
	商学部 商学科	14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	231 (231)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)		
	人間健康学部 スポーツ医科学科	6 (6)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	252 (252)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	13 (13)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	6 (6)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	13 (13)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
9人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
8人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
12人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
9人

設	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	13 (13)			
	法学部 法律学科	12 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (16)	0 (0)	249 (249)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	12 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (16)			大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 10人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	12 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (16)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	12 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (16)			
	法学部 国際政治学科	6 (6)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	258 (258)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (9)			
	医学部 医学科	80 (80)	31 (31)	26 (26)	25 (25)	162 (162)	0 (0)	487 (487)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	78 (78)	29 (29)	26 (26)	25 (25)	158 (158)			大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 105人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	78 (78)	29 (29)	26 (26)	25 (25)	158 (158)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	80 (80)	31 (31)	26 (26)	25 (25)	162 (162)			
	医学部 看護学科	8 (8)	5 (5)	13 (13)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	18 (18)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	8 (8)	5 (5)	12 (12)	0 (0)	25 (25)			大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 10人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)			
	小計（a～b）	8 (8)	5 (5)	13 (13)	0 (0)	26 (26)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

分	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0	0	0	0	0	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人	
						(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	計（a～d）					8 (8)	5 (5)	13 (13)	0 (0)	26 (26)		
	医学部 医療検査学科					8 (7)	4 (4)	0 (0)	3 (1)	15 (12)		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					8 (7)	4 (4)	0 (0)	3 (1)	15 (12)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）					8 (7)	4 (4)	0 (0)	3 (1)	15 (12)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）					8 (7)	4 (4)	0 (0)	3 (1)	15 (12)		
計					144 (148)	64 (64)	41 (41)	29 (27)	278 (280)	- (-)	- (-)	
合 計					180 (186)	83 (85)	45 (45)	32 (33)	346 (340)	- (-)	- (-)	
職 種					専 属			そ の 他			計	
事 務 職 員					231 (231)			152 (152)			383 (383)	
技 術 職 員					1,661 (1,661)			122 (122)			1,783 (1,783)	
図 書 館 職 員					7 (7)			11 (11)			18 (18)	
そ の 他 の 職 員					38 (38)			300 (300)			338 (338)	
指 導 補 助 者					0 (0)			0 (0)			0 (0)	
計					1,937 (1,937)			585 (585)			2,522 (2,522)	
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			計		
	校 舎 敷 地		276,278.87㎡		34,640.88㎡		675.04㎡			311,594.79㎡		
	そ の 他		323,019.41㎡		0㎡		0㎡			323,019.41㎡		
	合 計		599,298.28㎡		34,640.88㎡		675.04㎡			634,614.20㎡		
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			計		
			143,972.99㎡ (143,972.99㎡)		2,838.18㎡ (2,838.18㎡)		3,025.70㎡ (3,025.70㎡)			149,836.87㎡ (149,836.87㎡)		
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		341室		教 員 研 究 室			157室		大学全体
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕				機械・器具 点	標本 点	学部等単位での特定不能なため、大学全体の数	
			冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕						
	人間健康学部 心理学科		771,245〔229,311〕 (750,095〔226,662〕)	728〔193〕 (718〔188〕)	36,347〔32,617〕 (36,323〔32,613〕)	30,286〔30,286〕 (30,286〔30,286〕)	1,327 (1,327)	- (-)				
	計		771,245〔229,311〕 (750,095〔226,662〕)	728〔193〕 (718〔188〕)	36,347〔32,617〕 (36,323〔32,613〕)	30,286〔30,286〕 (30,286〔30,286〕)	1,327 (1,327)	- (-)				
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂			厚生補導施設			大学全体	
			9,368.97㎡		2,671.78㎡			1,371.14㎡				

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次		第 6 年次		図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
		教員 1 人当り研究費等		500千円		500千円		500千円		500千円		－		－		
		共同研究費等		700千円		700千円		700千円		700千円		－		－		
		図 書 購 入 費	8,314千円	8,314千円		8,314千円		8,314千円		8,314千円		－		－		
		設 備 購 入 費		10,309千円		38,564千円		126,325千円		7,048千円		－		－		
	学生 1 人当り納付金			第 1 年次		第 2 年次		第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次		第 6 年次		
	1,090千円			890千円		890千円		890千円		890千円		－ 千円		－ 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学経常費補助金、雑収入 等												
既設大学等の概要	大 学 等 の 名 称			久留米大学												
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収 容 定 員 充 足 率	開設年度	所 在 地							
	文学部	年	人	年次人	人		1.14 ≪1.11≫									
	心理学科	4	87	1	350	学士（心理学）	1.14 ≪1.11≫	平成14年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度から学生募集停止				
	情報社会学科	4	54	1	218	学士（社会学）	1.03 ≪1.01≫	平成14年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度から学生募集停止				
	国際文化学科	4	106	2	428	学士（文学）	1.20 ≪1.17≫	平成4年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度から学生募集停止				
	社会福祉学科	4	52	1	210	学士（社会福祉学）	1.10 ≪1.10≫	平成12年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度から学生募集停止				
	人間健康学部						1.15 ≪1.12≫									
	総合子ども学科	4	50	－	200	学士（教育学）	1.09 ≪1.07≫	平成29年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度から学生募集停止				
	スポーツ医科学科	4	70	－	280	学士（スポーツ医科学）	1.19 ≪1.15≫	平成29年度	福岡県久留米市御井町1635番地							
	法学部						1.06 ≪1.03≫									
	法律学科	4	224	4	904	学士（法学）	1.06 ≪1.04≫	昭和62年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度入学定員減（△15人）				
	国際政治学科	4	70	－	280	学士（法学）	1.06 ≪1.02≫	平成6年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度入学定員減（△5人）				
	経済学部						1.18 ≪1.16≫									
	経済学科	4	157	2	632	学士（経済学）	1.19 ≪1.17≫	平成6年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度入学定員増（25人）				
	文化経済学科	4	100	2	404	学士（経済学）	1.17 ≪1.13≫	平成14年度	福岡県久留米市御井町1635番地			令和9年度入学定員減（△25人）				
	商学部						1.18 ≪1.15≫									
	商学科	4	250	－	1,000	学士（商学）	1.18 ≪1.15≫	昭和25年度	福岡県久留米市御井町1635番地							
	医学部						1.10 ≪1.06≫									
	医学科	6	114	－	688	学士（医学）	1.06 ≪1.01≫	昭和27年度	福岡県久留米市旭町67番地							
	看護学科	4	110	－	440	学士（看護学）	1.14 ≪1.13≫	平成6年度	福岡県久留米市東櫛原777番地1			令和9年度入学定員増（15人）				
	医療検査学科	4	74	－	222	学士（医療検査学）	1.10 －	令和6年度	福岡県久留米市東櫛原777番地1			令和9年度入学定員増（9人）				

状 況	大学院比較文化研究科 前期博士課程 比較文化専攻	2	30	-	60	修士（文学） 修士（社会学） 修士（保健福祉学） 修士（法学） 修士（政治学） 修士（経済学） 修士（学術）	0.11	平成元年度	福岡県久留米市 御井町1635番地
	後期博士課程 比較文化専攻	3	12	-	36	博士（文学） 博士（社会学） 博士（保健福祉学） 博士（法学） 博士（政治学） 博士（経済学） 博士（商学） 博士（学術）	0.05	平成3年度	福岡県久留米市 御井町1635番地
	大学院心理学研究科 前期博士課程 臨床心理学専攻	2	15	-	30	修士（臨床心理学）	0.73	平成13年度	福岡県久留米市 御井町1635番地
	人間行動心理学専攻	2	5	-	10	修士（心理学）	0	平成13年度	福岡県久留米市 御井町1635番地
	後期博士課程 心理学専攻	3	5	-	15	博士（心理学）	0.13	平成13年度	福岡県久留米市 御井町1635番地
	大学院ビジネス研究科 修士課程 ビジネス専攻	2	12	-	24	修士（商学） 修士（経営学）	0.16	平成17年度	福岡県久留米市 御井町1635番地
	大学院医学研究科 修士課程 医科学専攻	2	8	-	16	修士（医科学）	0.43	平成13年度	福岡県久留米市 旭町67番地
	看護学専攻	2	15	-	30	修士（看護学）	0.73	平成28年度	福岡県久留米市 旭町67番地
	総合生命科学・ バイオ統計学専攻	2	8	-	16	修士（医科学）	0.56	平成31年度	福岡県久留米市 旭町67番地
	博士課程 生理系専攻	4	4	-	16	博士（医学）	0.25	昭和30年度	福岡県久留米市 旭町67番地
	病理系専攻	4	3	-	12	博士（医学）	1.16	昭和30年度	福岡県久留米市 旭町67番地
	社会医学系専攻	4	8	-	32	博士（医学） 博士（医学バイオ統計学） 博士（看護学）	1.31	昭和30年度	福岡県久留米市 旭町67番地
	個別最適医療系専攻	4	20	-	80	博士（医学）	0.73	昭和30年度	福岡県久留米市 旭町67番地
		名 称：久留米大学医学部附属病院 目 的：本学学則に基づき医学の教育、研究及び診療を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：昭和3年4月1日 規 模 等：土地 46,965.18㎡、建物 128,316.11㎡							
		名 称：久留米大学医療センター 目 的：本学学則に基づき医学の教育、研究及び診療を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市国分町155-1 設置年月：平成6年7月1日 規 模 等：土地 48,887.06㎡、建物 22,548.10㎡							

附属施設の概要

名 称：情報教育センター 目 的：本学の情報処理に関する教育・研究の発展に寄与すること 所 在 地：福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月：昭和59年4月1日 規 模 等：建物 3,017.60㎡（土地は大学校地に含む）
名 称：比較文化研究所 目 的：新しい学際的統合を基本理念として、文化の構造と機能に焦点を当てた総合的比較文化研究を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月：昭和62年2月27日 規 模 等：建物 147.2㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：分子生命科学研究所 目 的：分子生命科学に関する学理及びその応用に関する研究を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：平成元年4月1日 規 模 等：建物 416.50㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：外国語教育研究所 目 的：専門的、主体的な見地に立って外国の言語文化及び外国語教育の在り方を研究し、その成果を教育に反映させ、もって本学の外国語教育の向上発展に資すること 所 在 地：福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月：平成5年4月1日 規 模 等：建物 1433.60㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：先端癌治療研究センター 目 的：基礎医学研究部門と臨床医学研究部門が一体となり、総合的に先端的な癌治療の研究・開発を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：平成9年1月1日 規 模 等：建物 870.22㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：循環器病研究所 目 的：循研は、基礎医学研究部門と臨床医学研究部門が一体となり、総合的・先端的な循環器病の研究と治療開発を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：平成10年6月26日 規 模 等：建物 145.50㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：高次脳疾患研究所 目 的：認知神経科学部門、臨床分子生物学部門及び再生医学部門が一体となり、総合的・先端的な脳疾患の研究と治療開発を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：平成14年4月1日 規 模 等：建物 141.80㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：バイオ統計センター 目 的：学内の附置研究施設、医学部各講座、大学病院等はもとより広く海外の研究機関及び国内産業界との連携を図り、バイオ統計学の有能な人材育成に資するため、教育研究を行うこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：平成15年10月1日 規 模 等：建物 349.68㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：ビジネス研究所 目 的：マネジメント、ビジネス及びアカウンティングにかかわる理論と実証の研究により地域経済の発展及び広くビジネス社会の活性化に資すること 所 在 地：福岡県久留米市御井町1635番地 設置年月：平成17年8月2日 規 模 等：建物 152.2㎡（土地は大学校舎に含む）
名 称：皮膚細胞生物学研究所 目 的：基礎皮膚科研究部門と臨床皮膚科部門が一体となり、総合的・先端的な皮膚細胞生物学の研究と診断法・治療法の開発を目指すこと 所 在 地：福岡県久留米市旭町67番地 設置年月：平成22年1月1日 規 模 等：建物 50.06㎡（土地は大学校舎に含む）

名 称：心理教育相談センター
 目 的：地域の皆様への心理支援サービスの提供、および心理支援専門家の養成を行うこと
 所 在 地：福岡県久留米市御井町1635番地
 設置年月：平成9年4月1日
 規 模 等：建物 200㎡（土地は大学校舎に含む）

名 称：経済社会研究所
 目 的：経済、社会及び環境に関する理論と実態の調査、研究を行い、他の研究機関との交流も深め、もって学術文化の発展に寄与するとともに、地域社会の発展に資すること
 所 在 地：福岡県久留米市御井町1635番地
 設置年月：平成22年4月1日
 規 模 等：建物 83.4㎡（土地は大学校舎に含む）

学校法人久留米大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度				令和9年度				変更の事由	
入学定員 編入学定員 収容定員				入学定員 編入学定員 収容定員					
久留米大学				久留米大学					
文学部				文学部	人文科学科	150	600	学部の新設 (届出)	
	心理学科	87	1	350		0	0	令和9年4月学生募集停止	
	情報社会学科	54	1	218		0	0	令和9年4月学生募集停止	
	国際文化学科	106	2	428		0	0	令和9年4月学生募集停止	
	社会福祉学科	52	1	210		0	0	令和9年4月学生募集停止	
人間健康学部				人間健康学部				学部の新設 (届出)	
総合子ども学科			50	200		0	0	令和9年4月学生募集停止	
スポーツ医科学科			70	280		0	0		
					スポーツ医科学科	70	280		
					心理学科	87	1	350	
					教育・福祉学科			370	
					総合子ども学専攻	40			
					社会福祉学専攻	52	1		
法学部				法学部					
法律学科			224	4	904	209	4	844	定員変更 (△15)
国際政治学科			70	280		65		260	定員変更 (△5)
経済学部				経済学部					
経済学科			157	2	632	182	2	732	定員変更 (+25)
文化経済学科			100	2	404	75	2	304	定員変更 (△25)
商学部				商学部					
商学科			250	—	1,000	250	—	1,000	
医学部				医学部					
医学科			114	—	688	110	—	683	
※令和8年度申請中									
看護学科			110	—	440	125	—	500	定員変更 (+15)
医療検査学科			74	—	222	83	—	332	定員変更 (+9)
計			1,518	13	6,256	1,498	10	6,255	
久留米大学大学院				久留米大学大学院					
比較文化研究科前期博士課程									
比較文化専攻			30	60		30		60	
比較文化研究科後期博士課程									
比較文化専攻			12	36		12		36	
心理学研究科前期博士課程				心理学研究科前期博士課程					
臨床心理学専攻			15	30		15		30	
人間行動心理学専攻			5	10		5		10	
心理学研究科後期博士課程				心理学研究科後期博士課程					
心理学専攻			5	15		5		15	
医学研究科修士課程				医学研究科修士課程					
医科学専攻			8	16		8		16	
看護学専攻			15	30		15		30	
総合生命科学・バイオ統計学専攻			8	16		8		16	
医学研究科博士課程				医学研究科博士課程					
生理系専攻			4	16		4		16	
病理系専攻			3	12		3		12	
社会医学系専攻			8	32		8		32	
個別最適医療系専攻			20	80		20		80	
ビジネス研究科修士課程				ビジネス研究科修士課程					
ビジネス専攻			12	24		12		24	
計			145	377		145		377	

教 育 課 程 等 の 概 要																
（人間健康学部心理学科）																
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹（助手を除く） 教員	
教養科目	英語コアプレ初級	1前・後			2		○								2	
	英語コア初級	1前・後			2		○								7	
	英語コアプレ中級	1前・後			2		○								2	
	英語コア中級	1前・後			2		○								11	
	英語コア上級	1前・後			2		○								2	
	英語スピークン・インタラクション1	1前			1		○								5	
	英語スピークン・インタラクション2	1後			1		○								5	
	英語オプションA	2通			2		○								3	
	英語オプションB	2通			2		○								1	
	英語オプションC	2通			2		○								2	
	英語オプションD	2通			2		○								1	
	ドイツ語Ⅰ	1前・後			2		○								3	
	ドイツ語Ⅱ	2前・後			2		○								1	
	ドイツ語Ⅲ	3通			2		○								1	
	フランス語Ⅰ	1前・後			2		○								4	
	フランス語Ⅱ	2前・後			2		○								3	
	フランス語Ⅲ	3通			2		○								1	
	中国語Ⅰ	1前・後			2		○								3	
	中国語Ⅱ	2前・後			2		○								3	
	中国語Ⅲ	3通			2		○								1	
	中国語インテンシブ1	2前			3		○								3	
	中国語インテンシブ2	2後			3		○								3	
	中国語インテンシブ3	3前			3		○								3	
	中国語インテンシブ4	3後			3		○								3	
	韓国語Ⅰ	1前・後			2		○								6	
	韓国語Ⅱ	2前・後			2		○								6	
	韓国語Ⅲ	3通			2		○								1	
	韓国語インテンシブ1	2前			3		○								3	
	韓国語インテンシブ2	2後			3		○								3	
	留学生日本語Ⅰ	1前・後			1		○								3	
	留学生日本語Ⅱ	2前・後			1		○								3	
	小計（31科目）	—	—	0	64	0	—	—	—	0	0	0	0	0	52	
健康・スポーツ科学	スポーツ科学概論	1前・後			2		○								3	
	スポーツ文化概論	1前・後			2		○								3	
	健康教育概論	1前・後			2		○								3	
	栄養と健康	1後			2		○								1	
	スポーツ科学実習	1前・後			1				○						3	
	健康科学実習	1前・後			1				○						2	
	スポーツⅠ	1前・後			1				○						7	
	スポーツⅡ	1前・後			1				○						10	
	スポーツⅢ	1前・後・休			1				○						7	
情報教育	スポーツレクリエーション	1前・後			1				○						1	
	文献調査法	1後			2				○						1	
	コンピュータ基礎	1後			2				○						1	
	基礎情報技術	1前			2				○						1	
	基礎情報処理Ⅰ	1前			2				○						2	
	基礎情報処理Ⅱ	1後			2				○						2	
	データサイエンス概論	1前			2		○								1	
	データサイエンス実践	1後			2				○						1	
	データサイエンス基礎Ⅰ	1前			2				○						1	
自然科学	データサイエンス基礎Ⅱ	1後			2				○						1	
	応用情報技術	2後			2				○						1	
	インターネット演習	2前			2				○						1	
	数学Ⅰ	1前			2		○								1	
	数学Ⅱ	1後			2		○								1	
	物理学	1後			2		○								1	
	地学Ⅰ	1前・後			2		○								1	
	地学Ⅱ	1後			2		○								1	
	生物学	1前・後			2		○								2	
自然科学	統計学Ⅰ	1前			2		○								1	
	統計学Ⅱ	1後			2		○								1	
	環境科学Ⅰ	1前			2		○								1	
	環境科学Ⅱ	1後			2		○								1	

科目 区分		授業科目の名称	配当年次	主要授 業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹（＝ 助手を除く 教員		
教養科目	人文科学	論理学Ⅰ	1前			2		○								1	留学生のみ	
		論理学Ⅱ	1後			2		○								1		
		哲学Ⅰ	1前			2		○										1
		哲学Ⅱ	1前			2		○										1
		日本文学	1前・後			2		○										2
		西洋文学	1前			2		○										1
		美術Ⅰ	1前			2		○										1
		美術Ⅱ	1後			2		○										1
		日本史学	1前・後			2		○										3
		朝鮮史学	1後			2		○										1
		中国史学	1後			2		○										1
		西洋史学Ⅰ	1前			2		○										2
		西洋史学Ⅱ	1後			2		○										1
		文化人類学Ⅰ	1前			2		○										1
		文化人類学Ⅱ	1後			2		○										1
		人文地理学Ⅰ	1前			2		○										1
		人文地理学Ⅱ	1後			2		○										1
		日本の歴史文化	1後			2		○										1
		日本文化論Ⅰ	1前			2		○										1
		日本文化論Ⅱ	1後			2		○										1
	社会科学	法学	1前・後			2		○									1	留学生のみ 留学生のみ
		日本国憲法	1前			2		○									1	
		経済学Ⅰ	1前			2		○									1	
		経済学Ⅱ	1後			2		○									1	
		政治学Ⅰ	1前			2		○									1	
		政治学Ⅱ	1後			2		○									1	
		社会学Ⅰ	1前			2		○									2	
		社会学Ⅱ	1後			2		○									2	
		日本の政治経済Ⅰ	1前			2		○									1	
		日本の政治経済Ⅱ	1後			2		○									1	
	キャリア教育	大学とキャリア	1前			2		○									3	
		社会とキャリア	1後			2		○									1	
		キャリア形成演習	1通			4			○								1	
		判断推理	1前			2		○									1	
		数的推理	1後			2		○									1	
		グローバル・キャリア	1後			2			○								1	
		仕事とキャリア	2前			2		○									1	
		キャリア・フィールドワーク	2後			4			○								1	
		ディベート	2前・後			2			○								1	
		キャリア特講	2前・後			2		○									1	
		応用判断推理	2前			2		○									1	
		応用数的推理	2後			2		○									1	
		公共特講（経済系）Ⅰ	2前			2		○									1	
		公共特講（経済系）Ⅱ	2後			2		○									1	
		キャリア・プロジェクト	3後			2			○								1	
	地域学	久留米学（歴史と環境）	1前			2		○									1	
		久留米学（文化と社会）	1後			2		○									1	
		久留米・筑後体験演習	1前・後			2			○								2	
		地域連携実践演習Ⅰ	1前			2			○								1	
		地域連携実践演習Ⅱ	1後			2			○								1	
		シティズンシップ論Ⅰ	1前			2		○									1	
		シティズンシップ論Ⅱ	1後			2		○									1	
		地域学演習Ⅰ	2前			2			○								1	
		地域学演習Ⅱ	2後			2			○								1	
	医療と社会	人権入門	1後			2		○									6	オムニバス
		いのちの倫理	1前			2		○									1	
		職業の倫理	1後			2		○									1	
		環境の倫理	1前			2		○									1	
		小計（89科目）	－			0	176	0	－			0	0	0	0	0	76	

授 業 科 目 の 概 要					
（人間健康学部 心理学科）					
科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容		備考
教 養 科 目	外 国 語 教 育	英語コアプレ初級		本授業の形態は講義とする。本授業は、「ごく初歩的な英語運用に必要な、最も基礎的な文法の知識、語彙の知識を習得すること」を目的とする。コア初級履修の前提となる文法と語いの知識を身に付けることを目標とし、日本と英語圏の物事の切り取り方の違いにも触れる。英語コア初級の履修に必要な英語知識と能力の修得を目指す。	
		英語コア初級		本授業の形態は講義とする。本授業は、「基礎的な限られた話題に関する英語運用力を養成すること」を目的とする。平易で短い英文の読解、明瞭な短い発話の聴解、ごく身近な事柄に関する基本的な文の産出ができる能力に到達することを目標とする。英語コアプレ中級や英語スピークン・インタラクションの履修に必要な英語知識と能力の修得を目指す。	
		英語コアプレ中級		本授業の形態は講義とする。本授業は、「基礎的な限られた話題に関する英語運用力を発展的に修得し、身近な話題のコミュニケーションのための英語語彙力・文法力の基礎を修得すること」を目的とする。授業では、各技能を実践的に使用するためのトレーニングを、集中して行う。英語コア初級で身につけた知識・技能を基礎として、社会生活で英語を使用するための、より実用的な力を獲得することを目指す。	
		英語コア中級		本授業の形態は講義とする。本授業は、「身近な話題のコミュニケーションのための英語運用能力、特に、読解力、聴解力、文レベルの産出能力、それらを支える英語語彙知識、文法知識を高めること」を目的とする。複数の段落から成る基本的英文の読解、高頻度表現を含む英文の聴解および産出の訓練を行う。英語オプションA、B、C、Dの履修に必要な英語知識と能力の修得を目指す。	
		英語コア上級		本授業の形態は講義とする。本授業は、「幅広い日常的な話題に関する高度な読解力・聴解力・表現力の養成」を目的とする。入学者のうち特に英語の基礎知識が高い学生を対象に、複数の段落から成る英文の読解と聴解、段落構成に留意した英作文の訓練を行う。英語オプションA、B、C、Dの履修に必要な英語知識と能力の修得を目指す。	
		英語スピークン・インタラクション1		本授業の形態は講義とする。本授業は、「対話場面での英語コミュニケーションスキルを高めることを目標とし、与えられた状況下で、会話を成立させるためのスキルを習得すること」を目的とする。英語での会話に積極的に参加できるよう訓練を実施して能力を高める。英語コア初級以上修得済みか、中級以上履修中の学生を対象とする。	
		英語スピークン・インタラクション2		本授業の形態は講義とする。本授業は、「対話場面での英語コミュニケーションスキルを高めることを目標とし、与えられた状況下で、会話を成立させるためのスキルを習得すること」を目的とする。英語スピークン・インタラクション1で習得した技能を更に発展させ、英語での会話に積極的に参加できるよう訓練を実施して能力を高める。	
		英語オプションA		本授業の形態は講義とする。本授業は、「TOEICテストの受験に必要な基本的な語彙や文法の力を養うとともに、基本的な英語でのコミュニケーションの力を高めること」を目的とする。前期はリーディング、後期はリスニングに焦点を当て、ペアワーク、グループワークとタスク学習を行うことで語学力を養う。実践的な各パートのTOEIC用の練習問題を解くことで出題形式に慣れ、さらに授業を通じて各パートの特徴を踏まえた解法のストラテジーを学ぶことにより高得点を取得できるようになることを目的とする。	
		英語オプションB		本授業の形態は講義とする。本授業は、「パラグラフや短い読物を読んで基本的なリーディングスキルを学び、理解できる基本的な語彙力を身につけること」を目的とする。様々な分野の長文の読み物を英語で読み、ポイントを押さえながら内容の理解を助ける授業を行う。英語コア中級を終えた学習者を主な対象とする。より高度な読解力を身につける目的で、英語コア中級で学習した、まとまった量の長文の読解、効果的に英文を読んで理解していくストラテジー、英文読解に必要なボキャブラリーの習得などを行う。	
		英語オプションC		本授業の形態は講義とする。本授業は、「音楽と映画を通して英語の理解を深めること」を目的とする。英語はポップカルチャーの分野で世界的に使用され、かつ人気の高い、多くのコンテンツを発信している言語であり、英語学習者の目標として上位に挙げられる、映画のセリフや英語の歌の歌詞などの理解向上を目指す。単にセリフや歌詞の言葉の表面を理解するだけでなく、それらを介して英語圏の文化や英語母語話者の思考等の理解を深めていく。前期は音楽を取り上げ、歌詞に関するディスカッションや学習活動を行う。後期は映画を用いて、シナリオ等に焦点をあて学習を深める。	
		英語オプションD		本授業の形態は講義とする。本授業は、「英語コア中級に続き「読む・聴く・書く・話す」の4技能について、さらにスキルアップし、コース修了後も自律的に学習ができる英語力を身につけること」を目的とする。他の英語オプション科目は試験対策、読解力、リスニング力など目的やスキルが特化されたものである。それに対してこの授業は、特定のスキル向上に偏らず、4技能のスキルを英語コア中級終了後もさらに高める意欲を持つ学生を対象に、語学の基本である4技能をバランスよく均等に伸ばすことで彼らの英語力を総合的に向上させていく。	
		ドイツ語Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「ドイツ語の初歩的なコミュニケーション能力を身につけること」を目的とする。ドイツ語のしくみを理解し、言語の背景にある文化や社会についても学ぶ。授業では、挨拶や自己紹介など身近な題材を取り上げ、「聞く・話す・読む・書く」の基本的技能を総合的に養う。さらに、ペア学習やグループ学習を通じて互いに学び合い、自他を尊重しながらコミュニケーション能力を育成する。	
		ドイツ語Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「ドイツ語Ⅰで学んだ内容を更に発展させ、ドイツ語のコミュニケーション能力を向上させること」を目的とする。ドイツ語のしくみを理解し、言語の背景にある文化や社会についても学ぶ。授業では、日常的な場面を題材に取り上げ、「聞く・話す・読む・書く」の技能を総合的に高める。さらに、ペア学習やグループ学習を通じて互いに学び合い、自他を尊重しながらコミュニケーション能力を育成する。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教 養 科 目	外国語教育	ドイツ語Ⅲ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「ドイツ語Ⅱで学んだ内容をさらに発展させ、ドイツ語を用いて実践的に自らの考えを表現し、他者とやり取りできる力を養うこと」を目的とする。発展的なドイツ語のしぐみを理解し、言語の背景にある文化や社会についても学ぶ。授業では、プレゼンテーションを取り入れつつ、「聞く・話す・読む・書く」の技能を総合的に強化する。さらに、ペア学習やグループ学習を通じて互いに学び合い、自他を尊重しながらコミュニケーション能力を育成する。	
		フランス語Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「フランス語の初歩的なコミュニケーション能力を身につけること」を目的とする。フランス語のしぐみを理解し、言語の背景にある文化や社会についても学ぶ。授業では、挨拶や自己紹介など身近な題材を取り上げ、「聞く・話す・読む・書く」の基本的技能を総合的に養う。さらに、ペア学習やグループ学習を通じて互いに学び合い、自他を尊重しながらコミュニケーション能力を育成する。	
		フランス語Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「フランス語Ⅰで学んだ内容を更に発展させ、フランス語のコミュニケーション能力を向上させること」を目的とする。フランス語のしぐみを理解し、言語の背景にある文化や社会についても学ぶ。授業では、日常的な場面を題材に取り上げ、「聞く・話す・読む・書く」の技能を総合的に高める。さらに、ペア学習やグループ学習を通じて互いに学び合い、自他を尊重しながらコミュニケーション能力を育成する。	
		フランス語Ⅲ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「フランス語Ⅱで学んだ内容をさらに発展させ、フランス語を用いて実践的に自らの考えを表現し、他者とやり取りできる力を養うこと」を目的とする。発展的なフランス語のしぐみを理解し、言語の背景にある文化や社会についても学ぶ。授業では、プレゼンテーションを取り入れつつ、「聞く・話す・読む・書く」の技能を総合的に強化する。さらに、ペア学習やグループ学習を通じて互いに学び合い、自他を尊重しながらコミュニケーション能力を育成する。	
		中国語Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「中国語の初歩的なコミュニケーションを学ぶと共に、中国語履修を通じて中国文化への理解、国際的感覚の育成、コミュニケーション能力の向上」を目的とする。e-Learningシステムを活用し、講義内容や復習資料などの提示だけでなく、小テストを実施する。また協同学習という学習法を取り入れて、ペアワーク・グループワークなどの授業活動を行い、学生の積極的な授業参加を促進させるだけでなく、学生同士間の話し合い・助け合い・学び合いの精神を育み、社会進出への準備としての協同力を育てる。	
		中国語Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「中国語Ⅰを終えた受講生を対象に、中国語コミュニケーション能力の向上を目指して、習った中国語の単語や文法を活用して会話ができること」を目的とする。授業では、会話を中心に、反復、置き換え練習を通して、できるだけ中国語での会話を楽しむ。また協同学習という学習法を取り入れて、ペアワーク・グループワークなどの授業活動を行い、学生の積極的な授業参加を促進させるだけでなく、学生同士間の話し合い・助け合い・学び合いの精神を育み、社会進出への準備としての協同力を育てる。	
		中国語Ⅲ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「中国語Ⅱを終えた受講生を対象に、中国語中上級レベル文章の読解力を高め、中国の最新情報を知り、中国文化への理解を深めること」を目的とする。授業では、中国に起きた出来事を中心とする文章読解を通じて、中国語中上級レベルの「聞く」「書く」「読む」「話す」という総合的な能力を高める。また、前半は中国語文章の構造分析や日本語訳の基本的スキルを身につけるうえ、後半は無料翻訳サイトとChatGPT及びDeepSeekを生かし、その中日対訳の問題点を見出し、よい日本語訳を完成させる技能を学ぶ。	
		中国語インテンシブ 1	本授業の形態は講義とする。本授業は、集中的かつ連続的な中国語学習を通して、中国語力と中国語コミュニケーション能力をレベルアップし、「聴く」、「話す」、「読む」、「書く」などの基礎能力と総合的な運用能力強化を目的とする。週に「読解」「会話」「リスニング」計3コマの授業を受け、Webサイトのe-Learningシステムを利用して中国語検定試験4級を自習する。中国政府指定の世界向けのHSK中国語レベル試験の基準をもとに作成されたHSK3級対応の教科書を採用し、漢字、会話、文法、文化など多彩な内容を学ぶ。	
		中国語インテンシブ 2	本授業の形態は講義とする。本授業は、「集中的かつ連続的な中国語学習を通して、中国語インテンシブ 1 で培った中国語力と中国語コミュニケーション能力を更にレベルアップし、「聴く」、「話す」、「読む」、「書く」などの総合的な運用能力を強化し、中国語検定4級またはHSK3級合格レベルに達すること」を目的とする。週に「読解」「会話」「リスニング」計3コマの授業を受け、Webサイトのe-Learningシステムを利用して中国語検定試験4級を自習する。中国政府指定の世界向けのHSK中国語レベル試験の基準をもとに作成されたHSK3級対応の教科書を採用し、漢字、会話、文法、文化など多彩な内容を学ぶ。	
		中国語インテンシブ 3	本授業の形態は講義とする。本授業は、集中的かつ連続的な中国語学習を通して、中国語インテンシブ 2 で培った中国語力と中国語コミュニケーション能力をさらにレベルアップし、「聴く」、「話す」、「読む」、「書く」などの総合的な運用能力を強化し、中国語検定3級またはHSK4級レベルに達することを目的とする。週に「読解」「会話」「リスニング」計3コマの授業を受け、Webサイトのe-Learningシステムを利用して中国語検定試験3級を自習する。中国政府指定の世界向けのHSK中国語レベル試験の基準をもとに作成されたHSK3級対応の教科書を採用し、漢字、会話、文法、文化など多彩な内容を学ぶ。	
		中国語インテンシブ 4	本授業の形態は講義とする。本授業は、集中的かつ連続的な中国語学習を通して、中国語インテンシブ3で培った中国語力と中国語コミュニケーション能力を更にレベルアップし、「聴く」、「話す」、「読む」、「書く」などの総合的な運用能力を強化し、中国語検定3・2級またはHSK4・5合格レベルの能力に達することを目的とする。週に「読解」「会話」「リスニング」計3コマの授業を受け、Webサイトのe-Learningシステムを利用して中国語検定試験3級を自習する。中国政府指定の世界向けのHSK中国語レベル試験の基準をもとに作成されたHSK4級対応の教科書を採用し、漢字、会話、文法、文化など多彩な内容を学ぶ。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教 養 科 目	外 国 語 教 育	韓国語Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「初修外国語としての韓国語は、隣国の言葉、韓国語の運用能力のみならず、日常生活で接する韓国文化などについて学習することにより、グローバル社会の中で必要とされる異文化に対する理解を通じて、多様性を持つこと」を目的とする。韓国語Ⅰでは、文字であるハングルを習得し、簡単な挨拶表現、自己紹介、買い物などの日常生活に関する初級下レベルのコミュニケーション能力が身につくことを目標としている。	
		韓国語Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「韓国語Ⅰを更に発展させ、韓国語初級上レベルのコミュニケーション能力を身につけ、韓国文化への理解、国際化に対応できるコミュニケーション能力を育成すること」を目的とする。「約束」「道案内」など日常的に使用するトピックを中心に学習を深める。	
		韓国語Ⅲ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「韓国語Ⅰ・Ⅱで学んだことを更に発展させ日常会話のみならず、慣用表現及び公的な場面などで使える表現を学び、国際化に対応できるコミュニケーション能力を育成すること」を目的とする。韓国の伝統文化やビジネスに関するトピックにも触れ、韓国語における中級以上の運用能力を培うことを目指す。	
		韓国語インテンシブ 1	本授業の形態は講義とする。本授業は、「韓国語の言語能力及び韓国文化への理解を通して、国際化に対応できるコミュニケーション能力の育成」を目的とする。集中的かつ連続的な学習を通して、「スピーキング・リスニング・リーディング・ライティング」の4技能をバランス良く習得しながらコミュニケーション能力の向上を目指す。	
		韓国語インテンシブ 2	本授業の形態は講義とする。本授業は、「韓国語の言語能力及び韓国文化への理解を通して、国際化に対応できるコミュニケーション能力の育成」を目的とする。集中的かつ連続的な学習を通して、「スピーキング・リスニング・リーディング・ライティング」の4技能をバランス良く習得しながら、韓国語初級上レベルまでのコミュニケーション能力の向上を目指す。	
		留学生日本語Ⅰ	本授業の形態は講義とする。1年次の留学生を対象にしたクラスである。本授業は、「日本での生活と大学での学修を自立して行うための日本語運用力の育成すること」を目的とする。聴解・読解・会話・作文の基礎能力を伸ばし、漢字・語彙・文法能力を体系的に定着させると同時に、日本社会・文化と自己の言語文化への理解を深め、相互尊重の姿勢を育む。授業は講義を基盤にし、実生活場面を想定した課題とペア・グループワーク、ロールプレイ、調査、ビジターセッション、発表・討論・討議などの協働学習を併用し、情報の収集・整理・発信力と論理的思考力を伸ばす。必要に応じてICTを活用し、自律学習の計画と振り返りを促す。キャンパス内の実地観察や地域との連携活動も取り入れた講義を行う。	
		留学生日本語Ⅱ	本授業の形態は講義とする。2年次の留学生を対象にしたクラスである。本授業は、「留学生日本語Ⅰで培った基礎を発展させ、日本での生活と大学での学修を主体的に進めるためのアカデミック日本語運用力とビジネス日本語能力の育成すること」を目的とする。作文・読解・文法・会話を統合し、要約・引用・レポート作成、論証と反論、質疑応答を強化している。授業は講義を基盤に、文献調査、発表、討論・議論、協働プロジェクトを行い、情報の収集・整理・発信力と批判的思考力を高める。敬語・ビジネスメール、会議・電話応対・プレゼンなどの職場コミュニケーションにも取り組み、職場文化への理解を深める。必要に応じてICTを活用し、図表読解や参考文献の扱い、自律学修の計画と振り返りを促す。キャンパス内外の実地調査や地域連携活動も取り入れた講義を行う。	
	健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学	スポーツ科学概論	本授業の形態は講義とする。本授業は、「運動時の身体の様々な変化を運動生理学的観点から理解する」「トレーニングに伴う身体適応を運動生理学的観点から理解すること」を目的とする。スポーツにおいて、効果的なトレーニングを行うためには身体に関する知識やトレーニング理論が必要不可欠である。授業では、運動時の身体の様々な変化を運動生理学的基礎に基づいて概説する。	
		スポーツ文化概論	本授業の形態は講義とする。本授業は、「文化の一つとして人びとの生活のあらゆる側面に深く浸透しているスポーツと現代社会の課題について考え、理解すること」を目的とする。オリンピックやパラリンピックをはじめ、各種目の世界大会から市民及び地域レベルでのイベントに至るまで、現代スポーツは、私たちの社会生活の様々な側面に深く浸透し、大きな影響を及ぼすものとなっている。授業では、スポーツを文化の一領域として捉え、これらあらゆる社会側面との関係を概観しながら講義を進めていく。	
		健康教育概論	本授業の形態は講義とする。本授業は、「超高齢化社会がもたらした現代社会の健康問題に焦点を置き、積極的に健康を獲得するため、様々な健康問題を提起しつつ、このような問題に対し、どう対処しなければならないのか、その基本となる考え方を身につけること」を目的とする。本授業では、「現代生活における健康の現状」、「ヒトはなぜ健康を考えなければならないか」、「身体活動と健康の関わり」等ヒトは本来どのような動物であるか、という観点から健康に対する考え方を解説する。	
		栄養と健康	本授業の形態は講義とする。本授業は、「健康の維持・増進、ならびにスポーツ競技力向上に向けて、バランスの良い食事を理解し正しく実践するための知識を習得すること」を目的とする。そのために、日々の食事から摂取される炭水化物・たんぱく質・脂質・ビタミン・ミネラルといった栄養素が身体でどのように利用されるか、代謝の仕組みや各栄養素の役割を学ぶ。本授業を通じて、健康増進や運動パフォーマンス向上に資する効果的な食事法について考え、科学的根拠に基づく食事のあり方を理解することを目指す。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
健康・ス ポ ー ツ 科 学	スポーツ科学実習		本授業の形態は実技とする。本授業は、「実技を通して運動能力向上のための生理学的知識と方法を学び、健康の保持、増進に役立てること」を目的とする。自身の運動能力を効率よく向上させるためには、生理学的な知識に基づいた合理的なトレーニングを行うことが大切である。そこで、授業では身体能力を向上させるための実習や身体能力を評価するための測定を行う。	
	健康科学実習		本授業の形態は実技とする。本授業は、「最新の健康科学の知識を学び、食や運動行動の変容を通じたセルフケアの実践力を身につけること」を目的とする。現在の生活習慣を見直し、スマートな方法で美しい健康体の獲得を目指す。授業では、受講者全員の形態や体力、栄養摂取状況、食行動および日常生活での活動量などの測定を実施し、これらの現状を把握する。	
	スポーツⅠ		本授業の形態は実技とする。本授業は、「バドミントン、テニス、バレーボール、サッカーの球技や空手などの武道、ニュースポーツなど種々のスポーツを通じて、生涯スポーツの意義を理解し、健康的な生活を維持するための基礎づくり、コミュニケーション能力を養うこと」を目的とする。本授業では、一般的に馴染みのあるスポーツの実施はもちろんのこと、専門性の高い武道種目からニュースポーツなど、数多くの種目を体験しながら、その種目のルールや楽しさを学び、健康に繋げていけるよう方法学を学ぶ。スポーツⅡあるいはⅢとは異なるスポーツの受講が望ましい。	
	スポーツⅡ		本授業の形態は実技とする。本授業は、「バドミントン、テニス、バレーボール、サッカーの球技や空手などの武道、ニュースポーツなど種々のスポーツを通じて、生涯スポーツの意義を理解し、健康的な生活を維持するための基礎づくり、コミュニケーション能力を養うこと」を目的とする。本授業では、一般的に馴染みのあるスポーツの実施はもちろんのこと、専門性の高い武道種目からニュースポーツなど、数多くの種目を体験しながら、その種目のルールや楽しさを学び、健康に繋げていけるよう方法学を学ぶ。スポーツⅠあるいはⅡとは異なるスポーツの受講が望ましい。	
	スポーツⅢ		本授業の形態は実技とする。本授業は、「バドミントン、テニス、バレーボール、サッカーの球技や空手などの武道、スノースポーツ、ニュースポーツなど種々のスポーツを通じて、生涯スポーツの意義を理解し、健康的な生活を維持するための基礎づくり、コミュニケーション能力を養うこと」を目的とする。本授業では、一般的に馴染みのあるスポーツの実施はもちろんのこと、専門性の高い武道種目からニュースポーツなど、数多くの種目を体験しながら、その種目のルールや楽しさを学び、健康に繋げていけるよう方法学を学ぶ。スポーツⅠあるいはⅡとは異なるスポーツの受講が望ましい。	1クラス共同にて実施
	スポーツレクリエーション		本授業の形態は実技とする。本授業は、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現していくために、スポーツレクリエーション活動を通して、体を動かしたり、人と関わったりすることを楽しみに思うことができるようになること」を目的とする。本授業では、運動・スポーツや仲間と関わるのが苦手な人でも、みんなが楽しくスポーツレクリエーション活動を行えるようなアクティビティを体験しながら、生涯スポーツの基本的な考えについて学び、地域社会でのレクリエーション活動を支援する人材として必要なレクリエーションの基礎的活動・種目や指導方法を学ぶ。	
	文献調査法		本授業の形態は演習とする。本授業は、「レポートや論文を作成するにあたり、必要とされる文献調査の知識と技能を習得すること」を目的とする。文献調査において情報源の種類や評価を学び、適切なプロセスで文献調査ができること、検索結果から情報要求に適合した資料を選択できること、選択した文献のリストを作成できることを目指す。授業では、必要な情報を効率的かつ効果的に検索するための検索技術のほか、情報検索を取り巻く環境について、演習を交えながら総合的に学習する。	
	コンピュータ基礎		本講義の形態は演習とする。本授業は、「Microsoft社 Windows, Word, Excelの基礎的なスキルを身につけること」を目的とする。Word, Excelの基礎を学習する。文字入力、文書作成、表計算などの利用技術や応用を学習することで情報処理ができる能力を習得する。具体的には、COM教室のパソコンを利用し、コンピュータの基本操作からはじめて、アプリケーションソフトの使用法などを実際の作業を通して習得する。	
	基礎情報技術		本授業の形態は演習とする。本授業は、「Microsoft WordおよびMicrosoft Excelの基礎的な利用方法と技術を習得すること」を目的としており、大学での学びや社会において必要となる基本的な情報処理能力の向上をねらいとする。講義では、Word文書の作成に関する知識や技術を学ぶとともに、Excelを利用したデータベースの作成や基本的な関数を用いたコンテンツの作成を実践的に学習する。またWordとExcelの連携機能についても理解し、総合的なコンテンツ作成について修得する。	
	基礎情報処理Ⅰ		本授業の形態は演習とする。本授業は、「大学における4年間の学修や、情報社会における社会人として求められる情報活用能力（コンピュータリテラシー）を身につけること」を目的とする。講義では、コンピュータの基本操作、Microsoft WordおよびPowerPointの基本的な使用方法、ブラウザや電子メールの利用、情報検索の方法について学習し、情報を収集して発信する一連のプロセスや注意点、情報処理技術を修得する。	
	基礎情報処理Ⅱ		本授業の形態は演習とする。本授業は、「コンピュータの基本的な操作を習得し、データを収集して分析する一連の能力を修得すること」を目的としている。またそれに関連した情報処理技術の定着に重点を置いている。講義は実践的な作業を中心に構成されており、限られた時間内で効率よく作業を遂行する判断力や工夫する力の育成をめざす。基礎情報処理Ⅱでは、主にExcelの基本操作や基本的な計算式の利用を学び、参照形式の使い分けを理解したうえで、関数を多様に利用できる概念的理解を目指す。	
教 養 科 目				
情 報 教 育				

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教 養 科 目	情 報 教 育	データサイエンス概論	本授業の形態は講義とする。本授業は、「近年注目を集めるデータサイエンス(DS)の全体像を俯瞰的に概説するとともに、ビジネスや社会における活用事例を紹介すること」を目的とする。特に文系学生に対し、DSを学ぶ意義と必要性を伝え、学修へのモチベーションを高めることをねらいとする。講義では、AIやビッグデータといったキーワードに代表されるDSについて、センセーショナルなイメージや誤解を解きほぐしながら、実際の社会・経済分野における有効な応用例を通じてその本質を理解する。また、DSの基盤をなす情報技術、AIの仕組み、統計学の考え方といった構成要素についても、基礎的な理論や原理を平易に解説する。これらを通じて、文系分野においてもDSを適切に活用できる人材、あるいはその基礎力を備えた人材の育成を目指す。	
		データサイエンス実践	本授業の形態は演習とする。本授業は、「ビジネスや医療、社会におけるデータサイエンス(DS)の基礎知識と応用事例を学び、演習を通してDSの実践体験を行うことで、文系の学生にとってもDSが将来のキャリアパスにおいて重要な役割を果たす可能性があることを理解すること」を目的とする。講義では、経営管理、品質管理、企画・開発、マーケティングなど、さまざまな分野におけるDSの有用性を学びながら、Rなどの統計解析ツールを用いたデータ分析の基本的な手法を習得する。さらに、ウェブ情報解析、テキスト処理、自然言語処理などの身近な応用から、統計解析、グラフィックス処理、機械学習、データマイニング、テキストマイニング、AI・ディープラーニングを用いた実習を通じて、DSの幅広い応用可能性を体験する。これらの学修を通して、DSの意義を正しく理解し、社会で活かすための洞察力を養うとともに、将来的にビジネスパーソンあるいはデータサイエンティストを目指す契機となることをねらいとする。	
		データサイエンス基礎Ⅰ	本授業の形態は演習とする。本授業は、将来的にデータ分析を通じて社会に貢献したいと考える学生を対象に、「データ分析に不可欠な基礎数学と多変量解析の技法を習得すること」を目的とする。前期Ⅰでは、主にシグマ計算や行列演算といった基礎数学に加え、回帰分析・主成分分析などの多変量解析の基本的な手法を学ぶとともに、これらの計算をPythonを用いて実行する実践的なスキルを身につけることをねらいとする。講義では、行列をはじめとする数学的基礎を丁寧に解説し、分析手法の理論的な定式化とその活用方法を学ぶ。さらに、定式化したモデルをPythonプログラムに実装し、実際にデータ処理・分析する体験を通じて、データサイエンスにおける理論と実践の結びつきを深く理解することを目指す。	
		データサイエンス基礎Ⅱ	本授業の形態は演習とする。本授業は、将来的にデータ分析を通じて社会に貢献したいと考える学生を対象に、「データ分析に不可欠な基礎数学とAI・機械学習に関する分析技法を習得すること」を目的とする。後期Ⅱでは、主に数列、関数、微分・偏微分といった数学の基本概念を学ぶとともに、AI・機械学習の主要な手法についても理解を深める。さらに、こうした計算や分析を、データサイエンス分野で広く使用されるPythonを用いて実践する力を養うことをねらいとする。講義では、AI・機械学習の基盤となる数学的知識を丁寧に解説し、数理的な理解と実践的応用の両面から学修を進める。また、Pythonのライブラリを活用して、AI・機械学習の基本的なモデルを実装・体験することで、理論と実装のつながりを理解し、実社会の課題に応用できる基礎力を身につけることを目指す。	
		応用情報技術	本授業の形態は演習とする。本授業は、「Microsoft WordおよびMicrosoft Excelの応用的な利用方法と技術を習得すること」を目的としている。その中で特に概念的な理解と発想を伴った情報処理能力を身につけることをねらいとし、Word文書の作成に関する詳細な知識や技術を学ぶとともにExcelとの連携による総合的なコンテンツ作成を修得し、一方でExcelを活用したデータの分析や多様な関数を用いた簡易的なシステム作成などを修得する。	
		インターネット演習	本授業の形態は演習とする。本授業は、「インターネットの一般的な利用法やネットワークの仕組み、Webページ作成技術など、インターネットに関する全般的な知識と技能を習得すること」を目的とする。講義では、ネットワークの歴史や仕組みに関する基礎知識を修得したうえで、HTMLやJavaScriptを用いたWebページの作成技術について学習する。また、インターネットの利用にあたって必要となるマナーや関連法規についても理解を深める。	
	自 然 科 学	数学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「対象を分析・解析し、合理的に判断する力としての数理的な思考を養うとともに、専門科目の学修に必要な数学の基礎力を固めること」を目的とする。講義では、日常生活や社会の中で役立っている数学の応用事例を取り上げながら、「数学」が現実世界でどのように利活用されているかを実感させるとともに、数理的な思考の意義と具体的な活用方法を理解し、それを実際に身につけることを目指す。	
		数学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「対象を分析・解析し、合理的に判断するための数理的な思考を養い、あわせて専門科目の学修に必要な数学の基礎力を固めること」を目的とする。講義では、データ分析や統計解析の基礎概念である確率論と確率過程を紹介し、数理的な思考の意義と具体的な活用方法を理解し、習得することを目指す。特にこの「数学II」では、カオスやフラクタルといった現代的な数学のテーマも取り上げ、数学の面白さについても体感してもらう。	
		物理学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「身の回りのさまざまな現象に含まれるしくみ(物理)に関心をもち、それを理解し応用するための考え方を身につけること」を目的とする。講義では、力学・電磁気学・波動・熱力学といった物理学の基本的な理論を解説し、日常生活に現れる現象や物質、身近な機器、さらには最新の科学的トピックに至るまで、同じ理論がどのように応用されているかを講義および演習を通じて学ぶ。これにより、物理の理論が現実の理解や課題解決に役立つものであることを実感しながら学修を進めることを目指す。	
		地学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「生命の進化の過程に焦点を当てながら、約46億年にわたる地球の歴史を紹介し、それを読み解くための地球科学の研究方法を学ぶこと」を通じて、論理的・科学的な思考力を養うこと」を目的とする。さらに、雄大な地球の歴史に対する理解を深めることにより、変化しやすい地球環境を守ろうとする態度の素地を育成することもねらいとする。高校で地学を履修していない受講者にも配慮し、恐竜絶滅など一度は聞いたことがあるトピックを中心に取り上げ、受講者が地学に親しみを持てるような講義展開に努める。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教養科目	自然科学	地学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「地球の岩石圏・水圏・大気圏の構造や、それらの活動システムを理解するとともに、そうした自然の営みが災害として人類に与える影響について具体例を通じて学ぶことで、自然災害大国・日本において生き抜く力を養うこと」を目的とする。講担当者が実際に関わった九州における研究事例を紹介しながら、自然災害を身近なものとして捉えられるよう工夫する。また、高等学校で地学を履修していない受講者にも配慮し、なるべく専門用語は避け、これまでの学習で理解できるような講義展開につとめる。	
		生物学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「一般教養としての生物学の基礎知識を習得すること」を目的とする。生物学が網羅する分野は、DNAやタンパク質といった分子レベルから、地球環境に至るまで幅広い。授業では、特に、生物の体の構造と機能の基本単位である細胞と、細胞から構成される動物の体の様々な器官の働きを中心に学んでいく。分子から個体レベルに至るまでの知識を体系的に整理し、生物学の基本的な理解を深めることを目指す。また、がんや遺伝子診断、新興感染症など現代社会で注目される生命科学の諸課題を取り上げ、これらのテーマに関する科学のおよび歴史的背景や技術的原理を理解するとともに、最新の研究動向や社会的影響についても考察する。	
		統計学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「記述統計学の基本的考え方を理解し、主要な統計量（平均、分散、標準偏差など）の本質を十分に習得し、具体的な計算ができ、且つ、自分で適切に利用できるようになること。推測統計学の基礎となる“確立の概念”と“確率分布”について学び、統計的仮説検定のやり方を理解すること」を目的とする。そのために、いくつかの代表的ケースについて仮説検定の練習問題を実施する。これらの作業をもとに、仮説検定の基礎を十分に理解し、自分で利用できるようになることが、二つ目の目標である。	
		統計学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本講義は、「推測統計学の考え方を理解し、主要な仮説検定を実施できるようになることである。さらに、理論のみならず練習問題・課題を通して自分で適切に仮説検定を実施できるようになること」を目的とする。「その結果から何が言えるのか」、「その結果をどう評価するのか」を自分で判断できるようになることを目標とする。これらの学習を通して、現実のデータ分析において統計学の有用性も理解できるようになる。	
		環境科学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「人間活動と自然との関わりについての基礎的な知識を学び、考える」ことを目的とする。自然も、社会も、文化も、私たちをとりまく「環境」であり、私たちには、この「環境」を持続可能な状態に保ち、次の世代に引き継いでいく責任がある。身近な話題、直近の話題、映像や写真を取り入れて、わかりやすく講述する。また、話を聞くだけでなく、毎回、受講生自身の考えを書く時間を設け、思考力を養うことを目指す。	
		環境科学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「身近な食べ物から出発して、食料生産、加工、流通の実態や課題について理解するとともに、それが国内や世界の環境にどのような影響を与えるのかを考える」ことを目的とする。特に、食や農業と環境問題との関係性に焦点をあてて学ぶ。具体的には、ダイエットや機能性食品、公害、農業、畜産と環境問題といったトピックスを取り上げつつ、自らの食生活を客観的に分析することを通じて、持続可能な食と環境の在り方について、実践的に考えていく。	
	人文科学	論理学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、非形式論理学（informal logic）の基礎を学ぶものであり、「日常的な議論に潜む推論の構造を分析しその妥当性や説得力を評価するためのテクニックを習得し、論理的に考えるためのトレーニングを積むこと」を目的とする。推論の種類、誤謬の典型例、主張と根拠の関係を客観的な概念を整理するとともに、多数の練習問題を通じて論理的かつ批判的に考えるための実践的な訓練を行う。	
		論理学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「形式論理学（formal logic）の基本的ツールを習得し、推論についての理解を深めること」を目的とする。命題論理や述語論理における、推論の記号化の仕方や推論の妥当性の機械的な判定方法を学ぶことを通じ、複雑な命題や推論を形式的に表現しその意味や正しさを厳密に検討するための数学的な道具立てを身につけるとともに、論理的に考えるとはどういうことかについての哲学的な理解を深めることを目指す。	
		哲学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、単に哲学に関する知識を獲得することではなく、「哲学的な思考方法を身につけること」を目的とする。過去の哲学者が何を問題として、どのような議論を行ったのかを整理することで、自らの意見をその根拠から論理的に説明できるようになることを目指す。	
		哲学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「中国の伝統的な思想と、その大きな影響の下に形成された日本の思想について学ぶこと」を目的とする。中国については、『詩経』や『書経』などの「古典」に記された中国人の原初的な世界観がどのようなものであったのか、そしてそれがどのような思想として展開していったかを見ていく。日本については、仏教や神道についても十分な目配りをしつつ、特に儒教思想が、日本人の政治観や人間観にどのような影響を与えたか、そしてそれが明治以降の日本にもどのような形で残っているかについて、その功罪両面を見ていくこととする。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教養科目	人文科学	日本文学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「日本語史に即した文学史を検討すること」、「日本の文学作品における特質的な美的概念について理解すること」を目的とする。「日本文学の歴史は、そのひとつひとつの作品を書き留め、語り継いでゆくことは、つまり日本語の歴史を併せ考えることで、より立体的・総合的な把握が可能となる」という事実を実践しようとするものである。また、日本の文学作品における特質的な美的概念や文化的背景に焦点を当てつつ、各作品に対し、読者としてどのようにして向き合っていくのかという点について深く考究することを目指すとする。 具体的な内容としては、概ね19世紀までの古典文学作品を中心に時代を追ってとりあげ、丁寧に読解しつつ諸作品の文体的な特徴について学ぶこととなる。その際手掛かりとなるのは、「表記様式（どう書かれているか）」「使用文体（和文・漢文・変体漢文・和漢混濁文など）」「流布の仕方（写本・版本など）」などである。	
		西洋文学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「19世紀イギリス文学の主要作品について、作家とその時代、及び作品の特徴についての知識を身に付けるとともに、作品に描かれている『人間』やそこで使われている『言葉』をとらえて、『人間とは何か』について理解を深めること」を目的とする。そのためには、作品を楽しむこと、を第一義とし、授業内で配布するプリントや、大学図書館のデータベースを活用して、受講生はさまざまな作品の一部を読解し、味わうこととなる。	
		美術Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「西洋美術史における代表的な作品や主題を取り上げ、ギリシャ・ローマ神話、聖書、歴史など、西洋美術の伝統を形づくる重要な知識を解説しながら作品を鑑賞し、作品の背景にある歴史への理解を深めること」を目的とする。これを通じて、西洋美術作品への理解と親しみを深めるとともに、ユニバーサルな大学人としての教養を培うことを目的とする。	
		美術Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「西洋と日本の近代美術作品を通して、その画家が生きた時代、絵画思想について学ぶこと」を目的に、19世紀以降の印象派、ポスト印象派、20世紀の作家に焦点を当てると共に、西洋美術から大きな影響を受けながら展開した明治以降の日本近代美術についての理解を深める。また、久留米や福岡出身の作家についても学び、地域に根差す美術や美術史についても知る機会とする。	
		日本史学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「歴史を学ぶことで新たな歴史への認識を持ってもらうこと・現代の立場から過去の社会を歴史的に理解すること」を目的とする。加えて、歴史的思考力や批判的視点を養うことも重視する。本授業では、主に16世紀から19世紀を対象に、過去に起きた諸事象を歴史的事実として理解するだけでなく、資料研究の重要性や研究の楽しさに触れながら、新たな歴史学への理解と関心を深めることを目指す。	
		朝鮮史学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「有史以来、日本と緊密な交流を繰り返してきた朝鮮半島地域の人々の歴史について、多角的な問題関心を抱いてもらうための基礎的な知識を獲得すること」を目的としている。そこで、本授業では、主に15世紀から19世紀末までの朝鮮半島地域で展開された歴史上の諸問題について、中国や日本をはじめとした、周辺の諸地域の歴史的な動向にも注意を払いながら、概略的に解説を加えていく。	
		中国史学	本授業の形態は講義とする。本授業は、「歴史の考察を通じて、現在の視点から中国を中心とする東アジア世界の歴史を巨視的・客観的に捉え、その共通点・相違点を包括的に理解する能力を養うこと」を目的とする。本授業では、中国を中心とする東アジアの歴史を、現在の我々の生活に密接に関わり、なおかつ歴史的に重要な役割を果たした様々な諸問題や事象、モノの動向に着目して考察する。	
		西洋史学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、古代から中世、近世までのヨーロッパ史の概略を学んでいく。「異なる社会や文化、制度の成立や思想、哲学・倫理の発展の背景にどのような歴史的経緯があり、それらが現代に生きる我われと世界にいかなる影響をおよぼしているのかを理解すること・西洋の文化を理解するために、その背景にあるキリスト教の文化と歴史を理解すること」を目的とする。ヨーロッパ史における主要なテーマの考察を通して「現在の歴史性」を認識し、現在の諸問題の歴史的背景を考察する素地を養う。	
		西洋史学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「近世以降の欧米史の概観をふまえてヨーロッパの近現代史を考察すること」を目的とする。そのさい、ヨーロッパにおける代表的な被差別者集団のひとつであるユダヤ人と彼らの迫害の歴史を通してヨーロッパの近現代を考察する。ユダヤ人迫害の中心地の一つであったドイツに焦点を当て、ドイツ近現代の社会経済とナチス・イデオロギー関係の分析をとらえて、ホロコーストに行き着いた反ユダヤ政策の特徴を考察する。	
		文化人類学Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「文化人類学的な発想から、基本的な用語と基本的な用語とエスノグラフィー（民族誌）や資料の紹介を通じて、さまざまな『違い』を認識したうえで、それぞれの『違い』との向き合い方について理解すること」を目的とする。自分の言葉を用いて、その学習成果を表現するところまでを一連の作業とし、この作業を通して、個々の具体的な文化の多様性や普遍性を確認し、学びを深めることを試みる。	
		文化人類学Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、文化人類学的視点から、「文化の離れたところに存在する他者を理解する糸口をつかむこと」を目的とする。世界各地の具体的な地域環境や歴史の概略の学習を踏まえて、文化人類学的なフィールドワークの模様がわかる映像資料の視聴をおこなう。自分の言葉を用いて、その学習成果を表現するところまでを一連の作業とし、この作業を通して、具体的な文化の多様性や普遍性を確認し、学びを深めることを試みる。	

科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
人文科学		人文地理学Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「世界の地域の特性を産業からとらえること」を目的とする。地理学は地域を対象とし、その地域特性を把握する学問である。主に農業、工業をとりあげ、これらの産業が地域といかに関係して地域的特性をつくりあげているのかを学習する。	
		人文地理学Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「地域の特性を人口と都市からとらえること」を目的とする。人口については、人口規模、人口構成、人口移動などによって地域の特性を空間分布やその変化の把握、さらにその要因などを学習する。都市については、都市分布の空間特性、都市空間構造とその変化、都市問題などについて学習し、都市が地域的にどのような特性をもっているかについて考える。	
		日本の歴史文化		本授業の形態は講義とする。本授業は、「日本の歴史や文化についての学修・検討を通して、日本社会の在り方やその特徴・習慣への理解を深めること、および日本語能力を向上させること」を目的とする。具体的には、特に久留米・柳川・太宰府・博多をはじめとする福岡県地域の古代から近現代にわたる歴史事象・文化遺産などについて講義や討議で理解を深めると共に、それらの中で用いられる人称・待遇表現・数詞など日本語に関する小課題をも考察してゆく。	
		日本文化論Ⅰ		本授業の形態は英語による講義とする。本授業は、「社会をどのように考えるかを通して、その社会の現状や文化を理解すること」を目的とする。本授業は、現代日本文化に関連する多くの問題を紹介・検討する。日本の精神的な面とそれが反映された言語あるいは行動の特徴を考察する。	
		日本文化論Ⅱ		本授業の形態は英語による講義とする。本授業は、「社会をどのように考えるかを通して、その社会の現状や文化に対する理解をより深めること」を目的とする。現代日本文化に関連する多くの問題を取り上げ、日本の精神的な面とそれが言語や行動の特徴として反映される様式・方法について主に検討する。	
	教養科目	法学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「憲法・民法・刑法の基本的な概念を理解し、日常生活の中にある法的な問題に関心を持って自分なりに考察すること」を目的とする。まず3つの法律の考え方や仕組みの基礎を学び、それぞれの法律の基本概念を学習した後、実際に起こった事件についての裁判例を題材として、裁判所の判断を検討して、法的な思考方法を理解した上で、個々人がそれぞれ考えたことや感じたことを共有し合って考察を深める。	
		日本国憲法		本授業の形態は講義とする。本授業は、「日本国憲法の基本的な仕組みと考え方に対する知識を習得し、憲法と社会との関わりを理解できるようにすること」を目的とする。本講義では、憲法と社会の関わりに焦点を当てるために、具体的な裁判例を多く検討しする。死刑や生活保護、夫婦同性、自衛隊などの具体的な問題について検討しながら、憲法をめぐる考え方の対立を説明し、現代社会において憲法が果たしている役割や意味をともに考えていく。	
		経済学Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「日常の経済現象への興味を深めるとともに、国内外の経済問題について基礎的な用語やその理論的背景を知り、ミクロ経済学の基礎理論を説明し、公務員受験に対応できるレベルに到達すること」を目的とする。本授業ではミクロ経済学の基礎理論(消費者理論・生産者理論・市場の均衡など)を説明・解説すると同時に、過去の公務員試験問題に取り組むことでさらに理解度を深めるようにしている。	
		経済学Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「日常の経済現象への興味を深めるとともに、国内外の経済問題について基礎的な用語やその理論的背景を説明し、マクロ経済学の基礎理論を説明し、公務員受験に対応できるレベルに到達すること」を目的とする。本授業ではマクロ経済学の基礎理論(国民所得の諸概念・IS-LM分析など)を説明・解説すると同時に、過去の公務員試験問題に取り組むことでさらに理解度を深めるようにしている。	
		政治学Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「私たちの生活と政治の関係についての認識を深めるとともに、私たちと政治のつながりについて考えること」を目的とする。本授業は、具体的なテーマ(税金、ジェンダー、地方自治体、半導体、安全保障、選挙など)を手掛かりに、前半と後半に分けて講義を進める。前半では、教員がテーマの概要を講義し、後半では、そのテーマについて多様な意見に触れながら、自分の意見を考える機会にする。	
		政治学Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「私たちの生活と政治の関係についての認識を深めるとともに、私たちと政治のつながりについて考えること」を目的とする。本授業は、具体的なテーマ(人口減少、市町村合併、気候危機、原発、消費税、地方議会など)を手掛かりに、前半と後半に分けて講義を進める。前半では、教員がテーマの概要を講義し、後半では、そのテーマについて多様な意見に触れながら、自分の意見を考える機会にする。	
		社会学Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「社会学の基本的な考え方について理解し、日常生活で生起する何気ない現象から、現代社会の諸問題まで社会的に解説していく力を身に付けること」を目的とする。社会学と聞くと、高校までの社会科をイメージしてしまう人もいるかもしれない。しかし社会学は社会科とは別物であり、社会学は現代社会を捉えるための道具である。したがって、現代社会や社会現象に関心や疑問を抱いていれば、社会科が苦手であったり、社会科の知識がなくても十分参加できる学問である。社会学の成立過程と、基本的な考え方や概念を網羅的に講義する。講義を通して、社会的なアプローチについて、関心を深める。	

科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
社会科学		社会学Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「社会学の基本的な考え方について理解し、日常生活で生起する何気ない現象から、現代社会の諸問題まで社会学的に解説していく力を身につけること」を目的とする。社会学とは、様々な社会現象について、先入観にとらわれることなく、一歩下がって客観的に捉えなおす学問である。その際、それぞれが無意識のうちに抱いている常識や先入観を相対化し、改めて社会現象に対峙する事が求められる。本授業では、それぞれが抱いている常識や先入観を自覚してもらい、それを疑いながら、特に若者に関係の深い現代社会の謎や諸問題についてについて考察していく。	
		日本の政治経済Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「現代日本政治の基礎知識（歴史・思想・制度）を学び、教養としての政治を身につけること」を目的とする。本授業では、現代日本の政治・経済・社会問題への理解を深め、その背景となる歴史的経緯、および日本政治の基本的な制度・統治機構と、それらと密接にかかわる政治思想について解説する。日本国憲法の内容や歴史、三権分立、議院内閣制、選挙制度、政治家の活動、官僚制度、地方自治制度、マスメディア等について学習する。積極的な質問・参加を授業態度として期待する。また、期末試験とともにレポートを課題として課す。日本の政治制度をよく理解し説明できるようになり、自分の見解を述べるができるようになることを到達目標とする。	
		日本の政治経済Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「日本の戦後政治・経済史を通して、現代日本を取り巻く現状と課題を理解できる教養を身に着けること」を目的とする。授業の前半では、GHQ統治下のさまざまな政策や、戦後復興期から高度経済成長期までの社会構造の変化について学習する。授業の後半では、安定成長期の特徴や日米貿易摩擦、バブル経済の発生と崩壊、その後の経済政策（デフレ対策）について学習するとともに、経済のグローバル化やSDGs（持続可能な開発目標）、DX（デジタルトランスフォーメーション）などに対する我が国の取り組みなど、最近の時事テーマについてもわかり易く解説する。	
教養科目	キャリア教育	大学とキャリア		本授業の形態は講義とする。本授業は、「将来のキャリアを見据えながら、大学4年間の目的・目標・行動計画を具体的に作成すること」を目的とする。本授業では、大学での学びをはじめ、部活動・サークル・委員会活動、留学・語学研修・国際交流、インターンシップ、アルバイトなどについて、担当教員、授業アシスタント、上級学年の学生、外部ゲストスピーカーなどから多様な意見や考えを聞く機会を設ける。また、将来に必要となる「社会人基礎力」の検査を実施し、今後強化すべきスキルを特定したうえで、具体的な行動計画を立案・実践し、スキルの向上につなげる。	
		社会とキャリア		本授業の形態は講義とする。本授業は、「大学卒業後のより良いキャリア選択（今後の自分の生き方・働き方）を検討するために、幅広く「社会」について理解を深めること」を目的とする。少子高齢化、自然災害、SDGs、ジェンダーなど、現代社会を取り巻くテーマについてグループで議論を重ねながら、学びを深めていく。また、行政機関などから社会課題に関するテーマの説明を受け、その解決策を検討・発表する過程を通じて、論理的な思考力と表現力を養う。	
		キャリア形成演習		本授業の形態は演習とする。本授業は、「企業や事業所等での就業体験を通じて、将来のキャリアを具体的に検討し、社会人として必要な知識や態度を習得すること」を目的とする。単なる就業体験にとどまらず、研修前の事前学習と体験後の振り返りを通じて、今後につながる学びを深める。授業では、業種・企業・職業に対する理解を深め、就業体験に参加するために必要な知識やスキルを習得する。体験した内容はプレゼンテーション資料としてまとめ、発表を行う。	
		判断推理		本授業の形態は講義とする。本授業は、「判断推理を学習する過程を通じて社会生活において求められる論理的思考力を養うとともに、公務員試験や就職試験問題に対応できる解答力を養成すること」を目的とする。本講義では、問題解答のための作図方法や解法を説明し、これまでに判断推理に触れたことのない学生でも演習問題が解答できるように講義を進める。また、各講義内において講義の理解度や到達度を確認するため、適宜問題演習も行う。	
		数推推理		本授業の形態は講義とする。本授業は、「数推推理を学習する過程を通じて社会生活において求められる論理的思考力を養うとともに、公務員試験や就職試験問題に対応できる解答力を養成すること」を目的とする。本講義では、基本的な計算力を身に付けられるように解説を行い、理数系科目を苦手としている学生でも問題が解答できるように講義を進める。また、各講義内において講義の理解度や到達度を確認する為、適宜問題演習を行う。	
		グローバル・キャリア		本授業の形態は演習とする。本授業は、「地域や世界の動向に興味・関心をもち、地域の課題解決に向けて論理的思考力とコミュニケーション・スキルを向上させること」を目的とする。授業では、課題に関連する地域の主要な場所を視察し、課題について正しく理解する。中間発表・最終発表の2回にわたり、担当教員の指導のもとで資料を作成し、行政関係者や地方銀行・メガバンクの担当者を前に、グループごとに解決策を発表し、フィードバックを受ける。	
		仕事とキャリア		本授業の形態は講義とする。本授業は、「将来のキャリア（働き方・生き方）を多角的かつ具体的に検討すること」を目的とする。授業では、業種や職種など、仕事の構造について理解を深める。また、外部のビジネス現場で活躍する方々（業種別の人事担当者など）から実際のビジネスに関する話を伺い、現場の視点を学ぶ。さらに、グループ討論を通じて、ビジネス社会や企業の現状・課題、企業における仕事の実態について理解を深め、自身の将来のキャリア（働き方・生き方）について考察する。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教 養 科 目	キ ャ リ ア 教 育	キャリア・フィールドワーク	本授業の形態は演習とする。本授業は、「企業への訪問（フィールドワーク）を通じて、提示された課題の解決に取り組みながら、『ビジネスとは何か』『仕事とは何か』について理解を深めること」を目的とする。授業では、実際に現場へ出向き、働いている方々から話を伺いながら、ビジネスにおける課題をグループで検討する。必要に応じて、量的・質的な調査も実施する。中間発表・最終発表の2回にわたり、担当教員の指導のもとで資料を作成し、企業の方々の前でグループごとに解決策を発表し、フィードバックを受ける。	
		ディベート	本授業の形態は演習とする。本授業は、「教育ディベート手法を用い、昨今の激動する社会において自ら冷静に思考・判断し、個人・集団でより良い解決法を見出す技法を体得すること」を目的とする。 演習過程で、情報の事実認識（社会情勢の考察、情報の取捨選択）、分析・解釈（論理法）、制度・思想（法律・社会倫理）等の各要素を包括的に学び、社会テーマ（論題）を其々が主体的に考え（公共性）、その根拠を調べ（調査力）、より客観的に判断し（判断力）、決定した内容を意思伝達する（表現力）を体得することを目指す。	
		キャリア特講	本授業の形態は講義とする。本授業は、「SPI (Synthetic Personality Inventory) に代表されるような就職適性試験の非言語分野問題に対応できること」を目的とする。本授業では、就職適性試験の非言語分野の問題を解くにあたって最低限必要な数学や理科、論理の基礎的知識を確認しながら、限られた時間で問題を解けるようになるよう講義する。またSPI以外の就職適性試験も視野に入れる。理解度が低い学生に対しては講義での説明や机間巡視時の個別対応を重視し、理解度が高い学生にはレベル別の豊富な問題を提供することでそれぞれのニーズに対応する。	
		応用判断推理	本授業の形態は講義とする。本授業は、「判断推理を履修したことを前提として、更に公務員試験における解答力を養成すること」を目的とする。本講義では、問題解答のための作図方法や解法を説明し、判断推理が得意ではない学生でも問題が解答できるように講義を進める。必要に応じて「判断推理」を履修時に学習した内容を確認および復習しつつ、より難易度の高い内容や演習を行い、より広い範囲において問題解答能力を高めることを目指す。	
		応用数的推理	本授業の形態は講義とする。本授業は、「数的推理を履修したことを前提として、更に公務員試験の数的推理に対応できる解答力を養成すること」を目的とする。本講義では、解説および演習を行い、数的推理が得意ではない学生でも問題が解答できるように講義を進める。必要に応じて「数的推理」を履修時に学習した内容を確認および復習しつつ、より難易度の高い内容や演習を行い、より広い範囲において問題解答能力を高めることを目指す。	
		公共特講（経済系）Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「経済学系の公務員試験対策として、ミクロ経済学の基礎を固めること」を目的とする。具体的には、地方公務員上級試験（行政事務職）及び国家公務員試験（一般職）の専門科目のミクロ経済学について解説し、練習問題を解いていくことで、より理解を深める。そのことによって、単に公務員試験対策というだけでなく、論理思考を鍛え、経済学的な考え方を身に着けることを目的とする。特に図で考えるトレーニングとなるため、一般企業での就職試験で採用されるSPI対策ともなることが期待される。また、そのことは、一般的にマスメディで解説される国内外の様々な事象が、経済学的には必ずしも正しくない場合があることを気づかせる。	
		公共特講（経済系）Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本授業は、「経済学系の公務員試験対策として、マクロ経済学の基礎を固めること」を目的とする。具体的には、地方公務員上級試験（行政事務職）及び国家公務員試験（一般職）の専門科目のマクロ経済学について解説し、練習問題を解いていく。そのことによって、単に公務員試験対策というだけでなく、論理思考を鍛え、経済学的な考え方を身に着けることを目的とする。これは、一般的にマスメディで解説される国内外の様々な事象が、経済学的には必ずしも正しくない場合があることを気づかせる。とりわけ、マクロ経済学における乗数理論は、公共事業の効果や増税か減税かという国の財政問題を考えるうえで、非常に有用な視点を与えてくれる。	
		キャリア・プロジェクト	本授業の形態は演習とする。本授業は、「大学・企業関係者、受講者が協力して一つのプロジェクト（行事）を企画・実施するとともに、将来のキャリアについて具体的に検討すること」を目的とする。本授業では、就職・キャリア支援課主催の「業界・企業研究会」をプロジェクトとして企画・運営し、招へいた企業（業界）をグループごとに担当する。オンラインでのインタビュー、企業紹介シートの作成、学内での広報活動、当日の司会進行・アテンドなどを分担しながら、ひとつのプロジェクトを実行する。	
	地 域 学	久留米学（歴史と環境）	本授業の形態は講義とする。本授業は、「久留米大学が立地する周辺環境（特に筑後川流域圏）について考え、久留米・筑後地域の歴史と環境について総合的に理解すること」を目的とする。本授業では、久留米大学の沿革、久留米・筑後地域の自然環境、歴史、文学、芸術（美術）などの概要を学修し、単なる知識の習得ではなく、「久留米・筑後」地域を多角的な視点から総合的に理解しようとする積極的な受講姿勢が求められる。また久留米市内を中心としたアクティブラーニング（フィールドワークなど）を通じて、同地域への理解を可視化させることも目標とする。	
		久留米学（文化と社会）	本授業の形態は講義とする。本授業は、「久留米・筑後川関係地域のみならず、日本に共通する地域の課題やそのための取り組み、今後の地域およびそこで暮らす人々のありかたに関する幅広い知見を身に着けること」を目的とする。久留米大学に学ぶ学生にとっては、久留米大学の位置する久留米市や筑後地域を知ること重要である。	
		久留米・筑後体験演習	本授業の形態は演習とする。本授業は、「筑後圏域をキャンパスと見立てるフィールドワークにより、①地域の自然・歴史・文化、少子高齢化、経済変動、地域社会の変化等の諸問題を地域の人たちと一緒に考えること、②久留米、福岡、日本、アジアそして世界を知ること、③課題発見、探求能力、行動力、社会性、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等の基礎的な力を身に付けること」を目的とする。本授業では、計3回の体験演習を通して、学外で様々な体験を行う。	
		地域連携実践演習Ⅰ	本授業の形態は演習とする。本講義は、「地域の行政・学校・住民団体などとの連携を通じて、地域社会の実情を知り、その課題を考え、「市民参加」や「市民活動」、「選挙啓発事業」、「社会貢献活動」などに関する活動を行うこと」を目的とする。	

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
教 養 科 目	地 域 学	地域連携実践演習Ⅱ	本授業の形態は演習とする。本講義は、「地域の企業・行政・学校・住民団体などとの交流・連携を通じて、地域社会の実情を知り、その課題を考え、市民参加や市民活動、選挙啓発事業、社会貢献活動などに関わること」を目的とする。	
		シティズンシップ論Ⅰ	本授業の形態は講義とする。本講義は、「SDGsと自らの興味関心の対象や地域を結び付けて考え、今後、どのように学びを深め、実践していくべきかについて学ぶこと」を目的とする。本講義では、「持続可能な発展」に関する国際動向を踏まえ、とくに、2015年9月、国連総会において採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ2030」の持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の内容を学習する。	
		シティズンシップ論Ⅱ	本授業の形態は講義とする。本講義は、「持続可能な発展に関する国際動向を踏まえ、特に地域に着目し、持続可能な地域づくりについて学習すること」を目的とする。シティズンシップは、主として地域市民としてどのように地域社会にかかわり、持続可能な地域づくりを行うかということであり、本講義では、自分と地域社会とのつながりや、自分や地域社会の幸福（Well-being）について、多様な視点から幅広く考え、学ぶ。	
		地域学演習Ⅰ	本授業の形態は、演習とする。本授業は「地域に着目し、様々な課題に直面する地域およびそこで暮らす人々の生活を、どのようにより良くしていくかを考えること」を目的とする。本授業では、アントレプレナーシップ論の基本となる学術的な理論や、起業家（アントレプレナー）の行動や発想・考え方、さらに、事業計画の策定方法について学んだうえで、どのように地域社会にかかわり、持続可能な地域づくりを行うか、多様な視点から幅広く考え、実際の活動を通じて学びを深める。それにより、受講者の地域におけるアントレプレナーシップや事業計画・実施能力、今後の地域のあり方を新たな視点で考える能力を醸成する。	
		地域学演習Ⅱ	本授業の形態は演習とする。本授業は「地域学演習Ⅰに引き続き地域および社会起業・ソーシャルビジネスに着目し、様々な課題に直面する地域およびそこで暮らす人々の生活を、社会起業・ソーシャルビジネスアプローチでいかにより良くしていくかを考えること」を目的とする。本授業では、社会起業・ソーシャルビジネスの基本となる学術的な理論や、社会起業家の行動や発想・考え方、さらに、事業計画の策定方法について学んだうえで、どのように地域社会にかかわり、持続可能な地域づくりを行うか、実際の活動を通じて学びを深める。それにより、受講者の地域におけるソーシャルビジネス立案・実施能力、今後の社会・技術イノベーションや地域のあり方を新たな視点で考える能力を醸成する。	
	医 療 と 社 会	人権入門	本授業の形態は講義とする。本授業は、「総論的理解を前提として、具体的な分野での人権状況を知ることによって、現代社会の様々な問題点を認識すること」を目的とする。基本的人権の歴史とその概念・意義について学んだうえで、日本国憲法や国際人権規約の人権保障の内容について学んでいく。 (オムニバス方式／全15回) (16 神原 和宏／5回) 人権の歴史と概念および日本国憲法について講義する。 (48 西嶋（笠原） 美智子／2回) 国際社会と人権について講義する。 (18 本間 美奈子／2回) ビジネスと人権、企業とジェンダーについて講義する。 (17 大藪（久保田） 志保子／1回) 子どもと人権について講義する。 (42 藺田（上田） 史／2回) 女性や家族と人権について講義する。 (19 吉弘 光男／3回) 刑事手続・犯罪報道と人権について講義する。	オムニバス方式
		いのちの倫理	本授業の形態は講義とする。本授業は、「いのちをめぐる状況にどのような変化が生じてきているのかを考え、自分や他の人間の『いのち』にどのように向き合うべきかを考えること」を目的とする。本授業では、戦争、震災などの具体的な状況を知ることによって、基本的な「いのち」の大切さを考える。また、その後、生殖補助医療、延命医療、尊厳死、安楽死など「いのち」をめぐる状況の変化がなぜかける倫理的問題を検討する。	
		職業の倫理	本授業の形態は講義とする。本授業は、「働くことはどのような価値を持つかを考えること」を目的とする。本授業では、古代ギリシア時代より労働はどのような行為と見なされ、どのような価値づけが行われてきたかを整理することを通じて、労働そのものが持つ価値について検討する。	
		環境の倫理	本授業の形態は講義とする。本授業は、「現代の環境倫理をめぐる様々な問題と、対立するいくつかの立場について整理・理解するとともに、どの立場を支持するか自分なりに考える姿勢を身に着けること」を目的とする。現代社会における大きな課題の一つである環境問題について、あくまで哲学・倫理的な観点から論点を整理する。また具体的な環境倫理の問題に対して、倫理学上の様々な立場からどのように考えることができるのか、そして現実的に私たちはどのように対処すべきなのかについて検討していく。	

科目区分		授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考
専門教育科目	演習科目	入門演習Ⅰ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、「大学生活の導入的立場で、大学生として学習していく上での基礎学力を身に付けるとともに、他者とコミュニケーションをとる上での基本的な技術を身に付ける」ことを目的とする。そのために各自で様々なテーマに基づいて発表する形式で授業を展開する。	
		入門演習Ⅱ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、「入門演習Ⅰに引き続き、大学生活の導入的立場で、大学で学習するための基本的な方法を身に付けるとともに、プレゼンテーション力や内容を整理する力を養うこと」を目的とする。そのために、プレゼンテーションの方法に関する解説およびレポートの書き方についての解説を行う。	
		心理基礎演習Ⅰ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、「心理学の研究手法の基本を実践的に学ぶこと」を目的とする。5名程度のグループをつくり、グループごとにひとつのテーマについて研究を行う。心理基礎演習Ⅰ・Ⅱを通じて心理学における研究の一連の流れ、すなわちアイディアの発想、研究計画の立案、調査や実験の実施、データ分析、図表の作成、発表（パワーポイントの作成、ポスターの作成、口頭発表）、質疑応答、レポートの作成を行うことで、心理学の研究スキルを身につける。	
		心理基礎演習Ⅱ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、心理基礎演習Ⅰに引き続き、「心理学の研究手法の基本を実践的に学ぶこと」を目的とする。5名程度のグループをつくり、グループごとにひとつのテーマについて研究を行う。心理基礎演習Ⅰ・Ⅱを通じて心理学における研究の一連の流れ、すなわちアイディアの発想、研究計画の立案、調査や実験の実施、データ分析、図表の作成、発表（パワーポイントの作成、ポスターの作成、口頭発表）、質疑応答、レポートの作成を行うことで、心理学の研究スキルを身につける。	
		演習Ⅰ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、各自の研究テーマに関する資料や関連する文献および研究資料を収集した内容を題材にしてディスカッションして、研究テーマに関する考察やまとめることを学習する。具体的には研究テーマに基づいて収集した資料をもとに、それを検討して、現時点で明らかになっている点、問題と考えられる点などについてプレゼンテーションができるようにする。また、他者のプレゼンテーションに関する質疑応答を繰り返しながら、様々な問題点を発見し、解決するための方策に関して考えることができるようにする。	
		演習Ⅱ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、演習Ⅰに引き続き、各自の研究テーマに関する資料や関連する文献および研究資料を収集した内容を題材にしてディスカッションして、研究テーマに関する考察やまとめることを学習する。具体的には研究テーマに基づいて収集した資料をもとに、それを検討して、現時点で明らかになっている点、問題と考えられる点などについてプレゼンテーションができるようにする。また、他者のプレゼンテーションに関する質疑応答を繰り返しながら、様々な問題点を発見し、解決するための方策に関して考えることができるようにする。	
		演習Ⅲ	○	本授業の形態は演習とする。本授業は、これまで取り組んできた演習ⅠからⅡの内容の総括として、各自で研究テーマを検討し、選択した課題の背景、それに基づく資料収集、調査・実験の計画と実施、データ処理を行い、レポートもしくは発表という形でまとめる。	
		演習Ⅳ	○	本授業の形態は演習とする。授業は、これまで取り組んできた演習ⅠからⅢの内容の総括として、各自で研究テーマを検討し、選択した課題の背景、それに基づく資料収集、調査・実験の計画と実施、データ分析をしてプレゼンテーションをする。	
		卒業研究	○	本授業の形態は演習とする。卒業研究は大学での勉学の集大成とも言える科目である。卒業研究を通して、自らテーマを設定し、方法を考案し目的を遂行する能力を養うことを目標とする。授業では学生それぞれが独自の研究テーマを選択し、指導教員の指導の下で自らの力で研究を推進し、論文を作成する。研究を行うにあたっては、これまで修得した知識が基礎となり、それを有効に活用することが必要となる。そのため卒業研究までに必要な所定の単位数を取得しておかなければならない。	
	専門基礎科目	心理学概論Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「心理学という学問領域への導入」を目的とする。本授業では、心理学の歴史と方法を総論的に紹介し、主として人間行動心理学的な観点から、感覚・知覚、記憶・思考、発達、感情、社会といった各論についての理解、基本的視点、知識の獲得を目指す。 (オムニバス方式/全15回) (10 新牧 恭太/2回) 心理学の歴史や研究法について概説する。 (7 浅野 良輔/2回) 心の発達過程や青年期について概説する。 (6 岡村 尚昌/2回) 感覚・知覚や思考のメカニズムについて概説する。 (4 田上(山中) 恭子/2回) 記憶や感情のメカニズムについて概説する。 (6 岡村 尚昌/3回) 脳と心の関連やストレスについて概説する。 (7 浅野 良輔/2回) 対人関係や社会的ジレンマについて概説する。 (7 浅野 良輔/2回) 中間・期末試験を実施する。	オムニバス方式

科目 区分	授業科目の名称	主要授 業科目	講義等の内容	備考
専門 教育 科目	専門 基礎 科目		本授業の形態は講義とする。本授業は、「心理学概論Ⅰに引き続き、心理学という学問領域への導入」を目的とする。本授業では、生物・心理・社会モデルに基づき、心理学が対象とする広範なトピックス・領域とその位置関係の理解、基本的視点、知識の獲得を目指す。 (オムニバス方式/全15回) (8 富田 真弓/2回) 性格や知能のメカニズムについて概説する。 (2 山本 真利子/3回) カウンセリングや心理療法について概説する。 (9 吉良 悠吾/2回) 動機づけやライフサイクルについて概説する。 (1 安永悟/2回) 学習・言語や教育のメカニズムについて概説する。 (3 伊藤弥生/2回) 家族やジェンダーについて概説する。 (5 佐藤剛介/2回) 心の進化や文化のメカニズムについて概説する。 (5 佐藤剛介/2回) 中間・期末試験を実施する。	オムニバス方式
			本授業の形態は講義とする。本授業は、「実証研究の重要性、データの収集法、研究者が守るべき倫理、データの分析法などを理解すること」を目的とする。人間の「こころ」を知るための科学的営みを概観し、科学としての心理学の研究方法にまつわる基礎知識を深める。	
			本授業の形態は講義とする。本授業は、「心理学の研究において、収集した資料やデータを整理・分析するために必要な心理統計の知識や技術を習得すること」を目的とする。心理統計の概要を理解し、統計の基礎的な処理(表やグラフの作成、基本統計量の算出など)やデータ解析(推測統計など)の技術を身につける。	
			本授業の形態は実験・実習とする。本授業は、「心理学の各分野で行われている基本的な実験・検査について学び、心理学におけるレポートの書き方(ルール)を身につけること」を目的とする。心理学実験・検査を体験し、その実施方法について理解を深め、収集されたデータを分析する。 (オムニバス方式/全15回) (7 浅野 良輔/3回) 対人関係と自己制御に関する実習を行う。 (6 岡村 尚昌/3回) ストループ効果に関する実習を行う。 (7 浅野 良輔/3回) 語の処理水準と記憶に関する実習を行う。 (1 安永 悟/3回) 主題統覚検査に関する実習を行う。 (6 岡村 尚昌/3回) 錯視図形に関する実習を行う。	オムニバス方式
			本授業の形態は実験・実習とする。本授業は、「心理学の各分野で行われている基本的な実験・検査について学び、心理学におけるレポートの書き方(ルール)を身につけること」を目的とする。心理学実験・検査を体験し、その実施方法について理解を深め、収集されたデータを分析する。 (オムニバス方式/全15回) (7 浅野 良輔/3回) 抑うつとネガティブな信念に関する実習を行う。 (6 岡村 尚昌/3回) 単語記憶の再生に関する実習を行う。 (7 浅野 良輔/3回) 20答法に関する実習を行う。 (5 佐藤 剛介/3回) 尺度作成に関する実習を行う。 (6 岡村 尚昌/3回) 注意配分に関する実習を行う。	オムニバス方式
	専門 応用 科目		本授業の形態は講義とする。本授業は、「人間が持つ認知機能、特に記憶、思考の脳内過程(働き)を理解すること」を目的とする。主に情報処理論的なアプローチにより、パターン認識、記憶、注意、思考などの人間の認知機能のモデルを概観する。	
			本授業の形態は講義とする。本授業は、「発達心理学についての基本的な知識を身につけること」を目的とする。生涯発達の観点から人の心身の発達の様相および理論を概観し、発達支援について学ぶ。知覚の発達、言語の発達、知能の発達等の各論に触れ、後半は発達の理論、遺伝と環境の問題、生涯発達等について触れる。	
			本授業の形態は講義とする。本授業は、「対人関係における個人の行動や「こころ」の働きをめぐる社会心理学的な立場について理解すること」を目的とする。人々はさまざまな対人関係、集団、文化・社会から影響を受けるとともに、それらに影響を与えながら生活していることを概観する。	
			本授業の形態は講義とする。本授業は、「人間の行動や、心理的機能及び神経・生理的機能を理解すること」を目的とする。身体機能の生理学的基礎を踏まえながら、神経・生理心理学の基礎的研究や臨床場面への応用を紹介する。また、心理的ストレスと心身疾患における諸問題についても生理心理学的立場から論じる。	
			本授業の形態は講義とする。本授業は、「代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援などについて学修すること」を目的とする。具体的な症例を通じて精神医学領域の疾患に罹患している人々の支援に関する専門的スキルを学修する。	

科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
専門 教育 科目	司法・犯罪心理学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「司法・犯罪分野に関わる理論と心理の支援について学修すること」を目的とする。司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援について説明できるような学びを深める。	
	心身医学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「身体疾患の中でその発症や経過に心理社会的因子が密接に関与し、器質的ないし機能的障害が認められる病態に対する、心身両面から総合的および全人的な医療について学修すること」を目的とする。	
	人間関係トレーニング入門		本授業の形態は講義とする。本授業は、「コミュニケーションの基礎を学び、対人関係スキルの向上」を目的とする。本講義は、構成的エンカウンターグループやソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングなどの技法を用いて、自己理解や他者理解、人間関係の形成・維持について実践的な活動と小講義を中心に構成する。	
	知覚心理学(知覚・認知心理学)		本授業の形態は講義とする。本授業は、「知覚・認知の機能と役割について学ぶこと」を目的とする。簡単な実験やデモンストレーションを通じて、われわれ（の眼と脳）がどのようにこの世界を創造しているのかを理解する。	
	学習・言語心理学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「生得的な基盤や過去の体験、さらに現在の環境といった様々な要因のもとで、人間の学習行動がどのように獲得されるのか、そして人間が生まれてからどのように外界を理解し、他者とのコミュニケーションを図ることができるようになるのか、そのプロセスについて理解を深めること」を目的とする。学習の領域では、様々な学習を通して体験したことを、どのように知識や経験として蓄積しているのか、条件づけなどを含む様々な学習行動や、思考や推理など問題解決の方法について説明する。言語の領域では、言語心理学からみた人間と言語の関係、さらに言語獲得の過程や、言語理解のプロセスについて概説する。	
	産業・組織心理学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「集団や組織における個人の行動や「こころ」の働き、およびキャリア形成など職場における諸問題をめぐる産業・組織心理学的な立場について理解すること」を目的とする。人々がさまざまな対人関係、集団、組織、文化から影響を受けるとともに、それらに影響を与えながら生活していることを概観する。	
	教育心理学特講（協同学習）Ⅰ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「すべての人が平和で幸せに暮らせる社会」すなわち「人間尊重社会」の実現に貢献できる「現場で活躍できる人物」の育成を目的とする。そのために、大学教育のみならず初等中等教育でもその重要性が認められ、実践が求められているアクティブラーニング（AL）を導入し、AL型授業を展開する。具体的には、協同学習の理論と技法を基盤とする授業を展開する。その際、協同学習の有効な技法（方略）として認められているLTD話し合い学習法を中核とする「LTD授業モデル」に依拠した「対話中心授業」を展開する。本授業を通して、協同学習の理論と技法を体得し、協働性（協力して働く資質・能力）の涵養をめざす。	
	教育心理学特講（協同学習）Ⅱ		本授業の形態は講義とする。本授業は、「教育心理学特講（協同学習Ⅰ）」同様、「人間尊重社会」の実現に貢献できる「現場で活躍できる協働性豊かな人物」の育成を目的とする。同時に、学校や大学、さらには一般社会においても必要とされる「教育と指導における実践に必要な理論と、理論に基づく実践について理解を深めること」も目的とする。本授業は「教育心理学特講（協同学習）Ⅰ」の学習内容の習得を前提にして構成しているので、受講者は「教育心理学特講（協同学習）Ⅰ」の学習内容を習得していることが望ましい。具体的な授業構成は、協同学習の技法を駆使した対話中心の授業を展開する。また、LTD話し合い学習法に依拠した反転授業を導入する。	
	教育・学校心理学	○	本授業の形態は講義とする。本授業は、学校現場が抱える様々な問題とその理論的背景を理解するとともに、児童生徒の発達状況や彼らを取り巻く社会環境に即した教育方法について学ぶことを目的とする。そのために、学校現場で遭遇する問題や効果的な教育方法に関する心理学的理論を学ぶとともに、個人やペア、グループワークを通じて、受講生それぞれが学んだことをもとに、種々の問題に対してどのように対応すべきかを考え、議論する。	
	健康・医療心理学	○	本授業の形態は講義とする。本授業は、「健康への生物心理社会学的アプローチの理論と実践について学ぶこと」を目的とする。「こころ」と「からだ」と「社会」という3つの大きな枠組みの中で、健康-病気の結果に及ぼす生物心理社会学的要因の複雑な影響について学ぶとともに、ストレスマネジメント行動変容を実践する。	

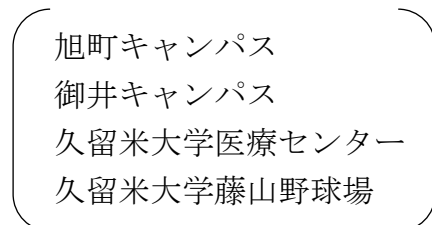
	臨床心理学概論	○	本授業の形態は講義とする。本授業は、「臨床心理学とその目的、対象、方法などについてにおける基本的視点や知識の獲得すること」を目的とする。臨床心理学について概観するだけでなく、具体的な事例を通して、臨床心理学の対象となる人々や彼らのメンタルヘルス、その背後にある病理について、生物・心理・社会モデルからの基本的視点の獲得を目指す。	
	心理学的支援法	○	本授業の形態は講義とする。本授業は「代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概要、意義、適応及び限界について学ぶこと」を目的とする。主なカウンセリングや心理療法の概念、意義、プラクティスへの配慮、コミュニケーションの方法、関係者への支援、心の健康教育について学ぶ。自分らしさを見つけ、今後の進路選択への活かし方を学ぶ。	

科目 区分	授業科目の名称	主要 授業科目	講義等の内容	備考
専門 教育 科目	福祉心理学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「基礎的な心理的支援ならびに福祉心理学の基本領域について学ぶこと」を目的とする。グループディスカッションなどのアクティブラーニングの手法を用いて、福祉現場で生じる心理社会的課題及びその背景について学ぶ。	
	人体の構造と機能および疾病		本授業の形態は講義とする。本授業は、「ヒトの人体の正常構造と機能について学ぶとともに、主な疾病やその病態生理、障害について理解すること」を目的とする。公認心理師として、国民の心の健康の保持増進に寄与するための基礎的知識を学ぶ。 (オムニバス方式/全15回) (11 安川 秀雄/13回) 身体構造や機能、疾病と障害、心身症、精神障害などについて概説する。 (6 岡村 尚昌/2回) 医学的治療と心理学的ケアについて概説する。	オムニバス方式
	感情・人格心理学	○	本授業の形態は講義とする。本授業は、「感情の理論・メカニズムおよび影響について、また人格（パーソナリティ）の概念・理論について理解すること」を目的とする。感情心理学・人格（パーソナリティ）心理学の基礎について学ぶ。	
	障害者・障害児心理学		本授業の形態は講義とする。本授業は、「障害者（児）心理学の基本的な知識と心理社会的支援の考え方を学び、将来公認心理師を含む障害者（児）支援に関する職業に就いた際に役立てることができること」を目的とする。障害者（児）心理学の観点から、諸障害についての基本的考え方の変遷や動向、諸障害の特性と発達の観点から見た心理社会的課題と支援について概観する。また、高齢化社会における高齢障害者の実態と支援について概観する。	
	家族心理学（社会・集団・家族心理学）	○	本授業の形態は講義とする。本授業は、「①対人関係並びに集団における意識及び行動についての心の過程、②人の態度及び行動、③家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響を、社会構成主義で第二世代の代表的家族療法でもあるソリューション・フォーカスト・アプローチとナラティブ・セラピーを主な素材として活用の上、理解すること」を目的とする。	
	公認心理師の職責		本授業の形態は講義とする。本授業は、「国家資格としての公認心理師という職業について基本的な知識を得ることを目的とする。将来、公認心理師を目指す学生を対象とする授業のため、適宜ディスカッション形式のワークで講義内容の定着とコミュニケーションスキルの向上を図ること」を目的とする。	
	実験計画法		本授業の形態は講義とする。本授業は、「心理学の研究（レポートや卒業論文なども含む）に必要な、事前の綿密な計画と計画に沿った実験の施行、分析に関する知識や技術を習得すること」を目的とする。実験計画において必要とされる統計的な手法について、統計をツールとして使うための知識と技術を実践を通して解説する。	
	障害者教育学概論		本授業の形態は講義とする。本授業は、「障害者の取り巻かれる現状、生活や教育における基本的視点や知識の獲得および支援方法についての理解すること」を目的とする。障害者の生活史や教育史等を概観した上で、その現状と課題について深く考察できるように、また実際の支援や合理的配慮等に関する支援計画の立案が可能になるように、特別支援教育学を中心に、障害学、社会学、社会心理学、臨床心理学的視点から多面的に学ぶ。	
	心理的アセスメント	○	本授業の形態は講義とする。本授業は、「臨床技法に位置づけられ、心理支援を行う際に重要となる心理的アセスメントの基礎を習得すること」を目的とする。心理アセスメントの意義と目的、基本的な心理アセスメントの方法について概説する。検査法ではいくつかの心理検査を実際に体験し、実施の仕方やその有用性や限界について考察する。	
	統計解析		本授業の形態は講義とする。本授業は、「統計解析の考え方やデータのまとめ方を理解し、必要な分析ができるようになること」を目的とする。HAD（JMP、JAmov1等）を使用して、心理学の研究で使用される心理学統計法および多変量解析を学ぶ。	
	関係行政論		本授業の形態は講義とする。本授業は、「公認心理師としてクライアントの状況を理解し、心に寄り添い、役に立つ支援をするにあたって他職種や他機関と連携・協働するために教育、福祉、保健医療、司法・犯罪、産業・労働分野の法と制度について基礎的知識を身につけること」を目的とする。	
	心理演習		本授業の形態は演習とする。本授業は、「公認心理師として必要な知識および技能の基本的な水準を修得すること」を目的とする。オムニバス形式の演習により、ロールプレイや事例検討等を通して、公認心理師として必要なさまざまな分野の知識と技能を学ぶ。 (オムニバス方式/全15回) (2 山本 眞利子/3回) コミュニケーションに関する演習を行う。 (8 富田 真弓/3回) 心理検査に関する演習を行う。 (3 伊藤 弥生/3回) 心理面接に関する演習を行う。 (9 吉良 悠吾/3回) 要支援者の理解やニーズの把握、支援計画の作成に関する演習を行う。 (4 田上(山中) 恭子/3回) 要支援者へのチームアプローチ、他職種連携、職業倫理に関する演習を行う。	オムニバス方式
	心理実習		本授業の形態は実習とする。本授業は、「心理学を中心とした大学での学びを現実社会での活動と結びつけ、心理学の学びをより確かなものとし、心理学の専門性を有する現場で活躍できる人材を育成すること」を目的とする。保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野における見学実習を行う。	

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

都道府県内における位置関係の図面



2. 出典

Mapion 地図

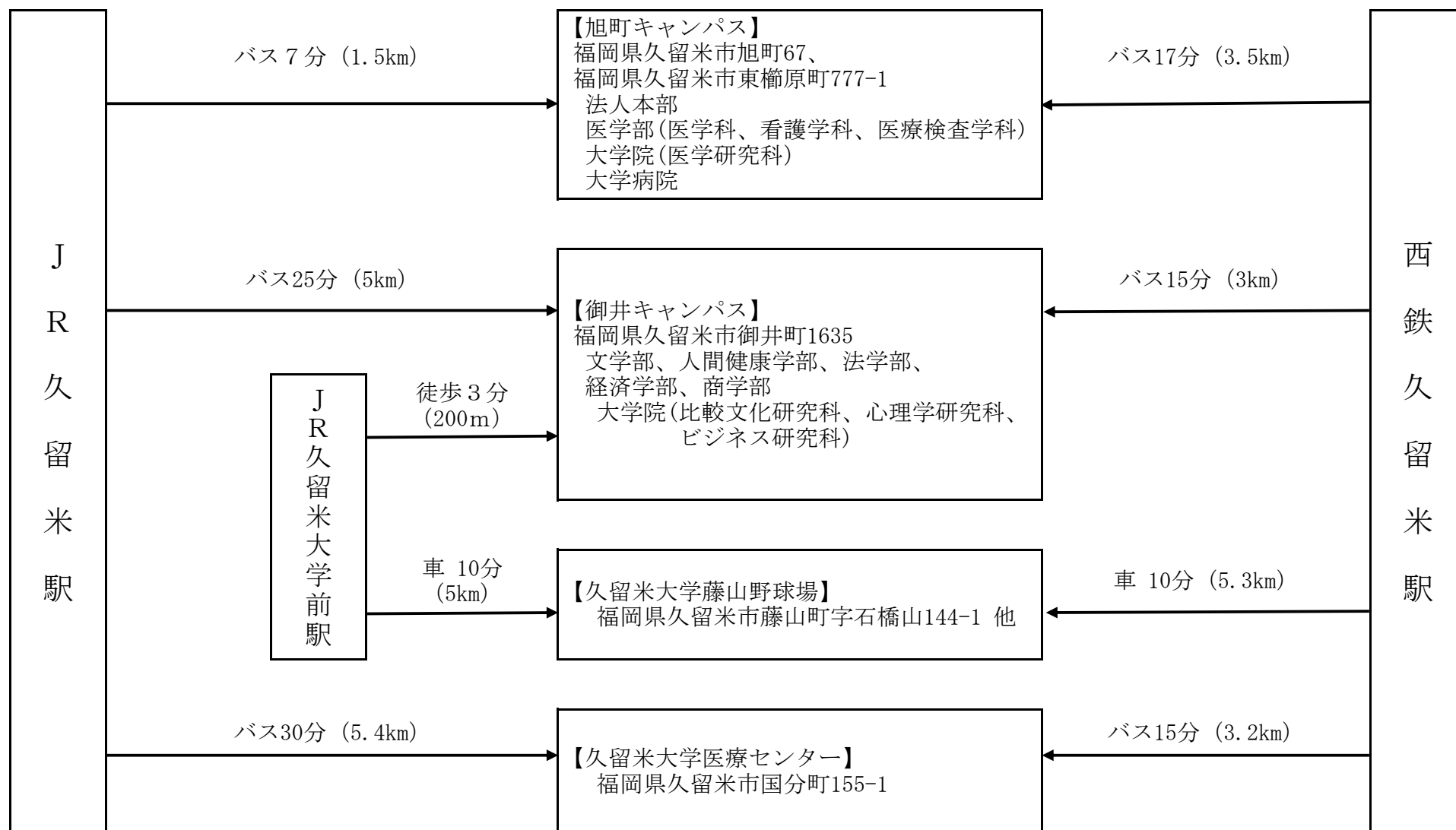
3. 引用範囲

<https://www.crossroadfukuoka.jp/areaguide> より画像を引用

4. その他の説明

久留米大学旭町キャンパス（久留米市旭町 67）、同御井キャンパス（久留米市御井町 1635）、同医療センター（久留米市国分町 155-1）及び同藤山野球場（久留米市藤山町字石橋山 144-1 他）の位置関係を示す地図として、Mapion 地図のウェブページを利用し、各所在地付近に●を付した上、矢印でもって所在施設名称を記した。

○最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



○久留米大学学則

昭和52年2月8日
規則 第51-2号

目次

第1章 総則

第1節 目的及び使命（第1条-第1条の2）

第2節 教育及び研究の組織（第2条-第8条）

第3節 運営の組織（第9条-第13条の2）

第4節 職員（第14条-第22条の2）

第5節 名誉学長、名誉教授、特任教授、客員教授及び客員准教授（第23条-第25条）

第6節 学年及び休業日（第26条・第27条）

第2章 教育に関する事項

第1節 修業年限及び学期の区分（第28条・第29条）

第2節 学生定員（第30条）

第3節 教育課程等に関する事項（第31条-第33条）

第4節 入学に関する事項（第34条-第41条）

第5節 在学年限（第42条）

第6節 転学部、転学科、休学、復学、退学、転学及び留学（第42条の2-第50条の2）

第7節 教員免許状及び資格取得等に関する事項（第51条-第52条）

第7節の2 専攻科に関する事項（第52条の2）

第7節の3 留学生別科に関する事項（第52条の3）

第8節 科目等履修生、外国人学生及び外国人留学生に関する事項（第53条-第57条の2）

第9節 研究生に関する事項（第58条-第68条）

第3章 学納金に関する事項（第69条-第75条）

第4章 表彰、除籍及び懲戒に関する事項（第76条-第79条）

第5章 厚生保健施設（第80条）

第6章 健康診断（第81条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

（目的及び使命）

第1条 久留米大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的とし、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に寄与することを使命とする。
2 第3条に規定する各学部又は学科の人材育成及び教育研究上の目的については、別に定める。

（自己評価等）

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第2節 教育及び研究の組織

(学部及び大学院)

第2条 本学に、学部及び大学院をおく。

2 大学院については、別に定める。

第3条 学部は、次のとおりとし、それぞれ次の学科をおく。

文学部	人文科学科
人間健康学部	心理学科
	教育・福祉学科
	スポーツ医科学科
法学部	法律学科
	国際政治学科
経済学部	経済学科
	文化経済学科
商学部	商学科
医学部	医学科
	看護学科
	医療検査学科

第4条 削除

(図書館、研究所等)

第5条 本学に、図書館、研究所等をおく。これについては、別に定める。

(学部附属研究所等)

第6条 学部に、研究所及び研究施設等をおく。これについては、別に定める。

(附属病院)

第7条 医学部に、附属病院をおく。これについては、別に定める。

(公開講座)

第8条 本学に、文化を高揚する目的をもって、公開講座をおくことができる。

第3節 運営の組織

(評議会)

第9条 本学に、評議会をおく。

2 評議会は、本学の教学に関する事項を審議決定し、又は学長の諮問に応ずるものとする。

3 評議会に関する規程は、別に定める。

(大学院合同委員会)

第9条の2 大学院に大学院合同委員会をおく。

2 大学院合同委員会は、学長、各研究科科長及び各研究科委員会の委員若干名をもって組織する。

3 学長は、大学院合同委員会を招集し、その議長となる。

4 大学院合同委員会は、次の事項を審議する。

(1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項

(2) その他大学院に関する事項

(学生部協議会)

第10条 本学に、学生部協議会をおく。

2 学生部協議会は、学長の諮問に応じ、本学学生の生活の向上及び指導に関する

重要事項について協議する。

3 学生部協議会に関する規程は、別に定める。

(御井学舎就職部協議会)

第10条の2 本学に、御井学舎就職部協議会をおく。

2 御井学舎就職部協議会は、学長の諮問に応じ、御井学舎学生の円滑な就職活動の推進及び就職指導に関する事項について協議する。

3 御井学舎就職部協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第11条 学部は、教授会をおく。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議のうえ意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、学部の教授をもって組織する。ただし、必要な事項については学部の准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

5 教授会に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第12条 本学に事務局をおく。その組織及び運営については、別に定める。

(学生部)

第13条 本学に学生部をおく。その組織及び運営については、別に定める。

(御井学舎就職部)

第13条の2 本学に、御井学舎就職部をおく。その組織及び運営については、別に定める。

第4節 職員

(職員)

第14条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他の職員をおく。これらの定員及び職務については、別に定める。

2 本学に、前項のほか、副学長及び学長特別補佐をおくことができる。

3 学長特別補佐は、学長の職務を助ける。

(学長)

第15条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長の選任については、別に定める。

3 学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した順序で、副学長が学長の職務を代理し、又は学長の職務を行う。

(学部長)

第16条 学部は、学部長をおく。

2 学部長は、当該学部の教授のうちから選出し、学部に関する事項を管掌する。

3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。

第17条 削除

(図書館長)

第18条 図書館に、図書館長をおく。

2 図書館長は、教授のうちから補し、図書館に関する事項を管掌する。

(研究所長等)

第19条 研究所等に所長を、研究施設等にその長をおく。

2 本学附属の研究所等の所長の選出については、別に定める。

3 学部附属の研究所の研究所長及び研究施設等の長は、関係学部の教授のうちから選出し、研究所及び研究施設等に関する事項を管掌する。

(病院長)

第20条 附属病院に、病院長をおく。

2 病院長は、医学部教授のうちから選出し、附属病院に関する事項を管掌する。

(事務局長)

第21条 事務局に、事務局長をおく。

2 事務局長は、本学の事務を総括する。

(学生部長)

第22条 学生部に、学生部長をおく。

2 学生部長は、教授のうちから補し、本学学生の生活の向上及び指導に関する事項を管掌する。

(就職部長)

第22条の2 御井学舎就職部に、就職部長をおく。

2 就職部長は、御井学舎に所属する教授のうちから補し、御井学舎学生の円滑な就職活動の推進及び就職指導に関する事項を管掌する。

第5節 名誉学長、名誉教授、特任教授、客員教授及び客員准教授

(名誉学長)

第23条 学長として特に功労の顕著であった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。これについては、別に定める。

(名誉教授)

第24条 本学の教授として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。これについては、別に定める。

(特任教授、客員教授及び客員准教授)

第25条 本学に特任教授、客員教授及び客員准教授をおくことができる。これについては、別に定める。

第6節 学年及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(休業日)

第27条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。ただし、学部長は、教授会の議を経て休業日を変更することができる。

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

本学創立記念日 4月28日

春季休業日 4月1日から4月10日まで

夏季休業日 7月11日から9月10日まで

冬季休業日 12月25日から翌年1月8日まで

学年末休業日 3月21日から3月31日まで

第2章 教育に関する事項

第1節 修業年限及び学期の区分

(修業年限)

第28条 学生の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科については6年とする。

(学期の区分)

第29条 学期の区分は、学部規則において定める。

第2節 学生定員

(学生定員)

第30条 学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	外国人 留学生定員	収容定員
文学部	人文科学科	144名		6名	600名
人間健康学部	心理学科	85名	1名	2名	350名
	教育・福祉学科				
	総合子ども学専攻	40名			160名
	社会福祉学専攻	52名	1名		210名
	スポーツ医科学科	70名			280名
法学部	法律学科	205名	4名	4名	844名
	国際政治学科	61名		4名	260名
経済学部	経済学科	177名	2名	5名	732名
	文化経済学科	71名	2名	4名	304名
商学部	商学科	240名		10名	1,000名
医学部	医学科	110名			660名
	看護学科	125名			500名
	医療検査学科	83名			332名

第3節 教育課程等に関する事項

(教育課程)

第31条 学部における教育課程、履修の方法、学習の評価、課程の修了及び進級に関する事項は、学部規則において定める。

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業)

第32条 第28条に規定する期間以上在学し、所定の教育課程を履修取得した者には、学士の学位を授与する。

第33条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第31条の2第2項の授業の

方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位（医学部医学科にあっては188単位）を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

第4節 入学に関する事項

（入学の時期）

第34条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第39条による入学については、別に定める。

2 第35条第3号及び第4号に該当する者については、教育上支障がないときは、後期の始めに入学させることができる。

（入学資格）

第35条 学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、満18歳に達した者
- (8) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後修了した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

（学力検定料）

第36条 第35条第7号によって学力検定を受けようとする者は、別に定める学力検定料を納入しなければならない。

（入学志願手続）

第37条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書及び資料に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

（入学の許可）

第38条 入学は、選考のうえ許可する。

（再入学）

第39条 再入学を志願する者については、前条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

（編入学）

第40条 次の各号の一に該当する者で編入学を志願する者については、選考のうえ編入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部の卒業者又は修業者
- (2) 他の大学の卒業者又は修業者

(3) 短期大学又は高等専門学校の卒業者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（入学手続）

第41条 入学を許可された者は、誓約書その他の書類を学長に提出し、所定の学納金を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項に規定する手続を履行しないときは、入学許可を取消す。

第5節 在学年限

（在学年限）

第42条 学生は、第2年次の終りまでに4年、通算8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生については、第1年次から第4年次においては各2年、第5年次から第6年次の終りまでに4年、通算12年を超えて在学することができない。

第6節 転学部、転学科、休学、復学、退学、転学及び留学

（転学部及び転学科）

第42条の2 転学部及び転学科は、収容定員に余裕のある場合、学長が許可することができる。

（休学）

第43条 学生が、病気その他やむを得ない事情のため引続き3月以上修業できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

第44条 病気のため修業に不相当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

（復学）

第45条 休学期間が満了したとき、又は休学中にその事情が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（休学期間）

第46条 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第47条 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の休学期間は、連続して2年及び通算して4年を超えることができない。

（休学中の学納金）

第48条 休学期間中の学納金については、別に定める。

（退学）

第49条 学生が退学しようとするときは、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（転学）

第50条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事前に書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（留学）

第50条の2 学生が外国の大学に留学しようとするときは、事前に書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の取り扱いについては、別に定める。

第7節 教員免許状及び資格取得等に関する事項

(教員免許状取得の所要資格)

第51条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2 本学の学部・学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。取得方法については、別に定める。

学 部	学 科	教 員 の 免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
文 学 部	人 文 学 科	中学校教諭一種免許状	国語・社会・英語
		高等学校教諭一種免許状	国語・地理歴史 公民・英語
人間健康学部	心 理 学 科	高等学校教諭一種免許状	公民
	教育・福祉学科	総合子ども 学専攻 幼稚園教諭一種免許状	
		社会福祉学 高等学校教諭一種免許状 専攻 特別支援教諭一種免許状	公民・福祉
	スポーツ医科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
法 学 部	法 律 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
	国 際 政 治 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民
経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民・情報・商業
	文 化 経 済 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民
商 学 部	商 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民・情報 商業

(図書館司書となる所要資格)

第51条の2 図書館司書となる資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(日本語教育)

第51条の3 本学に、外国人に日本語を教育する教員の養成を行うために必要な授業科目を開設する。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

第51条の4 削除

(博物館学芸員となる所要資格)

第51条の5 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(精神保健福祉士国家試験受験資格)

第51条の6 精神保健福祉士国家試験受験資格取得志望者は、精神保健福祉士法に定める所要単位を修得しなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(社会福祉士国家試験受験資格)

第51条の7 社会福祉士国家試験受験資格取得志望者は、社会福祉士及び介護福祉士法に定める所要単位を修得しなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(保育士の資格取得)

第51条の8 人間健康学部教育・福祉学科総合子ども学専攻における保育士資格取得志望者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(公認心理師国家試験受験資格)

第51条の9 人間健康学部心理学科における公認心理師国家試験受験資格取得希望者は、公認心理師法に定める所要単位を修得しなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(履修料及び実習料)

第52条 第51条、第51条の2、第51条の3、第51条の5、第51条の6、第51条の7、第51条の8及び第51条の9の教員免許状の取得及び資格取得等のための科目を履修しようとする者は、別に定める履修料及び実習料を納入しなければならない。

第7節の2 専攻科に関する事項

(専攻科)

第52条の2 本学に次の専攻科を置き、学生収容定員は、次のとおりとする。

文学専攻科	心理学専攻	5名
	情報社会専攻	5名
	国際文化専攻	5名
	社会福祉専攻	5名
法学専攻科	法律学専攻	10名
	国際政治学専攻	5名
経済学専攻科	経済学専攻	10名
商学専攻科	商学専攻	10名

2 専攻科については、別に定める。

第7節の3 留学生別科に関する事項

(留学生別科)

第52条の3 本学に留学生別科を置く。

2 別科の修業年限は、1年（以下「1年コース」という。）又は1年半（以下「1年半コース」という。）とする。ただし、教育上適当と認められる場合は、別に定めるところにより、通算2年までの在学を許可することができる。

3 1年コース及び1年半コースの学生収容定員は、次のとおりとする。

	1年コース定員	1年半コース定員	収容定員
留学生別科	15名	20名	55名

4 留学生別科については、別に定める。

第8節 科目等履修生、特別科目等履修生、派遣聴講生、外国人学生及び外国人留学生に関する事項

(科目等履修生)

第53条 学部の授業科目を定めて聴講しようとする者には、学部長は、学部の定めるところにより、科目等履修生として授業の聴講を許可することができる。

(特別科目等履修生、派遣聴講生)

第54条 本学と単位互換に関する協定のある大学等との間で、特別科目等履修生又は派遣聴講生として相互交流をしようとするときは、事前に書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(聴講授業科目単位の認定)

第55条 科目等履修生に対しては、聴講した授業科目の単位を認定することができる。

(聴講料)

第56条 科目等履修生は、別に定める聴講料を納入しなければならない。

(外国人学生及び外国人留学生)

第57条 外国人であって、高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者は、選考のうえ外国人学生として学部に入學を許可することができる。

2 外国人であって、高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者は、選考のうえ外国人留学生（一般留学生）として学部に入學を許可することができる。

(協定に基づく外国人留学生)

第57条の2 外国人であって、外国の大学から協定に基づき派遣される者は、選考のうえ外国人留学生（協定校留学生）として学部に入學を許可することができる。

2 前項の取り扱いについては、別に定める。

第9節 研究生に関する事項

(研究生)

第58条 学部において特殊事項に関する研究に従事しようとする者があるときは、当該学部において適当と認め、かつ、さしつかえのない場合に限り、学部の定めるところにより研究生として入學を許可することができる。

2 本学附属の研究所の研究生に関する事項については、別に定める。

(資格)

第59条 研究生として入學を志願することのできる者は、学士又はこれと同等以上の学力があり、かつ、学部において適当と認められた者とする。

(志願)

第60条 研究生として入學を志願する者は、別に定めるところにより、願書に研究事項を記載し、履歴書及び入學検定料を添えて学部長に提出しなければならない。

(入學)

第61条 研究生の入學は、学部長が教授会の議を経て許可する。

(指導教育職員)

第62条 研究生の指導教育職員は、教授会において定める。

(入学の時期)

第63条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第64条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、必要があるときは指導教育職員を通じて申し出る場合、研究期間の延長を許可することができる。

(学部の講義の聴講、実験又は実習参加)

第65条 研究生に対して、指導教育職員の請求があるときは、学部長は教授会の議を経て学部の講義、実験又は実習に出席することを許可することができる。

(退学)

第66条 研究生が、退学しようとするときは、書面をもって学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第67条 研究生が、次の各号の一に該当するときは、学部長は教授会の議を経て除籍する。

- (1) 第68条に定める料金の督促を受けても納入しないとき
- (2) 研究を怠り研究生として不適当と認められるとき

(入学料及び研究料)

第68条 研究生は、別に定める入学料及び研究料を納入しなければならない。

第3章 学納金に関する事項

(入学金)

第69条 学部に入学者は、入学金を納入しなければならない。

2 入学金の納入の時期は、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(授業料)

第70条 学生は、授業料を納入しなければならない。

2 授業料は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

3 学年の中途において卒業する者の納入する授業料は、別に定める。

4 外国の大学に留学する者の授業料については、別に定める。

(その他の納入金)

第71条 学生は、その他の納入金を納入しなければならない。

2 その他の納入金は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(学納金の返還)

第72条 この学則に基づいて納められた学納金は、返還しない。ただし、特待生及び所定の期日までに入学辞退の届け出を行い、かつ、学納金の返還を申し出た者については、入学金を除く学納金を返還する。

2 医学部医学科学生納入金減免規程に基づいて減免を決定された者については、既納の学納金のうちから減免額を返還する。

(学納金表等)

第73条 学納金及びその分納額は、次のとおりとする。

- (1) 第37条及び第60条に規定する入学検定料については、別表第1
- (2) 第69条、第70条及び第71条に規定する入学金、授業料、施設拡充維持料、教育充実料、実験実習料及び休学时在籍料については、別表第2-1及び別表第2-2

(3) 第56条及び第68条に規定する聴講料、入学料及び研究料については、別表第3

(諸証明手数料)

第74条 学生が、諸証明書を請求するときは、証明手数料を納入しなければならない。

(追試験料等)

第75条 追試験又は再試験を受ける学生は、試験料を納入しなければならない。試験料は、学部において定める。

第4章 表彰、除籍及び懲戒に関する事項

(表彰)

第76条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の意見を聞いて適当な方法で表彰することができる。

(1) 学業人物ともに優秀な学生

(2) 特に賞賛に値する行為のあった学生

2 前項第1号に該当する者で特に優秀な者は、特待生とすることができる。特待生に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第77条 学生が、この学則その他の規則で定められた学納金（教員免許状及び資格取得等のための科目の履修料及び実習料は除く。）の督促を受けても納めないときは、学部長は学長の許可を得て除籍する。

2 学生が長期間欠席し、又は成業の見込みがないと認められるときは、学部長は、学長の許可を得て除籍する。

(懲戒)

第78条 学生が、この学則又はこれに基づいて定められた諸規則に違反し、本学の名誉を傷つける言動をし、その他本学学生としての本分に背く行為をしたときは、その軽重によって学部長は、学長の命により懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放學とする。ただし、放學は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に著しく背いた者

(停学期間の学納金)

第79条 学生は、停学期間中もこの学則その他の規則によって定められる学納金を納入しなければならない。

第5章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第80条 本学に、健康相談施設、学生集会所、学生食堂、学生売店、寄宿舍等をおくことができる。

第6章 健康診断

(健康診断)

第81条 学生は、毎年定められたときに健康診断を受けなければならない。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる学則は、廃止する。
久留米大学学則（昭和25年4月1日施行）
附 則（52. 5. 27）
この学則は、昭和52年7月1日から施行する。
附 則（52. 10. 28）
この学則は、昭和52年12月1日から施行する。
附 則（52. 11. 25）
- 1 この学則は、昭和52年12月24日から施行する。
- 2 学則第73条については、昭和52年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。
附 則（53. 2. 24）
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
附 則（53. 7. 28）
この学則は、昭和53年9月1日から施行する。
附 則（53. 12. 22）
- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和53年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。
附 則（54. 2. 23）
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
附 則（54. 6. 22）（55. 1. 8付文部大臣認可）
- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず商学部については、昭和57年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	総 定 員
55	商 学 部	商 学 科	970
		経 済 学 科	700
56	商 学 部	商 学 科	980
		経 済 学 科	800
57	商 学 部	商 学 科	990
		経 済 学 科	900

附 則（54. 10. 26）

この学則は、昭和54年11月24日から施行する。

附 則（54. 11. 27）

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和54年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。
附 則（55. 1. 25）
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
附 則（55. 6. 27）

この学則は、昭和55年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (55. 10. 27)

この学則は、昭和55年12月 1 日から施行する。

附 則 (55. 12. 26)

この学則は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (56. 10. 30)

1 この学則は、昭和56年11月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号については、昭和56年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (57. 12. 24)

1 この学則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号については、昭和57年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (58. 12. 23)

1 この学則は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号については、昭和58年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (59. 12. 21)

この学則は、昭和59年12月21日から施行する。ただし、改正後の第73条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、昭和60年度入学に係る者から適用する。

附 則 (60. 5. 24)

この学則は、昭和60年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (60. 9. 27)

この学則は、昭和60年10月15日から施行する。

附 則 (61. 1. 24)

この学則は、昭和61年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (60. 12. 20)

1 この学則は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号については、昭和60年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (61. 9. 26)

この学則は、昭和61年10月15日から施行する。

附 則 (61. 12. 26)

1 この学則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号については、昭和61年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (60. 6. 28) (61. 12. 23付文部大臣認可)

1 この学則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず法学部については、昭和64年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	総 定 員
62	法 学 部	法 律 学 科	250
63	法 学 部	法 律 学 科	500
64	法 学 部	法 律 学 科	750

附 則 (62. 12. 25)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和62年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (63. 12. 23)

- 1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和63年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (1. 3. 24)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 入学金については、学則第73条第1項第2号の定めにかかわらず、平成元年度入学者で平成元年3月31日までに入学の意思表示をした者には適用せず、改正前の規定による。
- 3 昭和63年度までの入学生については、学則第73条第1項第2号の授業料、施設設備維持料又は施設拡充維持料及び教育充実料については適用せず、なお改正前の規定による。ただし、施設設備維持料又は施設拡充維持料については、従前の額に3%を加算するものとする。
- 4 平成元年度の入学生に係る同年度の施設設備維持料又は施設拡充維持料については、昭和63年12月29日までに入学手続を完了した者には、施設設備維持料の規定は適用せず、改正前によるものとし、その他の者に係る施設設備維持料及び施設拡充維持料についての別表第2に定める納入期限については、理事長が別に定めるところによるものとする。

附 則 (1. 7. 28)

この学則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (2. 1. 26)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成元年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (1. 8. 25)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (2. 7. 27)

- 1 この学則は、平成2年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 学則第51条については、平成元年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (3. 1. 25)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成2年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (3. 7. 26)

この学則は、平成3年7月26日から施行する。

附 則 (3. 9. 28)

この学則は、平成3年9月28日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (3. 9. 28)

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成元年3月24日改正の附則第3項のただし書による昭和63年度までの入学生の施設設備維持料又は施設拡充維持料に係る3%の加算額は、これを徴収しない

ものとする。

附 則（３．１２．２０）

この学則は、平成３年１２月２０日から施行し、同年１１月１４日から適用する。

附 則（３．１２．２０）

- この学則は、平成４年４月１日から施行する。
- 学則第７３条第１項第２号については、平成３年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（４．２．２８）（３．１２．２０付文部大臣認可）

- この学則は、平成４年４月１日から施行する。
- 第３０条の規定にかかわらず文学部については、平成６年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	総 定 員
４	文 学 部	人 間 科 学 科	１００
		国 際 文 化 学 科	１００
５	文 学 部	人 間 科 学 科	２００
		国 際 文 化 学 科	２００
６	文 学 部	人 間 科 学 科	３００
		国 際 文 化 学 科	３００

- 第３０条の規定にかかわらず医学部については、平成８年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	総 定 員
４	医 学 部	医 学 科	７００
５	医 学 部	医 学 科	６８０
６	医 学 部	医 学 科	６６０
７	医 学 部	医 学 科	６４０
８	医 学 部	医 学 科	６２０

- 第３０条の規定にかかわらず平成４年度から平成１１年度までの法学部法律学科の入学定員は、３００名とする。

附 則（４．７．２４）

この学則は、平成４年７月２４日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則（４．７．２４）

この学則は、平成４年７月２４日から施行する。

附 則（４．１２．２５）

- この学則は、平成５年４月１日から施行する。
- 学則第７３条第１項第２号については、平成４年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（５．３．２６）

この学則は、平成５年３月２６日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附 則（５．３．２６）

この学則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（６．２．２５）

１ この学則は、平成６年４月１日から施行する。

２ 第３０条の規定にかかわらず法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科及び医学部看護学科については、平成８年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

なお、商学部経済学科については、平成８年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、当該学科に在学者がなくなるまでの間存続するものとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	収 容 定 員
６	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	９５０ ５０
	経済学部	経 済 学 科	２５０
	商 学 部	経 済 学 科	７５０
	医 学 部	看 護 学 科	１００
７	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	９００ １００
	経済学部	経 済 学 科	５００
	商 学 部	経 済 学 科	５００
	医 学 部	看 護 学 科	２００
８	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	８５０ １５０
	経済学部	経 済 学 科	７５０
	商 学 部	経 済 学 科	２５０
	医 学 部	看 護 学 科	３００

３ 第３０条の規定にかかわらず平成６年度から平成１１年度までの法学部法律学科の入学定員は、２３０名とし、法学部国際政治学科の入学定員は、７０名とする。

４ 学則第４２条第１項については、平成５年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

５ 学則第７３条第１項第２号については、平成５年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則（６．３．２４）

この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（６．１１．２５）

この学則は、平成６年１１月２５日から施行する。

附 則（６．１１．２５）

１ この学則は、平成７年４月１日から施行する。

２ 学則第７３条第１項第２号については、平成６年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

なお、文学部人間科学科心理学系の実験実習料については、平成7年度以降において2年次生、3年次生及び4年次生となる者から適用する。

附 則（7. 12. 22）

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成7年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（8. 1. 26）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（8. 11. 22）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第1号については、平成7年11月1日から適用する。
- 3 学則第73条第1項第2号については、平成8年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（9. 3. 28）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（9. 6. 27）

この学則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（9. 6. 27）

この学則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（9. 9. 26）

この学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（10. 1. 30）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（10. 1. 30）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（10. 1. 30）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成9年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（10. 3. 27）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（11. 1. 29）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（11. 1. 29）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成10年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（11. 5. 28）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（11. 5. 28）（11. 10. 22付文部大臣認可）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部については、平成14年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

年度	摘要	学 部		学 科	収 容 定 員

12	法 学 部	法 律 学 科	885
		国際政治学科	245
13	法 学 部	法 律 学 科	920
		国際政治学科	270
14	法 学 部	法 律 学 科	950
		国際政治学科	290

附 則（11. 5. 28）（11. 12. 22付文部大臣認可）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第30条の規定にかかわらず文学部社会福祉学科については、平成14年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。
- 3 学則第73条第1項第2号については、平成11年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

年度	摘 要	学 部	学 科	収 容 定 員
12		文 学 部	社会福祉学科	100
13		文 学 部	社会福祉学科	200
14		文 学 部	社会福祉学科	310

附 則（11. 11. 26）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成11年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（11. 12. 24）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（12. 1. 28）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（12. 4. 27）（12. 10. 26付文部大臣認可）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第30条の規定にかかわらず医学部看護学科の平成13年度の収容定員は、408名とする。

附 則（12. 9. 22）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（13. 1. 26）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成12年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（13. 7. 27）

この学則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（13. 3. 22）（13. 8. 1付文部科学大臣認可）

（13. 10. 30付文部科学大臣認可）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成13年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

- 3 第30条の規定にかかわらず文学部の心理学科及び情報社会学科並びに経済学部
の経済学科及び文化経済学科については、平成16年度までの学生の収容定員は、
次の表のとおりとする。

なお、文学部人間科学科については、平成16年度までの学生の収容定員は次の
表のとおりとし、当該学科に在学生がなくなるまでの間存続するものとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	収 容 定 員
14	文 学 部	心 理 学 科 情 報 社 会 学 科 人 間 科 学 科	87 63 331
	経 済 学 部	経 済 学 科 文 化 経 済 学 科	980 100
15	文 学 部	心 理 学 科 情 報 社 会 学 科 人 間 科 学 科	174 126 226
	経 済 学 部	経 済 学 科 文 化 経 済 学 科	880 200
16	文 学 部	心 理 学 科 情 報 社 会 学 科 人 間 科 学 科	266 194 113
	経 済 学 部	経 済 学 科 文 化 経 済 学 科	770 310

附 則 (13. 9. 28)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (14. 1. 25)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (14. 6. 28)

この学則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (15. 4. 25) (15. 11. 27付文部科学大臣認可)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (15. 9. 26)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (16. 1. 23)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (16. 11. 26)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (16. 11. 26)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成16年度までの医学部医学科の入学生については、第42条第2項に規定のうち「第4年次の終りまでに8年、通算12年を超えて在学することができない。」を「通算12年を超えて在学することができない。」に読み替える。

附 則 (17. 9. 22)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (18. 9. 22)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部文化経済学科及び商学部商学科については、平成21年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

年 度 \ 摘 要	学 部	学 科	収 容 定 員
19	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	261 443
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	979 309
	経済学部	文化経済学科	419
	商 学 部	商 学 科	1,045
20	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	260 442
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	978 308
	経済学部	文化経済学科	418
	商 学 部	商 学 科	1,050
21	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	259 441
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	977 307
	経済学部	文化経済学科	417
	商 学 部	商 学 科	1,055

附 則 (18. 11. 24)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (19. 2. 23)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (19. 9. 28)

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (20. 2. 22)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (20. 9. 17)

この学則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (20. 9. 17)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (20. 9. 17)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成25年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	総 定 員
21	医 学 部	医 学 科	610
22	医 学 部	医 学 科	620
23	医 学 部	医 学 科	630
24	医 学 部	医 学 科	640
25	医 学 部	医 学 科	650

附 則 (21. 7. 24)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部看護学科の平成22年度の収容定員は、408名とする。

附 則 (21. 9. 25)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成26年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	総 定 員
22	医 学 部	医 学 科	625
23	医 学 部	医 学 科	640
24	医 学 部	医 学 科	655
25	医 学 部	医 学 科	670
26	医 学 部	医 学 科	685

附 則 (21. 11. 27)

この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (21. 11. 27)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度までの医学部看護学科入学生については、学則第73条第1項第2号は適用せず、改正前の規定による。

附 則 (22. 9. 24)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、学則第73条第1項第3号は適用せず、改正前の規定による。

附 則

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (24. 3. 22)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、文学部社会福祉学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科、経済学部文化経済学科及び商学部商学科については、平成27年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	収容定員
25	文 学 部	心 理 学 科	357
		情報社会学科	256
		国際文化学科	437
		社会福祉学科	416
	法 学 部	法 律 学 科	971
		国際政治学科	301
	経 済 学 部	経 済 学 科	655
		文化経済学科	411
	商 学 部	商 学 科	1,055
26	文 学 部	心 理 学 科	356
		情報社会学科	254
		国際文化学科	434
		社会福祉学科	412
	法 学 部	法 律 学 科	966
		国際政治学科	296
	経 済 学 部	経 済 学 科	650
		文化経済学科	406
	商 学 部	商 学 科	1,050
27	文 学 部	心 理 学 科	357
		情報社会学科	255
		国際文化学科	437
		社会福祉学科	413
	法 学 部	法 律 学 科	966
		国際政治学科	296
	経 済 学 部	経 済 学 科	650
		文化経済学科	406
	商 学 部	商 学 科	1,055

附 則 (26. 7. 25)

この学則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (26. 7. 25)

1 この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号については、平成26年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (26. 11. 28)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第47条第2項については、平成26年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (27. 3. 27)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27. 9. 25)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則第52条の3第2項のただし書については、平成27年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (27. 12. 25)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条第2項については、平成27年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (28. 9. 23)

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (28. 2. 26)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第30条にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、文学部社会福祉学科、人間健康学部総合子ども学科、人間健康学部スポーツ医科学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科、経済学部文化経済学科、商学部商学科及び医学部看護学科については、平成31年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	収容定員
29	文 学 部	心 理 学 科	356
		情報社会学科	246
		国際文化学科	437
		社会福祉学科	364
	人間健康学部	総合子ども学科	50
		スポーツ医科学科	70
	法 学 部	法 律 学 科	956
		国際政治学科	286
	経 済 学 部	経 済 学 科	647
		文化経済学科	404
30	商 学 部	商 学 科	1, 045
	医 学 部	看 護 学 科	410
	文 学 部	心 理 学 科	354
		情報社会学科	236
		国際文化学科	434

		社会福祉学科	314
	人間健康学部	総合子ども学科	100
		スポーツ医科学科	140
	法学部	法律学科	946
		国際政治学科	276
	経済学部	経済学科	644
		文化経済学科	402
31	商学部	商学科	1,030
	医学部	看護学科	420
	文学部	心理学科	352
		情報社会学科	226
		国際文化学科	431
		社会福祉学科	264
	人間健康学部	総合子ども学科	150
		スポーツ医科学科	210
	法学部	法律学科	936
		国際政治学科	266
	経済学部	経済学科	641
		文化経済学科	400
	商学部	商学科	1,015
	医学部	看護学科	430

附 則 (29. 7. 28)

この学則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (29. 11. 24)

この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (30. 3. 23)

この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (30. 7. 27)

1 この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

2 学則第73条第 1 項第 2 号の別表第 2－1 については、平成30年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (31. 2. 22)

1 この学則は、平成32年 4 月 1 日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、文学部社会福祉学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科及び経済学部文化経済学科については、平成34年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	収容定員
32	文 学 部	心 理 学 科	349
		情報社会学科	216
		国際文化学科	426
		社会福祉学科	211
	法 学 部	法 律 学 科	915
		国際政治学科	262
	経 済 学 部	経 済 学 科	635
		文化経済学科	398
33	文 学 部	心 理 学 科	348
		情報社会学科	216
		国際文化学科	424
		社会福祉学科	208
	法 学 部	法 律 学 科	904
		国際政治学科	268
	経 済 学 部	経 済 学 科	632
		文化経済学科	398
34	文 学 部	心 理 学 科	349
		情報社会学科	217
		国際文化学科	426
		社会福祉学科	209
	法 学 部	法 律 学 科	904
		国際政治学科	274
	経 済 学 部	経 済 学 科	632
		文化経済学科	401

附 則（1. 12. 26）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和8年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。ただし、令和2年度及び3年度の入学定員及び学生総定員については適用せず、改正前の規定による。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	入学定員	総 定 員
令和2	医 学 部	医 学 科	115	690
令和3	医 学 部	医 学 科	115	690

令和4	医学部	医学科	110	685
令和5	医学部	医学科	110	680
令和6	医学部	医学科	110	675
令和7	医学部	医学科	110	670
令和8	医学部	医学科	110	665

附 則（2. 3. 27）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（3. 3. 26）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（3. 3. 26）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 学則第51条第2項については、令和2年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（3. 5. 28）

この学則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（3. 7. 30）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和9年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	入学定員	総 定 員
令和4	医学部	医学科	115	690
令和5	医学部	医学科	110	685
令和6	医学部	医学科	110	680
令和7	医学部	医学科	110	675
令和8	医学部	医学科	110	670
令和9	医学部	医学科	110	665

附 則（4. 2. 25）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（4. 7. 22）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和10年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	入学定員	総 定 員
令和5	医学部	医学科	115	690
令和6	医学部	医学科	110	685
令和7	医学部	医学科	110	680
令和8	医学部	医学科	110	675

令和9	医学部	医学科	110	670
令和10	医学部	医学科	110	665

附 則（４．９．３０）

- この学則は、令和５年４月１日から施行する。
- 学則第42条第２項については、令和４年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（５．１．２７）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（５．６．２３）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（５．７．２８）

- この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和11年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	入学定員	総 定 員
令和6	医学部	医学科	115	690
令和7	医学部	医学科	110	685
令和8	医学部	医学科	110	680
令和9	医学部	医学科	110	675
令和10	医学部	医学科	110	670
令和11	医学部	医学科	110	665

附 則（６．３．２２）

- この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 学則第73条第２号については、令和５年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則（６．７．２６）

- この学則は、令和７年４月１日から施行する。
- 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和12年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	入学定員	総 定 員
令和7	医学部	医学科	114	689
令和8	医学部	医学科	110	684
令和9	医学部	医学科	110	679
令和10	医学部	医学科	110	674
令和11	医学部	医学科	110	669
令和12	医学部	医学科	110	664

附 則（７．７．２５）

- この学則は、令和８年４月１日から施行する。
- 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和13年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	入学定員	総 定 員
令和 8	医 学 部	医 学 科	114	688
令和 9	医 学 部	医 学 科	110	683
令和10	医 学 部	医 学 科	110	678
令和11	医 学 部	医 学 科	110	673
令和12	医 学 部	医 学 科	110	668
令和13	医 学 部	医 学 科	110	664

附 則（８．１．２３）

- この学則は、令和８年４月１日から施行する。
- 第52条の３第３項の規定にかかわらず留学生別科については、令和８年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、同別科に在学生在がなくなるまでの間存続するものとする。

年度 \ 摘要	別 科 名	収容定員
令和 8	留学生別科	35

附 則

- この学則は、令和９年４月１日から施行する。
- 第51条第２項、第51条の８、第51条の９及び第73条第２号については、令和８年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。
- 第30条の規定にかかわらず文学部人文科学科、人間健康学部心理学科及び教育・福祉学科、法学部法律学科及び国際政治学科、経済学部経済学科及び文化経済学科、医学部看護学科及び医療検査学科については、令和11年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

なお、文学部心理学科、情報社会学科、国際文化学科及び社会福祉学科並びに人間健康学部総合子ども学科については、令和11年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、当該学科に在学者がなくなるまでの間存続するものとする。

年度 \ 摘要	学 部	学 科	収 容 定 員
令和 9	文 学 部	人文科学科 心 理 学 科 情報社会学科 国際文化学科 社会福祉学科	150 263 164 322 158

	人間健康学部	心 理 学 科 教育・福祉学科 総合子ども学科	87 92 150
	法学部	法 律 学 科 国際政治学科	889 275
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	657 379
	医学部	看 護 学 科 医療検査学科	455 305
令和10	文 学 部	人文科学科 心 理 学 科 情報社会学科 国際文化学科 社会福祉学科	300 176 110 216 106
	人間健康学部	心 理 学 科 教育・福祉学科 総合子ども学科	174 184 100
	法学部	法 律 学 科 国際政治学科	874 270
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	682 354
	医学部	看 護 学 科 医療検査学科	470 314
令和11	文 学 部	人文科学科 心 理 学 科 情報社会学科 国際文化学科 社会福祉学科	450 88 55 108 53
	人間健康学部	心 理 学 科 教育・福祉学科 総合子ども学科	262 277 50
	法学部	法 律 学 科 国際政治学科	859 265
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	707 329
	医学部	看 護 学 科 医療検査学科	485 323

別表第1

入学検定料の納入金表

学部 項目 金額・ 期限	文学部・人間 健康学部・法 学部・経済学 部・商学部	医 学 部			納 入 期 限
		医 学 科	看 護 学 科	医 療 検 査 学 科	
納 入 金 額					
入学検定料	32,000円	60,000円	32,000円	32,000円	入 学 願 書 受 付 締 切 日
入学検定料 (共通テスト利用 選抜)	15,000円	30,000円	15,000円	15,000円	
入学検定料 (前期・共通テス ト併用型選抜)	10,000円		10,000円		
入学検定料 (共通テスト英語 4技能利用選抜)	15,000円				
入学検定料 (学部研究生)	20,000円				

備 考

- 1 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の前・後期一般選抜において、同一試験日に併願した場合のみ、2学部目以降の入学検定料を各々10,000円とする。
- 2 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の共通テスト利用選抜（A日程又はB日程）及び共通テスト英語4技能利用選抜において併願した場合は、2学部目以降の入学検定料を各々10,000円とする。
- 3 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部、商学部及び医学部看護学科の前期・共通テスト併用型選抜（前期一般選抜と大学入学共通テストとの併用入試）の検定料については、各々の前期一般選抜検定料に加え、別途、10,000円とする。また、併願した場合の2学部目以降の入学検定料についても同額とする。
- 4 医学部医学科において、同一試験で実施される異なる試験種別を併願する場合、2併願目の入学検定料を30,000円、3併願目以降の入学検定料を各々10,000円とする。

別表第2－1

入学金、授業料その他の納入金表

学部 項目 金額・ 期限	文学部・法学部・経済学部・商学部 納入金額	人間健康学部		納入期限
		心理学科 教育・福祉学科 納入金額	スポーツ医科学科 納入金額	
入 学 金	200,000円	200,000円	200,000円	入学申込締切日
授 業 料				
1 期	355,000円	365,000円	405,000円	5月末日(※1)
2 期	355,000円	365,000円	405,000円	10月末日
教 育 充 実 料				
1 期	90,000円	115,000円	125,000円	5月末日(※1)
2 期	90,000円	115,000円	125,000円	10月末日
休学時在籍料 (月 額)	10,000円	10,000円	10,000円	休学手続時

備 考

- 1 (※1) は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。

別表第2-2

入学金、授業料その他の納入金表

項目	学部 金額・ 期限	医 学 部			
		医 学 科	看護学科	医療検査学科	納入期限
		納入金額			
入 学 金		1,000,000円	300,000円	300,000円	入学申込締切日
授 業 料					
1 期	900,000円	310,000円	310,000円	310,000円	4 月 末 日 (※ 1)
2 期	900,000円	310,000円	310,000円	310,000円	8 月 末 日
3 期	900,000円	310,000円	310,000円	310,000円	12 月 末 日
施設拡充維持料					
1 期	500,000円				4 月 末 日 (※ 1)
2 期	500,000円				8 月 末 日
3 期	500,000円				12 月 末 日
教 育 充 実 料 (※ 2)					
1 年 次	4,000,000円	240,000円	150,000円		4 月 末 日 (※ 1)
2 年 次	2,000,000円	240,000円	150,000円		
3 年 次	1,000,000円	240,000円	150,000円		
4 年 次	1,000,000円	240,000円	150,000円		
5 年 次	1,000,000円	—	—		
6 年 次	1,000,000円	—	—		
実 験 実 習 料 (年 額)		250,000円	250,000円		4 月 末 日 (※ 1)
休学時在籍料 (月 額)	10,000円	10,000円	10,000円		休学手続時

備 考

- (※1) は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。
- (※2) は、平成21年度までの入学生には適用しない。

別表第3－1

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

学部 項目 金額・期限		文学部・人間健康学部・ 法学部・経済学部・商学部	
		納入金額	納入期限
聴講料		本学卒業生	聴講許可後 14日以内
		その他の者	
		1単位につき 4,000円 ただし、単位認定 希望者は6,000円	1単位につき 6,000円 ただし、単位認定 希望者は10,000円
研 究 生	入学料	20,000 円	聴講許可後 14日以内
	研究料	180,000 円 (140,000 円) () 内は本学 卒業生	入学後 1ヶ月以内

備 考

研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。

別表第3-2

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

学部 金額・ 期限 項目		医 学 部						
		医 学 科		看 護 学 科		医療検査学科		
		納 入 金 額	納入期限	納 入 金 額	納 入 期 限	納 入 金 額	納 入 期 限	
聴 講 料		1 期 450,000円 2 期 450,000円 3 期 450,000円	4 月 末 日 8 月 末 日 12 月 末 日	本 学 卒 業 生	そ の 他 の 者	聴講許 可後14 日以内	本 学 卒 業 生	そ の 他 の 者
		聴 講 す る 学 年 の 授 業 料 の 1 / 2 額	た だ し、 聴 講 許 可 時 の 聴 講 料 は、許 可 後 14 日 以 内	1 単 位 に つ き 4,000円 た だ し、 単 位 認 定 希 望 者 は 6,000円	1 単 位 に つ き 6,000円 た だ し、 単 位 認 定 希 望 者 は 10,000円		1 単 位 に つ き 4,000円 た だ し、 単 位 認 定 希 望 者 は 6,000円	1 単 位 に つ き 6,000円 た だ し、 単 位 認 定 希 望 者 は 10,000円
研 究 生	入 学 料	30,000 円	入 学 許 可 後 14 日 以 内				20,000 円	入 学 許 可 後 14 日 以 内
	研 究 料	500,000 円 (350,000 円) () 内は本学 卒 業 者	入 学 許 可 後 14 日 以 内				180,000 円 (140,000 円) () 内は本学 卒 業 者	入 学 後 1 ヶ 月 以 内

備 考

- 1 研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、本表は適用しない。

○久留米大学人間健康学部教授会規程

〔平成28年 2 月17日〕
規程第27－8号

第1条 久留米大学人間健康学部（以下「学部」という。）に学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

第2条 教授会は、学部教授をもって組織する。ただし、第4条に規定する事項に関しては、准教授、専任の講師及び助教を加える（以下「拡大教授会」という。）。

第3条 教授会は、次の事項について、久留米大学学則（以下「学則」という。）第11条第2項に基づき取り扱うものとする。

(1) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について、学則第11条第3項に基づき取り扱うものとする。

(1) 教育職員の任免に関する事項

(2) 教授会規程及びその他の規則（学部規則を除く。）の制定と改廃とに関する事項

(3) 大学評議会委員の選出（その選出は学部長を除いた教授の互選による。）

(4) 学長の諮問に関する事項

(5) 学部長の必要と認める事項

第4条 拡大教授会は、次の事項について、学則第11条第2項に基づき取り扱うものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

2 拡大教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について、学則第11条第3項に基づき取り扱うものとする。

(1) 学部長の選出（学部長は教授のうちから選出し、その選出方法は別に定める。）

(2) 図書委員長、学生委員長、教務委員長及び就職委員長（これらは教授のうちから選出する。）の選出

(3) 学生部長候補者及び附属図書館長候補者の選出（全学の教授のうちから選出する。）

(4) 御井図書分館長候補者の選出（御井学舎の教授のうちから選出する。）

(5) 法人の評議員の選出

(6) 学部規則の制定と改廃に関する事項

(7) 学部内の予算に関する事項

(8) 教務に関する事項

(9) 学生の生活指導に関する事項

(10) 学生の就職斡旋に関する事項

第5条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。拡大教授会についても同じ。

ただし、学部長に事故があるときは、大学評議会委員の互選により学部長の代行者を定める。

2 教授会及び拡大教授会を開くには、期日の5日前までに議題を示して通告しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第6条 教授会は、教授の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、第3条第2項第1号の事項に関しては3分の2以上の出席がなければならない。

第7条 拡大教授会は、教授の過半数が出席し、かつ、組織員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第8条 教授会の審議は、出席者の過半数の同意がなければ決することができない。ただし、第3条第2項第1号の事項に関しては、出席者の3分の2以上であって、在籍教授の過半数に相当する同意がなければならない。

第9条 拡大教授会の審議は、出席者の過半数の同意がなければ決することができない。

第10条 前2条の場合において、議長の教授としての議決権は制限せず、可否同数のときは議長が決する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	
1-1. 久留米大学の沿革等	P.4
1-2. 心理学科を設置する背景及び理由・必要性	P.4
1-3. ディプロマ・ポリシー	P.5
1-4. カリキュラム・ポリシー	P.6
1-5. アドミッション・ポリシー	P.6
1-6. 養成する人材像	P.7
1-7. 中心的な学問分野	P.8
1-8. 養成する人材像及び3つのポリシーの相関・整合性について	P.8
2. 学部・学科の特色	
2-1. 学部の特色	P.8
2-2. 学科の特色	P.11
3. 学科の名称及び学位の名称	
3-1. 学科の名称の理由	P.12
3-2. 学位に付記する専攻分野の名称とその理由	P.12
3-3. 学部・学科及び学位の英訳名称	P.13
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	
4-1. 人間健康学部における教育課程編成の考え方	P.13
4-2. 心理学科における教育課程	P.13
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	P.16
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で 履修させる場合の具体的計画	P.21
7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画	P.21
8. 実習の具体的計画	P.22

9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の 学外実習を実施する場合の具体的計画	P.27
10. 取得可能な資格	P.28
11. 入学者選抜の概要	
11-1. アドミッション・ポリシー	P.29
11-2. 選抜方法及び募集人員	P.30
11-3. 選抜体制	P.37
11-4. 科目等履修生及び聴講生の受け入れ	P.38
12. 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	
12-1. 教員組織編制方針	P.38
12-2. 教員配置	P.39
12-3. 組織的な連携体制	P.39
13. 研究の実施についての考え方、体制、取組	
13-1. 研究の実施体制	P.39
13-2. 研究の環境整備	P.40
13-3. URA の配置状況	P.41
13-4. URA の役割・責任等	P.41
14. 施設、設備等の整備計画	
14-1. 校地、運動場の整備計画	P.42
14-2. 校舎等施設の整備計画	P.42
14-3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	P.43
15. 管理運営	
15-1. 教学面における管理運営の体制について	P.44
15-2. 教授会以外の関連する委員会	P.44
16. 自己点検・評価	
16-1. 基本方針	P.45
16-2. 実施体制	P.46
16-3. 実施方法	P.46

1 6-4. 公表及び評価項目等	P.47
1 6-5. 学外者による検証	P.47
1 7. 情報の公表	P.47
1 8. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P.54
1 9. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	
1 9-1. 教育課程内の取り組み	P.54
1 9-2. 教育課程外の取り組み	P.55
1 9-3. 組織体制	P.56

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1. 久留米大学の沿革等

久留米大学は、昭和 3（1928）年に当時不足していた医療分野での実践的人物の育成という地域のニーズに応えて「九州医学専門学校」として開学したことをその嚆矢とする。同 21（1946）年には大学令により久留米医科大学及び予科、同 25（1950）年に商学部の開設に伴い久留米大学が設置され、同 27（1952）年には同医学部が開設された。

その後、法学部（1987 年）、文学部（1992 年）、経済学部（1994 年）、人間健康学部（2017 年）を開設、6 学部 14 学科、4 大学院研究科、18 の研究所・センター、さらに附設中学校・高等学校を有する総合大学として発展してきた。

久留米大学の建学の精神と基本理念は、下記のように定められている。九州医学専門学校設立後の昭和 5（1930）年に制定された同学校歌（北原白秋作詞）の一節、「国手の矜持（ほこり）は常に仁なり」を建学の精神と定め、それぞれの分野における優れた実践的人材の育成に努めてきた経緯がある。

建学の精神：「国手の矜持（ほこり）は常に仁なり」

「国手」は本来、名医の意味で使われるが、「国中ですぐれた名人」の意義があり、全学に通じる言葉である。「矜持」は「自信と誇りを持ち、自身を抑制しながら堂々と振る舞うこと」で、「仁」は「礼にもとづく自己抑制と他者への思いやり」を意味している（2019 年成文化）。

基本理念：「真理と正義を探究し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする」

1-2. 心理学科を設置する背景及び理由・必要性

久留米大学は、「真理と正義を探究し、人間愛と人間尊重を希求して、高い理想をもった人間性豊かな実践的人材の育成を目指すとともに、地域文化に光を与え、その輝きを世界に伝え、人類の平和に貢献することを使命とする」を基本理念として、開学以来、地域社会との緊密な提携協力関係のなかで発展してきた。このことは、九州医学専門学校から出発した大学の歴史に因るところであり、久留米大学は一貫して、誠意をもって地域社会の要請にこたえることを信条として、高度な学識と専門技術を備えた有為の人材を育成するとともに、豊かな人間性を涵養し、社会に奉仕貢献する誠実な知識人の育成を教育理念として今日に至っている。

このような本学の理念を背景に、平成 4（1992）年には文学部人間科学科、国際文化学科を設立し、同 12（2000）年に文学部社会福祉学科の新設、平成 14（2002）年には人間科学

科を心理学科、情報社会学科の2学科へ改組転換した。

本学は昭和3（1928）年の創設からまもなく100周年を迎える。これまで「国手の矜持は常に仁なり」を建学の精神として、人を大切にする実践的な教育研究につとめ、医学はもとより人文・社会科学の素養をもつ人材を広く社会に送り出してきた。本学卒業生は7万余名にのぼり、経済、公務・教育、医療・福祉のさまざまな分野で活躍している。

本学では次の時代を見据え、世界が国際化、多様化、複雑化し、急速に変貌を遂げていくことを想定し、人の健康、生活の協働、生の価値の可能性を広げつつ、その調和的発展をになう人材育成にふさわしい新たな教育研究組織の在り方を検討してきた。変化する社会のニーズに大学として応えるため、従来の学問領域の垣根を超えた総合的で実践的な教育を絶えず創造していかなければならないことを使命としている。

本学ではまた、医学と人文・社会科学の専門領域を総合した文医融合を教育研究の柱として考えており、平成29（2017）年に人間健康学部（総合子ども学科、スポーツ医科学科）、令和6（2024）年には医学部医療検査学科を開設した。今般、さらに総合的な教育研究をすすめるため、文学部と人間健康学部を改編し、文学部に「人文科学科」、人間健康学部「心理学科」及び「教育・福祉学科」の新学科を設置するに至った。

人間及び社会のウェルビーイングの向上の実現に向け、文医融合の教育を通して「こころ」の側面から各ライフステージにおける人間と多様性社会に貢献できる心理学の基礎的能力を備えた実践的人材を育成する必要があるものとする。（資料1）

1-3. ディプロマ・ポリシー

■ 人間健康学部 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

人間健康学部は、学科に配置された科目の中から必要な単位を取得し、さらに最終年次における卒業研究の作成を含めた教育課程を修了し、次の能力を備えた学生に対して卒業を認定し、学士（心理学）の学位を授与する。

1. 人間を理解し、健康を考える力をもつ。
2. 人間の健康を支える専門的知識・技術をもつ。
3. 人間と健康の知識・技術を活用して地域社会に貢献する力をもつ。

■ 心理学科 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

心理学科では、人間の「こころ」や行動に影響を与える要因について、多角的に思考できる知識と能力を求める。そのため、以下のような資質・能力を身につけたと認められる者に卒業を認定し、学位を授与する。

1. 心理学の基礎的概念や主要な理論を理解しており、心の働きは集団や文脈によって異なること、心理学が近接する学問領域と関連していること、心理学が実社会で多様な役割を果たして社会に貢献していることを説明する能力がある。

2. 心理学固有の方法論に基づいた情報処理・分析技法を身につけており、個人・社会における心理や行動を理解したり問題解決の方法を考えたりできる能力、現代的課題を論理的に考察して結論を見出せる能力、対人関係・対人援助に必要なコミュニケーションをする能力がある。
3. 人間を多面的・複眼的に理解したり、未解決な問題を発見して適切に解決する方法を見出したり、自分の考えを適切に表現したりする能力がある。
4. 心理学を社会に応用する能力及び生涯学習力、人々の多様性を理解して受け入れる姿勢、ものごとを批判的に思考したり実証的に考えたりする態度がある。

1-4. カリキュラム・ポリシー

■ 人間健康学部 カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針）

人間健康学部は、次の方針のもと教育課程を定める。

1. 人間と健康を理解するための教育を行う。
2. さまざまなライフステージにある人間の健康を支える専門的知識・技術を修得する教育を行う。
3. 人間と健康の知識・技術を地域社会の中で実践できる教育を行う。

■ 心理学科 カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針）

心理学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、基礎から応用までさまざまな分野の心理学に関する知識・技術を修得し、人間の「こころ」や行動に対する生物学的要因、個人的要因、社会・文化的要因の影響を思考できる能力を身につけることを教育目標とし、以下の方針で教育課程を編成し、教育内容・方法を実施する。

1. 人間の「こころ」や行動に関する科学的知識・理解を修得するための科目を設定する。
2. 人間の「こころ」や行動に関する科学的方法論を修得するための科目を設定する。
3. 人間の「こころ」や行動に関する知識や技術を現実場面において実践するための科目を設定する。

1-5. アドミッション・ポリシー

■ 人間健康学部 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

人間健康学部は、「文医融合」型の学部であり、人間の理解と健康の探究を通して、すべての人の生活を支え、地域に貢献できる実践的人材を育成することを理念とする。

そこで、これらの理念及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、次のような学生を求める。

1. 人間と健康を学ぶために必要な学力と資質をもつ。
2. 人間と健康に関心をもち、自ら探求する強い意志をもつ。
3. 大学と学部理念を理解し、地域への貢献を志向する。

■ 心理学科 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

心理学科では、(1)人間の「こころ」の動きや行動、人間関係について学ぶことに興味を持つ人、(2)心理学の学びを通して論理的思考やコミュニケーション力を身につけることに意欲的な人、(3)社会生活における良好な人間関係の構築や維持、集団や組織の運営技術など心理学を社会に活かしたい人、(4)心のケアや福祉の増進を図れる「心の専門家」を目指す人を求めている。

高等学校では主に語学を通じた理解力や表現力、社会科科目を通じた現代社会や歴史の基礎知識、数学・情報科目を通じた数的理解や情報処理技能を身につけていることが求められる。

入試においては、一定以上の基礎学力を前提として、上記の4つの観点を重視した選抜を行う。特に、総合型選抜・学校推薦型選抜では、基礎学力に加え、論理的思考やコミュニケーション力及び豊かな人間性を有し、心理学を学ぶことに意欲的な人を選抜する。また前期一般選抜・共通テスト併用型選抜・共通テスト利用選抜・後期一般選抜では、一定以上の学力を有する人を選抜する。

1-6. 養成する人材像

人間健康学部の養成する人材像は以下のとおりである。

【人間健康学部】

様々なライフステージにある人々と社会のウェルビーイングの実現に向けて、人々と社会への多様な教育・支援に関する専門的知識と技術を備え、地域社会における教育的中核を担える実践的人材を育成する。

その上で、文医融合の教育により医学的な素養の基盤をもたせ、人間と社会を科学的に理解する力を養うとともに、人間の健康を身体的・心理的・社会的な観点で考察できる知識と技術を獲得させる。これらの知識と技術をもって、他者との協働により社会に資することができる実践力を獲得させる。

また、心理学科の養成する人材像は以下のとおりである。

【心理学科】

「こころ」を科学的に探究するとともに、「こころ」に関する知識と技術を社会に活用できる人材を育成する。

1-7. 中心的な学問分野

心理学科が組織として研究対象とする専門的学問分野は、「心理学」である。その上で、学生へどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的としては、以下のとおりである。

【心理学科】

「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」である「人間力」を礎として、心理学及び人間科学・健康科学等関連諸科学の知識を身につけると同時に、論理的思考や問題解決能力、人間関係力などの能力を有した人材の育成をめざす。

1-8. 養成する人材像及び3つのポリシーの相関・整合性について

ここまで述べてきたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー相互の関係性・整合性については、3つのポリシー対応表(資料2)にまとめて示す。ディプロマ・ポリシーを達成するために、必要な資質を持つ学生をアドミッション・ポリシーで定めると同時に、段階的に学習を進めていけるようにカリキュラム・ポリシーを設定する。また、その上に、養成する人材像を記載している。

2. 学部・学科の特色

2-1. 人間健康学部の特色

人間健康学部は、1世紀近い歴史の中で本学が築き上げてきた医学部医学科・看護学科と昭和25年以降広く展開してきた人文社会科学系の文学部・法学部・経済学部・商学部の双方の歴史的資産を活用し、多様性社会における健康支援、心理学的支援、生活支援、子育て支援、発達支援等の多様な支援、及びその基盤となる多角的な視点からの基礎的研究を充実発展させることを目的としている。そして、乳幼児から高齢者、健常者から障がい者、すべての人が活躍できるウェルビーイングが高い社会の実現に向けて、本学が地域における使命として展開する医系と文系が融合した文医融合型の学部である。

人間健康学部は、「心理学科」、「教育・福祉学科」、「スポーツ医科学科」の3学科から構成される。いずれの学科も医系との連携による強みを活かし、個々人のウェルビーイングの向上だけでなく、地域社会のウェルビーイングの向上の実現に向け、人間と社会を科学的に理解する力を養うとともに、様々なライフステージにある人々と社会への多様な支援に関する専門的知識と技術を備えた実践的人材を育成する。そして、本学の文医融合による多様な支援を中核とした地域社会との連携・協働関係を発展・充実させ、個々人のウェルビーイングの向上に寄与できる健全な社会環境と社会システムの創出・維持を通し、さらなる地域の活性化及び地方創生に貢献する。(図1)

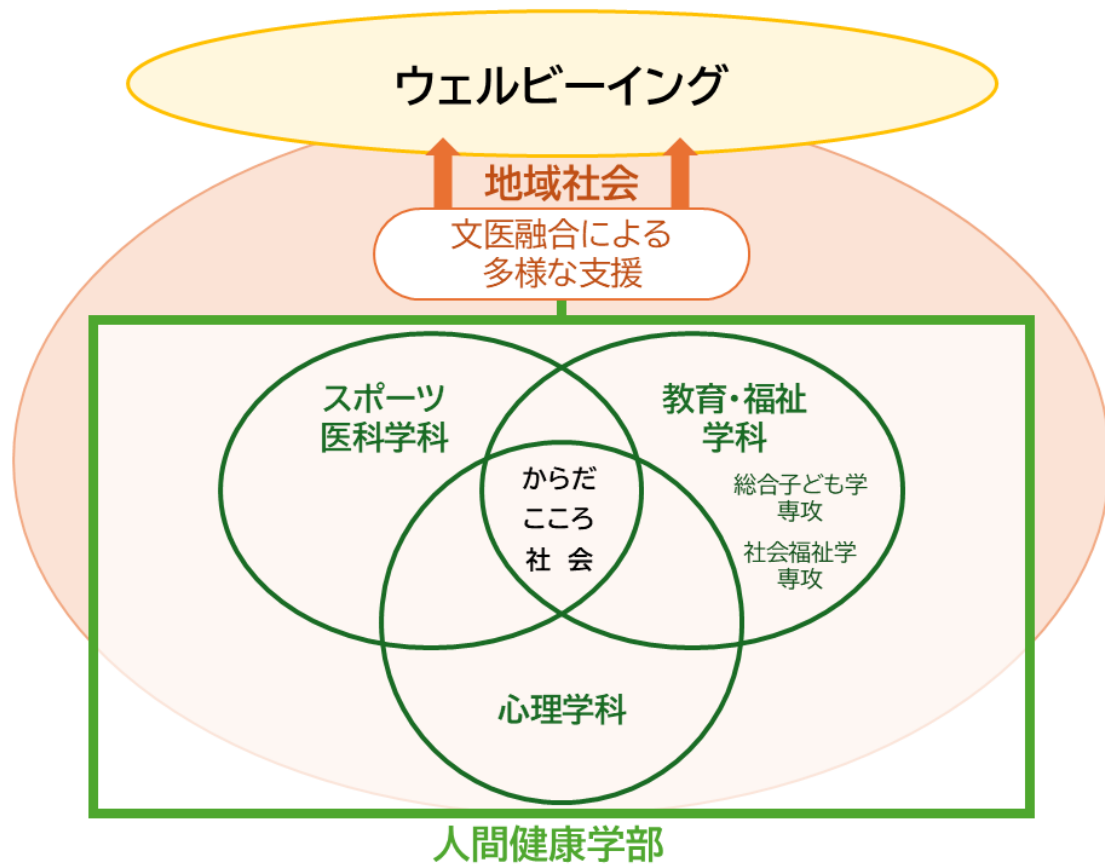


図 1. 人間健康学部 学部・学科構成に関する概念図

学部の役割・機能としては、文医融合の教育により身に付けた基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能を有する専門職業人養成を通じ地域活性化を図ると共に、専門的な研究を推進することにより人間健康学部で学ぶ学生の「総合知」を向上させる中心的な役割を果たすことを目指す。

その強み・特色は、次のとおりである。

(1) 人間を「こころ」と「からだ」と「社会」という観点から研究し教育する

心理学科、教育・福祉学科、スポーツ医科学科は、「人間」という共通の主題をもちつつも、その対象と教育及び方法が明確に区別される。学科横断の教育研究を整備することにより対象の全人的理解と人間尊重社会の実現を目指す。

(2) 医学的な素養に関する教育を重視する

教育・福祉学科及びスポーツ医科学科の専任教員の中に複数の医師を配置する。また心理学科に医師が兼担する科目を設置する。これら医師免許を有する教員が医学の基礎教育を

担うとともに、本学の医学部の協力を得て、全学科の教育内容に医学的素養の基盤をもたせる。

(3) 地域への支援を実習形式で学ぶ

地域で暮らす乳幼児から高齢者までの全ライフステージにおけるすべての人と社会を支援する人材を育てるため、全学科において学外実習を豊富に用意する。

(4) 教育活動に不可欠な人間のからだところと社会についての専門知識を学ぶ

心理学科、教育・福祉学科、スポーツ医科学科の全学科において、からだの仕組み、こころの理解に基づいた人間の生き方、社会のあり方を学ぶ。

(5) 大学共通教育を活用して基礎教養を学ぶ

語学・教養教育は本学の基盤教育研究センターが提供する教育制度を通じて行う。習熟度に応じた語学教育や、基盤教育研究センターが提供する「久留米・筑後体験演習」など特色ある体験型の共通教育を他学部生と同様に受けられる。

(6) 「こころ」「からだ」「社会」の各専門知を高め「総合知」を生み出す

各学科・専攻においてはそれぞれ独自性・専門性のある研究を推進し専門知を高めている。それらの知見を総合的に活用し、地域社会と連携しながら地域における多様な課題への的確な対応を図ることを目指す。

また、心理学科を基盤として整備されている大学院心理学研究科前期博士課程・後期博士課程では、高度な専門教育と国際的・先駆的な研究活動を推し進め、その成果を社会に還元している。

(7) 充実した教育用設備を備えている

心理学科は文学部心理学科としての教育と公認心理師・臨床心理士養成の実績をもち、心理学実験室や心理教育相談施設を備えている。スポーツ医科学科はアスレティックトレーナー（JSP0-AT）教育の実績があり、その教育に必要な各種トレーニング施設、検査測定に関する設備が整っている。教育・福祉学科総合子ども学専攻は総合子ども学科としての教育の実績をもち、音楽室・図画工作室・ピアノレッスン室・ピアノ練習室・保育演習室・プレイルームを備えている。教育・福祉学科社会福祉学専攻は文学部社会福祉学科としての教育の実績をもち、そのための実習用の施設を備えている。

(8) 多様な学生を支援する環境が整備されている

ラーニングコモンズ等自由に滞在できる様々な空間がある。キャンパスは完全バリアフリーである。学生支援室や学生相談室が整備され、多様な学生を支援する環境が整っている。

る。

(9) 卒業後の進路へ向けて資格取得支援を積極的に行っている

主要な資格として、幼稚園教諭一種、保育士、中学校・高等学校教諭一種（保健体育）、高等学校教諭一種（公民）、高等学校教諭一種（福祉）、特別支援学校教諭一種、及び公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（JSP0-AT）、健康運動指導士受験資格がある。この他にも関連する資格が豊富にあり、本学部の教育内容が実学であるという特徴を示している。また大学院心理学研究科では、公認心理師・臨床心理士など高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成及び基礎的・先駆的な研究を通じた地域社会を支える高度で知的な素養のある人材の育成に力を入れている。

2-2. 心理学科の特色

心理学科は、こころを科学的に探究するとともに、こころに関する知識と技術を社会に活用できる人材を育成し、心理学の研究教育に取り組む学科である。基礎から応用まで幅広い分野を網羅しながら、「こころ」の仕組みを詳しく学ぶことに加え、教育・福祉学科、スポーツ医科学科、そして医学部との連携により「人間」と「健康」に関わる知識を幅広く学び、社会の多様なニーズに応え、地域社会に貢献する教育・支援及び研究を行う。本学科における主な特色及びその内容を以下に示す。

(1) 「こころ」を科学的に探究する

人間のこころと行動が、生物学的要因、個人的要因、社会・文化的要因の影響を受けていることを学ぶために、基礎心理学から応用心理学までさまざまな分野の心理学を学べるカリキュラムを組んでいる。

その前段階として、学部の枠を越えた共通教育により、学修基礎力、コミュニケーション力、共感的理解力、自己統制力を身につけ、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」である「人間力」向上を目指す。

この「人間力」を礎として、心理学及び人間科学・健康科学等関連諸科学の知識を身につけると同時に、論理的思考や問題解決能力、人間関係力などの育成を意図した科目を体系的に取り入れている。心理学を学ぼううえで有用な「心理学研究法」「心理学統計法」「心理学実験」などを基礎科目とし、幅広い分野の専門科目を配置している。

(2) 「人間」を知り「健康」に貢献する、こころの専門家を育成する

本学科のカリキュラムは、公認心理師法第7条第1号に規定する公認心理師となるために必要な科目を開講している大学として、文部科学省及び厚生労働省において確認を受けている。また、本学科を基盤として整備されている大学院心理学研究科前期博士課程臨床心

理学専攻のカリキュラムにおいても、公認心理師となるために必要な科目を開講している大学院として確認を受け、さらに日本臨床心理士資格認定協会より、臨床心理士受験資格に関する第1種大学院として認定されている。

公認心理師・臨床心理士という高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成を行っている心理学研究科の基盤学科として、本学科は心理学及び人間科学・健康科学等関連諸科学の基礎と応用についての教育と研究を担う。中でも「人間関係トレーニング」、「心理演習」、「心理実習」などの演習実習科目では実践力を高めることを目指した教育を行い、医療、教育、福祉、産業・労働、司法・犯罪分野の地域の多機関多職種との協働の下での実習を通して、知識・技術を活用して地域社会に貢献する力を有する者を育成する。このことにより、個々人及び社会のウェルビーイングの一層の向上を目指す。

(3) 1年次からの少人数編成のゼミ配置により心理学の知識と技術を定着させる

1年次から少人数編成のゼミに配置し、心理学の知識や技術をより深め定着させることを目指している。

初年次教育での少人数ゼミで培うアカデミック・ライティング力を土台として、2年次のゼミである「心理基礎演習」では、人間のこころと行動に関わる現象において課題を発見し、仮説を立てて検証すること、得られたデータを統計的に処理し分析すること、研究成果をプレゼンテーションすることなど、心理学研究及び人間・健康科学的研究の基礎力を養う。

これに基づき、心理学の知識と技術の学習の集大成として、3・4年次のゼミにおいて卒業研究に取り組み、データを読み取り扱う力及び心理コミュニケーション力を一層高め、心理学及び人間科学・健康科学等関連諸科学に関わる研究・探究力及び技術を確かなものとする。

3. 学科の名称及び学位の名称

3-1. 学科の名称の理由

本学の特色である医学部と連携した「文医融合型」の教育を通して、人間及び社会のウェルビーイングの向上の実現に向け、心理学の専門的知識を養うとともに、様々なライフステージにある人々と多様性社会を心理学的に理解・支援・研究する基礎的な力を備えた実践的人材を育成することを目的としていることから、学科の名称を「心理学科」とした。

3-2. 学位に付記する専攻分野の名称とその理由

心理学科は、当該学問分野における知識や技術を修めた者であることを明確に表すよう、授与する学位の名称を「学士（心理学）」とする。

3-3. 学部、学科及び学位の英訳名称

<人間健康学部>

学部名称： Faculty of Human Health

<心理学科>

学科名称： Department of Psychology

学位名称： Bachelor of Psychology

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1. 人間健康学部における教育課程編成の考え方

(1) 人間健康学部カリキュラム・ポリシー

人間健康学部は、次の方針のもと教育課程を定める。

1. 人間と健康を理解するための教育を行う。
2. さまざまなライフステージにある人間の健康を支える専門的知識・技術を修得する教育を行う。
3. 人間と健康の知識・技術を地域社会の中で実践できる教育を行う。

(2) 科目区分の設定及びその理由

人間健康学部では、専門教育の基礎としての「人間力」育成のため、文系全学部にわたる広義の教養教育として共通教育を設定している。専門教育科目としては、専門演習科目、専門基礎科目、及び専門応用科目を設定している。それらの詳細及び理由は各学科の項目に記載する。

(3) 教養教育の位置づけ

人間健康学部では、広義の教養教育を専門教育の基礎として位置づけている。さまざまな学問分野にわたって豊かな教養と幅広い見識を備えた「人間力」を身につけるために、教養教育を設定している。

4-2. 心理学科における教育課程

(1) 心理学科カリキュラム・ポリシー

心理学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、基礎から応用までさまざまな分野の心理学に関する知識・技術を修得し、人間の「こころ」や行動に対する生物学的要因、個人的要因、社会・文化的要因の影響を思考できる能力を身につけることを教育目標とし、以下の方針で教育課程を編成し、教育内容・方法を実施する。

- ① 人間の「こころ」や行動に関する科学的知識・理解を修得するための科目を設定する。
- ② 人間の「こころ」や行動に関する科学的方法論を修得するための科目を設定する。
- ③ 人間の「こころ」や行動に関する知識や技術を現実場面において実践するための科目を設定する。

(2) 各科目区分の設定及びその理由

心理学科カリキュラム・ポリシーに基づく専門教育科目として、専門演習科目、専門基礎科目、及び専門応用科目を設定している(資料3)。専門演習科目は、カリキュラム・ポリシーの③に関連し「心理学」に対する自主的学修能力を養うための科目によって構成される。年次ごとに配置され、少人数クラスからなる指導により、「心理学」の学びを段階的に行う。専門基礎科目は、カリキュラム・ポリシーの①②に関連し「心理学」に関する基礎・基本的な科目によって構成される。その後の「心理学」の学びを十分なものにするための科目として、1・2年次を中心に開講する。専門応用科目は、カリキュラム・ポリシーの①②に関連し「心理学」に関する応用的・発展的な科目によって構成される。「心理学」の学びを確立するための科目として、1～4年次に幅広く開講する。

(3) 各科目区分の科目構成とその理由

専門演習科目には、「心理学」の学びを段階的に行うため、1年次に「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」、2年次に「心理基礎演習Ⅰ」「心理基礎演習Ⅱ」、3年次に「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」、4年次に「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」の合計8科目を設定している。また、「心理学」の学びの集大成として卒業研究を完成させるため、4年次に「卒業研究」を設定している。

専門基礎科目には、その後の「心理学」の学びを十分なものにするため、「心理学概論Ⅰ」「心理学概論Ⅱ」「心理学研究法」「心理学統計法」「心理学実験Ⅰ」「心理学実験Ⅱ」の6科目を1・2年次にかけて設定している。

専門応用科目には、「心理学」の学びを確立するため、「認知心理学(知覚・認知心理学)」「発達心理学」「社会・集団心理学(社会・集団・家族心理学)」「神経・生理心理学」「司法・犯罪心理学」「精神疾患とその治療」「心身医学」「人間関係トレーニング入門」「知覚心理学(知覚・認知心理学)」「学習・言語心理学」「産業・組織心理学」「教育・学校心理学」「健康・医療心理学」「臨床心理学概論」「心理学的支援法」「福祉心理学」「人体の構造と機能及び疾病」「感情・人格心理学」「障害者・障害児心理学」「家族心理学(社会・集団・家族心理学)」「公認心理師の職責」「実験計画法」「障害者教育学概論」「教育心理学特講(協同学習)Ⅰ」「教育心理学特講(協同学習)Ⅱ」「心理的アセスメント」「統計解析」「関係行政論」「心理演習」「心理実習」の30科目を1～4年次にかけて設定している。

(4) 設置の趣旨を実現するための科目の対応関係

心理学科の設置趣旨を実現するため、3つの区分からなる専門教育科目を設定している。1つめの専門演習科目は、大学生活や「心理学」に関する学びを基盤に、具体的な研究課題を設定してその解決に取り組む力を身につけるための科目として位置づけられる。2つめの専門基礎科目は、「心理学」に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけるための科目として位置づけられる。3つめの専門応用科目は、「心理学」に関する基礎的・基本的な学びを踏まえ、より応用的・発展的な知識や技術を身につけるための科目として位置づけられる。

(5) 必修科目・選択科目・自由科目の構成とその理由

専門演習科目である「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」、及び「演習Ⅳ」については、心理学科カリキュラム・ポリシーの幹となる科目であるため、必修科目とする。「卒業研究」も、4年間にわたる「心理学」の学びの集大成となる科目であるため、必修科目とする。専門基礎科目は、「心理学」に関する基礎・基本的な科目が含まれており、学生がそれぞれの興味・関心や問題意識に基づいて主体的に学修できるように選択科目として位置づける。専門応用科目は、「心理学」に関する応用的・発展的な科目が含まれており、学生がそれぞれの興味・関心や問題意識に基づいて主体的に学修できるようにやはり選択科目として位置づける。

(6) 履修順序

1年次前・後期 大学生活や「心理学」に関する学びへの導入科目として、専門演習科目である「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」を履修する。また、「心理学概論Ⅰ」「心理学概論Ⅱ」「心理学研究法」「心理学統計法」など専門基礎科目の履修、及び「認知心理学(知覚・認知心理学)」「発達心理学」「社会・集団心理学(社会・集団・家族心理学)」「神経・生理心理学」「司法・犯罪心理学」「精神疾患とその治療」「心身医学」「人間関係トレーニング入門」など専門応用科目の履修を進める。

2年次前・後期 「心理学」に関する学びを本格化させるため、専門演習科目である「心理基礎演習Ⅰ」「心理基礎演習Ⅱ」を履修する。また、「心理学実験Ⅰ」「心理学実験Ⅱ」など専門基礎科目の履修、及び「認知心理学(知覚・認知心理学)」「学習・言語心理学」「産業・組織心理学」「教育・学校心理学」「健康・医療心理学」「臨床心理学概論」「心理学的支援法」「福祉心理学」「人体の構造と機能及び疾病」「感情・人格心理学」「障害者・障害児心理学」「家族心理学(社会・集団・家族心理学)」「公認心理師の職責」「実験計画法」「障害者教育学概論」「教育心理学特講(協同学習)Ⅰ」「教育心理学特講(協同学習)Ⅱ」など専門応用科目の履修を進める。

3年次前・後期 専門応用科目の履修を進める。また、専門演習科目である「演習Ⅰ」「演

習Ⅱ」を履修して卒業研究の準備を始める。

4年次前・後期 専門応用科目の履修をさらに進める。また、専門演習科目である「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」を履修するとともに、「卒業研究」の履修により「心理学」の学びの集大成を行う。

(7) 科目の設定単位数

原則として、各授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって1単位としている。授業の方法に応じて、講義・演習は15～30時間の授業時間をもって1単位として計算し、実験・実習・実技は30～45時間の授業時間をもって一単位として計算している。卒業研究については、学修の成果を評価して単位数を定める。

(8) 主要授業科目

本学部が要請する人材像及び本学科の3ポリシーを踏まえて、「学士（心理学）」の学位にふさわしい科目として、「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」「心理基礎演習Ⅰ」「心理基礎演習Ⅱ」「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」「卒業研究」「心理学研究法」「心理学統計法」「心理学実験Ⅰ」「心理学実験Ⅱ」「発達心理学」「社会・集団心理学(社会・集団・家族心理学)」「教育・学校心理学」「健康・医療心理学」「臨床心理学概論」「心理学的支援法」「感情・人格心理学」「家族心理学(社会・集団・家族心理学)」「心理的アセスメント」の22科目を設定している。

(9) 単位時間数

原則として、各授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって1単位としている。授業の方法に応じて、当該授業による教育効果や時間外学修を考慮し、15～45時間までの範囲で1単位として単位数を計算している。卒業研究については、学修の成果を評価して単位数を定める。

また、キャップ制の導入により、「心理学」の学びを計画的に進めることのできる環境を整えている。履修登録できる上限単位数は1～3年次が48単位、4年次が44単位である。

(10) 授業期間

原則として、授業期間は前期・後期それぞれ15週ずつの年間30週である。これにより、「心理学」の学びを計画的に進めることのできる環境を整えている。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 授業内容に応じた授業の方法、授業方法に適した学生数

本学の教育課程は大きく、「教養科目」と「専門教育科目」の2区分にて構成する。

教養科目については学部で展開する専門教育の基礎となる教育を学部共通で実施する。知識の理解と獲得を目的とする科目については原則として講義形式とし、受講者数は100名～300名にて設定をする。受講者が多く見こまれる場合は教育効果を損なうことがないように分割開講するなど適切な対応を行う。

外国語教育科目やスポーツ等の実技、情報教育等の演習科目については授業目的等に応じて少人数で授業を行うなど適切に受講者数を設定し、学びの内容が着実に身につくよう考慮する。

専門教育科目については、原則として講義形式とし、受講者数を70名～100名程度とする。「入門演習Ⅰ」「入門演習Ⅱ」「心理基礎演習Ⅰ」「心理基礎演習Ⅱ」「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」「卒業研究」「心理演習」は演習形式とし、受講者数を10名～30名程度とする。「心理学実験Ⅰ」「心理学実験Ⅱ」は実験形式とし、受講者数を70名～100名程度とする。「心理実習」は実習形式とし、受講者数を10名～20名程度とする。これらの専門教育科目は、基本的に心理学科の学生だけを対象とすることで、効率的、効果的な学修に繋げる。

また、すべての授業科目のシラバスを作成し、授業概要・到達目標等詳細に記載することで効率的、効果的な学修に繋げるよう努める。なお、講義形態の授業科目においても、積極的にアクティブ・ラーニングを活用し、双方向的な授業に努めることとしている。

(2) 配当年次の設定

教養科目については前述のとおり、学部で展開する専門教育の基礎となる教育を行うため、1年次～2年次開講科目を中心に配置、外国語教育科目等一部の科目については3年次開講の科目も設定する。

専門教育科目については、心理学科カリキュラム・ポリシーに基づき、専門演習科目を1年次～4年次に開講し、専門基礎科目1年次～2年次に開講し、専門応用科目を1年次～3年次を中心に開講する。1年次に大学生活や「心理学」に関する学びへ導入し、2年次以降に「心理学」に関する学びを本格化できるように設定する。

(3) 履修指導方法

入学後すぐに学部・学科オリエンテーションを実施し、人間健康学部及び心理学科の教育方針、教育目標、教育課程の考え方や編成の特色、履修方法、展開科目の内容などについてのガイダンスを行う。

また、各学年の履修登録期間に先立ち学年初めにオリエンテーションを実施し、修得済み単位の確認とともに、学生各自の関心や目的意識、将来進みたい職域と科目履修との関連について学科教務委員の教員と相談しながら履修指導を実施する。

学科教務委員を中心に専門演習科目で指導を担当する教員によって個々の学生の取得希望資格、修得済み単位を把握した上で必要な単位を早期に履修・修得できるように個別のフ

フォローを行う。

(4) 進級要件・卒業要件

3年次に進級するためには、2年次後期終了までに合計48単位を修得しなければならない。卒業要件については、以下のとおり設定する。

本学科が養成する人材像を社会に輩出するため、公認心理師の養成機関として厚生労働大臣の指定する科目をすべて開設することが必要である。それらの科目を基盤として卒業研究に必要な演習科目や心理基礎演習などの本学独自の科目を加え、学生の興味・関心により選択可能な仕組みをもって、修得すべき単位数を設定している。科目区分ごとの必修・選択等の科目数・単位数についての考え方は以下のとおりである。

- ① 教養科目は幅広い教養を身に付けられるようにするため、外国語8単位を含む34単位を「選択」とする。(CP①、DP①に関連)
- ② 専門教育科目のうち、「専門演習科目」は、本学科における学びの集大成として卒業研究を完成させることを目指して自主的学修能力を培うとともに、「心理学」の学びを段階的に行うための科目を配置し、演習Ⅰ～Ⅳ、卒業研究を「必修」とする。(CP③、DP③④に関連)
- ③ 専門教育科目のうち、「専門基礎科目」には、「心理学」に関する基本的な知識を習得するための科目を配置する。「専門応用科目」には「心理学」を社会で応用する力を養うため、より専門性の高い科目を配置する。(CP①②、DP①②③に関連)
上記、②・③の科目から40単位を「選択」とする。
- ④ 学生の個々の進路、興味関心等に応じて履修に選択肢を持たせられるようにするため、専門教育科目に設定された選択科目、その他の科目(他学科・他学部開講科目)などから50単位を「選択」とする。(CP①②、DP③に関連)

この結果、「必修科目」12単位、「選択科目」112単位、計124単位を卒業要件とするカリキュラムとなっている。必修科目名称及び科目区分ごとの最低必要単位数は下表を参照。

区分		指定科目名	最低必要単位数	
	外国語科目		8単位	(左記単位に加え) 26 単位
	健康・スポーツ科学			
	情報教育			
	自然科学			
	人文科学			
	社会科学			
	キャリア教育			
	地域学			
	医療と社会			
	計	①34単位 (ただし、スポーツ関連科目は5単位まで卒業要件に含む)		
専門教育科目	専門演習科目	演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、卒業研究	必修 ②12単位	(左記単位に加え) ④ 50 単位
	専門基礎科目		③28単位	
	専門応用科目			
	その他の科目 (他学部・他学科開講科目)			
	計	90単位		
合計		124単位		

(5) 履修モデル

①公認心理師科目履修型(資料4)

この履修モデルは、公認心理師科目を履修し、大学院への進学を目指して学修を進めるものである。

②教職科目履修型・その他(資料5)

この履修モデルは、教員免許状取得を希望し、学修を進めるものである。教員免許状取得を目指す学生・公認心理師科目を受講しない学生については、心理学科での学びを主軸としつつ学生の興味関心に応じた科目選択を可能とし、他学科・他学部の科目を履修し、卒業要件を満たす学生がいることを想定する。

(6) 卒業研究に係る単位数の妥当性

卒業研究は、演習Ⅰ及びⅡの学びを基に4年間の集大成として各自が演習Ⅲおよび演習Ⅳの担当教員の指導を受けて、文献調査、社会調査、実験、フィールドワークなどを行い、その成果を各自論文としてまとめる作業を行う。資料収集、調査、実験、フィールドワーク及び論文作成にかかる時間は演習科目4単位分に相当する60時間以上であることと想定し、卒業研究は通年4単位とする。

(7) 履修科目の年間登録上限

各科目の単位数に求められる学修時間及び自宅学習時間を担保し、4年間を通じた学修の効果を高め、無理なく学内及び自宅での学修に励むことができるよう履修科目の年間登録上限は、1～3年次においては48単位、卒業研究のある4年次においては44単位とする。

(8) 他大学における授業科目の単位認定

教養科目・専門教育科目については、他大学で履修した授業科目の内容等を考慮し、個別に単位認定を行うことができる。

(9) 留学生の受け入れ

留学生の受け入れについては主として国際交流センター事務室が担っており、留学生に対する修学上や生活上の支援、留学生の日本語及び日本文化の習得のための支援を行っている。具体的には、入国の際の空港への出迎え手配、入学前の生活上の支援、入学後の留学生のためのガイダンス、在留資格申請（更新）のための書類作成サポート等である。また、教養科目の中に留学生のみ履修可能な日本事情に関する科目があり、日本語や日本の歴史・文化について学べるようになっている。留学生のためのガイダンスでは、アルバイト等、留学生が守らなくてはならない生活上の諸注意を説明している。また、国際交流センターの担当者が、カウンターで留学生からの質問を随時受け付けており、修学や生活の相談にのっている。就職キャリア支援課とも協力し、留学生向けの就職ガイダンスも開催している。

在籍管理の方法については学生管理システムへの基本情報登録（連絡先、母国の連絡先、在留資格情報、パスポート情報等）を登録し、情報管理を行っている。年度の始まりには、生活調書の提出を求め、住所やアルバイト先等を確認する。一時帰国する場合は、一時帰国届（担当教員の署名捺印あり）の提出を求め、再入国後にもパスポートに上陸許可（再）があるかを確認するため、パスポートの提示を求める。

また、出入国在留管理庁へ5月1日、11月1日付の受け入れ状況の報告を行う。それ以外の時期に受け入れ開始・終了があった場合は、その都度報告を行う。文部科学省へは毎月、退学者・除籍者・所属不明者の定期報告を行うこととしている。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場 所で履修させる場合の具体的計画

本学は、原則対面授業を実施しているが、一部の授業において「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」ことを認めている。その運用方法については、毎年の教務協議会にて「遠隔授業(WEB 授業)に関する留意事項」(資料6)を定め、授業開始前に全教員へ周知することとしている。具体的運用方法としては、補講が生じた場合、オンデマンド型授業を学内の KUEST E ラーニングシステムを活用し、受講する方針をとっている。

7. 編入学定員を設定する場合の具体的計画

心理学科は、3年次に1名の編入学定員を設定している。既修得単位の認定方法、履修指導方法、教育上の配慮等は以下のとおりである。

ア 既修得単位の認定方法

学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した単位について、本学の授業科目の履修により修得したとみなし、単位を認めることができる。既修得科目の成績証明書、シラバスを基に、本学の開講科目の授業内容と一致する場合、人間健康学部教務委員会が検討を行い、人間健康学部拡大教授会で審議・承認する。資格取得希望者については、科目の個別認定を行うが、一部科目群については包括にて単位認定を行う場合がある。なお、修得した単位認定の上限は3年次80単位とし、成績評価は「N(認)」とする。

各区分における単位認定上限については以下のとおり。

- ・教養科目 26 単位まで ・外国語科目 8 単位まで
- ・専門教育科目 46 単位までを次のとおり認定
- 専門演習科目 6 単位まで 学科専門科目 10 単位まで
- 専門教育科目全体から 30 単位まで

イ 履修指導方法

入学年度当初においては人間健康学部教務委員による個別履修指導を行う。卒業要件や履修制度に関する説明を行うとともに、既修得科目の単位認定案を学生に渡し、個人の単位修得状況や資格取得希望に応じた履修指導を行う。※編入後の履修モデルは(資料7)のとおり。

ウ 教育上の配慮等

所属学科の教務委員が個別履修指導を行い、入学後の学修や生活が円滑に進むように指導

する。また、1 年次履修推奨としている「入門演習Ⅰ」を受講登録するよう指導し、大学での学びの導入を行うことで併せてフォローを行う。

8. 実習の具体的計画

ア. 実習の目的

本学科は公認心理師国家資格に対応し、「心理実習」を開講している。「心理実習」は、(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、(イ) 多職種連携及び地域連携、(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解、について基本的な水準の修得を目的とする科目である。

本学科の「心理実習」では、公認心理師に求められる基本的な水準の知識と技術を身につけたうえで、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の 5 分野において、実習指導者及び実習担当教員の指導のもと見学実習を行う。(1) 公認心理師としての職責の自覚、(2) 多職種連携・地域連携、(3) 問題解決能力と生涯学習、に関して、(4) 実習を通じ体験的に学ぶことが目標である。

実習を通して学生には、①主要 5 分野における公認心理師の業務内容、及び②他職種との連携による業務遂行についての知識を身につけ、③心理学の知識をもとに臨床現場における現象を説明する力、④見学実習を通じた学びを心理学の勉学・研究に活かす力、⑤社会に認められる規律ある生活態度を実行する力、⑥仲間と協調・協力する力、⑦公認心理師として働くことの意味と意義を理解し、将来に備える力、という能力を獲得させることを目指す。これにより心理学を中心とした大学での学びを現実社会での活動と結びつけ、心理学の学びをより確かなものとし、心理学の専門性を有し現場で活躍できる人材を育成することを目的としている。

なお本学科のディプロマ・ポリシーでは、学士課程卒業及び学士(心理学)授与にあたり、「知識・理解」「技能(専門的能力)」「技能(汎用的能力)」「態度・姿勢」の 4 領域における学修成果の到達が求められる。具体的には、心理学の基礎的概念や主要な理論の理解、多様性理解、論理的・批判的思考力、生涯学習力、情報処理・分析技法、対人援助に必要なコミュニケーション能力などが含まれる。「心理実習」はこれら全てに関連し、実習を通して獲得する能力はディプロマ・ポリシーに整合するものである。

イ. 実習先の確保の状況

実習先の確保については、計 6 施設から承諾を得ている。(資料 8-1) 承諾書
このうち、保健医療分野 1 施設、福祉分野 1 施設、教育分野 1 施設、司法・犯罪分野 1 施設、産業・労働分野 1 施設、その他 1 施設である。実習先は全て県内もしくは距離的に近い隣県である。

なお本学科では「心理実習」の受講者数を 15 名までとしており、1 回の実習の受け入れ人数の制限がある施設に対しては複数回に分けて見学実習を実施している。

ウ. 実習先との契約内容

実習にあたっては、実習先との間で「心理実習委託契約（協定）書」（資料 9）により契約（協定）を締結している。契約（協定）書には、実習の委託、実習の内容、連携と協力、事故の責任、緊急時の対応、利用者への説明責任、実習生の権利と義務、実習費、契約（協定）の解除、変更、その他の条項を定めている。

個人情報保護や事故防止等に関して、実習において知り得た利用者及びその家族、職員の個人情報については関係法令に則り守秘義務を遵守しなければならないことを、実習担当教員が指導している。また事故発生等緊急事態では直ちに実習先責任者に連絡し、本学学生課及び心理実習指導室に報告を行うよう指導している。これらについては「心理実習ガイドブック」（資料 10）に記載し周知徹底している。

学生は「心理実習」受講にあたって誓約書を提出する。また実習中の事故に備え、学生は賠償責任保険に介入する。

エ. 実習水準確保の方策

(1) 実習の具体的内容、習得しようとする具体的な知識・技能、一定水準の確保方策

実習内容及びその水準について実習施設間で大きな差が生じないように、実習の基準となる内容を示した「心理実習ガイドブック」を作成し、学生及び実習担当教員に配付している。そこには、実習を通じて習得しようとする具体的な知識・技能に関する学習目標と、実習及び事前事後学習の内容、各分野の学習課題等が含まれている。

このガイドブックをもとに、学生は事前学習として全体の実習計画表を作成し、各実習施設の概要・関連法令等を調べ、分野ごとに実習目標を立て実習に臨む。事前指導では実習目的、倫理、関係法規、法令順守と関連する専門知識の確認を徹底し、実践的態度と技能の基礎を養う。実習には実習担当教員が同行・引率し、学生の状況把握と施設との情報共有・意見交換を行う。事後学習で学生は分野ごとに実習記録を作成し、実習の概要及び実習を通じて学んだこと・今後の課題をまとめる。事後指導では、実習記録をもとに実習での学びを学生各自の目標に照らして振り返り、体験的理解を深めるとともに、今後の学びに向けて指導を行う。全ての実習終了後には実習成果報告書を作成し、各自が作成した全体の実習計画表に照らして、実習全体を通して習得した知識・技能や目標の達成、今後の課題について振り返る。実習報告会を開催し、実習学生の学びを深めるとともに、これから実習に臨む学生の実習に対する心構えの継続性を図る。

以上について、実習担当教員及び実習指導者が個別・集団で指導することにより、実習目的の達成がなされるとともに、一定水準の確保ができています。

(2) 成績評価方法

実習担当教員及び実習指導者からの実習評価だけでなく、事前・事後学習の状況についても加えて総合的に評価する。事前・事後学習については、授業に対する真摯な取り組み態度、課題の提出と内容、他者との協調性などが中心的な評価対象・評価基準となる。これらについて、科目として設定している到達目標に照らして成績評価を行う。

(3) 大学教育としてふさわしい実習水準を確保する体制・仕組み

「心理実習」における学修効果を高めるために、次のように実習時期に応じた科目配当を行っている。

- i. 1・2年次の演習の中で公認心理師に関する説明会を設け、公認心理師の業務や心理学的支援等に対する学生の関心や問題意識を高める。
- ii. 1年次のうちに「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」などの心理学の基礎的な知識を身につけ、公認心理師としての基礎を養う。
- iii. 3年次末までに、「心理実習」以外の公認心理師となるために必要な科目全てを履修し、公認心理師に求められる基本的な水準の知識と技術を身につけたうえで、実習に取り組む。

また、学修の水準を確保するために、履修要件(資料11)を定め、これを満たした場合に履修登録できるものとする。加えて実習にあたって提出する誓約書に履修上の遵守事項を記載しており、遵守できない場合は履修(実習)を中止する。

オ. 実習先との連携体制

本学科と実習先との連携体制については、いずれの実習においても毎年事前に各実習施設の実習指導者と実習担当教員との間で、実習内容、実習指導の内容、各種手続きの方法等について綿密な打ち合わせを行う。本学科は心理実習指導室を備え、実習担当として助教1名を配置し、実習先と常時連絡を取り合える体制を整えている。

また各施設実習へは実習担当教員が同行・引率し、学生の状況把握と施設との情報共有・意見交換を行っている。実習後は、実習先と学生の学びを共有し今後について検討している。

カ. 実習前の準備状況(感染予防対策・保険等の加入状況)

(1) 感染予防対策

本学科では、実習前に以下のような感染症予防対策を行う。

- i. 健康診断(胸部レントゲン、抗体価検査を含む)
- ii. 抗体価の低い項目に関してワクチン接種(MMRV)を個別に勧奨。
- iii. その他必要に応じて、ウイルス抗体検査、腸内細菌検査

このほか、体調管理に留意し、体調不良の場合は実習担当教員に相談するよう指導している。

(2) 保険加入

実習中の万が一の事故・怪我等に対応するため、学生は次の保険に加入する。

- i. 学生教育研究災害保障保険
- ii. 学研災付帯賠償責任保険

なお、実習中に万が一事故・怪我等を起こした場合には、直ちに実習先責任者に連絡し、本学学生課及び心理実習指導室に報告を行うよう、「心理実習ガイドブック」に記載し周知徹底している。

(3) 守秘義務などの留意事項等

実習中に知り得た情報には守秘義務が発生すること、SNS 等の実習に関わる書き込みを行わないこと等は「心理実習ガイドブック」に記載し、事前指導において周知徹底している。加えて、関連する心理学科目においても指導を行っている。なお、実習中の遵守事項については誓約書を提出している。

キ. 事前・事後における指導計画

(1) 全体オリエンテーション

事前指導として、最初に「心理実習ガイドブック」に基づき、公認心理師の資格取得について、「心理実習」の学習目標、事前準備・事前学習、実習先・実習内容、事後学習、学習課題等に関し説明を行い、実習中の留意点について丁寧な指導を行う。

(2) 全体の事前指導

学生は公認心理師科目を中心にこれまで学んだ事項をもとに自身の課題を考え、実習を通じて理解を深めたい点や身につけたい能力や態度を整理するとともに、それらを達成するためにいかに実習に臨むかをまとめる。この「実習計画表」を学生間と実習担当教員で共有し検討を行い、実習担当教員が指導を行う。

(3) 各分野の事前指導

学生の各分野の事前学習として、当該分野に関連する知識・理論・実践等に関わる文献資料をまとめ、プレゼンテーションを行い、学生間のディスカッションを通して理解を深める。実習担当教員が解説・補足・指導を行う。

また事前に学生は各分野の実習先に関する具体的な情報を調べ「実習施設・機関の概要」としてまとめる。実習担当教員が指導を行う。

これらをもとに、各施設の実習目標を立て、そのために何をするかを「実習記録」の目標欄にまとめ、実習担当教員の指導を受け、実習に臨む。

(4) 各分野の事後指導

各分野の実習後に、実習で行ったことをまとめ、立てた目標や目標達成のために行うことを踏まえた振り返りを「実習記録」としてまとめる。各分野で「実習記録」を学生間と実習担当教員で共有し検討を行い、実習担当教員が指導を行う。

(5) 全体の事後指導

全ての実習が終了した後、実習全体としての学びを振り返り整理するために「実習成果報告書」を作成する。これを学生間と実習担当教員で共有し検討を行い、各自が作成した全体の実習計画表に照らして、実習全体を通して習得した知識・技能や目標の達成、今後の課題について巨視的に振り返る。

また、実習報告会を開催し実習学生の学びを深めるとともに、これから実習に臨む学生の实習に対する心構えの継続性を図る。

ク. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

教員の配置並びに巡回ローテーション表を(資料12)に示す。各分野につき2～4名の担当者を定め、それぞれ実習担当教員として実習指導を行う。助教はすべての実習に関わる。

実習の巡回指導については、全ての分野において1日もしくは半日の見学実習であるため、実習先には全て実習担当教員が、同行・引率する。1回の実習の受け入れ人数に制限がある施設で複数回に分けて実習を実施する場合も、全て教員が同行・引率する。実習先で実習担当教員は学生の状況を把握するとともに施設との情報共有・意見交換を行い、連携を深めている。

学生の実習先への移動は公共交通機関の利用もしくはスクールバスの利用による。また、一部実習は前期期間中に実施されるが、(資料13)に示すとおり、巡回指導が無理なく実施されることを補足する。

ケ. 実習施設における指導者の配置計画

「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」における第2の2実習指導者に関する事項(1)アに、実習指導者は学生15人につき一人と規定されている。全ての施設において1名以上の実習指導者が置かれおり、本学科「心理実習」では受講者数の上限を15名と制限しているため、必要な実習指導者数は確保されている。

また同第2の2(2)に規定されている、公認心理師資格を有し5年以上の実務経験を有しかつ実習指導者養成講習を修了した者、もしくは5年以上の実務経験を有する者が実習指導者となっており、実習に係る職業分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、実習指導に当たって必要な能力を有している。なお、実習指導者養成講習未受講の実習指導者に関しては、施設に対し講習受講を要請している。

実習の達成目標等の共有については、各分野の実習担当教員が実習指導者との打ち合わせを通して行っている。

コ. 成績評価体制及び単位認定方法

心理実習の成績評価は、「事前・事後学習」と「実習」の2つの内容を、到達目標に照らして総合的に判断し行う。事前・事後学習及び実習のすべてに参加した学生のみが単位認定

の対象となる。到達目標は、①主要 5 分野における公認心理師の業務内容について説明できる、②公認心理師が他職種といかに連携しながら業務を遂行するのかについて説明できる、③心理学の知識をもとに臨床現場における現象を説明できる、④見学実習を通じた学びを心理学の勉学・研究に活かせる、⑤社会に認められる規律ある生活態度を実行できる、⑥仲間と協調・協力できる、⑦公認心理師として働くことの意味と意義を理解し、将来に備えることができる、の 7 点である。

事前・事後学習については、授業内容の理解、授業に対する真摯な取組態度、提出課題の内容、他者との協調性を中心に評価する。分野別の事前・事後学習に対しては各分野の実習担当教員が、実習全体の事前・事後学習に対しては科目主担当教員を中心に、学生本人の自己評価も考慮して評価を行う。

実習の評価については、学生本人の自己評価、実習先からの評価を踏まえた各分野の実習担当教員による評価を合算する。

9. 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合 の具体的計画

(1) キャリア教育・仕事体験

教養科目に 1～3 年次生を対象としたタイプ 2 キャリア教育として「キャリア形成演習」を配置している。本演習は受講者を 20 名とし、仕事体験と事前・事後の学修を通じて、社会人として必要となる知識・態度等を習得と、将来のキャリアを検討することをねらいとする科目である。

ア. 実習先の確保の状況

毎年、全国の企業団体及び自治体に対し、実習の趣旨目的を提示の上、広く受入れ要請を行っている。受入れ可能の旨回答を得られた企業団体及び自治体においては、以降の円滑な実習実施を目的として協定書を取り交わしており、現在までに約 50 社団体との間で協定書の締結に至っている。また、派遣先の決定は、学生の希望に基づき、担当部局である就職・キャリア支援課職員及び担当教員との協議にて行い、学生のニーズ等を踏まえ、毎年、実習先企業団体の拡充を図っている。

イ. 実習先との連携体制

担当の就職・キャリア支援課が実習内容や実施時期、実習中の状況確認等について、派遣先企業と協議している。

ウ. 成績評価体制及び単位認定方法

成績評価にあたっては、事前・事後の学習態度、インターンシップ・仕事体験先からの評価、学生が実習後に作成する実施報告書及び実習先での活動内容に関するプレゼンテーション等から授業担当者が総合的に判断し、単位を付与する。インターンシップ・仕事体験に参加しない場合は、成績評価の対象外とする。

エ. その他特記事項

危機管理体制としては、担当部局である就職・キャリア支援課が窓口となる。また、インターンシップに参加する学生全員に「学研災付帯賠償責任保険」への加入を必須としている。実習前に事前研修を実施し、緊急連絡先を周知するとともに危機管理に関して十分な指導を行う。また、事前指導等においてインターンシップ・仕事体験の派遣にふさわしくないと判断した場合、参加を見送る場合がある。

(2) 海外語学研修

国際交流センターにおいて、国際的視野を持つ学生の育成をねらいとして、交換・協定校留学と語学研修を実施している。

ア. 派遣先の確保の状況

海外での留学・研修は、本学と学術交流協定・学生交換協定を締結している協定校等において実施する。留学先及び研修先は(資料14)のとおりである。学生派遣にあたり、本人の希望を優先するが、交換留学の場合、申込人数が受入れ人数を超過した場合は、学術交流委員会において成績等によって選考する。

イ. 派遣先との連携体制

海外での研修先は本学と学術交流協定・学生交換協定等を締結しており、研修先の担当者と本学の担当教員及び国際交流センター事務室で連携体制を整え、受入れ人数、必要となる語学水準、授業内容、スケジュール、学生指導等に関して協議しながら進める。また、参加する学生は初めて海外を訪れるというケースも多いため、本学の国際交流センターや派遣先大学の受入れ担当者が研修中の学生サポートをメール等で行う。

ウ. 成績評価体制及び単位認定方法

交換・協定校留学の成績評価及び単位認定は、留学先の大学の成績評価及びシラバスを各学部の教務委員会へ提出し、各学部の拡大教授会での承認を得て、授業時数に応じた単位を本学の修得単位として認定している。

語学研修の成績評価及び単位認定は、研修先に応じて、英語スポークン・インタラクション、ドイツ語、フランス語、韓国語、中国語のいずれかを2単位認定している。

エ. その他特記事項

危機管理体制については、国際交流センターが派遣先との連絡窓口となる。参加者には、大学指定の海外旅行保険と危機管理サービスに加入することを義務付けており、夜間の連絡にも対応可能な体制としている。渡航前に大学や旅行会社等が開催するオリエンテーションに参加することを義務付け、危機管理について十分な指導を行う。

10. 取得可能な免許・資格

<心理学科>

【教員免許状】

資格の種類	資格取得・受験資格の別	修了要件・追加科目を履修する必要の別
高等学校教諭一種免許状（公民）	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目のほか、教職関連科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。

【図書館司書課程】

資格の種類	資格取得・受験資格の別	修了要件・追加科目を履修する必要の別
図書館司書	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目のほか、司書課程科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。

【国家資格】

資格の種類	資格取得・受験資格の別	修了要件・追加科目を履修する必要の別
公認心理師	受験資格	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで受験資格の一部を取得可能。資格取得が卒業の必須条件ではない。なお、学部・大学院にて公認心理師所定の科目を修得する必要がある旨、学修ガイドブックに明記するほか、個別説明会でも周知を行っている。
登録日本語教員 ※経過措置期間中 今後申請予定	受験資格 （基礎試験、実践研修免除）	卒業要件単位に含まれる科目のほか、日本語教員養成課程科目の履修が必要。資格取得が卒業の必須条件ではない。

【国家任用資格】

資格の種類	資格取得・受験資格の別	修了要件・追加科目を履修する必要の別
社会福祉主事任用資格	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが、資格取得が卒業の必須条件ではない。

資格課程の履修については入学時、全員に配布する「学修ガイドブック」に取得要件・注意事項等を掲載するほか、個別の説明会を実施し学生への周知を行っている。

1 1. 入学者選抜の概要

11-1. アドミッション・ポリシー

人間健康学部は、「文医融合」型の学部であり、人間の理解と健康の探究を通して、すべての人の生活を支え、地域に貢献できる実践的人材を育成することを理念とする。

そこで、これらの理念およびディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、次のような学生を求める。

- ①人間と健康を学ぶために必要な学力と資質をもつ。
- ②人間と健康に関心をもち、自ら探求する強い意志をもつ。
- ③大学と学部の理念を理解し、地域への貢献を志向する。

本学部のアドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素（A：知識・技能、B：思考力・判断力・表現力、C：主体的に学習に取り組む態度）を多面的、総合的に評価する入学選抜を実施する。

<心理学科アドミッション・ポリシー>

心理学科は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、以下のような知識・技能、資質・能力、態度を備えた人を求める。

【学力の三要素】

A＝知識・技能 B＝思考力・判断力・表現力 C＝主体的に学習に取り組む態度

AP①：高等学校レベルの基礎的な学力を持ち、人間の「こころ」の動きや行動、人間関係について学ぶことに興味をもつ。＝A

AP②：心理学の学びを通して論理的思考やコミュニケーション力を身につけることに意欲がある。＝B

AP③：社会生活における良好な人間関係の構築や維持、集団や組織の運営技術など心理学を社会に活かしたい意欲がある。＝C

AP④：心のケアや福祉の増進を図れる「心の専門家」を目指す意志がある。＝C

11-2. 選抜方法及び募集人員

人間健康学部心理学科の入学定員は87名とし、前述した学科のアドミッション・ポリシーに基づき、多面的資質を有する学生を募集する観点から、以下のような入学選抜方法を導入する。

<心理学科>

心理学科では、アドミッション・ポリシーに基づいて、本学科における教育を受けるために十分な資質・能力を有するかを多面的に判定した上で学生を受け入れることを目的に、前期一般選抜、共通テスト利用選抜、前期・共通テスト併用型選抜、後期一般選抜、学校推薦

型選抜、総合型選抜、社会人選抜、留学生選抜、帰国生徒選抜、編入学選抜を実施する。

【各選抜の募集人員】

入学定員	総合型選抜	学校推薦型選抜 (指定校)	学校推薦型選抜 (公募)	前期一般選抜
87 名	10 名	8 名	10 名	40 名

前期・共通テスト 併用型選抜	共通テスト 利用選抜	後期一般 選抜	留学生 選抜	社会人 選抜	帰国生徒 選抜	編入学 選抜
5 名	8 名	4 名	2 名	若干名	若干名	1 名

学校推薦型選抜の募集人員は全体の約 20%、総合型選抜、前期一般選抜、共通テスト利用選抜、前期・共通テスト併用型選抜、後期一般選抜及び留学生選抜の募集人員は全体の約 80%とする。

【学力の三要素】

A＝知識・技能 B＝思考力・判断力・表現力 C＝主体的に学習に取り組む態度

入試制度	選考方法	評価項目		
		A	B	C
総合型選抜	グループディスカッション	●	●	
	口頭試問・面接・書類選考	●	●	●
学校推薦型選抜	事前課題／基礎学力テスト	●	●	
	口頭試問・面接		●	●
	書類選考	●	●	●
一般選抜（前期・後期）	教科・科目	●	●	
前期・共通テスト併用型選抜	教科・科目	●	●	
共通テスト利用選抜	教科・科目	●	●	
留学生選抜	面接・書類選考	●	●	●
社会人選抜	小論文	●	●	
	面接・書類選考		●	●
帰国生徒選抜	基礎学力テスト	●	●	
	面接・書類選考	●	●	●
編入学選抜	教科・科目	●	●	
	小論文	●	●	
	面接・書類選考	●	●	●

(1) 前期一般選抜、共通テスト利用選抜、前期・共通テスト併用型選抜、後期一般選抜
選考方法として、教科・科目の学力試験によって学力の三要素A、Bを評価する。

前期一般選抜、後期一般選抜では、本学独自の学力試験を実施し、高等学校までの学修による基礎学力を測り、もって志願者の資質・能力を判定する。前期一般選抜は2月に3回実施し、3月に後期一般選抜を実施する。

前期一般選抜、共通テスト利用選抜、前期・共通テスト併用型選抜、後期一般選抜の出願資格は下記の項目のいずれかに該当する者とする。

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）卒業者および入学試験実施年の3月に卒業見込みの者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および入学試験実施年の3月までに修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を

卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および入学試験実施年の 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者

(1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者および入学試験実施年の 3 月 31 日までに修了見込みの者。または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者および入学試験実施年の 3 月 31 日までに修了見込みの者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者および入学試験実施年の 3 月 31 日までに合格見込みの者で、入学試験実施年の 3 月 31 日までに 18 歳に達する者

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学試験実施年の 3 月 31 日までに 18 歳に達する者

(6) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後修了した者および入学試験実施年の 3 月 31 日までに修了見込みの者

(7) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者で入学試験実施年の 3 月 31 日までに 18 歳に達する者

前期一般選抜の試験科目は、国語、外国語及び選択科目（「日本史探究」、「世界史探究」、「地理総合、地理探究」、「政治・経済」、「数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学 A（場合の数と確率）」）である。後期一般選抜の試験科目は、国語、英語である。

共通テスト利用選抜では、大学入学共通テストにおける試験結果を利用して志願者の資質・能力を判定することとし、本学個別の学力試験は行わない。

前期・共通テスト併用型選抜では、前期一般選抜と大学入学共通テストにおける試験結果を利用して志願者の資質・能力を判定する。

前期一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、大学入学共通テスト併用選抜、後期一般選抜における募集人員は合わせて 57 名とする。

(2) 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜（指定校）については、高等学校に在学する生徒で、本学科で学ぶことを

熱望し、人物・学業ともに優秀であり、入学後の能力向上が期待できる者を、本学科が指定する高等学校の校長の推薦により入学させる。指定校の選定基準は本学科で定め、それに基づき選定された高等学校へ通知（推薦依頼）する。指定校に対しては、本学科のアドミッション・ポリシーを明示して、これに適合し、本学科で学ぶ意思・意欲の高い生徒の推薦を依頼する。

選考方法として、事前課題によって学力の三要素A、Bを評価する。口頭試問・面接によって学力の三要素B、Cを評価する。調査書等による書類選考によって学力の三要素A、B、Cを評価する。

学校推薦型選抜（公募）については、高等学校に在学する生徒で、本学科で学ぶことを熱望し、人物・学業ともに優秀であり、入学後の能力向上が期待できる者を、在学する高等学校の校長の推薦により入学させる。

選考方法として、基礎学力テストによって学力の三要素A、Bを評価する。口頭試問・面接によって学力の三要素B、Cを評価する。調査書等による書類選考によって学力の三要素A、B、Cを評価する。

学校推薦型選抜における募集人員は18名とする。

（3）総合型選抜

本学科で学ぶことを熱望し、人物が優秀であり、学業またはその他の活動において顕著な実績を有し、入学後の能力向上が期待できる者を入学させる。

選考方法として、グループディスカッションによって学力の三要素A、Bを評価する。口頭試問、面接および調査書等による書類選考によって学力の三要素A、B、Cを評価する。

総合型選抜における募集人員は10名とする。

（4）社会人選抜

出願資格は下記の項目のいずれかに該当する者とする。

- ① 入学試験実施年の4年前の3月末日以前に高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者
- ② 入学試験実施年翌年の3月31日時点で23歳以上で、通常の課程による12年の学校教育を修了した者。または、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者

選考方法として、小論文によって学力の三要素A、Bを評価する。面接および調査書等による書類選考によって学力の三要素B、Cを評価する。

社会人選抜における募集人員は若干名とする。

なお、本学科が選抜対象とする社会人は、上記の出願資格を満たし、社会人としての経験を有する者と定義する。

社会人の既修得単位認定については、既修得科目の成績証明書及びシラバスを基に、本学の開講科目の授業内容と一致する場合、人間健康学部教務委員会が検討を行い、人間健康学部拡大教授会で審議・承認し、単位認定を行う。また、修得した単位認定の上限は 60 単位、成績評価は「N（認）」とする。

(5) 留学生選抜

出願資格は外国の国籍を有し、かつ下記の①～④のいずれかに該当し、入学までに留学するための在留資格を取得または変更できる者とする。

- ① 外国において学校教育における 12 年の課程（日本の学校教育（小学校 6 年、中学校 3 年、高等学校 3 年）に相当する教育課程）を修了した者
※12 年未満の課程の場合は、文部科学大臣が指定した準備教育課程を修了した者（修了見込みの者を含む）
※国際的な認証団体（WASC、ACSI、CIS）の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した者（修了見込みの者を含む）
- ② 外国において、学校教育における 12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、入学試験実施年の 3 月 31 日までに 18 歳に達する者
- ③ 国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格、GCEA 資格を有する者
- ④ 本学において、個別の入学資格審査により、出願資格①と同等以上の学力があると認められ、入学試験実施年の 3 月 31 日までに 18 歳に達する者

選考方法として、面接および調査書等による書類選考によって学力の三要素 A、B、C を評価する。

留学生選抜における募集人員は 2 名とする。

日本語能力の資格要件としては、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験第 1 回（6 月実施）または第 2 回（11 月実施）において、「日本語」、「総合科目」を受験しておくことを求める（出題言語は日本語とする）。また、その「日本語」（記述除く）の得点が、200 点以上の者とする。出願書類として、日本留学試験受験票の写しを求め、成績照会を行い点数の確認を行う。

経費支弁能力に関しては、出願書類で経費支弁計画（経費支弁者、出願時の預金残高、収入・支出など）の記載を求め確認を行う。また通帳の写しの提出も出願時に求める。

在籍管理方法

入学後に学生管理システムへ基本情報（連絡先、母国の連絡先、在留資格情報、パスポート情報等）を登録し、情報管理を行う。また、年度始めに生活調書の提出を求め、住所や

アルバイト先等を確認する。教員による面談も実施しており、成績不振者への指導等を行う。

一時帰国する場合は、一時帰国届(担当教員の署名捺印あり)の提出を求め、再入国後にもパスポートに上陸許可(再)があるか確認するため、パスポートの提示を求める。

また、出入国在留管理庁へ5月1日、11月1日付の受入れ状況の報告を行う。それ以外の時期に受入れ開始・終了があった場合は、その都度報告を行う。文部科学省へは毎月、退学者・除籍者・所属不明者の定期報告を行う。

(6) 帰国生徒選抜

出願資格は日本国籍を有し、保護者の海外在留(継続して2年以上)のため外国の学校に学んだ者で、下記のいずれかに該当する者とする。

- ① 外国において、高等学校またはこれと同等の学校(在外教育施設※を含む)に2年以上在学し、入学試験実施年前年の4月1日から入学試験実施年翌年の3月31日までに通常の12年の学校教育課程を卒業(見込み)の者

(注) インターナショナルスクール等の出身者については、出願が認められない場合がある。

- ② 外国において、高等学校またはこれと同等の学校(在外教育施設※を含む)に在学し、帰国後、日本の高等学校または中等教育学校に編入学し、入学試験実施年翌年の3月31日までに卒業(見込み)の者

なお、外国の学校での最終在籍日が、入学試験実施年前年の4月1日以降であること。

- ③ 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を、入学試験実施年前年の4月1日以降授与された者
- ④ ドイツ連邦共和国の各州において、大学入学資格として認められているアビトゥア資格を、入学試験実施年前年の4月1日以降取得した者
- ⑤ フランス共和国において、大学入学資格として認められているバカロレア資格を、入学試験実施年前年の4月1日以降取得した者
- ⑥ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において、大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を、入学試験実施年前年の4月1日以降取得した者

※文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在学教育施設当該課程

選考方法として、基礎学力テストによって学力の三要素A、Bを評価する。面接および調査書等による書類選考によって学力の三要素A、B、Cを評価する。

帰国生徒選抜における募集人員は若干名とする。

(7) 編入学選抜

出願資格は下記の項目のいずれかに該当する者とする。

- ① 他の大学において、2 年次以上の修了者および入学試験実施年 3 月修了見込みの者
- ② 短期大学または、高等専門学校を卒業した者および入学試験実施年 3 月卒業見込みの者
- ③ 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者および入学試験実施年 3 月修了見込みの者（ただし、第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る）
- ④ 大学を卒業した者および入学試験実施年 3 月卒業見込みの者
- ⑤ 外国の学校（大学で学士の学位取得（見込み）の者。および短期大学に相当する高等教育機関の修了（見込み）の者）出身者で、本学において前項①～③に準ずると認められた者

選考方法として、教科・科目によって学力の三要素 A、B を評価する。小論文によって学力の三要素 A、B を評価する。面接および調査書等による書類選考によって学力の三要素 A、B、C を評価する。

編入学選抜における募集人員は 1 名とする。

11-3. 選抜体制

本学は、入学者受入れの方針策定及び円滑な実施のため、「アドミッションオフィス」を設け、次の委員会を置いている。

(1) 大学アドミッション委員会

学長が議長となり、入学者の受入れに係る基本方針を審議し、決定する。

(2) 大学アドミッションオフィス委員会

アドミッションオフィス部長が議長となり、大学アドミッション委員会の基本方針に従い、全学的な入学者受入れ方針の策定に関することなどについて審議する。

(3) 学部アドミッション検討委員会

学部長が議長となり、具体的な選抜方法や判定方法について審議する。

入学者選抜にあたっては、各学部アドミッション検討委員会を置き、厳正な選抜を実施する。人間健康学部においても、人間健康学部長を委員長とするアドミッション検討委員会を設置し、入学者受入れの方法に関すること、学部入学者判定資料の原案作成に関すること、広報活動に関すること、その他委員長が必要と認める事項について審議し、拡大教授会の審議を経て、学長が決定する。

11-4. 科目等履修生及び聴講生の受け入れ

心理学科は、人間健康学部規則第 10 章第 43 条の規定により科目等履修生および聴講生を受け入れる。その詳細は、久留米大学科目等履修生出願要項の定めるところによるが、受け入れ人数は若干名とする。受け入れの際は、事前に拡大教授会で審議を行う。教室の収容定員などを考慮し、教育に支障のないような計画のもと受け入れを実施する。

また、単位互換制度は特別科目等履修生として、久留米市内における大学・高等専門学校が協定を結び発足した「高等教育コンソーシアム久留米」に本学も参加していることから、参加他大学等の学生で希望者がいる場合、受け入れる予定である。受け入れには本学部の学修に支障がない範囲内で人間健康学部規則第 10 章の条項に従う。

1 2. 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

12-1. 教員組織編制方針

本学では、本学の教育理念と目的を理解したうえで、その達成に向けて教職員との協力・連携のもと、各自の専門性を活かした研究活動及び教育活動に精励できる教員組織の実現を目指し、以下のとおり教員組織編制方針を定めている。

(教育組織編制方針)

人間健康学部の理念・目的に沿って教育目標を達成するため、以下の方針で教員組織を編制する。

1. 人間健康学部は、「健康」への理解を前提にしつつ医療に限定されない幅広い分野で人々の健全で安心な生活を個人・家庭・地域社会が共通に求める価値としての心身の状態を表す「人間」の「健康」に向けた人間や社会のあり方を深い次元で見つめ直し、体現するに相応しい教員で組織を編制する。
2. 教員の任用は、大学の規程に従い、教育・研究の姿勢・能力・経験について公正かつ厳格に実施した業績評価に基づいておこなう。また、学部全体の年齢・性別の構成や専門領域のバランスに留意し、順次採用していく予定である。
3. 専任教員が体系的な教育・研究に協力して取り組めるよう配慮する。
心理学科の主たる研究分野は、心理学である。こちらもこれらに留まらず、医学、教育学、社会学など多様なアプローチから教育・研究にあたることができるよう、幅広い専門領域の研究者を専任教員とした組織とする。教育・福祉学科の中心的研究分野は、教育学、保育学、社会福祉学である。ただし、これらに留まらず、医学、心理学、社会学など多様なアプローチから教育・研究にあたることができるよう、幅広い専門領域の研究者を専任教員とした組織とする。スポーツ医科学科の主たる研究分野は、スポーツ科学である。身体の仕組みとスポーツ・運動との関連性を踏まえ、地域社会に向けた教育的・実践的人材の育成にあたるための教育ができ

るように、幅広い専門領域の研究者を専任教員とした組織とする。

4. 人間健康学部教育・研究の運営は、久留米大学学則及び人間健康学部規則に従い、人間健康学部の学位授与方針と教育課程編制方針を踏まえ、人間健康学部拡大教授会の下に各種の委員会を設け組織的にこなう。また、学部として教員の教育及び研究の能力の向上に努める。

12-2. 教員配置

開設時において人間健康学部心理学科では、教員 10 名（教授 6 名、准教授 3 名、講師 0 名、助教 1 名）の基幹教員を配置する。基幹教員は全員が博士以上の学位を保有している。研究分野としては、教育学、教育心理学、実験心理学、社会心理学、臨床心理学、文化心理学、障害科学が中心となる。

人間健康学部心理学科の教育課程において、教育上主要と認める授業科目を指定し、これらの主要授業科目はすべて基幹教員が担当することとしている。

教員の年齢構成について、完成年度の 3 月 31 日時点においては、以下のとおりである。

30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	計
1	2	5	1	0	1	10

教育研究の継承や教育研究水準の維持向上及びその活性化に支障が生じない年齢構成となっている。定年は、満 65 歳と定めているが、（学校法人久留米大学教職員定年規程（資料 1 5））定年年齢 65 歳に達した者で、学部の授業を週 6 時間以上担当し、本学における学術研究及び教育に協力する者を特任教授として、置くことができる。（久留米大学特任教授規程（資料 1 6））完成年度以降においても、本学部の教育実施組織の継続性に支障が生じないように適切に基幹教員を配置し、対応することとする。

12-3. 組織的な連携体制

本学では、各課（学生課、教務課、庶務課、入試課、就職・キャリア支援課）に担当事務職員を配置している。拡大教授会や各種委員会等の委員は主に教員によって、構成されるが、事務職員が陪席として大学運営に関するサポートを実施しており、教育研究支援体制を整えている。

1 3. 研究の実施についての考え方、体制、取組

13-1. 研究の実施体制

本学においては、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究費等の不正使用及び研究活動の不正行為を防止するための

包括的な体制を構築している。

具体的には、「久留米大学における公的研究費等の不正使用防止計画」及び「久留米大学研究活動における不正行為防止に関する規程」を制定し、学長を最高管理責任者とする明確な責任体制のもと、研究倫理の確立と不正防止に向けた組織的な取組を推進している。また、統括管理責任者（研究担当副学長）及びコンプライアンス推進責任者（各部局長）を配置し、全学的な管理・監査体制を整備している。

研究者等に求められる倫理規範を習得し、研究活動の健全性を確保するため、研究倫理・コンプライアンス教育を体系的に実施している。本教育プログラムは、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース（eAPRIN）を活用し、全ての研究者、研究支援者及び大学院生を対象として実施している。

実施にあたっては、例年 4 月に受講対象者の調査を行い、新任教員や新入大学院生を含む全対象者を把握した上で、6 月に受講一斉案内を行い、8 月末までに受講を完了することを義務付けている。受講状況は各部局のコンプライアンス推進責任者が管理し、未受講者に対しては個別にフォローアップを行い、受講率 100%を目指している。さらに、受講後は理解度確認テストを実施し、研究倫理に関する知識の定着を図っている。

13-2. 研究の環境整備

研究活動の基盤となる環境整備として、基幹教員には原則として 1 人 1 部屋の研究室を配置し、独立した研究空間を確保している。

研究費については、職位に応じた基盤的研究費として、教授・准教授・講師には年額 500 千円、助教には年額 80 千円を上限として配分している。この基盤的研究費は、教員の自由な発想に基づく研究活動を支援するものであり、研究用図書・資料の購入、学会参加費、研究用消耗品の購入等、幅広い用途に活用することができる。

競争的研究費、特に科学研究費助成事業（科研費）の獲得を促進するため、組織的な支援体制を構築している。具体的には、「科研費獲得促進セミナー」を開催し、研究計画調書作成のポイント解説等の FD 活動や研究計画調書作成支援として、URA（University Research Administrator）が研究計画調書の添削・助言を行っている。

研究活動の更なる活性化と外部資金獲得の強化を図るため、「研究推進戦略センター」を設置し、専門的な研究支援人材である URA を 3 名配置している。URA は、競争的資金の申請支援、研究プロジェクトの管理・運営支援、研究成果の社会実装支援等、研究活動全般にわたる専門的な支援を提供している。特に、大型研究プロジェクトの企画段階から参画し、研究チームの形成、申請書作成、採択後のプロジェクト管理等のサポートを行っている。

産学官連携による研究活動を推進するため、「産学官連携推進室」を設置し、URA と連携しながら企業や自治体等との共同研究・受託研究を積極的に支援している。同室では、研究者の事務的負担軽減と意図しないルール違反の防止を図るため、競争的研究費の管理や諸手続を研究機関として一括して行う体制を整えている。具体的には、研究費の執行管理、報

告書作成支援、監査対応等の事務的業務等を担当し、研究者が研究活動に専念できる環境を提供している。

13-3. URA の配置状況

平成 30 年度に久留米大学産学官連携戦略本部から「久留米大学研究推進戦略センター」への改組を行い、同センターに専任の専門職員 URA（リサーチアドミニストレーター）を配置し、知的財産を基礎にした共同研究及び受託研究の増加に向けた活動を行っている。【資料 15】また、研究成果の社会還元に向けた知財戦略・技術移転を進めるとともに、地域レベルでも、大学の独創的コンセプトから生じた技術シーズに基づく新産業創出を目指した様々な取組を行っている。地域経済の活性化という視点でも、自治体・地域企業等との連携を密にしながら、幅広い産業ニーズに適応した共同研究の創出、出願特許の質的向上、技術移転の効率化を進めながら、積極的に活動に取り組んでいる。

13-4. URA の役割・責任等

URA は、専門的な立場から本学の研究推進を行っており、大学院修士課程修了者と大学院博士課程修了者の研究経験を有して者を配置している。さらに研究成果及び社会貢献における知的財産の管理・活用も重要となってくることから、知的財産管理者技能検定資格を有している者を配置している。主な、業務の役割としては、技術移転活動、産学連携活動、様々な研究プロジェクトの企画・立案・伴走支援、大学発スタートアップ支援等を全学部対象で担当している。

学内シーズ、発明の発掘、特許化（時として、特許化までのインキュベーション活動：具体的には特許とするための必要追加検討に関する発明者との相談、コンセンサスの形成）、特許出願・維持、知的財産を核とした技術移転、技術移転を目指す共同研究の開拓等、知的財産に係る業務を行っている。特に、ライセンスには拘泥せず、本学シーズが実用化に最重点を置き、大学の持つ弱み（特許における製品化等の実施が出来ないこと）を克服するため、共同研究の開拓に最重点を置いた活動を行っている。（資料 16）具体的には、事業化・製品化されるために産業界等が本学と共同研究し易い方針等を模索し、他大学との差別化を図っている。

このように、研究の入口から出口までの戦略を考え、それらを計画立案・アレンジし、本学の特許のみならず、技術ポテンシャル等を発掘する。また、それらを産業界に分かり易く、受け入れられやすい形で広く紹介し、同時に、産業界や地域企業の立場をより理解することで、ニーズをより効果的に吸い上げ、それらを基に共同研究を開拓するための企画・運営・管理等を行っている。また、地域活性化の一つとして、地域伝統文化・伝統産業の保護育成による地域社会・地域産業への貢献を目指しており、様々な課題解決における技術相談や研究等の相談にも対応し、地域企業等との共同研究も推進している。

1 4. 施設、設備等の整備計画

14-1. 校地、運動場の整備計画

本学が位置する久留米市は、福岡県南部の広大な筑後平野の中にあつて、九州最大河川の筑後川に抱かれた水と緑の街である。医学部のある旭町キャンパスは、筑後川の雄大な流れを望むことができる自然豊かな環境であり、文系学部のある御井キャンパスは、高良山の麓に位置し、周辺となる JR 久留米大学前駅から久留米森林つつじ公園、高良大社などを巡る全長 8.6 キロメートルの久留米・高良山コースは、九州観光推進機構により、魅力的な散策コースとして、「九州オルレ」に認定されるほど、緑に囲まれた自然豊かな地域である。このように本学は、医系・文系両キャンパスとも、静かで自然にも恵まれ、教育・研究に相応しい環境となっている。

御井キャンパスは、校舎敷地 88,586.44 m²、グラウンド 68,586.00 m²、体育館 7,359.31 m²、図書館 5,024.23 m²、その他 12,922.34 m²で校地面積合計は、182,478.32 m²であり、大学設置基準を大きく上回る校地・校舎を有している。

また、校地内には、福利厚生施設として、学生ラウンジ、食堂を含む御井メディアセンター、食堂の他書店・売店等を含む御井学館、御井学生会館がある。さらに、平成 29 年 8 月に完工した御井本館には、ラウンジやカフェテリアが設置され、快適な教育環境とともに、学生の憩いの場となるスペースを十分確保している。

14-2. 校舎等施設の整備計画

御井キャンパスには、講義棟、図書館、体育館、グラウンドと主要な施設とともに、福利厚生施設として、部室棟、食堂、保健室、男子学生寮、女子学生寮等を備えている。

御井キャンパスにある情報教育センターには、最大 124 名まで利用可能な「統合分離教室」をはじめ大小 17 の教室があり、パソコンを約 900 台完備しており、同センターのオープン利用室では自由に自主学修ができる。また、御井メディアセンターには、LL 教室や AV 演習室を完備し、語学教育のための設備が充実している。LL 自習室では多様な教材の視聴や、e-Learning システムを使用した学修もできる。

平成 29 年 8 月に完工した御井本館のキーワードは、“Flexible & Relax”としており、学生同士または学生と教職員とのコミュニケーションをより豊かにする環境が整っている。御井本館には大小 38 の授業教室の他、学生の自主学修を支援するため、ラーニングコモンズを御井本館に複数設置している。ラーニングコモンズ A は、個人、少人数、多人数の集まりに自在に対応でき、室内のイベント会場として利用され、ラーニングコモンズ B は中小セミナー、講習会などに使える教室外教室として使用されている。さらに、3 階から 6 階の各階には、スモールラーニングコモンズを設置し、講義間の自主学修用として利用が可能である。また、憩いの場として、1 階のラウンジにはカフェテリアを、8 階にはスカイラウンジを設置している。また、エレベーターの設置や水平移動できる設計により、バリアフリー

にも対応している。

また、研究室・会議室・事務室などを、1つの棟の中に合理的に配置しており、1階には事務部門が集約され、拡張された学生ホールと相まって、学生や教育職員へのサービスの向上・利便性の増大が図っている。2階には、教員休憩室及び非常勤講師室を設置し、教育職員の休憩時間のアメニティの向上とともに、隣接して応接室・面談室を設置することにより、学生のさまざまな相談への対応が充実している。

さらに4階・5階には、本学が積極的に取り組んでいる少人数教育を充実させるため、小教室を20室設置している。また、6階から10階には、教員個人研究室、共同研究室及び附属研究所を設置しており、特に個人研究室については、1人1部屋鍵付きの部屋を完備していることから、プライバシーが確保される環境が十分に整備され、研究環境の充実が図られている。

御井キャンパスではより快適な教育環境づくりを目指し、下記構想のもとキャンパス整備を行っている。

- ① 学生の学修と生活の場にふさわしい空間づくりを目指す。
- ② 学生が長時間滞在したくなるようなキャンパスにする。
- ③ 全体として統一のとれた美しいキャンパスを目指す。
- ④ 広くて整備された緑地を確保し、統合的に整備する。
- ⑤ バリアフリーと環境に配慮する。

本学は、2028年4月に創立100周年を迎えることとなり、御井キャンパスにおいては、「御井図書館整備プロジェクト」を中心に、キャンパスの施設整備を行う予定としている。

14-3. 図書館等の資料及び図書館の整備計画

図書館は、御井キャンパスに設置する御井図書館と、旭町キャンパスに設置する医学図書館の2館で構成されている。御井図書館はキャンパスの中心に位置し、地上3階・地下2階建の施設で、隣接する500号館の地下に設置された書庫（1階・2階）と地下通路で連結している。

所蔵資料は、図書約749,400冊であり、そのうち約708,700冊を開架としている。定期刊行物の年間受入種数は約800種で、国内誌500種、外国誌300種を所蔵する。電子資料としては、Elsevier (Science Direct)、Springer Nature、PsycARTICLES などを含む約30,300種の電子ジャーナルを利用できるほか、新聞記事データベース、Scopus、Japan Knowledge、Web OYA-bunko など23種のデータベースを提供している。これらの資料は、蔵書検索(OPAC)により両館が所蔵する資料の検索が可能である。

さらに、図書館ホームページからは電子ジャーナルや電子ブックへのアクセスがIPアドレス認証方式により容易に行えるようになっており、図書や雑誌記事、論文等を横断的に検索できるディスカバリー・サービス機能も備えている。

館内の利用環境としては、閲覧スペース1,715 m²、閲覧席607席を設置している。パソコ

ンは 52 台を配置し、加えて学内に設置された教育用パソコン約 800 台からも検索可能である。利用者が持参したパソコンを使用できるよう、閲覧席にコンセントを設置するとともに、Wi-Fi 機器の増設を進めている。

利用者サービス体制については、レファレンスカウンターに担当者を常駐させ、事項調査や文献検索の支援、利用指導などを行っている。また、レポートや卒業論文に必要な資料の探し方、各種データベースの利用方法を説明するガイダンスを実施し、学生の学習・研究活動を支援している。

また、図書館間協力として、国立情報学研究所の NACSIS-CAT/ILL や国立国会図書館の相互貸借サービス（ILL）を活用し、学生や教員に必要な資料を提供している。さらに、九州地区大学図書館協議会、私立大学図書館協会、九州地区協議会などの枠組みを通じて職員研修や情報共有を行い、利用者サービスの向上に努めている。

1 5．管理運営

15-1. 教学面における管理運営の体制について

(1) 教授会の役割

教授会は、学則第 11 条第 4 項に基づき、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり審議のうえ意見を述べる役割を担っている。

(2) 構成員

教授会は、学部の教授をもって組織する。また、それに加え、学部の准教授、専任の講師及び助教を加えた「拡大教授会」を組織し運営している。

(3) 開催頻度

教授会の開催は原則として月 1 回とする。

(4) 審議事項

- ① 学生の入学及び卒業に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 上記に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項
- ④ その他学長及び学部長等（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

15-2. 教授会以外の関連する委員会

(1) 大学評議会

大学評議会は、学則第9条第3項に規定する「久留米大学評議会規程」に則り設置されており、学長召集のもと、教学全体に関わる以下の事項について審議するとともに、学長からの以下の諮問に応ずる機関として機能している。

① 決議事項

- ア. 学生に関する重大なる賞罰に関する事項
- イ. 大学教育方針、補導事項
- ウ. 自己点検、自己評価に関する事項
- エ. その他議長が必要と認める事項

② 諮問事項

- ア. 大学教育機構の改廃
- イ. 大学教育に関する重要規則の制定、改廃
- ウ. 学部、学科、大学院研究科の増減、改廃
- エ. 学長、教授、准教授及び専任の講師の任免
- オ. 名誉学長及び名誉教授の称号の授与
- カ. その他議長が必要と認める事項

(2) 教学マネジメント会議

教学マネジメント会議は、「教学マネジメント会議規程」に則り設置されており、学長のリーダーシップのもと、教学における学内組織の運営・連携・改革を推進するため、本学全体または各学部、大学院、研究所、センター等に共通する以下の重要事項について協議する。

① 協議事項

- ア. 教育及び研究の基本方針に関する事項
- イ. 教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証及び評価に関する事項
- ウ. 教育の質向上に関する事項
- エ. 教育及び研究の充実・発展に必要な事項
- オ. 産学官連携、研究推進及び外部資金に関する事項
- カ. その他議長が必要と認める事項

16. 自己点検・評価

16-1. 基本方針

本学では、自己点検・評価活動の目的を「本学の理念・目的に現状を照らし、教育・研究・診療水準の向上及び社会への貢献を図り、もって、本学の社会的使命の達成に寄与すると

もに、これらの活動を支えるよりよい環境や諸条件を整備し、将来に亘り、本学の不断の改革・改善を図ること、また、PDCA サイクル等を適切に機能させ、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを本学自らの責任で説明し証明していく内部質保証の取組みに努めること」とし、その範囲を教育・研究・診療・社会への貢献及びそれらの管理運営並びに経営の各分野としている。

16-2. 実施体制

本学における自己点検・評価活動については、学内（内部）検証と外部検証に大別され、さらに外部検証については、外部評価（本学が選任した本学以外の者による評価）と第三者評価（本学から独立した客観的立場の者による評価で、認証評価機関による評価を含む）に分けられる。

まずは、学内における点検・評価活動の実施体制であるが、「久留米大学自己点検・評価規程」に基づき、全学自己点検・評価委員会（以下、「全学委員会」という。）、大学専門自己点検・評価委員会（以下、「大学専門委員会」という。）及び個別自己点検・評価委員会（以下、「個別委員会」という。）を設置している。これら3つの委員会が中心となり、相互に連携をとりながら、点検・評価活動を展開している。全学委員会は、学長が委員長を務め、学部長や大学院研究科長をはじめとする各部門の長で構成されており、その目的は、大学の理念・目的に照らし、大学の活性化と現状改革の視点から自己点検・評価についての基本方針を策定すること、また、自己点検・評価、外部評価または第三者評価の結果に基づき現状を分析するとともに、大学の改善・改革の方策についても検討し、適宜、理事長及び学長に提起することである。大学専門委員会は、学部、大学院研究科ごとの個別委員会の委員長で構成されており、大学の教育・研究・社会への貢献に関する自己点検・評価を効率的に実施すべく、具体的に点検・評価項目等を設定するとともに、各個別委員会間の調整を行っている。個別委員会は、学部、大学院研究科等の単位で設置され、当該組織における自己点検・評価を担い、その進捗状況と結果について、当該組織の全学委員を通じて、適宜、全学委員長に報告することを目的としている。

また、学長のリーダーシップのもと、教学における学内組織の運営・連携・改革を推進するため、本学全体または学部、大学院、研究所、センター等に共通する教育、研究、その他重要事項について協議することを目的として久留米大学教学マネジメント会議（以下、「教学マネジメント会議」という。）を設置し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として体制を整備している。

16-3. 実施方法

本学では、学部・研究科・センター等の部局レベルにおいてPDCA サイクルを可視化するため、個別委員会主導の下、公益財団法人大学基準協会が設定する大学基準の各項目に準拠して作成した本学独自の点検・評価シートを用いて自己点検・評価を行う。その後、各部局

レベルで作成された点検・評価シートを基に、大学専門委員会が全学的な自己点検・評価報告書を取り纏める。最終的に取り纏められた自己点検・評価報告書は、全学委員会において検討・審議を行い、課題の明確化を図る。これらの課題に関し、個別の部局レベルで解決すべき事項は当該個別委員会を中心に解決に向けた対応が図られることになる。また、全学的な課題については、学長が教学マネジメント会議に諮問した上で、改善計画を策定し、必要に応じ、教学の意思決定機関である大学評議会でも審議・決議を行う。その後、必要に応じ、理事会での報告を経て、改善策の実行に繋げる。また、理事長に提起された課題や改善方策については、理事長から将来構想策定会議に諮問され、中・長期の計画に反映する。

16-4. 公表及び評価項目等

本学では、本学が展開している教育・研究をはじめとした諸活動に対する点検・評価結果について、ホームページを通じて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

なお、点検・評価にあたっては、認証評価機関である公益財団法人大学基準協会が定める基準及び点検・評価項目に準じた評価項目で構成し実施している。

16-5. 学外者による検証

外部評価については、本学が作成した自己点検・評価報告書に基づいて、検証及び評価を行い、本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を行う機関として、学外有識者を委員とする久留米大学外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という）を設置している。同委員会では、年1回開催する会議形式における本学関係者との質疑応答等の内容を踏まえ、外部評価報告書を作成の上、学長に報告する。この報告書において指摘が為された事項については、翌年度以降の本学の教育・研究活動における重点的な改善事項として取り扱われる。また、同報告書は、本学ホームページへ掲載し公表している。なお、外部評価は平成25年度から毎年実施しているが、そこで得られる知見は本学にとって非常に有益であることから、今後も継続実施していくこととしている。

一方、第三者評価については、公益財団法人大学基準協会による機関別認証評価（大学評価）を平成18年度から7年毎に受審している。直近においては、令和2年度に受審し、適合認定を得ている。この認証評価結果についても、本学が作成した自己点検・評価報告書及び関連データとともにホームページに掲載している。

17. 情報の公表

本学では、教育研究活動等の状況についての情報公表を積極的に行っている。公表にあたり、主に大学ホームページによる情報発信（情報公表のページ <https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>）を中心に掲載に加えて、大学案内（毎年度発行）、久留米大学広報誌「EQUAL」（1、4、7、10月の定期発行）、各種の受験情報サイト及び公開

講座など、さまざまな媒体や機会を利用して学生・卒業生・その父母等、患者・その家族・医療関係者等、志願者・その父母等、学校・企業・国・自治体をはじめとした多様な関係機関の方々への情報提供を行っている。

ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

* 大学の教育研究上の目的

<https://www.kurume-u.ac.jp/about/idea/>

HOME > 大学案内 > 建学精神・基本理念・大学校歌

* 各学部における教育理念・目的、3つのポリシー

<https://www.kurume-u.ac.jp/news/6434c674e9bcc5bca9612213/>

HOME > NEWS > 教育理念・目的・3つのポリシー・授業科目・授業方法及び内容並びに年間授業計画

イ 教育研究上の基本組織に関すること

* 大学の沿革

<https://www.kurume-u.ac.jp/about/history/>

HOME > 大学案内 > 沿革

* 学部、学科等に関する基本組織

<https://www.kurume-u.ac.jp/about/organization/>

HOME > 大学案内 > 組織図

ウ 教員研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

* 教員組織、教員の数

情報公表ページ（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>
（公表データ）

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/e8a0bdc3-0d58-4f5b-8fbf-bbd53cdf2de7/2025_kikankyoin_suu.pdf

HOME > 大学案内 > 情報公表 > 基幹教員数

* 各教員が有する学位及び業績

研究・産学官連携ページ（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/joint/>
（研究者紹介データベース）

<https://research.kurume-u.ac.jp/kurume/group-search.html?lang=ja>

HOME > 研究・産学官久留米大学研究者紹介

エ 入学者の選抜に関すること

- * 入学者の選抜に関すること

<https://best.kurume-u.ac.jp/admissions/type/>

オ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること

- * 入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)

<https://www.kurume-u.ac.jp/news/6434c674e9bcc5bca9612213/>

(各学部学科のトップページにも掲載)

- * 入学者数

情報公表ページ (内) : <https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>
(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/b3e7839d-ad0b-417b-9318-28ea055dbe6c/2025_sigansya_goukakusya_nyuugakusya.pdf

HOME > 大学案内 > 情報公表 > 学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者数の推移

- * 収容定員及び在学する学生の数(学生定員及び在籍学生数)

情報公表ページ (内) : <https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>
(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/d617aa2b-8303-4ccc-9ea5-3792c99afd0a/2025_gakuseisuu_syuuuyoutenin_hoka.pdf

HOME > 大学案内 > 情報公表 > 学生数・収容定員・入学定員・収容定員充足率

- * 卒業または修了した者の数

情報公表ページ (内) : <https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>
(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/54a0ed19-2fd3-4351-8ea9-bceace7f1953/R7_graduate.pdf

トップページ > 大学案内 > 情報公表 > 学生数 > 卒業(修了)者数

- * 進学及び就職等の状況(文学部・人間健康学部・法学部・経済学部・商学部)

<https://best.kurume-u.ac.jp/career/employment/>

久留米大学受験生サイト > 就職・資格 > 就職実績

- * 進学及び就職等の状況(医学部医学科)

<https://best.kurume-u.ac.jp/career/employment/>

久留米大学受験生サイト > 就職・資格 > 就職実績

- * 進学及び就職等の状況(医学部看護学科)

<https://best.kurume-u.ac.jp/career/employment/>

久留米大学受験生サイト > 就職・資格 > 就職実績

- * 進学及び就職等の状況(医学部医療検査学科 (臨床検査専門学校実績))

<https://best.kurume-u.ac.jp/career/employment/>

久留米大学受験生サイト > 就職・資格 > 就職実績

- * 外国人留学生の数に関すること

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/international-exchange/info-3/>

HOME > 学生生活・就職 > 国際交流・留学 > 本学への留学

カ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- * 授業科目、授業方法及び内容並びに年間授業計画

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/literature/dp/curriculum/> (文学部心理学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/literature/dis/curriculum/> (文学部情報社会学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/literature/distu/curriculum/> (文学部国際文化学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/literature/dsw/curriculum/> (文学部社会福祉学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/human-health/dcs/curriculum/> (人間健康学部総合子ども学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/human-health/dsms/curriculum/> (人間健康学部スポーツ医科学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/law/dj/curriculum/> (法学部法律学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/law/dip/curriculum/> ((法学部国際政治学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/economics/de/curriculum/> (経済学部経済学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/economics/dce/curriculum/> (経済学部文化経済学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/commerce/dc/curriculum/> (商学部商学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/medicine/sm/curriculum/> (医学部医学科を例示)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/medicine/sn/curriculum/> (医学部看護学科)

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/medicine/clt/curriculum/> (医学部医療検査学科)

HOME > 学部・大学院 > (各学部・各学科) > カリキュラム

キ 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定にあたっての基準に関すること

- * 卒業に必要な単位(文系学部)

<https://www.kurume-u.ac.jp/student-affairs/liberalarts-info/class/>

HOME > 在学生・保護者の方 > 文系学部教務情報 > 授業・履修関係 > 卒業に必要な単位 (文系学部)

* 卒業に必要な単位(医学部医学科)

カリキュラムページ (内) :

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/medicine/sm/curriculum/>

(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/017c96bf-fa80-45e7-b4a7b3c3e2790b76/%E7%9C%8B%E8%AD%B7%E5%AD%A6%E7%A7%91%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A1%A8%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%88%90%E7%B8%BE%E8%A9%95%E4%BE%A1.pdf

HOME > 学部・大学院 > 医学部 > 医学科 > (カリキュラム 2025 年度 医学科第 1 学年～ 6 学年 シラバス)

* 卒業に必要な単位(医学部看護学科)

カリキュラムページ (内) :

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/medicine/sn/curriculum/>

(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/017c96bf-fa80-45e7-b4a7b3c3e2790b76/%E7%9C%8B%E8%AD%B7%E5%AD%A6%E7%A7%91%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A1%A8%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%88%90%E7%B8%BE%E8%A9%95%E4%BE%A1.pdf

HOME > 学部・大学院 > 医学部 > 看護学科 > カリキュラム > (2025 年度履修表及び成績評価)

* 卒業に必要な単位(医学部医療検査学科)

カリキュラムページ (内) :

<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/medicine/clt/curriculum/>

(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/6a616c41-c89e-4393-a031654e9d3cd0d9/2025%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%B1%A5%E4%BF%AE%E8%A1%A8%E5%8F%8A%E3%81%B3%E6%88%90%E7%B8%BE%E8%A9%95%E4%BE%A1.pdf

HOME > 学部・大学院 > 医学部 > 医療検査学科 > カリキュラム > (2025 年度履修表及び成績評価)

ク 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

* 御井キャンパス案内(文系学部)

<https://best.kurume-u.ac.jp/campuslife/mii/>

受験生サイト > キャンパスライフ > 御井キャンパス

* 旭町キャンパス案内(医学部)

<https://best.kurume-u.ac.jp/campuslife/asahimachi/>

受験生サイト > キャンパスライフ > 旭町キャンパス

* 福利厚生施設

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/welfare-programme/>

HOME > 学生生活・就職 > 福利厚生施設

ケ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

* 学納金(入学金・授業料等)文系学部

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/tuition/humanities/>

HOME > 学生生活・就職 > 学費等 > 文系学部の学納金

* 学納金(入学金・授業料等)医学部医学科

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/tuition/science/>

HOME > 学生生活・就職 > 学費等 > 医学科の学納金

* 学納金(入学金・授業料等)医学部看護学科

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/tuition/nursing/>

HOME > 学生生活・就職 > 学費等 > 看護学科の学納金

* 学納金(入学金・授業料等)医学部医療検査学科

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/tuition/clt/>

HOME > 学生生活・就職 > 学費等 > 医療検査学科の学納金

コ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

* 学生生活サポート

<https://www.kurume-u.ac.jp/campus-life/life-support/>

HOME > 学生生活・就職 > 学生生活サポート

サ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種
規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告
書、認証評価の結果 等)

* 教務情報

<https://www.kurume-u.ac.jp/student-affairs/liberalarts-info/class/>

HOME>在学生・保護者の方>文系学部教務情報

<https://www.kurume-u.ac.jp/student-affairs/medicine-info/>

HOME>在学生・保護者の方>医学部教務情報

* 久留米大学学則

情報公表ページ (内) : <https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>
(公表データ)

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/d67822e8-bc8b-4b12-

b110-d6590035e9c4/school_regulations.pdf

HOME > 大学案内 > 情報公表 > 久留米大学学則

* 設置計画履行状況報告

<https://www.kurume-u.ac.jp/about/report/>

HOME > 大学案内 > 設置認可申請書・設置計画履行状況報告書

* 大学評価

情報公表ページ（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/about/information-disclosure/>
（公表データ）

https://storage.googleapis.com/p_638f0121169658622e1dd8f6/06ea8cb0-5b25-4fe4-80fb956b6ec23ab0/2023%EF%BC%88%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%EF%BC%89%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%82%B9%E6%A4%9C%E3%83%BB%E8%A9%95%E4%BE%A1%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%82%B5%E3%83%9E%E3%83%AA%E3%83%BC.pdf 他

HOME > 大学案内 > 情報公表 > 評価

大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準

* 比較文化研究科における学位授与に関する審査基準

比較研究科トップページ（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/comparative/>
（公表データ）比較文化研究科における学位授与に関する審査基準

<https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/attachment/8512.doc>

HOME > 学部・大学院 > 比較文化研究科 > 比較文化研究科における学位授与に関する審査基準.doc

* 心理学研究科における学位授与に関する審査基準

心理学研究科トップページ（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/psychology/>
（公表データ）心理学研究科における学位授与に関する審査基準.doc

https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/attachment/psychology_ec.pdf

HOME > 学部・大学院 > 心理学研究科 > 心理学研究科における学位授与に関する審査基準

* ビジネス研究科における学位授与に関する審査基準

ビジネス研究科トップページ（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/business/>
（公表データ）ビジネス研究科における学位授与に関する審査基準.doc

HOME > 学部・大学院 > ビジネス研究科 > ビジネス研究科における学位授与に関する審査基準

https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/attachment/business_ec.pdf

* 医学研究科における学位授与に関する審査基準

医学研究科修士課程（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/gmed/master/>
（公表データ）

大学院医学研究科修士課程における学位授与に関する手続き及び審査基準に関する内規
医学研究科修士課程カリキュラム：

https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/life/49405_76997_misc.pdf

HOME > 学部・大学院 > 医学研究科 > 修士課程 > 2026(令和8)年度修士課程カリキュラム

大学院医学研究科博士課程における学位授与に関する手続き及び審査基準に関する内規
医学研究科博士課程（内）：<https://www.kurume-u.ac.jp/faculty/gmed/phd/>

医学研究科博士課程カリキュラム：

https://www.kurume-u.ac.jp/uploaded/life/49406_76999_misc.pdf

HOME > 学部・大学院 > 医学研究科 > 博士課程 > 2026(令和8)年度博士課程カリキュラム

18. 教育内容等の改善を図るための組織的な研究等

教育改善の取り組みについては、各学科の教務委員にて構成される教務委員会において、定期的にカリキュラム及び教育改善・向上に係る取り組みの見直しを行っている。

また、本学の教育理念及び教育目標に基づいて教員の教育改善・向上に係る活動を支援することを目的とし、全学的にFD・SD研修会を実施している。テーマに応じた講師に来ていただき、年に2回以上開催している。

さらに、人間健康学部「FD委員会」を設け、学部としてのFD活動の企画、立案、評価等を行うなど、組織的な取り組みを実施している。

19. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学のキャリア教育は、単に内定取得のための知識・スキルの修得または資格取得を目的としたものでなく、将来のよりよいキャリアを選択するために1年次から体系的な教育プログラムの中で学び、キャリア教育（支援）から就職支援へスムーズにつなぎ、学生一人ひとりが満足のいく進路を選択できるように教職員一体となった教育・支援体制を整えている。

19-1. 教育課程内の取り組み

本学では、共通教育科目を所管する基盤教育研究センターにおいて、文系学部共通のキャリア（働き方・生き方）教育を実施している。キャリア教育は、実践力養成を目的とし、講義と体験及び実社会での応用力、地域と大学、医系と文系領域をつなぐ科目であり、個人と地域社会の持続的発展を支える力を育成する科目分類としての「社会展開科目」の3つの科目群のひとつの柱として設置されている。キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的

自立に向けて必要となる能力・態度を育成することを目的とし、以下のことを到達目標としている。

- ① 自らキャリアプランを作成することができる。
- ② 社会・職業への理解を深めることができる。
- ③ 論理的な思考と文章表現のスキルを習得する。
- ④ 社会で他者と良い関係を築くためにコミュニケーション能力を身につける。
- ⑤ 自分の能力を発揮できるプレゼンテーション技術を習得する。

「大学とキャリア」では、大学卒業後のより良いキャリア選択（今後の自分の生き方・働き方）を検討しつつ、大学生活の目標設定と行動計画を策定する。「社会とキャリア」では「社会」について理解を深めることを目的として、社会の課題の解決を検討し、文章で論理的に表現する方法と討論の方法を学ぶ。また1年次より、「判断推理」及び「数的推理」の授業を開講し、基礎学力の向上を目的として就職試験・公務員試験・資格試験の対策も開始する。2年次「仕事とキャリア」では、外部のビジネス現場の方々（業種別に人事担当者等）から実際のビジネスの話を聞き、グループでの討論を通じて、ビジネス社会と企業の現状・課題について理解し、将来の自分のキャリアを検討する機会を設ける。

その他、企業や仕事の現場へ訪問（フィールド・ワーク）し、働いている人たちに話を聞き、提示されたビジネスの課題解決を通じて、自己の将来のキャリアを検討することを目的として、「キャリア・フィールドワーク」を設置し開講している。また、「応用判断推理」「応用数的推理」「公共特別演習Ⅰ」「公共特別演習Ⅱ」「公共特講（経済系）Ⅰ」「公共特講（経済系）Ⅱ」を開講し、地方公務員と国家公務員の試験対策を実施している。3年次以降では、プロジェクトの企画から運営までの実際の現場（PDCA サイクル）を体験することで、自分のキャリアを現実的・具体的に検討することを目的とした「キャリアプロジェクト」の授業を設置している。「キャリア形成演習」については、1年次より開講しているが、多くのキャリア科目を履修し、学生が仕事に対する十分なレディネスが確立されるのを見極めて就業体験を実施し、それを通じて社会人としてのさらなる能力開発を企図している。

19-2. 教育課程外の取り組み

本学では、文系学部就職に特化した部署として就職部を設置し、社会的・職業的な自立に資する就職活動のための支援行事・講座等を開催している。また、卒業後の希望進路を実現するために、多彩なキャリアサポートプログラムを実施し、就職委員をはじめとした教員と協働してきめ細やかな就職支援を行っている。環境面においては、低学年次から将来を見据えて目的意識を持って日々快適に取り組んでもらうため、最新の情報や資料が集まる閲覧スペースを設けるとともに、学年を問わず多くの学生が立ち寄りやすいように、プライバシー保護に配慮した相談ブースを設置している。

さらに学生が就職活動に向け段階的に準備を進められるように、本学では「久留米大学就職支援プログラムマップ」を作成し、時系列（横軸）と習熟度（縦軸）による体系的な支援を可視化することで、個々のペースに寄り添ったサポートを徹底している。その他、就職ガイダンスや本学主催のインターンシップ・仕事体験を含む各種就職支援行事を通した実践的な学びや、キャリアアップを視野に入れた幅広い分野の資格取得講座など、学生が主体的に意識向上を図るための取組にも力を入れている。

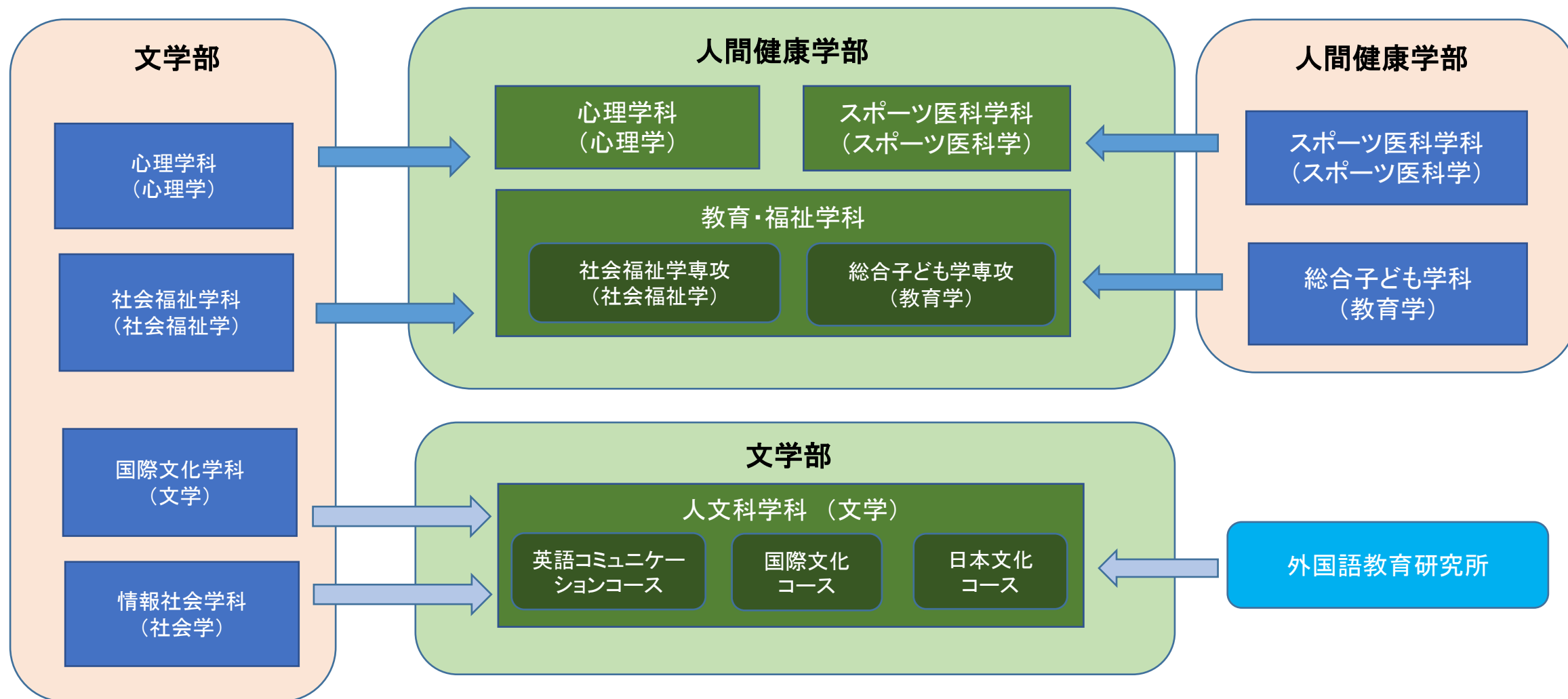
19-3. 組織体制

本学では、文系学部における事務部に就職・キャリア支援課を設置しており、職員 9 名（うち、国家資格キャリアコンサルタント取得者 3 名）を配置し、各学部における教員（就職委員）及び基盤教育研究センターの教員と連携しながら、学生相談、就職斡旋、企業対応、資格・就職試験対策講座の企画運営等に取り組んでいる。また、“キャリア”を「ひとりの自立した人間としての仕事を含めた人生のあり方」と考え、学生が満足のいく進路の選択ができるように、教職員が一体となって一人ひとりの希望や事情に配慮したきめ細やかな進路・就職支援を行うことを目標としている。その中で、当該目標を達成するために、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓し、地域（世の中）が求めている人材を多く輩出することを目指している。（資料 19）

資 料 目 次

資 料	1. 文系学部改組概要
資 料	2. 心理学科における養成する人材像と3ポリシーの相関図
資 料	3. 心理学科カリキュラム・ポリシーに基づく専門教育科目一覧
資 料	4. 履修モデル：公認心理師科目履修型
資 料	5. 履修モデル：教職科目履修型・その他
資 料	6. 遠隔授業の留意事項
資 料	7. 編入後の履修モデル
資 料	8-1. 実習施設・指導者一覧
資 料	8-2. 心理実習受入承諾書
資 料	9. 心理実習委託契約（協定）書
資 料	10. 心理実習ガイドブック
資 料	11. 履修要件
資 料	12. 巡回ローテーション表
資 料	13. 実習巡回指導担当者時間割
資 料	14. 派遣先の確保の状況
資 料	15. 学校法人久留米大学教職員定年規程
資 料	16. 久留米大学特任教授規程
資 料	17. URA の配置状況
資 料	18. URA 制度の役割・責任等について
資 料	19. 就職支援に関わる組織体制

文系学部改組概要



人間健康学部心理学科における養成する人材像と3ポリシーの相関図

人間健康学部の養成する人材像は以下のとおりである。

【人間健康学部】

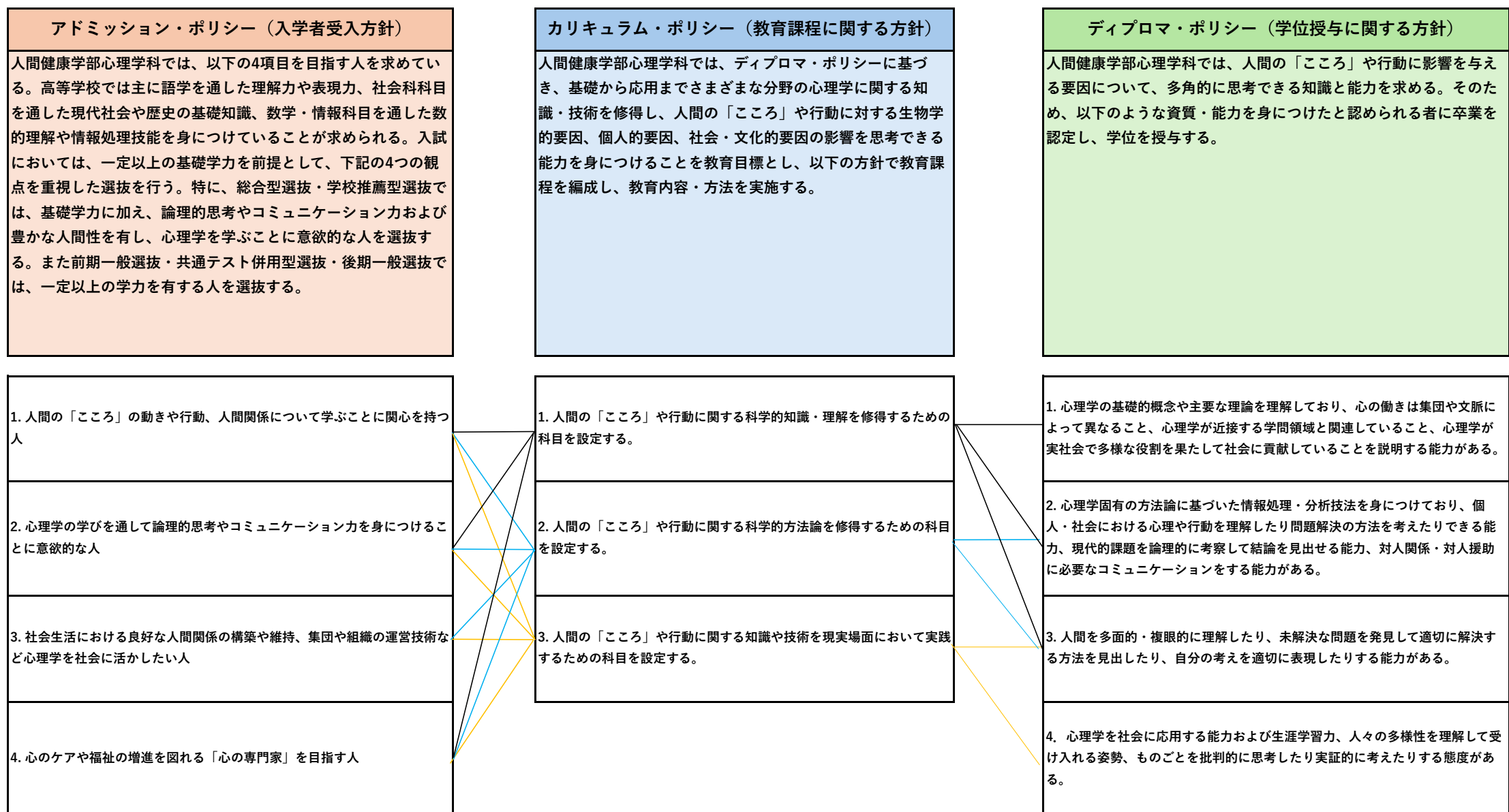
(1) 様々なライフステージにある人々と社会のウェルビーイングの実現に向けて、人々と社会への多様な教育・支援に関する専門的知識と技術を備え、地域社会における教育的中核を担える実践的人材を育成する。

その上で、文医融合の教育により医学的な素養の基盤をもたせ、人間と社会を科学的に理解する力を養うとともに、人間の健康を身体的・心理的・社会的な観点で考察できる知識と技術を獲得させる。これらの知識と技術をもって、他者との協働により社会に資することができる実践力を獲得させる。

心理学科の養成する人材像は以下のとおりである。

【心理学科】

(1) 「こころ」を科学的に探究するとともに、「こころ」に関する知識と技術を社会に活用できる人材を育成する。



心理学科専門教育科目一覧

区分		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		科目	単位	科目	単位	科目	単位	科目	単位
専門教育科目	専門演習科目	入門演習Ⅰ	2	入門演習Ⅱ	2				
				心理基礎演習Ⅰ	2	心理基礎演習Ⅱ	2		
						演習Ⅰ	2	演習Ⅱ	2
								演習Ⅲ	2
								演習Ⅳ	2
								卒業研究	4
	専門基礎科目	心理学概論Ⅰ	2	心理学概論Ⅱ	2	心理学研究法	2	心理学統計法	2
				心理学実験Ⅰ	2				
				心理学実験Ⅱ	2				
	専門応用科目	認知心理学（知覚・認知心理学）	2	社会・集団心理学	2	精神疾患とその治療	2	心身医学	2
		発達心理学	2	神経・生理心理学	2	司法・犯罪心理学	2	人間関係トレーニング入門	2
				知覚心理学（知覚・認知心理学）	2	心理学的支援法	2	公認心理師の職責	2
				学習・言語心理学	2	福祉心理学	2	実験計画法	2
				産業・組織心理学	2	人体の構造と機能および疾病	2	障害者教育学概論	2
				教育・学校心理学	2	感情・人格心理学	2	教育心理学特講Ⅰ	2
				健康・医療心理学	2	障害者・障害児心理学	2	教育心理学特講Ⅱ	2
				臨床心理学概論	2	家族心理学	2		
						心理的アセスメント	2	心理演習	2
						統計解析	2		
						関係行政論	2		
								心理実習	4
その他の科目		社会福祉調査	2	家族社会学	2				
				経済学概論	2	国際経済概論	2	国際経済論	2
				社会概説	2	法学概論	2	青少年問題の社会学（教育社会学）	2
				倫理学概論	2	哲学概論	2		

履修モデル（心理学科）

教養科目				専門教育科目								合計単位数			
区分	教養科目		外国語科目 2か国語選択（各4単位以上）		専門演習科目		専門基礎科目		専門応用科目		その他科目 （他学部・他学科開講科目）				
卒業要件	20単位		8単位		40単位								124		
	教養および外国語科目の中から6単位				専門教育科目全体から 50単位										
1年次 前期	基礎情報処理Ⅰ	2	英語コア中級（前期）	2	入門演習Ⅰ	2	心理学概論Ⅰ	2	認知心理学（知覚・認知心理学）	2			22		
	統計学Ⅰ	2	中国語Ⅰ（前期）	2					精神疾患とその治療	2					
	大学とキャリア	2													
	判断推理	2													
	いのちの倫理	2													
	小計	10		小計	4		小計	2		小計	4			小計	0
1年次 後期	基礎情報処理Ⅱ	2	英語コア中級（後期）	2	入門演習Ⅱ	2	心理学概論Ⅱ	2	発達心理学	2			26		
	統計学Ⅱ	2	中国語Ⅰ（後期）	2			心理学研究法	2	社会・集団心理学（社会・集団・家族心理学）	2					
							心理学統計法	2	神経・生理心理学	2					
									司法・犯罪心理学	2					
									人間関係トレーニング入門	2					
	小計	4		小計	4		小計	2		小計	10			小計	0
2年次 前期	仕事とキャリア	2			心理基礎演習Ⅰ	2	心理学実験Ⅰ	2	臨床心理学概論	2	からだのしくみ	2	24		
	キャリア特講	2							産業・組織心理学	2					
	応用判断推理	2							障害者・障害児心理学	2					
	地域学演習Ⅰ	2							家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2					
									公認心理師の職責	2					
	小計	8		小計	0		小計	2		小計	10			小計	2
2年次 後期	ディベート	2			心理基礎演習Ⅱ	2	心理学実験Ⅱ	2	知覚心理学（知覚・認知心理学）	2			24		
	地域学演習Ⅱ	2							学習・言語心理学	2					
									教育・学校心理学	2					
									健康・医療心理学	2					
									心理学的支援法	2					
									福祉心理学	2					
									人体の構造と機能および疾病	2					
	小計	4		小計	0		小計	2		感情・人格心理学	2			小計	0
3年次 前期					●演習Ⅰ	2			心理的アセスメント	2	医療カウンセリング	2	8		
									心理演習	2					
	小計	0		小計	0		小計	2		小計	4			小計	2
3年次 後期					●演習Ⅱ	2			関係行政論	2	医療心理学	2	8		
											発達発達論	2			
	小計	0		小計	0		小計	2		小計	2			小計	4
4年次 前期					●演習Ⅲ	2			心理実習（通年）	-			2		
					●卒業研究（通年）	-									
	小計	0		小計	0		小計	2		小計	0			小計	0
4年次 後期					●演習Ⅳ	2			心理実習（通年）	4			10		
					●卒業研究（通年）	4									
	小計	0		小計	0		小計	6		小計	4			小計	0
	計	26		計	8		計	20		計	62		計	8	124

●は必修科目、専門演習科目～専門応用科目の40単位を超えて修得したものはその他科目に振替

履修モデル（心理学科）

教養科目				専門教育科目						合計単位数	
区分	教養科目	外国語科目 2か国語選択（各4単位以上）	専門演習科目	専門基礎科目	専門応用科目	その他科目 （他学部・他学科開講科目）					
卒業要件	20単位	8単位	40単位						124		
	教養および外国語科目の中から6単位		専門教育科目全体から 50単位								
1年次 前期	スポーツⅡ	1 英語コア中級（前期）	2 入門演習Ⅰ	2 心理学概論Ⅰ	2 精神疾患とその治療	2			21		
	健康教育概論	2 フランス語Ⅰ（前期）	2								
	基礎情報処理Ⅰ	2									
	統計学Ⅰ	2									
	大学とキャリア	2									
	日本国憲法	2									
	小計	11	小計	4	小計	2	小計	2		小計	0
1年次 後期	基礎情報処理Ⅱ	2 英語コア中級（後期）	2 入門演習Ⅱ	2 心理学概論Ⅱ	2 発達心理学	2 家族社会学	2		28		
	統計学Ⅱ	2 フランス語Ⅰ（後期）	2	心理学研究法	2 神経・生理心理学	2					
	栄養と健康	2		心理学統計法	2 社会・集団心理学(社会・集団・家族心理学)	2					
					人間関係トレーニング入門	2					
	小計	6	小計	4	小計	2	小計	8		小計	2
2年次 前期	インターネット演習	2 英語オプションA(通年)	-	心理基礎演習Ⅰ	2 心理学実験Ⅰ	2 産業・組織心理学	2 法学概論	2	24		
	公共特講(経済系)Ⅰ	2				障害者・障害児心理学	2 経済学概論	2			
						臨床心理学概論	2 哲学概論	2			
						家族心理学(社会・集団・家族心理学)	2 社会政策Ⅰ	2			
	小計	4	小計	0	小計	2	小計	8		小計	8
2年次 後期	キャリア・フィールドワーク	2 英語オプションA(通年)	2 心理基礎演習Ⅱ	2 心理学実験Ⅱ	2 感情・人格心理学	2 国際経済論	2		24		
	公共特講(経済系)Ⅱ	2			健康・医療心理学	2 社会政策Ⅱ	2				
	応用情報技術	2			教育・学校心理学	2					
					心理学的支援法	2					
	小計	6	小計	2	小計	2	小計	8		小計	4
3年次 前期			●演習Ⅰ	2		障害者・障害児心理学	2 社会概説	2	10		
						統計解析	2 社会福祉史	2			
	小計	0	小計	0	小計	2	小計	4		小計	4
3年次 後期			●演習Ⅱ	2		福祉心理学	2 社会福祉調査	2	10		
						障害者教育学概論	2				
						学習・言語心理学	2				
	小計	0	小計	0	小計	2	小計	6		小計	2
4年次 前期			●演習Ⅲ	2					2		
			●卒業研究(通年)	-							
	小計	0	小計	0	小計	2	小計	0		小計	0
4年次 後期			●演習Ⅳ	2					6		
			●卒業研究(通年)	4							
	小計	0	小計	0	小計	6	小計	0		小計	0
	計	27	計	10	計	20	計	48	計	20	125

●は必修科目、専門演習科目～専門応用科目の40単位を超えて修得したものはその他科目に振替

遠隔授業（WEB 授業）に関する留意事項（〇〇年度）

久留米大学

令和〇年度は、自然災害や担当教員による休講の補充講義として遠隔授業（オンディマンド型 WEB 授業）を実施します。

なお、社会状況により授業運営方針が変更となった場合に遠隔授業を実施することがあります。

（1）授業日程

学生が少なくとも1週間はアクセスできるよう配慮下さい。予定日に掲示・対応できない場合は、教務課に連絡の上で掲示・対応する予定日を学生に周知ください（大学として補講日を設定しません）。

（2）遠隔授業（WEB 授業）のしくみ

○オンディマンド型（一定期間内に教員と学生が本学所定のネットサイトにアクセスして情報を交換する）で実施します。ライブ型（教員と学生が同時にネット上で交信するもの）ではありません。

○久留米大学の情報教育システム KUEST E ラーニング・システム（CoursePower）、KU-Portal、GoogleDrive を利用します。

○CoursePower では、履修登録者管理（自動）、出欠（アクセス）管理、教材・資料の保存・取得、レポートの指示・回収、掲示板、ディスカッション、オンライン・テスト、オンライン・アンケート、参考 WEB ページ・リンクの機能が使えます。

○KU-Portal は教務関係情報参照と学生連絡に利用できます。

○GoogleDrive は大きなファイルをクラウド上に保存し参照することができます。

※GoogleClassroom も利用可能ですが、授業担当教員のほうで履修者登録をしていただく必要があります。利用の際は、CoursePower で履修者に告知してください。

※ライブ授業は実施しませんので GoogleMeet/Chat や Zoom は使用しません。

○履修者情報は KU-Portal で管理します。CoursePower にも履修登録の変更が反映されるように管理しています。

○配信するファイルは PC・スマホいずれの機器・OS でも参照可能とするため、PDF ファイルの形式でお願いします。動画・音声や容量の大きなファイルを配信する際は、GoogleDrive に置いて履修者が参照できるようにしてください。履修者の通信費負担に配慮し、1週につき 100 メガバイト以内でお願いします。

○コンテンツのアップは大学施設を利用されても結構です。

実施状況確認のため、授業実施状況を確認するため、KUEST E ラーニング・システムの掲載資料や記録を大学管理者が参照することがあります。

（3）授業の運営

○授業内容

単に教科書を読ませるだけでなく、当該授業のねらい、教科書参照や資料読解の際の留意点や、学習の視点・観点の例示などによって、通常授業に相当する学修となるように努めてください。授業実施に併せて掲示板で質疑応答に対応し、遅くとも次週までに質問には回答してください。他者の著作物を利用する際には、著作者・出典を明示し、著作権を不当に侵害しないようご注意ください。

○実施作業

出来る限り本来の授業予定日当日までに当該日分のコンテンツを掲示し、少なくとも1週間は受講生がアクセスできるようにし、また掲示板・Q&A・ディスカッションを設けて質疑応答に利用するようにしてください。担当者の都合（疾病や事故等）で授業予定日までにコンテンツを掲示できない場合には、掲示予定日を含め教務課まで御連絡ください。

○シラバス

授業計画の変更は科目開設趣旨の範囲内をお願いいたします。授業計画の変更は補講も含め、KUEST E ラーニング・システムを通じて受講生に告知してください。

(4) 成績評価

○出席

KUEST E ラーニング・システムへのアクセスをもって、原則として出席して扱ってください。出席そのものは成績評価の対象ではありませんが「失格」要件にはなります。出欠状況そのものは成績評価に使うことができませんが、授業への取り組み姿勢の一要素としてみることは可能です。

(5) 支援

学生への通知方法や授業例などについては、KUEST トレーニングコースにモデル例を掲載していますので参考にしてください。

KUEST ログイン→受講者→e-Learning 講習

○サポート窓口

KUEST E ラーニングの使用方法についてサポート窓口を開設しています。問い合わせは以下の通りです。
情報教育センター 0942-44-1803

履修モデル（心理学科・編入学生）

区分	教養科目			専門教育科目							合計単位数
	教養科目	外国語科目 2か国語選択（各4単位以上）		専門演習科目	専門基礎科目		専門応用科目		その他科目 （他学部・他学科開講科目）		
卒業要件	20単位	8単位		40単位							124
	教養および外国語科目の中から6単位			専門教育科目全体から 50単位							
編入時 認定	編入学みなし一括認定	26	外国語(英語みなし認定)	4	専門演習科目(みなし認定)	2		専門応用科目(みなし認定)	10	編入学みなし一括認定	26
	小計	26	小計	4	小計	2	小計	0	小計	10	小計
3年次 前期			韓国語Ⅰ	2	入門演習Ⅰ	2	心理学概論Ⅰ	2	精神疾患とその治療	2	
					心理基礎演習Ⅰ	2	心理学実験Ⅰ	2	臨床心理学概論	2	
					●演習Ⅰ	2		家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2		
								障害者・障害児心理学	2		
								認知心理学（知覚・認知心理学）	2		
								産業・組織心理学	2		
	小計	0	小計	2	小計	6	小計	4	小計	12	小計
3年次 後期			韓国語Ⅱ	2	心理基礎演習Ⅱ	2	心理学概論Ⅱ	2	神経・生理心理学	2	
					●演習Ⅱ	2	心理学実験Ⅱ	2	社会・集団心理学（社会・集団・家族心理	2	
							心理学研究法	2	知覚心理学（知覚・認知心理学）	2	
							心理学統計法	2	感情・人格心理学	2	
								発達心理学	2		
	小計	0	小計	2	小計	4	小計	8	小計	10	小計
4年次 前期					●演習Ⅲ	2					
					●卒業研究(通年)	-					
	小計	0	小計	0	小計	2	小計	0	小計	0	小計
4年次 後期					●演習Ⅳ	2					
					●卒業研究(通年)	4					
	小計	0	小計	0	小計	6	小計	0	小計	0	小計
	計	26	計	8	計	20	計	44	計	26	124

●は必修科目、専門演習科目～専門応用科目の40単位を超えて修得したものはその他科目に振替

心理実習における実習施設一覧

No.	実習施設名	郵便番号	施設所在地	実習受け入れ人数	実習指導者
1	社会医療法人 聖ルチア会 聖ルチア病院	〒830-0047	久留米市津福本町1012	15名	美濃部 勇士
2	社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園	〒833-0034	筑後市下北島210	15名	谷口 真希 水間 公介 井野 めぐみ 小山 龍太 菊池 清美
3	NPO法人 くるめSTP	〒830-0051	久留米市南1-2-1	15名	向笠 章子
4	麓刑務所	〒841-0084	佐賀県鳥栖市山浦町2635	15名	上野 麻衣 渡邊 駿輔 平井 もも
5	ダイハツ九州株式会社 久留米工場	〒839-1206	久留米市田主丸町吉本1番	15名	石井 千代 垣内 紀亮
6	久留米大学 心理教育相談センター	〒839-8502	福岡県久留米市御井町1635	15名	田上 恭子

◆心理実習施設承諾書の写し

1. 社会医療法人 聖ルチア会 聖ルチア病院
2. 社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園
3. NPO法人 くるめSTP
4. 麓刑務所
5. ダイハツ九州株式会社 久留米工場
6. 久留米大学 心理教育相談センター

心理実習委託契約（協定）書

〇〇〇 〇〇〇 （以下「甲」という。）と、久留米大学（以下「乙」という。）とは、乙が乙の心理実習（以下「実習」という。）の指導を甲に委託することに関し、次のとおり委託契約（協定）を締結する。

（実習の委託）

第1条 実習の最終的な責任は乙が負うものとし、その教育の一部として乙は甲に対し、実習の指導を委託し、甲はこれを受領するものとする。

（実習の内容）

第2条 実習生の員数及び氏名、実習期間と実習時間については、別途承諾書に定める。

2 具体的な実習内容については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、甲と乙の協議により前項は変更することができる。

（連携と協力）

第3条 甲と乙は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習が行うことができるよう努力するものとする。

（事故の責任）

第4条 第2条で規定する実習を甲で行っている学生（以下「実習生」という。）が、実習中に過失等により、甲または甲の利用者および第三者に損害を与えた場合は、実習生もしくは乙がその損害賠償の責任を負うものとし、その責任の範囲は、乙が加入する賠償責任保険によるものとする。

2 実習生の実習期間中における事故および災害等における責任は、甲に故意または過失がある場合を除き、実習生もしくは乙が負うものとする。

3 実習生の実習期間中における通勤や移動中の事故における責任は、実習生もしくは乙が負うものとする。

（緊急時の対応）

第5条 乙は甲に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。

2 ただし、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等に対して甲の判断で対応後、速やかに乙に連絡するものとする。

（利用者への説明責任）

第6条 甲は、実習に関して、利用者への説明責任を果たし、利用者の権利を侵害しないよう適切な配慮を行うものとする。

（実習生の権利）

第7条 甲は、実習生の権利を侵害しないよう適切な配慮を行うものとする。

2 乙は、甲に対して実習生に関する個人情報を必要最小限の範囲で提供するものとし、甲は実習生個人情報について守秘義務を負うものとする。

（実習生の義務）

第8条 乙は、実習生に対し実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法、公認心理師法、並びに臨床心理士会倫理綱領の趣旨に則り、守秘義務を負わせるものとする。守秘義務に反した場合は、乙が実習生と連帯して責任を負うものとする。

2 実習期間中の実習日および実習時間は、甲の職員の勤務日および勤務時間に準じるものとする。

3 実習生は、必要な事項の報告など、甲の実習指導者の指示に従うものとする。

（実習費）

第9条 乙は甲に対し、実習費として、乙の定める費用を甲指定の銀行口座に振り込むことで支払うものとする。ただし、甲の定める規定がある場合には、甲乙協議に基づく費用を支払うものとする。なお、実習期間中、実習生が実習に要した費用については、実習費とは別途清算するものとする。

（契約（協定）の解除、変更）

第10条 実習生が実習中止の状況（実習生の義務違反、感染症等の罹患、天災等の不可抗力等）に至った場合は、甲乙協議の上、本委託契約（協定）の解除もしくは変更を行うことができる。（その他）

第11条 本委託契約の履行に関し、とくに定めのない場合の取扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲乙協議によるものとする。

以上、契約（協定）の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名の捺印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所

法人代表者

印

乙 住 所 福岡県久留米市旭町 67
学校法人 久留米大学

法人代表者

学長 内村 直尚

印

心理実習ガイドブック

【2025 年度版】

久留米大学文学部心理学科

学籍番号		フリガナ	
		氏 名	

— 目 次 —

公認心理師の資格取得	・ ・ ・ ・ ・	1
学習目標	・ ・ ・ ・ ・	2
公認心理師のコンピテンシー・モデル	・ ・ ・ ・ ・	3
事前準備・事前学習	・ ・ ・ ・ ・	4
実習	・ ・ ・ ・ ・	6
事後学習	・ ・ ・ ・ ・	9
実習記録の意義	・ ・ ・ ・ ・	10
実習記録様式 1～7	・ ・ ・ ・ ・	11
資料 1 学習課題	・ ・ ・ ・ ・	18
資料 2 公認心理師法 条文	・ ・ ・ ・ ・	33
資料 3 傷害・損害賠償責任保険	・ ・ ・ ・ ・	42

実習記録様式（様式 1～4、6～7）は e-learning からダウンロードして使用してください。様式 5 は、必要に応じて当該分野の担当教員から配布されます。

公認心理師の資格取得

公認心理師は、公認心理師法に基づく国家資格であり、以下のように定義されます。
「公認心理師」は、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とします。

- (1) 心理支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- (2) 心理支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- (3) 心理支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

公認心理師の資格を取得するには、受験資格を得て、試験を受ける必要があります。申請手続きを含めた詳細は、「厚生労働省の公認心理師（本ガイドブックの**資料2**を参照）」「日本心理研修センター」のホームページで確認できます。

受験資格を得るには、主に次の2つの方法があります。

大学において、指定された心理学等に関する科目を修めた上で、

- 1) 大学院において指定された心理学等の科目を修めてその課程を修了する
- 2) 大学卒業後、プログラム施設で一定期間の実務経験を積む

<学部における指定科目>

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 公認心理師の職責 | 14 心理的アセスメント |
| 3 臨床心理学概論 | 15 心理学的支援法 |
| 2 心理学概論Ⅰ・Ⅱ（どちらか） | 16 健康・医療心理学 |
| 3 臨床心理学概論 | 17 福祉心理学 |
| 5 心理学統計法（a）（b） | 18 教育・学校心理学 |
| 6 心理学実験 | 19 司法・犯罪心理学（a）（b） |
| 7 知覚・認知心理学 | 20 産業・組織心理学 |
| 8 学習・言語心理学 | 21 人体の構造と機能及び疾病 |
| 9 感情・人格心理学 | 22 精神疾患とその治療 |
| 10 神経・生理心理学 | 23 関係行政論 |
| 11 社会・集団・家族心理学 | 24 心理演習 |
| 12 発達心理学Ⅰ | 25 心理実習（80時間以上） |
| 13 障害者・障害児心理学 | |

学習目標

1. 公認心理師としての職責の自覚

- 1-1. 公認心理師の役割について理解する。
- 1-2. 公認心理師の法的義務を理解し、必要な倫理を身につける。
- 1-3. 心理に関する支援を要する者等の安全を最優先し、常にその者中心の立場に立つことができる。
- 1-4. 守秘義務及び情報共有の重要性を理解し、情報を適切に取扱うことができる。
- 1-5. 保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の分野における公認心理師の具体的な業務の内容について説明できる。

2. 多職種連携・地域連携

- 2-1. 多職種連携・地域連携による支援の意義について理解し、チームにおける公認心理師の役割について説明できる。
- 2-2. 実習において、支援を行う関係者の役割分担について理解する。
- 2-3. 医療機関において「チーム医療」を体験する。

3. 問題解決能力と生涯学習

- 3-1. 自分の力で課題を発見し、自己学習によってそれを解決するための能力を身につける。
- 3-2. 社会の変化を捉えながら、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲及び態度を身につける。

4. 実習を通じた体験的学び

- 4-1. 具体的な体験や支援活動を、心理に関する専門的知識及び技術として概念化・理論化し、体系立てることができる。
- 4-2. 実習を通して心理に関する支援を要する者等についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。

「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」では以下のように定められている。

(1) 実習内容

実習生が、要支援者等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援（公認心理師法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの）を行う。次の（ア）～（ウ）について、見学等による実習を行いながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受ける。

（ア）要支援者へのチームアプローチ

（イ）多職種連携及び地域連携

（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

(2) 実習場所

保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野に関する学外施設。

(3) 実習時間

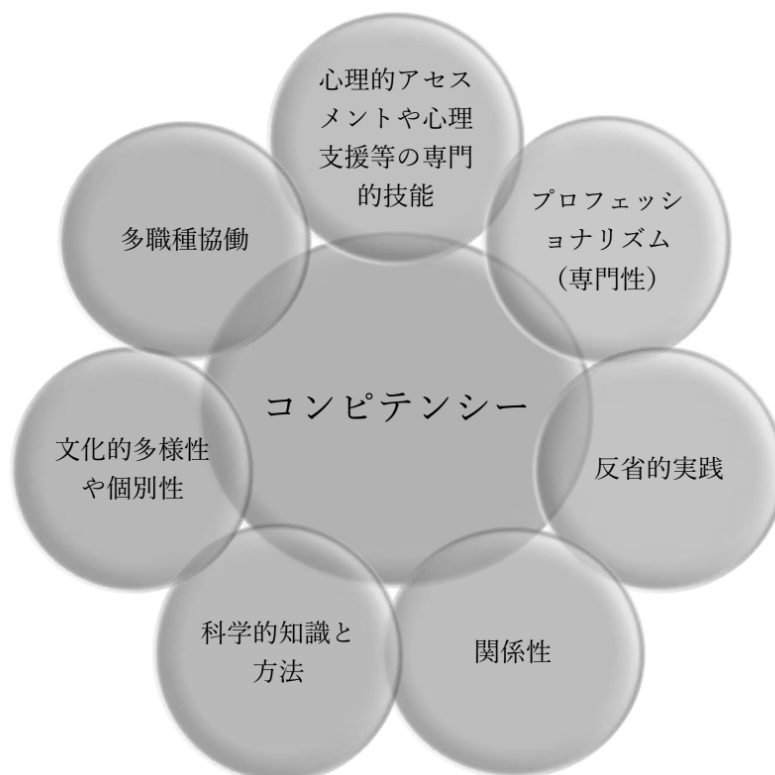
80 時間以上

公認心理師のコンピテンシー・モデル （日本公認心理師協会）

コンピテンシーとは、望ましい結果を出すことができる資質や能力を意味する言葉です。日本公認心理師協会が考える公認心理師は、公認心理師法に定められている「国民の心の健康の保持増進」に資する質の高い心理支援を行うことのできる資質や能力を身につけた、“コンピテンシー・モデル”を基盤としています。

日本公認心理師協会が大切にするコンピテンシーには、心理的アセスメントや心理支援等を総合的に行う力、要支援者の自己決定を徹底して尊重する専門性、実践の結果を踏まえて逐次対応を修正してゆく反省的实践、関係性の重視、科学的知識と方法、文化的多様性や個性の尊重、学際的な多職種協働の重視などを含みます。すなわち、科学的知見の適用に留まらず、これらの力を包括的に展開する実践を公認心理師は行います。

日本公認心理師協会は、こうした理念に則りつつ、生活者一人ひとりに現実的に貢献する、要支援者中心の公認心理師という基本的な考えのもと、研鑽を重ね、活動を続けます。



「日本公認心理師協会が考える公認心理師コンピテンシー・モデル」より引用

https://www.jacpp.or.jp/pdf/competency_model_jacpp.pdf

事前準備・事前学習

1. 健康診断・ワクチン接種など

4月に健康診断（胸部レントゲン含む）とウイルス抗体検査を受けます。ワクチン接種が必要な方には個別に連絡しますので、実習が始まる前までにワクチン接種をしましょう。ワクチンの接種回数によっては、接種がすべて完了するまでに数か月を要する場合があります。保健医療分野の実習が開始する前までにワクチン接種が完了していない場合は、実習に行くことができません。各自、スケジュール管理をしっかりと行いましょう。

なお、ウイルス抗体検査や腸内細菌検査の費用は心理実習費用に含まれていますが、ワクチン接種は自費になります。検査の時期や方法等は別途説明します。その都度、ワクチン接種のマネジメント担当教員や実習担当教員、実習指導者の指示に従ってください。

2. 心理実習費用

- 費用：15,000 円
- 支払方法：御井本館 1 階ロビーの証明書自動発行機
- 支払期限：2024 年 4 月 18 日（金）17:00 まで
- 支払証明書：教務課（御手洗（みたらい）さん）に提出

3. 賠償責任保険：資料 3 参照

万一の事故に巻き込まれた際の補償に備えるために、実習に行く前に学研災付帯賠償責任保険に加入します。

- 保険加入費用：340 円
- 支払方法：御井本館 1 階ロビーの証明書自動発行機
- 支払期限：2024 年 4 月 18 日（金）17:00 まで
- 支払証明書：教務課（御手洗（みたらい）さん）に提出

4. 心理演習・心理実習の受講に関する誓約書：様式 1

心理演習・心理実習を受講するにあたり遵守する項目が書いてあります。全てを十分に理解したうえで、署名・押印したものを心理実習指導室に提出してください。

5. 実習計画表：様式 2

「健康・医療心理学」、「福祉心理学」、「教育・学校心理学」、「司法・犯罪心理学」、「産業・組織心理学」で学んだ事項や「心理演習」で体験した具体的な事例などをもとに、自身の理解がまだ十分でない点や不足している能力などに関する課題について考えましょう。そして、実習を通じて理解を深めたい点や、身につけたい能力や態度を整理するとともに、それらを達成するためにいかに心理実習に臨むかをまとめましょう。

6. 実習施設・機関の概要：様式 3

事前に実習施設に関する具体的な情報を調べ、業務内容等を十分に理解したうえで実習に臨むことが大切です。必要な知識を十分に身につけたうえで実習に臨むことで、現場で実際に起こっている事象や職員等の取り組みについて、より深く、体験的に理解することができます。施設に対する理解を深めるために調べるべき事項として、以下のものが挙げられます。

- 実習施設の名称（種類）、所在地、管理者名、実習指導者名、交通機関
- 実習先施設の概要（関連法令・運営方針・理念・事業内容など）
- 地域との関係、利用者等の状況、職員構成と心理職の役割
- 多職種連携及び地域連携、チームアプローチ
- 公認心理師の法的義務、職業倫理

7. 各施設における実習目標の作成（実習記録）：様式 4

各分野の実習施設について調べた事項をもとに、実習全体としての目標も踏まえながら、各分野における実習目標とそのために何をするかについてまとめましょう。その際、実習指導者に質問したい事項などについても整理し、実習に臨みましょう。

実習

1. 実習施設一覧

2025 年 3 月時点の情報です。変更が分かり次第、お知らせいたします。

分野	担当教員	実習日数	実習施設名	施設所在地	施設長 (代表者)	実習指導者
保健医療	岡村 尚昌	1日間	医療法人三井会 神代病院	〒830-1101 久留米市北野町中川900-1 0942-78-3177	神代 弘道	杉山 智信 矢野 信光 金安 美和
		1日間	医療法人コミュニテ風と虹 のぞえの丘病院	〒830-0052 久留米市上津町2543-1 0942-22-3980	堀川 直希	山口 まどか 鶴橋 愛 桑原 綾乃 本田 賢介
		1日間	医療法人コミュニテ風と虹 のぞえ総合心療病院	〒830-0053 久留米市藤山町1730 0942-22-5311	堀川 公平	古賀 禎也
		1日間	社会医療法人 聖ルチア会 聖ルチア病院	久留米市津福本町1012	大治 太郎	美濃部 勇士
福祉	佐藤 剛介	1日	社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園	〒833-0034 筑後市下北島210 0942-52-2404	菊池 清美	水間 公介 井野 めぐみ 小山 龍太 谷口 真希
教育	吉良 悠吾	半日	NPO法人 くるめSTP	〒830-0051 久留米市南1-2-1	向笠 章子	福山 剛
		半日	久留米市教育委員会	〒830-0051 久留米市城南町15-3 0942-30-9216	井上 謙介	西田 智勝
司法・犯罪	田上 恭子	半日	麓刑務所	〒841-0084 佐賀県鳥栖市山浦町2635 0942-82-2121	西村 美穂	縄田 悠紀
産業・労働	伊藤 弥生	1日	ダイハツ九州株式会社 久留米工場	〒839-1206 久留米市田主丸町吉本1番 0943-72-7000	榑 義人	石井 千代 垣内 紀亮

いずれか
1 か所

いずれか
1 か所

2. 施設に提出する誓約書：様式 5

施設によって求められることがあります。必要な場合、該当分野の担当教員より誓約書の配布と指示を行いますので、内容を熟読し、十分に理解したうえで署名し、心理実習指導室へ提出してください。

3. 実習中の留意点

(1) 実習責任者からの指示

- 実習中は、原則的に実習施設の指示に従わなければなりません。よかれと思って自分の判断で行動した結果、思わぬ事態を招くことがあるため、まず実習指導者(実習責任者)や職員に確認しましょう。わからないこと、迷ったことが生じた場合、些細なことだと思っても、実習指導者、実習担当教員に報告、連絡、相談しましょう。
- 実習施設における設備、備品、器具、カルテ、書類等を使用する必要がある場合は必ず許可を取りましょう(元に戻した際の報告も忘れずに)。

(2) 秘密保持

- 実習先で知り得た事柄について決して口外してはいけません。「実習先で知り得た事柄」の中には、利用者や患者、その家族だけでなく職員や施設そのものも含まれます。職員や施設に関する事柄についても外部に漏らしてはいけません。もちろん、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に実習で知り得た事柄を投稿したり、写真をアップロードしたりしてはいけません。
- 実習中は実習日誌に記録するが、その際にも個人について書く場合は、個人が特定できないアルファベット(「Aさん」、「B君」)や、「ある利用者さん」などのように書き、個人名で記述してはいけません。実習施設名に関しても同様です。大学で発表したり、実習生同士で意見交換したりする場合でも個人名などは絶対に出してはいけません。
- 実習先の利用者等に関する記載資料の取り扱いには十分に注意し、原則的に実習施設から持ち出してはいけません。

(3) 欠席や遅刻等の対応

- 無断欠席や遅刻は、**厳禁**です。万が一、遅れるような場合は、実習が始まる時間よりも前、もしくは気づいた時すぐに引率教員に連絡してください。
- 体調を崩した場合は、実習施設の利用者に病気を感染させないためにも、実習が始まる時間よりも前にきちんと実習担当教員に相談しましょう。

(4) 実習施設までの交通手段

実習施設には、原則として公共交通機関を使用してください。公共交通機関以外(自家用車、バイク、自転車等)の交通手段を使用したい場合は、実習施設の許可が必要です。自己判断せずに、まずは実習担当教員に相談してください。

(5) 実習に際しての服装・持ち物

➤ 服装

実習施設によって、ふさわしい服装が異なりますので、実習開始前に確認することが必要です。基本的に、Tシャツやポロシャツ等も色が派手、プリント入り、ボーダー柄などは避けて、黒・白・グレー・紺等の落ち着いた色で、無地やワンポイントのみ等シンプルなものを着てください。胸元が開きすぎていないか、丈が短かすぎないか、下着が透けて見えないのかも気をつけてください。ジーパンは不可です。実習先で着替える場合でも、通勤中の服装には気をつけてください。実習中の服装として指定されたものに近い服装もしくは、カジュアルでも清潔感のある服装を心がけてください。

➤ 身だしなみ

髪型は清潔感のある髪型にしましょう（肩にかかる長さの場合はまとめる、顔周りにかからないようにする）。化粧は、職員や利用者に好印象をもたれやすいように、華美にならないように注意しましょう。ケガを負わせてしまうことがあるため、アクセサリーや時計は身に付けないでおきましょう。また、爪はきれいに切っておきましょう。

➤ スマートフォン

原則、実習時間中は使用禁止です。実習指導者から特別な指示がある場合のみ、指示に従って使用してください。

➤ 持ち物

- ☐ 筆記用具・ノート・メモ帳
- ☐ 学生証
- ☐ 健康保険証
- ☐ 常備薬（必要があれば）
- ☐ その他、実習施設から指示されたもの（例えば上履き等）

(6) 実習中の言葉づかいと態度

- 自分から学ぶ姿勢を持つことが大切です。学生であるとともに、心理的支援の専門家を目指す者である自覚をもち、誠実、真剣かつ謙虚な態度で臨みましょう。
- 事前に自分でたてた「実習目標」を意識して実習に臨みましょう。
- 実習開始時、終了時および毎日の開始時、終了時の挨拶を徹底しましょう。
- 利用者から聞かれても、実習生自身の住所、メールアドレス、電話番号等を知らせてはいけません。
- 私用で外部との連絡などは、緊急の場合以外は避けましょう。

(7) 実習中のトラブルへの相談先と対応

実習先の利用者や職員から何らかのハラスメントを受けたり、対応に困ったりした場合は、すぐに実習担当教員にメールで相談してください。

事後学習

事後学習では、各分野・施設での学びを振り返り、実習計画表や実習記録で作成した自身の目標を踏まえて体験的に学習したことを総括します。振り返りは実習生同士で主体的に行うとともに、実習生自身による自己評価と公認心理師への意欲・適性等についても振り返ります。

1. 実習終了後のまとめ（実習記録）：様式 4

実習において、その成果をまとめ、報告することは非常に重要です。実習で行ったことをまとめつつ、事前学習時に立てた目標や目標達成のために行うことを踏まえながら、振り返りを行いましょう。

2. 実習成果報告書：様式 6

全ての施設・機関での実習が終了したら、実習全体としての学びを振り返り、整理しましょう。各分野での学びを巨視的に振り返ることで、学んだ内容や身につけた技能・態度が統合的に整理され、自身の変化や成長への気づきに繋がります。また、実習終了時点での自身の課題についても考えることで、今後さらなる学びが必要となる知識や技能、態度などが明確化され、今後の学びを促進するとともに、生涯学習に向けた素地となります。

3. 心理実習総括表：様式 7

心理実習で 80 時間以上の実習を行ったことを証明する書類です。心理実習を規定通りに受講したことを証明するために必要となりますので、必ず提出をしてください。後期の最終講義時に提出してもらいますので、記入と押印のうえ、忘れずに持参してください。

4. 次年度履修を希望する学生向けの報告会

報告会の準備をすることは、皆さん自身の振り返りや復習になるだけではありません。次の学年の学生が皆さんの報告を聞くことで、実習に対する心構えの継続性を図ることができます。どんなことを継承していきたいか、皆さんで考えながら準備を進めていきましょう。

（参考）

2024 年度 12/24（火）4・5 限目

5. その他

本科目は公認心理師を目指すことを前提に進行します。進路について悩むことがあれば、実習担当教員やゼミ担当教員に、いつでも相談してください。進路変更の決断が遅くなればなるほど、就職活動にも影響がありますので、早めの相談、早めの決断をお勧めします。

実習記録作成の意義

実習記録作成の意義として、以下の3点が挙げられます。

1. 教育的機能

実習生が、事前・実習期間中・事後という時間の中で、実習体験を振り返るために記録は用いられる。実習場면을記録することによって、実習生は実習内容や自身の言動を振り返ることが可能になる。さらに、記録を読み返すことで、新たな事実の見方、自身の思考や感情に関する視点等、考察を深めることができる。

2. 指導改善機能

実習指導者及び実習担当教員が実習生を適切に指導するためにも記録は用いられる。実習内容が適切に記録されることで、実習指導者及び実習担当教員は、実習内容を把握することができる。実習指導者及び実習担当教員は、実習で起きたこと、その際に実習生が感じたこと考えたことを把握することで、より正確に実習指導を行うことができるようになる。特に、巡回指導を通じて限定的に現場の様子を把握する担当教員にとって、実習生をスーパービジョンするためには、実習の様子、実習者の考察、実習指導者のコメント等が記録を通じて過不足なく伝えられることが重要となる。

3. 社会的機能

実習記録は、実習時間数や内容の適切さの根拠となる機能も有する。

公認心理師法施行規則第1条において心理実習は80時間以上と定められており、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」において、5分野の実習（当分の間、医療機関必須）を通じて、（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ、（イ）多職種連携及び地域連携、（ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解を基本的な水準まで修得することが求められている。これらが、達成されていることあるいは達成されていないこと、ひいては公認心理師の養成が適切に行われているか否かを、社会に示すためにも、実習記録が必要となる。

「大学の『心理実習』手引き 2022年改訂版」を基に作成
<https://kouyouren.jp/wp-content/uploads/2022/10/under-practice-guide2022.pdf>

様式 1

心理演習・心理実習の受講に関する誓約書

心理演習・心理実習の履修に際しては、「公認心理師の受験資格を得るために必要な 23 科目」の受講を通して、自己管理能力や対人関係能力等を備えておく必要があります。以下に心理演習・心理実習の履修に際しての確認事項を記します。十分に熟読、確認の上、公認心理師の受験資格取得を目指してください。

○公認心理師の受験資格を得るために心理演習・心理実習の受講に際して、以下の事項を遵守してください。

- ・遅刻、欠席をしないこと¹⁾
- ・課題や演習・実習に必要な書類の提出期限を守ること
- ・心理専門職を目指すものとして相応しい態度、身だしなみを心がけること²⁾

1) 遅刻、欠席した場合は、必要書類（コピーでも可）を心理実習指導室に必ず提出してください（KU-Portal 内の Student Guide Book 「公欠届」「欠席届」参照）。

- ・病気による欠席の場合：受診時の領収書
- ・公共交通機関の遅延の場合：遅延証明書
- ・忌引きの場合：会葬礼状

*内容によっては、やむを得ない欠席であると認められることがあります。

必ず、事前に実習担当教員に相談をしてください。

2) 詳細は、「心理実習ガイドブック」の「3. 実習中の留意点」を参照してください。

上記の事項を遵守して心理演習・心理実習を受講することを誓約いたします。

上記事項を遵守することができない場合、心理演習・心理実習の履修が認められないこと、及び単位取得ができないことについて理解し、そのようになっていても異議を申し立てません。

年 月 日

久留米大学文学部心理学科

学籍番号 _____

学生氏名 _____ 印

様式 2

実習計画表

作成日 年 月 日

久留米大学 文学部心理学科	4 年 学籍番号	氏名
実習先名称 (分野)		
実習目標		
上記目標に到達するまでの課題		
上記課題に取り組むための具体的な方略・留意点		

様式 3

実習施設・機関の概要			
学 籍 番 号		名 前	
実習施設の名称 (分 野)			
所 在 地			
実 習 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
管 理 者 名		実習指導者名	
概要（関連法令・運営方針・理念など）			
(見出しの表記は自由に変えてよい)			
事業内容			
地域との関連			
利用者の状況			
職員構成と心理職の役割			

様式 4

実習記録（各施設）

久留米大学 文学部心理学科	4 年 学籍番号	氏名
実習先名称（分野）		
実 習 日	年 月 日	時 分 ～ 時 分
今回の実習目標と目標達成のためにすること		
実習の概要		
実習を通じて学んだこと・今後の課題		

〇〇法人 〇〇〇
 施設長 〇〇 〇〇 殿

誓 約 書

貴施設における実習・研修にあたり、下記の項目について遵守することを誓約いたします。

記

1. 実習中に知りえた個人情報等に関して、実習中はもちろん、実習が終了しても決して第三者に漏らさないことを厳守します。
2. 利用者の安全を守り、器物破損又は事故を起こさないように、細心の注意を払い実習に臨みます。
3. 実習期間中は、貴施設の定める諸規則を遵守し、所属長の指示に従い実習を行います。
4. 実習生として本誓約書に抵触したときは、賠償責任を負うことを約束します。

年 月 日

久留米大学文学部心理学科

学籍番号

学生氏名

印

様式 6

実習成果報告書

作成日 年 月 日

久留米大学 文学部心理学科	4 年 学籍番号	氏名
実習先名称（分野）		
実習を通じて学んだこと		
実習目標の達成状況		
今後の課題		

心理実習総括表

I. 実習先名称（分野）

--

II. 実習時間

校内学習時間（実習前学習・実習後学習）	時間	分
施設滞在実習時間（滞在実習）	時間	分
計	時間	分

III. 自主学習時間

自主学習時間	時間	分
--------	----	---

上記の通り、心理実習を行いました。

年 月 日

実 習 生 学籍番号

氏名

⑩

担当教員

⑩

《資料1》

保健医療分野の学習課題**1. 医療機関（病院または診療所など）**

病院は病床数が20床以上の医療機関であり、各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所、給食施設などのほか、産婦人科又は産科を有する病院では、分べん室及び新生児の入浴施設、療養病床を有する病院では機能訓練室などが必要とされる。また人員配置でも、医師3人、薬剤師1人、患者3人に対して看護師1人を配置することが最低条件となっている。さらに、病院のうち一定の機能を有する特定機能病院等のほか、精神病患者を対象とする精神病院などの一部の病床は、一般病院とは別の人員配置基準、構造設備基準になっている。

病院にもその地域における役割があり、例えば、状態の悪い患者を救急で受け入れ治療する病院もあれば、状態が安定してきた患者を生活できるまで回復させる役割で治療する病院もある。患者は、個別に心理検査や心理面接を行うような場合もあれば、グループプログラム（疾病教育などの勉強会、心理教育、レクリエーションや作業療法など）を行うこともある。

一方、診療所は、病床が19床以下の医療機関で、入院施設を持たない診療所は「無床診療所」と呼ばれており、人員配置も医師が1人必要と定められているだけである。

見学実習に当たっては、対象となる医療機関がどのような特徴の医療機関であるかを把握したうえで、以下の事項について見学等を通じて体験学習を行う。

（ア）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

医療の場では、他者に対して“生物-心理-社会モデル”の視点を持ち、包括的に対応する必要性から、チームアプローチが基本となる。医療機関では、外来や病棟のほかに理学療法室、検査室、デイケア施設、医療相談室、食堂、受付、会計など様々なところで、医師や看護師や薬剤師あるいは理学療法士や介護士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士、医療事務職員等が働いている。見学実習においては、どのような部署でどのような人々がチームを組んで患者にアプローチしているのか、次のような点について理解したい。

- ・ 各々の医療スタッフの業務や役割
- ・ 治療方針や治療目標の共有ためのコミュニケーション
- ・ ケースカンファレンス等の会議

また、チームアプローチの中で心理職の次のような役割がどのように生かされているのか見学を通して理解したい。

- ・ 心理に関する支援、相談、予防教育
- ・ 心理アセスメント
- ・ デイケア
- ・ 社会生活技能訓練
- ・ 就労支援

（イ）多職種連携及び地域連携

多職種連携としては、まずは医療機関で働く医師、看護師、理学療法士、臨床検査技師、福祉職、管理栄養士、薬剤師などの専門性を理解して、要支援者のニーズに応じた業務に携わりながらお互いに連携して関わっている実態を見学することが大切である。

地域連携としては、病院に併設されている訪問看護や地域活動支援センター、あるいはグループホームや就労継続支援事業所などとの連携について見学することなどが考えられる。また、地域にある保健所や薬局などの保健医療機関、障害者施設や老人施設など福祉機関、学校や教育相談所などの教育機関、家庭裁判所や警察や被害者支援センターなどの司法・犯罪に関する機関、ハローワークや若者就労サポートセンターなどの産業労働機関などの支援資源とそれらの機関の専門職について理解しておくことが必要である。医療分野の業務がそれらの地域の関係機関とどのように連携して業務を進めているのか、見学実習を通じて体験的な理解を深めたい。

（ウ）公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

公認心理師としての法的義務については、医師法や精神保健福祉法などの規定と公認心理師法第40条の信用失墜行為の禁止、第41条の秘密保持義務、第42条第1項の連携等、第42条第2項の医師の指示などへの具体的な対応が医療機関においてどのように実践されているのか見学したい。

また、職業倫理としては、インフォームド・コンセントを含む他者の人権を守る倫理が、法的義務との関係においてどのように実践されているのか、具体的な手続きを見学したい。精神科病院における保護室隔離の目的と人権保護の実際などについても見学実習を通じて理解しておきたい。次のような事項について、見学等を通じて体験学習することが考えられる。

- ・医療・保健に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・医療現場における守秘義務と情報共有等の倫理
- ・インフォームド・コンセントの重要性
- ・患者中心の医療
- ・医療現場における主治の医師からの指示について

2. 医療機関における見学実習例

（1）施設見学等

医療機関の施設見学を行うことは重要な実習となる。その施設の役割を理解することが、チームアプローチの一環として働く際に求められている役割を理解することにつながるからである。施設見学では、まず、その施設が、どのような地域の中で、どのような人々を対象としており、どのような役割を担っているかを理解したい。そして、実習先の施設がどのような設備を備えているか（実習を行う部屋病棟だけでなく、それ以外にもどのような部屋病棟をもっているかも含む）、また、それぞれにどのような職種の専門家が働いており、彼らがどのような役割を担うことによって、病院の役割を全うしているのかを理解する。

また、利用者や患者はその施設を利用するに当たって、どのような流れで、どこで何をすることになるのか確認する。それらが施設の造りとどのように関連しているかといったことを理解したい。掲示物などからも治療方針や患者への配慮を垣間見ることができる。

（2）外来での見学等（予診や診察の陪席実習）

医療機関における外来で提供されている治療は、医師の診察が中心となるが、それでも多くの専門職が関わっている。医療事務、看護師、ソーシャルワーカーなどは多くの施設で働いている。そして、心理職が関わる外来業務は、予診（医師による診察の前にコメディカルスタッフが行う情報収集）、心理検査や心理面接が多いと思われる。ここでは、多職種連携としての予診や診察の陪席実習について述べる。

- ・指定された服装（白衣等）に着替え、医師（インテイカー）の指示を受け、医師の診療（新患・再診）の陪席を行う（インテイカーの予診の陪席を行う）。陪席中は、医師（インテイカー）と患者のやりとりの邪魔にならないように、見学させてもらう。
- ・医師（インテイカー）が診察（予診）前にどのような準備をしているか、どのような態度でどのようなことを確認するか（どのような視点で患者に接して、患者を診ているか）、患者はどのようなことを訴えるか、その結果としての医師（インテイカー）は何を判断し、何をカルテに残すか、カルテの書き方としてはどのような配慮をしているか、診察の前後での患者がどのように変化したかなどについて観察をしながら、学ぶ。
- ・診察の前後で質問を受けてもらえる場合には、その場で医師（インテイカー）に質問をするが、時間等の都合によっては学生のみで振り返り、質問したい内容はメモをしておき、後ほど、実習指導者らに確認する。

（3）心理支援（心理検査や心理面接）の見学等

医療機関における心理検査は、医師の指示と対象者によって、能力検査（知能検査、認知機能検査、発達検査）や人格検査（ロールシャッハや描画法などの投影法や質問紙検査）等が用いられる。外来に限らず、病棟に入院中の患者に対して行う場合も多い。医療におけるチームアプローチの中で、心理検査がどのように用いられて、どのように支援を要する人の役に立てられているのかを見学する。

医療機関における心理面接では、医師の指示と対象者によって求められる役割や扱う内容が違ってくる。たとえば、「発達障害があつて友達関係で暴力的な問題行動が絶えない小学生に、医師が薬物治療を行うとともに心理支援として友達関係のトラブルに対する対処スキルと保護者へのコンサルテーションを行う」といった現実的な人間関係への相談支援を求められる場合もあれば、「うつ病の患者の方に、医師が薬物治療を行うとともに心理支援として認知行動療法を行う」といった個人心理療法が求められる場合もある。いずれにしろ、医療におけるチームアプローチにおいて、どのように心理面接が用いられて、どのように支援を要する人の役に立てられているのかを学ぶ。見学に当たっては次のような事項を学ぶことが大切である。

- ・見学にあたっては、指定されている服装（白衣等）に着替え、実習指導者の指示を受け、心理検査や心理面接の陪席を行う。陪席中は、心理職と対象者のやりとりの邪魔にならない態度と行動に気をつける。
- ・心理支援の実際の見学の前に時間が取れるのであれば、心理支援にあたってどのようなことを準備しているか（検査用具や面接の準備だけでなく、患者理解のためのカルテに記載された主訴や症状ならびに医師の指示などの確認、看護師等の他のスタッフとの調整、スケジュールの調整など）を確認する。
- ・心理支援の導入に当たっては、まず、心理職が対象者とどのようなことを話し合つて、対象者の個人情報の保護や人権に配慮した面接構造を確認しているか見学する。
- ・心理支援中は、心理職がどのような態度と配慮をもって接しているか、心理と対象者との間でどのような心理的やりとりがなされているのか、心理支援が対象者にとってどのような体験となっているのかなど想像しながら見学する。

- ・対象者の検査への反応や面接での言動について、どのように理解したらよいか想像するとともに、心理支援後に実習指導者と話し合って確認することで見学から学ぶ内容が深まる。その場で、時間等の都合によって実習指導者と振り返りが出来ない場合は、学生のみで振り返っておき、質問したい内容はメモをして、後ほど、実習指導者に確認する。

(4) 病棟での実習

病棟での実習に当たっては、病棟ごとの役割を理解して、医療現場の実際を学ぶことが大切である。例えば、急性期病棟、開放病棟、特殊病棟（アルコール依存症病棟等）のそれぞれにおいて、可能な範囲で患者との交流をし、病棟内での患者の生活や制限の違い、患者の状態の違い（病棟間での状態の違いや外来での状態との違い）、これらの関連病棟の制限が患者の状態や治療にどう関連しているか、患者の困っていることや治療へのモチベーションなどについて考え、学ぶことが考えられる。

病棟では、多くの人数の専門職がチームとなって働いており、24 時間体制での治療となるためスタッフは交代しながら治療を継続している。患者に対する治療方針や目標を共有するために（また治療を円滑に進めるために）、カルテの記載・閲覧、申し送り（交代の際に皆が集って行う引き継ぎ）、病棟ケースカンファレンスなどが行われている。総合病院の場合には、精神科リエゾンチームや緩和ケアチームといった診療科をまたいだメンバーによるチームによって、患者の治療にあたっている場合もある。診察室では見られない多職種での連携について学ぶ多くの機会が与えられる場である。

また、病棟には安全管理や感染対策の点から、規定に基づいたルールがあり、それら医療現場に身を置く者としての最低限の作法を理解することは、専門職としてチームの一員として関わる大前提となる。

(5) 集団プログラムでの実習（デイケア実習など）

精神科等の病院においては、デイケアに参加する実習などが考えられる。デイケアは退院後の患者が地域社会での生活を送るために（就労の支援も含む）、必要な生活習慣を身につけ、コミュニケーションなどの能力を訓練・回復するための場である。統合失調症の患者を対象としたデイケアが多いが、近年は、発達障害や認知症の患者を対象としたものなど、さまざまな精神疾患の患者を対象としている。

30 人までの小規模デイケアや、50 人や 70 人までの大規模デイケアなどがある。昼食の時間なども含めて、6 時間程度の活動が標準とされており、そのために、生活上のさまざまな技能、例えば、作業を行うにあたっての優先順位や段取りを考えることや、雑談も含めたコミュニケーションのとり方などを、その場で練習をしたり、他の人のやり方をモデルに学んだり、スタッフに気軽に相談をすることができる場となっている。それぞれのメンバー（患者）が目標に向けた成長を目指している。

プログラムには、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や心理教育などの専門的な支援もあれば、レクリエーションやスポーツなどのより一般的な活動もあるが、いずれの活動についても患者の役に立つように専門的な視点から運営される。

デイケアは、医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、心理職らによるチームで治療に当たる。そこでの集団プログラム参加や見学の実習においては、次のような学習を進めることが大切である。

- ・実習指導者の指示により、指定された服装にて、スタッフルームなどに集合する。プログ

ラム前のミーティングにてこれまでの流れや本日のプログラム内容、このプログラムの目標や各スタッフの役割などを確認共有する。もちろん、実習生としての参加の仕方や注意点なども確認する。

- ・プログラム活動を通して、プログラム（活動）の目的や意義の実際の理解、患者理解に努める。また、許可されている場合は、作業を通じて患者とコミュニケーションをとり（自由時間などでも、患者と話し）、患者理解や人間関係の理解を深める。
- ・各患者の行動や患者間の役割分担の仕方などを観察しておく。適時スタッフが患者の活動サポートをしたり、必要に応じて活動を促したりしているため、どのようなタイミングで、どのような状態の人にどのように接したのかなども含めて観察する。
- ・プログラム後には、スタッフミーティングに参加し、プログラム内で起こっていたグループの流れや、現象（活動と患者らの反応など）を振り返り、患者やプログラムの理解をさらに深める。
- ・可能であれば、カルテへの記載も見学し、守秘や連携の観点を学ぶ。
- ・実習指導者がプログラムのスタッフではない場合、一日の振り返りを実習指導者で行う際に、プログラムについても指導を受ける。

（6）連携会議等における実習

多職種連携の実習として、病棟カンファレンスや包括医療会議の見学実習などが考えられる。そこでは、次のような学習を進めることが大切である。

- ・可能であれば事前に、カンファレンスで対象となる患者のカルテを閲覧しておく。
- ・カンファレンス内で、各種の医療従事者がどのような視点でどのような関わりをしているか、どのような場面やどのような関わりに迷ったり困ったりしているのか、といった病棟での業務の実際を学ぶ。また、カンファレンスにおいて、職種間の倫理や視点の違いについて、総合的な解決策がどのように話し合われ、チームで役割分担を行って患者が今後どのようになっていくことを想定しているか（患者にどう役に立つのか）見学する。
- ・カンファレンス後に、実習指導者とカンファレンスの振り返りをする。

福祉分野の学習課題

福祉施設は、子どもや障害児を対象とした施設や、障害者を対象とした施設、女性を対象とした施設、高齢者を対象とした施設など、多くの施設があるが、いずれにしても彼らの生活を支えるためのもので、生活の場の提供に留まらず、ケアの要素をもちながら生活する力、自立する力を育む場である。そのため、心理的な支援も、いわゆるカウンセリング等の視点だけではなく、生活の支援（掃除や食事などの生活を構成する要素を確かに営むこと、宿題や作業、家事や仕事などの社会的な活動を行うこと、余暇を楽しむこと、規律を守った生活をする、自立に向けて努力することなど）という現実的な支援がなされている。

心理支援の方法としても、個別の心理面接に限らず、グループ活動（自助グループや活動プログラムを含む）が他の職種と連携して行われることも多く、言語でのコミュニケーションを基礎としたものだけでなく、芸術療法などの利用者（対象者・要支援者）の五感を用いるものや、五感に働きかけるものも多く採り入れられている。

これらから分かるように、現場では、利用者との日常的なコミュニケーションや生活のための活動を通じての支援の時間は多く、そこに共に参加しながら、ほかの職種とのチームアプローチによって、利用者の状態やニーズについて理解した心理支援が行なわれている。見学実習に際しては、次のような体験的学習を行うことが考えられる。

- ・実習施設の社会的な役割について、利用者の状態、組織構成や施設の構造なども含めて、総合的に理解をする。
- ・心理に関する支援を要する者との日常のコミュニケーション、心理に関する支援を要する者に対する心理検査や心理面接等の見学・陪席を通じて、チームアプローチにおける心理支援の役割を理解する。
- ・生活支援、自助グループや活動グループ等のグループ活動、作業等への参加を通して、多職種連携による支援の実際について学ぶ。
- ・実習施設における多職種業務の理解を図り、各部門職種との関係を学ぶ。
- ・多職種合同のカンファレンスに参加見学し、他職種の役割分担を理解するよう努める。
- ・地域で行われている活動や事業における実習施設機関の役割を確認し、また、地域社会への働きかけについて学ぶ。
- ・実習施設を中心として、関連施設（教育機関や医療機関、地域の支援施設など）との連携がどのように行われているかを学ぶ。

以下にいくつかの実習施設について例示する。

(1) 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関で、虐待対応を含む養護相談、未熟児などへの保健相談、障害児に対する心身障害相談、触法行為や家出などに対する非行相談、不登校などに対する育成相談を行っている。また、児童及びその家庭に関して、医学的・心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うとともに、児童の安全を守るための一時保護を行っている。心理実習では、こうした業務の中で心理職が果たしている役割について、見学等を通じて次の事項を体験的に学ぶ。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

児童相談所では、公務員としての一般行政職員、医師や保健師、児童心理司、児童福祉司などの専門職員が働いている。最近では虐待対応のために、警察官や弁護士も配置されているところもある。見学実習においては、これらの人々がどのような専門的な業務を行っており、次のような業務において、心理職がどのように連携してチームアプローチを行っているのかを理解したい。

- ・児童のカウンセリング、グループセラピー、予防教育
- ・児童の心理アセスメント、判定
- ・虐待への対応、一時保護
- ・ケースカンファレンス等の会議への参加

(イ) 多職種連携及び地域連携

多職種連携としては、児童相談所の業務における所長を含む一般行政職、医師や保健師、児童心理司、児童福祉司、保育士等の専門性を理解して、要支援者のニーズに応じた業務に携わりながらお互いに連携して関わっている実態を見学することが大切である。

地域連携としては、次のような地域の関係機関とどのように連携して業務を進めているのか、見学実習を通じて体験的な理解を深めたい。

- ・地域の保健医療機関（3歳児検診などの保健所を含む）との連携
- ・一時保護した児童の措置先ともなる乳児院や児童養護施設との連携
- ・虐待や非行に関わる家庭裁判所や児童自立支援施設等との連携
- ・児童発達支援センターや児童心理治療施設、心身障害児施設等との連携
- ・保育所幼稚園、学校、教育委員会等の教育機関との連携
- ・地域の青少年の健全育成に携わる NPO を含む関係機関・団体との連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

公認心理師としての法的義務については、次のような事項について見学等を通じて体験学習することが考えられる。

- ・虐待対応に関する法令にもとづいた虐待対応の手続きの実際
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の認定に係る法令と実際
- ・非行に関する法令に基づいた非行への対応の実際

また、職業倫理としては、福祉現場における守秘義務と情報共有等の倫理がどのように実践されているのか、具体的な手続きを学習したい。

(2) 児童養護施設

児童養護施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設で、保護者のない児童や虐待されている児童などを養護するとともに、退所した者に対する相談や自立援助を行っている。児童相談所長の判断に基づき都道府県知事が入所措置を決定する。そこでは、指導員、保育士、調理師、里親専門相談員、ファミリーソーシャルワーカー等の職員とともに、心理療法担当者が心理療法を行っている。心理実習では、こうしたチームアプローチの中で心理職が果たしている役割について、見学等を通じて次の事項を体験的に学ぶ。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

- ・児童のカウンセリング、グループセラピー、予防教育
- ・児童の心理アセスメント
- ・虐待への対応、心理的ケア

(イ) 多職種連携及び地域連携

- ・指導員、保育士、調理師、里親専門相談員、ファミリーソーシャルワーカー等の専門性の理解と連携
- ・施設職員とのケースカンファレンス等の会議への参加
- ・児童の通う保育教育機関の理解と連携
- ・児童相談所や家庭裁判所などの措置期間との連携
- ・地域の青少年の健全育成に携わる関係機関団体の理解と連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

- ・福祉に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・福祉現場における守秘義務と情報共有等の倫理

教育分野の学習課題

学校教育としては、学校教育法を根拠として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などが設置されており、教育委員会の事務局である教育庁などが教育に関する事務を管理執行している。ほかにも、障害のある児童生徒のための通級指導教室や病院に設置されている院内学級、特別支援学級、養護教諭が勤務する保健室のほか学校以外に不登校生徒が通う適応指導教室や教育相談室などがある。これらの教育組織と役割について理解しておきたい。学校以外の教育の場としては、フリースクール等の民間の団体等や家庭での学習等に対する支援がある。心理実習の対象施設にはなっていないものの、不登校生徒等への支援が広く行われている実態があり、教育分野の関係機関としての理解をしておくことが大切である。教育相談機関としては、地方自治体の「教育センター」に教育相談部門を設けて、児童生徒や保護者からの相談・助言（来所相談、電話相談、メール相談など）、教職員へのコンサルテーション、学校への緊急支援、地域住民や関係機関への研修事業などを行っているところが多くみられる。

教育分野での心理実習は、小中学校や高等学校等での実習を基本として、教育相談所、適応指導教室などでの実習も予想される。適応指導教室や教育相談所は実習施設として示された「学校教育法に規定する学校」には含まれていないが、「準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設」として認められれば実習施設とすることが可能と思われる。実習施設がどのような特徴のある教育機関であるかを理解したうえで、以下の事項について見学等を通じて体験学習を行う。

- ・学校において、問題を抱えた児童生徒に対して教職員がどのように児童生徒を理解し関わっているか、そして心理職がどのように支援に加わっているか学ぶ。
- ・障害のある児童生徒に対する特別支援教育における心理アセスメントや心理支援の役割について学ぶ。
- ・学校における教育相談委員会や校内委員会などの組織において、校長や教頭、担任教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの教職員がどのような役割を果たして多職種連携をしているのか学ぶ。
- ・教育相談所、適応指導教室などが児童・生徒が籍をおいている学校とどのような連携をして児童生徒の教育的支援をしているのか学ぶ。
- ・教育以外の機関（例えば、医療機関や児童相談所など）との役割の違いや連携の仕方について学ぶ。

(1) 学校

学校は児童・生徒にとって生活の一部であり、そこでは教員が中心となって教育活動が行われている。学校においては、障害児、不登校、非行、いじめなどさまざまな問題に対しての取り組みが行われており、近年、合理的配慮の取り組みを含めた発達障害児への対応も注目を集めている。

学校現場における心理職の心理支援は、ある児童生徒や保護者など個人を支援する活動だけでなく、教師との連携によって対人スキルの向上やコミュニケーションを促進するような集団を対象とした成長促進的・予防的な活動も求められる。

また、スクールカウンセラーが直接的にその個人に関わる場合もあれば、教師の関わりをサポートする間接的な関わりも多い。

学校における心理実習では、教師や養護教諭などとのチーム学校による児童生徒の理解や心理支援などがどのような連携をもって行われているのか、次のような事項について学習することが考えられる。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

- ・ 幼児・児童・生徒に対するアセスメント、相談・助言、予防教育
- ・ キャリア教育と関連したキャリアカウンセリング
- ・ 教職員へのコンサルテーション
- ・ 教育相談や児童生徒理解に関する研修
- ・ 教育相談委員会や特別支援教育委員会等の会議への参加
- ・ チーム学校についての理解

(イ) 多職種連携及び地域連携

- ・ 教員、養護教諭、学校医、スクールソーシャルワーカー等の専門性の理解と連携
- ・ 保護者や地域の関係機関（児童相談所、医療機関等）との連携
- ・ 地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

- ・ 教育に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・ 学校現場における守秘義務等の倫理
- ・ 学校における労働環境の理解
- ・ 学校現場における主治の医師からの指示について

(2) 教育相談機関（教育センター・教育相談所・適応指導教室等）

教育相談機関としては、地方自治体の「教育センター」に相談部門を設けて、児童・生徒や保護者からの相談・助言（来所相談、電話相談、メール相談など）、教職員へのコンサルテーション、学校への緊急支援、地域住民や関係機関への研修事業などを行っているところが多くみられる。教育支援委員会の事業として各種の巡回相談や教育支援委員会の就学相談などの業務も行っている。

適応指導教室は、市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の児童生徒に対して、学籍のある学校とは別の施設で学習支援をしながら教育しているものである。適応指導教室に通って学ぶことは学籍のある学校への出席として扱われる場合が多い。そこでは、集団という視点と個々の児童生徒という視点の比重は学校よりも個々の児童生徒への関わりの方が多く行われて、保護者や児童・生徒の教育的、心理的支援が提供されている。教育相談機関での実習にあたっては、次の事項について体験的に学ぶことが考えられる。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

- ・ 各種の巡回相談や教育支援委員会の就学相談
- ・ 幼児・児童・生徒への相談・助言、予防教育
- ・ 教職員へのコンサルテーション
- ・ 教育相談や児童生徒理解に関する研修

(イ) 多職種連携及び地域連携

- ・ 支援を要する幼児・児童・生徒の在籍校との連携
- ・ 教育委員会や児童相談所、医療機関等の理解と連携
- ・ 地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

- ・ 教育相談機関に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・ 教育相談現場における守秘義務等の倫理
- ・ 教育相談現場における主治の医師からの指示について

司法・犯罪分野の学習課題

司法・犯罪の分野の実習施設としては、法務省設置法に規定される刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、もしくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所があげられる。この分野の施設は、公的機関が多く、そこで働く専門職は、それぞれの専門職である以前に公務員であり、公務員としての職責や役割を有している。なお、裁判所法にもとづく家庭裁判所や警察法に基づく警察庁あるいは公益社団法人の被害者支援センターなどは「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成 29 年文部科学省・厚生労働省告示第 5 号）」には記載されていない。けれども、「準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設」として認められれば実習施設とすることが可能と思われる。

司法・矯正分野では、心理学の専門知識に限らず、医学、教育学、法律学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、例えば、それぞれの施設において、非行に影響を及ぼした資質上や環境上の問題となる事情を解明することや、地域における非行犯罪の防止、更正のための支援をするなどの業務が行われている。つまり、施設内でのチームは、非常に多くの職種によるものとなっている。そして、例えば、対象者が子どもであれば、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO 等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関団体と連携を図っている。このように、他の施設との連携も盛んにとられている分野である。

医療では対象者が自分の具合の悪さをどうにかしたいとやってくるが、司法・矯正分野では、これらの施設に社会から求められる役割上、モチベーションの高い対象者と会うとは限らない。そうした人を対象としていても有効に心理面接や心理検査を行うためにはどのような工夫があるかソーシャルスキルトレーニングや自助グループなどの集団療法をはじめとするグループ活動がチームアプローチの中でどのように活用されているのか、他職種との連携の在り方などの実際について次の事項を学ぶ。

- ・実習施設の社会的な役割を理解する
- ・そのための職員配置を理解する
- ・この分野にて出会う対象者の心理的な特徴を理解する
- ・心理職の業務内容を理解し、多職種による専門職の連携の中での役割を学ぶ

(1) 少年鑑別所

少年鑑別所では、法務技官が心理検査や面接を行い、法務教官が青少年の更生教育を行っており、必要に応じて医師による医学的診断や家庭裁判所の調査官による環境調査結果などを総合して、チームとして収容された非行少年の資質を鑑別し、犯罪・非行の動機の解明や行動分析、生活上の問題点の把握、処遇についての意見を提供する。また、地域社会における非行および犯罪の防止に関する援助を行っている。心理実習の内容としては、つぎのような事項が考えられる。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

- ・心理検査、面接による少年の心理行動面の理解
- ・家庭裁判所への処遇意見の提供についての理解
- ・法務少年支援センターにおける相談
- ・事例検討会等の会議への参加
- ・研修・講演、法教育授業等への参加

(イ) 多職種連携及び地域連携

- ・学校、福祉施設、医療機関、更生保護施設等の地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携
- ・地域社会における非行および犯罪の防止活動への参加

(ウ) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

- ・非行少年に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・非行少年への支援業務における守秘義務等の倫理

(2) 少年院

少年院は、少年法上の保護処分の実行を受けさせるための施設である。罪を償わせるために強制労働を行わせる刑務所とは異なり、更生のための教育が主目的である。家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対して、健全育成のための矯正教育、社会帰支援などを行っている。職員構成としては、法務教官、心理技官などがチームを組んで更生教育を行う中での、次のような心理支援の役割と多職種連携等を学ぶことが考えられる。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

- ・個人別矯正教育計画の作成
- ・問題改善への指導
- ・社会生活への移行をはかる指導
- ・個別面接、集団討議、各種教育プログラム、被害者理解
- ・職業指導、教科指導
- ・事例検討会・研修等への参加

(イ) 多職種連携及び地域連携

- ・家庭裁判所調査官、法務教官、法務技官、保護観察官、保護可等の専門性の理解と連携
- ・家庭裁判所、保護所、医療機関等の地域の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の理解と連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

- ・非行少年に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・非行少年への支援業務における守秘義務等の倫理

産業分野の学習課題

労働者をめぐるメンタルヘルスの問題は、労働者の心身の変調だけでなく仕事の生産性を低下させると共に、事故を発生させる危険性を高める。そのため、組織としてのメンタルヘルス体制作りが重要な課題となっている。産業・労働に関する法規や制度を理解し、精神的不調による休職や復職支援、ならびにその関係者に対する相談及び助言、指導など、産業・労働分野での支援の基礎を学ぶことが大切である。

労働安全衛生法の第六十九条に「事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない」とされている。したがって、産業・労働分野の心理実習先としては、各事業者が企業内に健康相談室等を設けて心理支援を行っている組織や、心理支援等を委託している外部組織などが考えられる。また、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターなどの機関も対象として考えられる。いずれにしろ、心理支援体制として、労働者に対する相談対応などが、どのようなスタッフと制度によって構築されているのか実情を体験的に理解することが大切である。

心理実習にあたっては、対象者の精神疾患にかかわるプライバシーと共に職務の人事評価などが関わるため、実習生が直接に心理支援を要する者の心理アセスメントや復職支援を含む心理支援にかかわる機会は少ないと考えられる。なお、心理職だけでなく、産業医、保健師・看護師、衛生管理者・(安全)衛生推進者、労務・安全衛生担当者、事業者を含む多職種との連携や医療機関をはじめとする他機関との連携について学ぶことは必要である。

一方、セルフケアのための予防教育や管理職のための職場のメンタルヘルス研修への参加、職場の保健スタッフ等の業務施設の見学などは比較的可能と考えられる。そこでは、職場の人間関係（パワーハラスメント、リーダーシップ）や物理的職場環境（作業環境、施設・設備、休憩時間、長時間労働・休暇、人事評価、給料）などの課題と対策に触れることなどが考えられる。実習では、一緒に研修を受けるとともに、質問の機会があれば指導者にその組織での課題に応じたメンタルヘルスの研修内容のポイントを聞いてみることも大切である。

労働者をめぐるメンタルヘルスの現状、事業者に求められるメンタルヘルス対策、実習施設におけるメンタルヘルス支援の取り組みについて、以下の事項について学ぶ。

(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

- ・ 職場ストレスの自己認識と対処の確認
- ・ 従業員支援プログラム（EAP）と予防教育
- ・ ハラスメントの理解と対応
- ・ 心理的不調者に対するケアとリスクマネジメント
- ・ 休職者の復職支援の実際
- ・ 労働安全衛生管理体制の理解

(イ) 多職種連携及び地域連携

- ・ 産業医、保健師・看護師、衛生管理者・（安全）衛生推進者、労務・安全衛生担当者、事業者等の専門性の理解と連携
- ・ 医療機関との連携

(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

- ・ 産業・労働分野に関する法令がどのように実践されているか理解すること
- ・ 産業・労働分野における守秘義務や安全衛生管理等の倫理

《資料 2》

公認心理師法

2015 年 9 月 16 日公布 (法律第 68 号)

最終改正：2019 年 6 月 14 日 (法律第 37 号)

目次

第一章	総則(第一条—第三条)
第二章	試験(第四条—第二十七条)
第三章	登録(第二十八条—第三十九条)
第四章	義務等(第四十条—第四十五条)
第五章	罰則(第四十六条—第五十条)
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公認心理師」とは、第二十八条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認心理師となることができない。

- 一 心身の故障により公認心理師の業務を適正に行うことができない者として文部科学省令・厚生労働省令で定めるもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(令元法三七・一部改正)

第二章 試験

(資格)

第四条 公認心理師試験(以下「試験」という。)に合格した者は、公認心理師となる資格を有する。

(試験)

第五条 試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第六条 試験は、毎年一回以上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が行う。

(受験資格)

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

二 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの

三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

(試験の無効等)

第八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

二 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第九条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第十一条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、文

部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(公認心理師試験委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

4 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第十九条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(文部科学大臣及び厚生労働大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十六条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十一条の規定による許可をしたとき。
- 三 第二十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(試験の細目等)

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

第三章 登録

(登録)

第二十八条 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(公認心理師登録簿)

第二十九条 公認心理師登録簿は、文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ備える。

(公認心理師登録証)

第三十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録をしたときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した公認心理師登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 公認心理師は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が第四十条、第四十一条又は第四十二条第二項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(情報の提供)

第三十四条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

(変更登録等の手数料)

第三十五条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十六条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、公認心理師の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、第二十九条中「文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条、第三十一条第

一項及び第三十三条中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、並びに第三十五条中「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、公認心理師の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十五条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第三十八条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十六条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項の申請」とあり、及び同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十六条第二項の申請」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「、第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十六条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

(文部科学省令・厚生労働省令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、公認心理師の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

第四章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第四十条 公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十一条 公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第四十二条 公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。

2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。

(資質向上の責務)

第四十三条 公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第二条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十四条 公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない。

2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない。

(経過措置等)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

2 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第四十六条 第四十一条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十七条 第十六条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第二十二條第二項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定により公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、公認心理師の名称を使用し、又はその名称中に心理師という文字を用いたもの

二 第四十四条第一項又は第二項の規定に違反した者

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第十九条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十一条(第三十八条において準用する場合を含む。)の許可を受けなくて試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

《資料 3》

心理実習にともなう傷害・損害賠償責任保険について

実習中に実習生自身が事故等でけがをしたり、実習先や、その往復途中で他人にけがをさせたり、財物を損壊した場合に備えて保険に加入しています。

1. 「心理実習」について加入している保険は次のとおりです。

- 1) 学生教育研究災害保障保険
- 2) 学研災付帯賠償責任保険

上記の保険は、「(財)日本国際教育支援協会」が契約者となり、東京海上火災保険株式会社を幹事会社とする損保会社の共同引受保険です。

2. 補償内容

傷害補償	死亡	1200 万円
	後遺症	54 万～1800 万円
	入院加算金	4000 円／日
	医療保険金	6000 円～30 万円
賠償補償	実習中、事故により第三者を傷つけたり、財物を破損した場合	
	対人賠償	1 名 1 事故 1 億円
	対物賠償	1 事故 250 万円
	免責金額	5000 円

3. 補償の対象となる事故例

- 施設等での実習中に、高齢者の移乗介助をしようとして誤ってベッドから落としてけがをさせてしまった。
- 実習中に、機械を使用していたところ、十分な指導を受けていたが、操作ミスにより機械を破損させた。
- 実習中、実習先のパソコンを落として破損させてしまった。
- 実習先へ行く途中、駅の階段を駆け下りたときに、前にいた人を突き飛ばしてしまい、けがをさせた。

4. 補償の対象とならない例

- 実習生の故意による事故
- 実習生の心神喪失による事故
- 自動車・昇降機・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故
- 戦争・地震・労働争議等による事故
- 自転車・バイク・自動車・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品等その他これらに類する受託物(借り物)の破損、紛失、盗難など
- 実習先の往復途中でも、中断・逸脱があった場合
- 実習先の往復を自転車・バイクを使用した場合

5. 事故処理方法

実習先、または往復途中で他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合は、原則として以下の手順で事故処理を行なってください。

- 1) 実習先の責任者へ連絡する。
- 2) 直ちに本学学生課と心理実習指導室への事故の報告を行なうこと。

久留米大学代表番号 0942-43-4411 心理実習指導室 43-4402

- 3) 被害者との示談等は、大学からの指示を待って行なうこと。
- 4) 実習終了後、直ちに学生課窓口で保険請求の手続きを行なうこと。



〒839-8502
福岡県久留米市御井町 1635
0942-43-4411（代表）
心理実習指導室
0942-43-4402（直通）

心理学科関連諸資格について

1 公認心理師についての概要

公認心理師は、公認心理師法に基づく国家資格であり、以下のように定義されます。

「公認心理師は、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 1 心理支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- 2 心理支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- 3 心理支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- 4 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

公認心理師の資格を取得するには、受験資格を得て、試験を受ける必要があります。

受験資格を得るには、主に次の2つの方法があります。

大学において、指定された心理学等に関する科目を修めた上で、

- 1) 大学院において指定された心理学等の科目を修めてその課程を修了する
- 2) 大学卒業後、許可を受けた施設において一定期間の実務経験を積む

ここでは、学部で修得すべき科目について説明します。

<学部における必要な科目>

130 ページから 132 ページに示す 29 科目（2018 年度から 2022 年度入学生までは 25 科目）全てが学部における公認心理師受験資格に必要な科目です。3 年次および 4 年次の実習（80 時間以上）を受講する前（3 年次）までに番号 1 ～ 23、および 4 年前期には番号 24 の科目を履修し、単位を取得しておくことが必要です。実習を受けるための条件については 133 ページから 134 ページに記載しています。

注）大学において指定された科目を修めていない場合には、大学院において、国が指定する科目を履修し、単位を取得した上で、修了しても受験資格は得られません。

心理学科関連諸資格について

2 公認心理師（2024 年度以降入学生適用）について

【資格を取るために必要な科目・単位】

2024 年度以降入学生の公認心理師科目

領域		科目名	開講年次
	1	公認心理師の職責	2 年
I	2	①心理学概論 I	1 年
		②心理学概論 II	1 年
	3	臨床心理学概論	2 年
	4	心理学研究法	1 年
	5	心理学統計法	1 年
	6	①心理学実験 I	2 年
		②心理学実験 II	2 年
II	7	①知覚心理学（知覚・認知心理学）	2 年
		②認知心理学（知覚・認知心理学）	1 年
	8	学習・言語心理学	2 年
	9	感情・人格心理学	2 年
	10	神経・生理心理学	1 年
	11	①社会・集団心理学（社会・集団・家族心理学）	1 年
		②家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2 年
	12	発達心理学 I	1 年
III	13	障害者・障害児心理学	2 年
	14	心理的アセスメント	3 年
IV	15	心理学的支援法	2 年
	16	健康・医療心理学	2 年
	17	福祉心理学	2 年
	18	教育・学校心理学	2 年
	19	司法・犯罪心理学 (a) (b)	1 年
	20	産業・組織心理学	2 年
V	21	人体の構造と機能および疾病	2 年
	22	精神疾患とその治療	1 年
	23	関係行政論	3 年
III	24	心理演習	3 年
	25	心理実習（80 時間以上）	4 年

- ・ 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、1～25 の科目（60 単位）を全て履修しなければならない。
- ・ 24「心理演習」の履修者定員は 30 名である。
- ・ 25「心理実習」を受講するためには、別に定める要件を 3 年次の後期終了までに満たしておかななければならない。

心理学科関連諸資格について

5 心理演習・心理実習の履修について（2024 年度以降入学生適用）

1) 心理演習

- (1) 履修者は最大 30 名である。
- (2) 定員を超える場合は、原則 GPA に基づき選抜する。

2) 心理実習

○履修登録に必要な条件

- (1) 心理学科会議における履修可否判定で許可された場合のみ、「心理実習（80 時間以上）」を履修登録することができる。
- (2) 以下の (a)～(c) を満たした場合に、履修可否判定を受けることができる。
 - (a) 3 年次の公認心理師説明会及び実習報告会に参加する。
 - (b) 3 年次末までに公認心理師科目 1～24 までの 24 科目合計 56 単位（2022 年度以前入学生は 46 単位）を履修する（科目一覧は 130 ページから 132 ページ参照）。
 - (c) 履修希望届を提出する。
- (3) 履修可否判定では、学業成績、履修希望届などを総合的に評価する。3 年次末までに履修登録した全科目の GPA が 2.5 以上であることが望ましい。

○履修者定員

- (1) 履修者は最大 15 名である。
- (2) ただし、履修可否判定の結果によっては、履修者が 15 名未満になることもある。

○履修上の注意

- (1) 実習費を収める。また、X 線撮影や抗体価検査、予防接種、保険加入なども行う。詳細については、履修者に対して別途連絡する。
- (2) 就職活動をふくむ私的な理由により「心理実習（80 時間以上）」を欠席する場合、単位認定しない。ただし、教職課程の事前事後指導や教育実習と重なった場合は、個別に考慮する。
- (3) 「心理実習（80 時間以上）」の学外実習に当たっては、事前指導における学修状況を総合的に検討し、実習に行けるかどうかを心理学科会議で決定する。
- (4) 学外実習の詳細な日程については、「心理実習（80 時間以上）」の授業中に伝える。

実習種別	心理実習										
施設名	日程	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目	1 0 日 目
社会医療法人 聖ルチア会 聖ルチア病院	AM	A	B	C							
	PM										
社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園	AM									H	
	PM										
NPO法人 くるめSTP	AM				D	E	F				
	PM				D	E	F				
麓刑務所	AM										
	PM							B			
ダイハツ九州株式会社 久留米工場	AM								G		
	PM										
久留米大学 心理教育相談センター	AM										D
	PM										

(備考)表中の記号は下記のとおり

A：岡村尚昌、B：新牧恭太、C：富田真弓、D：吉良悠吾、E：田上恭子、F：佐藤剛介、G：伊藤弥生、H：山本真利子

実習巡回指導担当者時間割

- 1) 「巡回指導計画書」において数字で示した実習先の実習期間及び「実習巡回表(心理実習)」においてアルファベットで示した担当者は以下の通りである。

実習施設	実習時期	担当者
1: 聖ルチア病院	学期中(前期)	A: 岡村, B: 新牧, C: 富田
2: 筑後いずみ園	学期中(前期)	H: 山本
3: くるめ STP	夏季休暇中	D: 吉良, E: 田上, F: 佐藤
4: 麓刑務所	夏季休暇中	B: 新牧
5: ダイハツ九州株式会社	夏季休暇中	G: 伊藤
6: 久留米大学心理教育相談センター	夏季休暇中	D: 吉良

- 2) 学期中の巡回指導担当者の前期授業時間割(2026年度)は以下の通りである。(時間割には大学院開講科目も含む)

(1) A: 岡村 尚昌教授

	前 期					
	1	2	3	4	5	イブニング
月		健康心理学特別研究Ⅰ	心の健康教育に関する理論と実践(健康心理学特論)	臨床心理学研究特論(岡村)Ⅰ	臨床心理学研究特論(岡村)Ⅲ	
火	心理学研究法特論(研究倫理を含む)		演習Ⅰ	演習Ⅲ		
水	教養演習Ⅰ					
木						
金	心理実践実習Ⅰ	心理学概論Ⅰ／◆臨床心理学特論	臨床心理実習Ⅱ	心理学実験Ⅰ／◇臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)	心理学実験Ⅰ	
集中	心理実践実習Ⅲ	心理実習				

(2) B: 新牧 恭太助教

	前 期					
	1	2	3	4	5	イブニング
月			公認心理師の職責			
火						
水						
木						
金		心理学概論Ⅰ	臨床心理面接特論	臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習	
集中	心理実習					

(3) C: 富田 真弓准教授

	前 期					
	1	2	3	4	5	イブニング
月						
火		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）				
水		心理的アセスメント				
木	臨床心理査定演習Ⅱ	演習Ⅰ	臨床心理学研究特論（富田）Ⅰ	臨床心理学研究特論（富田）Ⅲ		
金	心理実践実習Ⅰ	演習Ⅲ／◆臨床心理学特論	臨床心理実習Ⅱ	◇臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）		
集中	心理実践実習Ⅲ	心理実習				

(4) H: 山本 眞利子教授

	前 期					
	1	2	3	4	5	イブニング
月						
火						
水						
木		心理支援に関する理論と実践（心理療法特論）	◆◇臨床心理学研究特論（山本）Ⅰ・Ⅲ	演習Ⅲ	演習Ⅰ	
金	心理実践実習Ⅰ	臨床心理学特論	臨床心理実習Ⅱ	◇臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）		
集中	心理実践実習Ⅲ	心理実習				

3) 各教員の巡回曜日は以下の通りであり、授業担当との重複はない。

実習施設	担当者	巡回曜日	備考
1: 聖ルチア病院	A: 岡村 尚昌教授	金曜午前	「心理実践実習Ⅰ」「心理学概論Ⅰ」「臨床心理学特論」はオムニバス授業
	B: 新牧 恭太助教	月曜午前	
	C: 富田 真弓准教授	火曜午前	「臨床心理査定演習Ⅰ」はオムニバス授業
2: 筑後いずみ園	H: 山本 眞利子教授	水曜午前	

海外留学・語学研修先一覧

No.	受入先	国・地域名	言語	受け入れ可能人数
交換留学				
1	ノーザンケンタッキー大学	アメリカ	英語	2名
2	ランカシャー大学	イギリス	英語	3名
3	上海財経大学	中国	中国語・英語	1名
4	南台科技大学	台湾	中国語	2名
5	呉鳳科技大学	台湾	中国語	2名
6	銘伝大学	台湾	中国語	2名
7	東呉大学	台湾	中国語	2名
8	釜慶大学	韓国	韓国語	5名
9	全南大学	韓国	韓国語	3名
10	建陽大学	韓国	韓国語	5名
協定校留学				
11	梨花女子大学	韓国	韓国語	上限なし
12	ビクトリア大学	カナダ	英語	上限なし
13	ニューキャッスル大学	イギリス	英語	上限なし
14	サザンクロス大学	オーストラリア	英語	上限なし
15	トゥンクアブドゥルラーマン大学	マレーシア	英語	上限なし
16	南開大学	中国	中国語	上限なし
17	吉林大学	中国	中国語	上限なし
18	北京第二外国語学院	中国	中国語	上限なし
語学研修（派遣期間：1カ月以内）				
19	トゥンクアブドゥルラーマン大学	マレーシア	英語	上限なし
20	ビクトリア大学	カナダ	英語	上限なし
21	ウィーン大学	オーストリア	ドイツ語	上限なし
22	東呉大学	台湾	中国語	上限なし
23	釜慶大学	韓国	韓国語	上限なし
24	梨花女子大学	韓国	韓国語	上限なし
25	ベイズウォーターパリ校	フランス	フランス語	上限なし
26	エンデラン大学	フィリピン	英語	上限なし
27	エンデラン大学（インターンシップ付き）	フィリピン	英語	上限なし

○学校法人久留米大学教職員定年規程

〔 令和 2 年 2 月 28 日
規程 第 1 - 7 号 〕

第 1 条 この規程にいう久留米大学教職員とは、学校法人久留米大学が設置する久留米大学に勤務する専任の教職員のすべてをいう。

第 2 条 この規程は、次に掲げる者には適用しない。

- (1) 学長
- (2) 高等学校長
- (3) 招聘した名誉教授級の者

第 3 条 教授の定年は、満 65 歳とする。ただし、2017 年度以前採用者及び 2020 年度以降採用者については、満 60 歳以上並びに 2018 年度及び 2019 年度採用者については、満 55 歳以上で退職した場合は、定年退職とみなす。

2 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部、商学部、比較文化研究所及び外国語教育研究所の教員（准教授・講師）並びに附設高等学校及び附設中学校の専任教員の定年は、前項に準ずる。ただし、満 60 歳に達した年度の翌年度から昇給を停止する。

第 4 条 前条以外の教職員の定年は、以下のとおりとする。

- (1) 2017 年度以前採用者の定年は、満 60 歳とする。ただし、満 55 歳以上で退職した場合は、定年退職とみなす。
- (2) 2018 年度及び 2019 年度採用者の定年は、満 65 歳とする。ただし、満 55 歳以上で退職した場合は、定年退職とみなす。
- (3) 2020 年度以降採用者の定年については、満 65 歳とする。ただし、満 60 歳以上で退職した場合は、定年退職とみなす。
- (4) 第 1 号の該当者のうち、学校法人久留米大学給与規程第 14 条第 1 項において、俸給表に 2 又は 3 の区別がある俸給表を適用する職員については、第 2 号に準ずる。

2 前項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の該当者については、満 60 歳に達した年度の翌年度から昇給を停止する。

第 5 条 満 60 歳に達した年度の翌年度以降に昇任した者については、その後の昇給は行わない。

第 6 条 第 3 条の該当者がこの定年規程により退職しようとするときは、以下のとおりとする。

- (1) 2017 年度以前採用者及び 2020 年度以降採用者については、満 60 歳以上で定年退職願を提出し、その年度末までに退職するものとする。
- (2) 2018 年度採用者及び 2019 年度採用者については、満 55 歳以上で定年退職願を提出し、その年度末までに退職するものとする。

2 第 4 条第 1 項の該当者がこの定年規程により退職しようとするときは、以下のとおりとする。

- (1) 2017 年度以前採用者並びに 2018 年度採用者及び 2019 年度採用者については、満 55 歳以上で定年退職願を提出し、その年度末までに退職するものとする。

- (2) 2020年度以降採用者については、満60歳以上で定年退職願を提出し、その年度末までに退職するものとする。

第7条 第3条の該当者が満65歳に達したときは、定年退職願を提出し、満齢に達した日の年度末までに退職するものとする。

- 2 第4条第1項の該当者のうち、同条第1号の該当者が満60歳に達したとき並びに2018年度以降採用者及び第4条第4号の該当者が満65歳に達したときは、定年退職願を提出し、満齢に達した日の年度末までに退職するものとする。

第8条 第4条第1項第1号の者が、満60歳に達した年度末をもって定年退職する者の再雇用については、学校法人久留米大学再雇用教職員就業規則に定めるものとする。

附 則（2. 2. 28）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学教職員定年規程（S31. 4. 1）は、この規程の施行の日から廃止する。

附 則（2. 11. 27）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

○久留米大学特任教授規程

〔平成10年3月27日〕
規程第9－8号

- 第1条 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部に、特任教授を置くことができる。
- 第2条 特任教授の任免等については、教授の任免に関する規程を準用する。
- 第3条 特任教授の採用は、当該学部の教授会及び大学評議会の議を経て、理事会において決定する。
- 第4条 特任教授となしうる者は、本学に教授として永年（6年以上）勤務し定年退職した者で、学部の授業を週6時間以上担当し、本学における学術研究及び教育に協力する者とする。
- 第5条 特任教授は、本学以外の専任教員となることはできない。
- 第6条 特任教授は、学部長の求めに応じ教育課程の編成その他学部の運営について、拡大教授会の構成員として意見を述べることができる。
- 第7条 特任教授の任用期間は、1年とする。ただし、5年を限度に更新することができるものとする。
- 第8条 特任教授の手当については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学比較文化研究所、情報教育センター、健康・スポーツ科学センター及び外国語教育研究所については、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学比較文化研究所、健康・スポーツ科学センター及び外国語教育研究所については、この規程を準用する。

附 則（18. 9. 22）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学比較文化研究所、健康・スポーツ科学センター及び外国語教育研究所については、この規程を準用する。
- 3 久留米大学法科大学院については、この規程を準用する。ただし、第6条については準用しない。

附 則

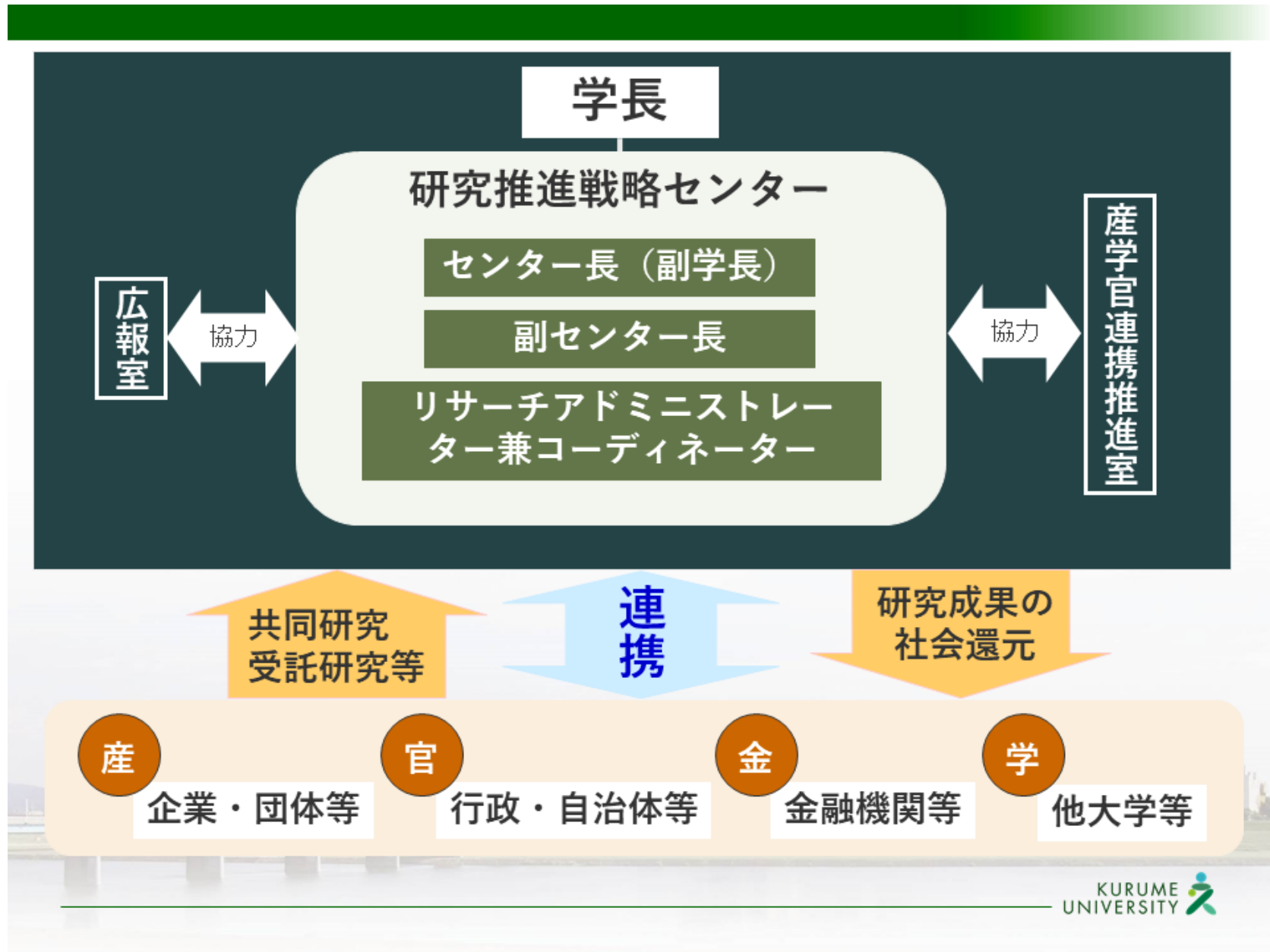
- 1 この規程は、平成25年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 久留米大学比較文化研究所、健康・スポーツ科学センター及び外国語教育研究所については、この規程を準用する。
- 3 久留米大学法科大学院については、この規程を準用する。ただし、第6条については準用しない。

附 則 (28. 10. 28)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学比較文化研究所及び外国語教育研究所については、この規程をを準用する。
- 3 久留米大学法科大学院については、この規程を準用する。ただし、第6条については準用しない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学比較文化研究所、外国語教育研究所及び基盤教育研究センターについては、この規程を準用する。



～産学連携による研究成果の社会還元を目指して～



産と学をつなぐ、架け橋へ



就職支援に関わる組織体制

久留米大学御井学舎就職部 ————— 御井学舎就職部協議会

【御井学舎就職部協議会】

(目的)

学長の諮問に応じ、御井学舎学生の円滑な就職活動の推進及び就職指導に関する事項について協議する。

(委員構成)

- (1) 就職部長
- (2) 副学長（御井キャンパス担当）
- (3) 御井学舎各学部長
- (4) 御井学舎各学部就職委員長
- (5) 事務局長
- (6) 御井学舎事務部長
- (7) 就職指導部長
- (8) 就職・キャリア支援課長
- (9) その他議長が必要と認めた者

【御井学舎就職委員会】

(目的)

協議会の決定に基づき、文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の卒業予定者並びに卒業生に対する就職指導、就職斡旋等に係る業務を推進・実行し、就職の促進に寄与することを目的とする。

(委員構成)

- (1) 就職部長
- (2) 各学部就職委員長
- (3) 各学部就職委員
- (4) 就職指導部長
- (5) 就職・キャリア支援課長

学生確保の見通し等を記載した書類（人間健康学部心理学科）

目次

1. 新設組織の概要	
① 新設組織（人間健康学部心理学科）の概要	p. 2
② 新設組織（人間健康学部心理学科）の特色	p. 2
2. 人材需要の社会的な動向等	
① 新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	p. 2
② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	p. 3
③ 新設組織の主な学生募集地域	p. 3
④ 既設組織の定員充足の状況	p. 4
3. 学生確保の見通し	
① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	
ア 既設組織における取組とその目標	p. 4
イ 新設組織における取組とその目標	p. 7
ウ 当該取組の実績の分析に基づく、新設組織での入学者の見込み数	p. 7
② 競合校の状況分析	
ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性	p. 7
イ 競合校の入学志願動向等	p. 9
ウ 新設組織において定員を充足できる根拠等	p. 9
エ 学生納付金の金額設定の理由	p. 9
③ 先行事例分析	p. 10
④ 学生確保に関するアンケート調査	p. 10
⑤ 人材需要に関するアンケート調査等	p. 10
4. 新設組織の定員設定の理由	p. 10

学生確保の見通し等を記載した書類（心理学科）

（１）新設組織の概要

①新設組織の概要

新設組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地 (教育活動を行うキャンパス)
久留米大学人間健康学部心理学科	８７	１	３５０	福岡県久留米市御井町 1635 番地

②新設組織の特色

人間健康学部心理学科は、医学部と連携した文医融合型の教育を通して、人間及び社会のウェルビーイングの向上の実現に向け、心理学の基礎的概念や理論、分析技法を科学的に理解する力を養うとともに、さまざまなライフステージにある人々と多様性社会における健康・心理支援と心理学研究に関する専門的知識及び技術を備えた実践的人材を育成することを目的とする。

○養成する人材像

「こころ」を科学的に探究するとともに、「こころ」に関する知識と技術を社会に活用できる人材を育成する。このため、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていく「人間力」を礎として、心理学及び人間科学・健康科学等関連諸科学の知識を身につけ、論理的思考力や問題解決能力、人間関係力を高める教育を行う。公認心理師受験の一部資格、高等学校教諭一種（公民）、図書館司書、社会福祉主事任用資格、登録日本語教員受験資格（基礎試験・実践研修の免除）の取得も可能とし、卒業後はサービス業（医療・福祉）、小売業、自治体、学校教育などの分野で地域社会を支えることのできる総合力を養成する。

○既設組織との関連性

既設の文学部心理学科を学生募集停止し、新たに人間健康学部心理学科として改編する。収容定員は既設組織と同数とする。

既設組織	入学定員	編入学定員	収容定員	所在地 (教育活動を行うキャンパス)
久留米大学文学部心理学科	８７	１	３５０	福岡県久留米市御井町 1635 番地

（２）人材需要の社会的な動向等

①新設組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

世界では新たな産業技術の変革が加速すると同時に社会の多様化が拡大している。それだけに人間性に配慮した社会的統合が重要な課題となっている。心理学科で養成するのは、心理学を中心とした知識・技能を備えた人間関係力をもつ人材であり、今日の社会で必要とされているものである。心理系専門職のみならず、広くひとに関わる職種で活躍できるといえる。若年人口が減少する状況がいつそう続くことから、こうした人材への需要は将来も堅調に推移すると見込まれる。

総務省の『労働力調査』による全国比較では、九州地域は15歳以上人口比率ではやや低め、15歳以上の就労率もやや低めである。近年の有効求人数の労働力人口比では高めで、有効求人倍率は全国・関東並みとなっている。相対的には若年層が多めであるので就労機会もそれなりに見込める状況である。福岡県が都市的な二次・三次産業が主である一方、他県は一次産業比率が相対的に高いので九州地区全体としては多様な産業分野からの人材需要があるといえる。【資料1】

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

少子化による若年人口減少傾向は一層進み、18歳人口は全国では令和7(2025)年の109万人から新設組織10年目の令和18(2036)年には94万人と13.5%減、九州・沖縄では同期間に13.3万人から12.2万人へと8.3%減と推定されている。福岡県では4.6万人から4.4万人へ4.9%減、他の九州・沖縄地域で8.7万人から7.8万人へ9%減となる。首都圏1都3県の8.4%減を別にすれば、他の地域と比べて減少率は相対的に小さい。【資料2】

大学・短大への進学率をみると、九州・沖縄地区は低めであり、県別順位では最も高い福岡県でも59%で19位、他は34位以下と下位を占めている。専門学校を含めた進学率でも福岡県を除けば進学率は低めである。知識・技能が求められる傾向がいつそう強まる社会事情からみれば、九州・沖縄地域の大学進学率が高まる余地があると考えられる。【資料3】

久留米大学が位置する福岡県久留米市は九州の東西・南北の交通の要で福岡市中心部・県南部・佐賀県東部から1時間以内の通学圏にある。市内には高等教育機関が久留米大学を含めて4校所在しており学生向け賃貸住居が十分にあり、福岡市に比べれば賃貸料も安い。久留米大学は医学部を有する総合大学として知られており、ひろく九州一円から志願者があり、在学生の半数が福岡県内、半数が県外九州・沖縄各県の出身である。

福岡県全体の大学定員充足状況は、令和7年度で106.95%である。新設する心理学科の学問分野系統区分となる人文科学系の全国的な定員充足状況は令和7年度で101.78%である。【別紙1】

中長期的な入学対象人口減にあっても、これまで文学部心理学科で培った実績を継承する人間健康学部心理学科での入学定員の安定的な確保は可能と考える。

③新設組織の主な学生募集地域

福岡県内大学入学者の県内高校出身者の割合は令和 7 年度で 56.5%、私立大学に限れば 60.8%である。【別紙 1】

久留米大学の入学者の高等学校所在地の県別状況は【資料 4】の通りである。医系を除く 5 学部では令和 5 年度から令和 7 年度までの直近 3 年間で福岡県が 48.0%、九州の他県で 41.4%を占める。また、九州各県から福岡県内大学への進学者のうち久留米大学(医系除く)が占める割合は、他県からはそれぞれ 10%程度に達しており、久留米大学は県外から学生を多く確保しているといえる。

新設学科が継承する文学部心理学科の高等学校所在地の県別状況をみれば、福岡が 50.3%、九州他県が 37.1%で、上位 5 県(福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島)で 78.9%となる。新設の人間健康学部心理学科もこうした事情をふまえて主な学生募集地域は九州を中心として、沖縄および山口・広島までを想定する。学生募集一般選抜では県内・九州各県・沖縄・山口・広島に会場を設け、地方での入試説明会も開催し、福岡県内と九州県外とでそれぞれ定員の半数を確保することを想定する。

④既設組織の定員充足状況

本学の既設学部・学科の定員充足率は【別紙 2 の 1】に示しており、直近 5 年間の入学定員充足状況は【別紙 2 の 2】の通りである。

法学部は令和 5 年度及び令和 6 年度に入学定員の非充足があったが令和 7 年度では入学定員を充足している。令和 8 年度入試では総合型選抜を拡充して学生確保につとめている。今般の申請では、学修の質を担保しつつ教育機能強化をはかることをめざし、法学部で収容定員を 80 人(入学定員 20 人)削減し、また新設する文学部人文科学科および人間健康学部教育・福祉学科では、学生募集を停止する既設学科より収容定員 86 人(入学定員 20 人、編入学定員 3 人)を少なく設定する。医学部の看護学科で収容定員 60 人(入学定員 15 人)、医療検査学科で収容定員 36 人(入学定員 9 人)増員する。

既設組織の文学部心理学科は、これまで一貫して定員を充足しており、継承する新設の人間健康学部心理学科でも定員は同数としている。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

学生受け入れでは、大学アドミッション委員会が方針を決定し、アドミッション・オフィスが学生受け入れの方法を検討し業務を遂行している。学生確保の取組として、久留米大学での教育内容や学習環境を周知し、受験生の学部学科の適切な選択に資するためオープンキャンパス、大学資料のネット配布、WEB や SNS を通じた大学情報の提供、各種のメディア広告、職員による高等学校訪問及び教員による高等学校出前授業、高等学校からの団体見学受け入れ、総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者を対象とした入学前教育を実施し

ている。

オープンキャンパスはキャンパス別に実施しており、医系以外の5学部では夏季に2回御井キャンパスで開催し、模擬授業、入試説明会、各学部学科の教員・在学生との対面交流、入試・就職・生活・資格等の個別相談、保護者説明会、施設・設備見学、食堂体験、大学資料配布などを行っている。受験生の家族にも理解が深められるよう配慮し、高校3年生だけでなく1・2年生や保護者も参加できるようにしており、来場者数の4割強が保護者である。オープンキャンパス参加者の多くが受験し入学している。文系5学部の令和6年度及び令和7年度の入試では、オープンキャンパス参加者（受験対象者）の受験率がそれぞれ58.0%及び51.3%、入学率がそれぞれ48.8%及び41.4%であり、入学者に占める割合はそれぞれ40.7%及び42.6%となっている。

文学部心理学科についてみると、模擬授業・学科対面交流への参加率（全学科参加者数合計に対する学科参加者数の比率）をもとに学科受験対象者数を推定すると令和6年度入試で208人、令和7年度入試で220人となる。これを母数として算定すると、令和6年度及び令和7年度で、受験率がそれぞれ40.4%及び42.7%、入学率が24.0%及び24.5%となり、入学者はそれぞれ50人及び54人、入学者全体に占める割合がそれぞれ46.7%及び47.8%である。文系が学部全体と比べると、受験率と入学率は低めであるが、合格者比率は高い。

オープンキャンパスは学生確保の取組として極めて重要であり、医学部を除く5学部で令和7年度から春季にもオープンキャンパスを開催して受験生の進学決定の早期化に対応するようにしている。

【別紙3－1（文系5学部）①、別紙3－2（文学部心理学科）①】

久留米大学の入試関係資料の請求者にはネット申し込みで資料を郵送配布している。資料は、大学・学部学科の理念や特色、教育内容、学生生活、進路状況などを紹介する「大学案内」、入試の制度や応募の仕方を説明する「入試ガイド」および過去問題集である。資料請求者は、全国の高等学校3年生にとどまらず1・2年生や一般社会からもあり、医系を除く文・人・法・経・商の5学部では毎年3万余にのぼる。うち受験対象となる高校3年生及び既卒者が3分の1、さらにその9割は九州・沖縄・山口・広島在住者であり、これを受験対象者として考えると、令和6年度及び令和7年度入試でそれぞれ8177人及び9075人で、その受験率はそれぞれ25.1%及び25.8%、入学率がそれぞれ14.6%及び14.8%、入学者全体に占める割合は87.1%及び88.5%と推計される。

文学部心理学科についてみると、資料請求者の5学部受験対象者のうち、請求時の学科志望比率を乗じたものを学科受験対象者とすれば、令和6年度及び令和7年度入試でそれぞれ974人及び1099人、その受験率はそれぞれ19.3%及び18.6%、入学率が8.5%及び7.5%、入学者はそれぞれ83人及び82人と推計され、入学者に占める割合はそれぞれ77.6%及び72.6%となる。

【別紙 3－2(文学部心理学科) ②】

入試資料配布は入試広報の重要な柱であるといえるが、ネットメディアが興隆する社会環境に配慮して、資料配布にあたっては高校 1・2 年次からの接触状況も把握して継続的な大学広報に努めるようにしている。受験生向けに久留米大学ホームページで受験生サイトを設けており、登録者には SNS (Instagram、Facebook 等) を通じて情報を発信して久留米大学への関心を高めるようにしている。

受験生サイトを通じて入試出願を行うようにしているので情報を得るには志望学科の HP を参照するものと考えられる。アクティブユーザーの学科比率を受験対象者として考えることができる。近年の久留米大学全体のアクティブユーザー数はおよそ 19000 人である。学科別ページのアクティブユーザー数をもとに医系を除く 5 学部のユーザー数を推定すると、令和 6 年度及び令和 7 年度入試ではそれぞれ 11199 人及び 11939 人、その受験率がそれぞれ 32.6% 及び 34.1%、入学率がそれぞれ 12.2% 及び 12.7% となる。

オープンキャンパス参加、事前の入試資料請求の機会を逃した受験者層にも大学ホームページ・受験生サイトは有用な情報を提供できるのも利点である。令和 6 年度及び令和 7 年度入試では、入学者のうち 1 割程度が該当すると推計される。

文学部心理学科の令和 6 年度及び令和 7 年度入試に限定してみると、学科別ユーザー数比率をもとに受験対象者ユーザーを推定すれば、それぞれ 1254 人及び 1369 人、その受験率が 30.4% 及び 31.4%、入学率 8.5% 及び 8.3% となる。他の学部学科とくらべて受験率・入学率がやや低めであるが、心理学科に関心をもつ受験者対象者が多いことの反映と考えられ、入学者確保の余地が高いといえることができる。

【別紙 3－2(文学部心理学科) ③】

高等学校には職員が毎年訪問して情報交換をおこなっている。久留米大学に関する情報提供をおこなうとともに、入試受験生の意識、高校の進路指導、高校からの入試制度・運用への要望などの情報を収集している。対象高校はおよそ 500 校 (福岡県 150 校、他県 350 校)、これらの高校からの志願者数は全学部学科でおよそ 5000 人に上り大半を占める。

高校からの要請等に対応して本学教員が高校に出向いて授業をおこなっている。また高校側からの団体としての見学要望にも大学説明・模擬授業・施設見学などで対応している。いずれも志願者が多い高等学校であり、双方にとって重要な情報交換の手段となっている。

文学部心理学科でも出前授業を毎年 4 件おこなっている。

オープンキャンパス、資料配布、大学ネットサイトなどを通じて久留米大学に関心を深めた志願者の入学者選抜においては、高等学校での学修を評価する学校推薦型選抜、学修意欲・志向をみる総合型選抜、共通テストや資格・検定試験を利用した選抜、選択科目に数学

を含めた一般選抜など、多様な観点から評価するよう選抜方法を採用しており、一般選抜では試験会場を各県に設け試験日も複数日として受験機会をひろく提供している。総合型選抜及び学校推薦型選抜の合格者に対しては高等学校から大学での学修を橋渡しする入学前教育を実施している。こうした取り組みを通じて本学の理念にあった入学者を広く確保するようにしている。

イ 新設組織における取組とその目標

既設組織で実施してきている取組み（オープンキャンパス、大学資料配布、ネットを含めた多様なメディアによる広報、高等学校との直接的接触など）に新学科関連のものを含めるだけでなく、新学科に焦点を合わせた広報を別途に実施し、既設の文学部心理学科を継承しつつ、さらに発展させた学科として訴える。

新組織開設の情報を各種受験ネットサイトに提供する。新設組織のイメージ動画を **Tver** や **SNS (Instagram Facebook)** 広告で配信し、鉄道・バス・駅などのポスターや新聞広告をふくめて新組織の認知を広め、さらに本学に接触のあった高校生むけにはダイレクト・メールを、接触のない受験層向けには **WEB** を使って情報を発信して認知の定着をはかり、本学ホームページ受験特設サイトへのアクセスにつなげることで新設組織の内容理解を促進する。受験生特設サイトでは、入試や教育など学修の制度・環境、教育スタッフの情報はもとより、模擬授業動画や教職員・学生のメッセージを配信してバーチャル体験ができるよう配慮する。高等学校には職員が個別訪問して新設組織の情報を提供する。このうえで、オープンキャンパスを春季と夏季（2回）に開催し、模擬授業・説明会・個別相談・施設見学を通じて新設組織の理解を深め入学志望意思を高め、志願者を確保するよう計画している。

入学者選抜では、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜（公募）、一般選抜（前期・後期）、共通テスト利用選抜（前期・後期；前期には資格・検定試験利用含む）、共通テスト併用型選抜によって入学者を選抜する。留学生選抜、社会人選抜、帰国生徒選抜も実施する。総合型選抜および学校推薦型選抜の合格者には入学前教育を強化して高等学校から大学への円滑な学修につなげる。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、新設組織での入学者の見込み数

新設する人間健康学部心理学科はこれまでの心理学教育の実績をふまえ、いっそう充実した教育を行うので、既設の文学部心理学科の志願者層を継承できる。**PR** 活動の取組で新学科の認知度を高めれば、オープンキャンパスを通じて **50** 人程度、入試資料請求者に対する広報を通じてさらに **30** 人程度、大学ホームページ等を通じてさらに **20** 人程度、合わせて入学定員以上の入学者が確保できると考える。

②競合校の状況分析

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

○選定理由

文学部心理学科が開設した平成14(2002)年には臨床心理士養成にこたえる教育機関は、本学を除くと少なかったが、心理学教育への社会的関心は高く近隣でも臨床心理学系学科の増設が続いている。改編する人間健康学部心理学科の競合校としては、西南学院大学人間科学部心理学科、福岡大学人文学部教育・臨床心理学科、九州産業大学人間科学部臨床心理学科を選定する。いずれも久留米大学と同じ福岡県に位置していること、文系の学部構成が類似している大学で心理学系の学科であること、志願者学力層では上位校もあるが既設の文学部心理学科との併願も多くみられるからである。

大学	学部	学科	開設年	定員	学士名	所在地
久留米大学	文学部	心理学科	2002	87	心理学	久留米市 御井町 1635
西南学院大学	人間科学部	心理学科	2012	120	心理学	福岡市早良区 西新 6-2-92
福岡大学	人文学部	教育・臨床心理学科	2007	110	文学	福岡市城南区 七隈 8-19-1
九州産業大学	人間科学部	臨床心理学科	2018	70	人間科学	福岡市東区 松香台 2-3-1

○比較分析

競合校と教育、取得可能資格、就職支援、入試時期について比較する。

教育面ではいずれも臨床心理学教育を柱としていると見られるが、西南学院大学は分析力養成、福岡大学は教職を含めて進路に応じた学習選択、九州産業大学は福祉系を含めた資格教育をそれぞれ重視している。新設の人間健康学部心理学科では基礎心理学や医学も含めた総合的な心理学教育を目指している点が特色である。【資料5（教育の特色と方法）】

取得可能資格では、公認心理師国家試験受験資格（大学における科目）は各校共通しているが、福岡大学は教職資格（中学社会、高校公民）、九州産業大学は福祉系資格（精神保健福祉士）も含めている。人間健康学部心理学科では、教職（高校公民）、福祉（社会福祉主事）、図書館司書の資格取得が可能である。【資料5（取得可能資格）】

就職支援では、大学間で情報提供や相談指導などの内容には大きな違いはないと思われる。就職支援組織では、西南学院大学が就職課、福岡大学と九州産業大学がセンター組織としているのに対して、久留米大学では、就職・キャリア支援課と教員就職委員とで構成する就職部組織としており、さらに基盤教育研究センターがキャリア教育を共通教育の正課として実施しているのが特色である。就職率も競合校と遜色はない。【資料5（就職支援体制）】

入試の受験時期及び入学手続きは、久留米大学は志願者の選択を制約しないよう競合校とはできるだけ試験日は重ならないように配慮し、一般選抜では複数日の受験機会を設け

ている。また入学手続きも入学事務処理に支障がない限り、期限を長く設定している。【資料 6】

以上のとおり、人間健康学部心理学科が競合校と比較して教育内容、取得資格、就職支援および入試日程・手続きの面いづれにおいても不利な点はないと考える。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の直近 3 年間の入試状況は【資料 7】の通りである。

西南学院大学は、志願者数が定員の 10 倍程度、入学者数が令和 5 年度に 1 人だけ未充足であったが、ほぼ定員を充足している。福岡大学は志願者数が定員の 12 倍程度、定員充足率が令和 6 年度では 92.7%であったが、令和 5 年度及び令和 7 年度ではそれぞれ 109.1%及び 111.8%である。九州産業大学は志願者数が定員の 10 倍を超えており定員を充足している。年度によって変動はあるが、競合校はおおむね定員を充足しているといえる。

競合校の入学者選抜方法の状況では、一般選抜及び共通テスト利用選抜による入学者の比率は、西南学院大学で 52.8% (令和 5 年度から令和 7 年度までの平均)、福岡大学で 54.5% (令和 5 年度から令和 7 年度までの平均)、九州産業大学で 58.2% (令和 5 年度から令和 7 年度までの総合型選抜及び学校推薦型選抜の公表合格者数を入学者計から除いた数の平均)である。したがって総合型選抜、学校推薦型選抜(付属校含む)で過半に近い数の学生を確保していることになる。また、志願者・入学者の出身県では競合校は福岡県が 7 割近くとなっており、入学者選抜が福岡県出身者中心となっているといえる。

新設する人間健康学部心理学科が継承する既設の文学部心理学科の入試実績を比較すれば、志願者数は定員の 7 倍程度であるが定員は充足している。一般選抜及び共通テスト利用選抜による入学者は直近 3 年間平均で 61.1%となり競合校より高いので、総合型選抜や学校推薦型選抜で志願者を拡大する余地がある。志願者・入学者に占める福岡県出身者はほぼ 50%であるので県外出身者が多く、志願者・入学者が県内に偏っていないのも強みである。新組織の学生選抜では既設組織での実績を踏まえて、総合型選抜や学校推薦型選抜に比重を高め、また県外にもひろく募集することで定員を確保するよう努める。

ウ 新設組織において定員を充足できる根拠等(競合校定員未充足の場合のみ)

【競合校は定員を充足しているので記載不要】

エ 学生納付金の金額設定の理由

久留米大学では、学校法人として経営状況を踏まえ、近隣私立大学の学費を調査のうえで毎年、次年度の学費等を理事会で決定している。金額設定にあたっては、教育運営経費の動向に対応しつつ、他県出身者も多い学生の負担が重くならないよう配慮することとしており、競合校を含めて近隣大学と比べて低めに設定している。新設の心理学科においても同様の方針に基づいて、入学金は 20 万円、学納金(授業料及び教育充実料)は年間 96 万円、

4年間合計で404万円とする。【資料8】

③先行事例分析

【とくに先行事例はないので記載しない】

④学生確保に関するアンケート調査等

新設する人間健康学部心理学科は、既設の文学部心理学科の教育実績を踏まえて更に教育課程、教育研究組織、施設設備を継承発展させるものである。入学定員も同じであることから、既設組織と同等の志願者・入学歩留・入学者を想定することができる。既設の入試状況は、これまで十分に定員を充足している【別紙2（文学部心理学科）】。このような理由から、新設組織について受験対象者への包括的なアンケートは不要と考える。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

新設の人間健康学部心理学科は既設の文学部心理学科を継承して教育内容を発展させて人材育成をはかるものであり、人材需要ではこれまでの求人状況、就職実績を踏まえて考えることができる。

心理学的知識・技能をもつ一般的な社会人への人材需要は多様にある。久留米大学には製造業から流通・サービスまで様々な分野からの求人が多く寄せられており、直近3年間の求人件数は年間で1万件を超え、うち本社所在地別比率では、九州・沖縄で16%、関東44%、ほか40%である。今後も少子化がつづくことから人材需要は十分にあるものとする。就職者の多い企業・団体を対象に実施しているアンケート調査では、久留米大学出身者が高い評価をうけており、特に主体性・協調性・誠実性・柔軟性・コミュニケーション力では60%以上が「大いに評価する」と回答しており、採用後の総合的な満足度では「大いに満足」が69%となっている。心理学科の目指す人材像とも一致している。【資料9】【資料10（文系学部）】

既設の文学部心理学科の就職実績は、業種別では流通・小売・サービス業でほぼ60%となるほか、専門性を反映して医療・福祉や公共団体への就職者はほぼ20%になる。就職決定率は100%である。【資料10（心理学科）】

なお心理学系の専門職では大学院心理学研究科に進学して公認心理師や臨床心理士の受験資格を得る道を用意しており、過去5年間でそれぞれ33人、26人が合格している。【資料11】

以上のことから新設の人間健康学部心理学科の卒業者に対する社会的人材需要を想定できる。就職支援体制をあげて一層の社会的ニーズの把握と就職支援に努める。

（4）新設組織の定員設定の理由

定員は、教育運営と経営収支、および定員充足の既設組織での実績と新組織の見通しに基

づいて設定している。

新設する人間健康学部心理学科は、既設の文学部心理学科の入学定員 87 人、編入学定員 1 人、収容定員 350 人と同数とする計画である。既設の文学部心理学科は、これまでに定員を充足してきており、卒業生も教育・福祉や公務員をふくめ多岐に渡る就職実績がある。こうした既設組織の実績を礎として、新設の心理学科では、さらに教育を充実発展させるので入学定員を充足し地域社会に貢献する人材を送り出すことができると考える。

資料目次

- 別紙 1 新設組織が置かれる都道府県への入学状況
- 別紙 2 既設組織の定員充足の状況
- 2 の 1 全学部学科の収容定員充足率
- 2 の 2 文学部心理学科の入学定員充足状況
- 別紙 3 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績
- 3 - 1 文系 5 学部（文学部、人間健康学部、法学部、経済学部、商学部）計
- 3 - 2 文学部心理学科
-
- 資料 1 地域の人口・就労人口・有効求人数
- データ出典：総務省『労働力調査』『日本の統計』
- 厚生労働省『職業安定業務統計』
- 資料 2 18 歳人口推計（都道府県別・地域別）
- データ出典：文部科学省『学校基本調査』
- 資料 3 県別進学状況及び散布図
- データ出典：文部科学省『学校基本調査』
- 資料 4 入学者県別割合（文系 5 学部、文学部心理学科）
- 資料 5 競合校との比較 教育の特色と方法/ 取得可能資格/ 就職支援体制
- データ出典：各大学ホームページ
- 資料 6 競合校との入試日程比較
- データ出典：各大学ホームページ
- 資料 7 競合校との過去 3 年間の入試状況
- データ出典：各大学ホームページ
- 資料 8 競合校との学納金比較
- データ出典：各大学ホームページ
- 資料 9 久留米大学卒業生採用企業へのアンケート
- 資料 10 既設組織（文系学部、文学部心理学科）の進路状況
- 資料 11 既設組織（文学部心理学科、心理学研究科）の資格取得状況

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）※直近の令和7(2025)年度
国公立大学計

	都道府県名	人 数	構成比
1	福岡県	15417人	56.50%
2	佐賀県	1369人	5.02%
3	熊本県	1254人	4.60%
4	鹿児島県	1213人	4.45%
5	長崎県	1115人	4.09%
	全 体	27,288人	100.00%

私立大学

	都道府県名	人 数	構成比
1	福岡県	12740人	60.77%
2	佐賀県	1143人	5.45%
3	熊本県	990人	4.72%
4	鹿児島県	919人	4.38%
5	長崎県	866人	4.13%
	全 体	20,964人	100.00%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	福岡県	99.89%	104.56%	106.95%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	人文科学系	96.28%	95.96%	101.78%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

○収容定員充足率

申請者が設置する全ての大学等（大学、短期大学、高等専門学校のみ）の
既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）について記載してください。

大学等名	学部等名	学科名	収容定員	学生数 (令和7年5月1日現在)	収容定員充足率	備考
久留米大学	文学部		1206人	1367人	1.13	
		心理学科	350人	407人	1.16	
		情報社会学科	218人	222人	1.02	
		国際文化学科	428人	511人	1.19	
		社会福祉学科	210人	227人	1.08	
	人間健康学部		480人	537人	1.11	
		総合子ども学科	200人	207人	1.04	
		スポーツ医科学科	280人	327人	1.17	
	法学部		1184人	1178人	0.99	
		学科未定	294人	322人	1.10	1年
		法律学科	680人	646人	0.95	2～4年
		国際政治学科	210人	210人	1.00	2～4年
	経済学部		1036人	1208人	1.17	
		学科未定	257人	348人	1.35	1年
		経済学科	475人	541人	1.14	2～4年
		文化経済学科	304人	319人	1.05	2～4年
	商学部		1000人	1164人	1.16	
		商学科	1000人	1164人	1.16	
	医学部		1277人	1387人	1.09	
		医学科	689人	736人	1.07	
		看護学科	440人	491人	1.12	
		医療検査学科	148人	160人	1.08	

※上記には、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」附則第2項及び第4項を

適用した場合の学生数及び収容定員充足率を記入してください。その場合は、備考にその内訳を記入してください。

※大学院、専攻科、別科、募集停止を行った学部等については記載不要です。

※行は適宜追加してください。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間）

別紙２の２

大学学部学科等名：文学部心理学科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

１．各選抜方法の状況

		R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	志願者数	25人	11人	19人	38人	26人
		受験者数	25人	11人	19人	38人	26人
		合格者数	6人	9人	10人	15人	12人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	25人	11人	19人	38人	26人
		受験者数	25人	11人	19人	37人	26人
		合格者数	6人	9人	10人	15人	12人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	6人	9人	10人	15人	20人	12人
学校推薦型選抜	募集人員	24人	24人	24人	24人	24人	24人
	延べ人数	志願者数	44人	27人	38人	30人	35人
		受験者数	44人	26人	38人	30人	35人
		合格者数	26人	24人	29人	24人	26人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	44人	27人	38人	30人	35人
		受験者数	44人	26人	38人	30人	35人
		合格者数	26人	24人	29人	24人	26人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	26人	24人	29人	24人	25人	26人
一般選抜	募集人員	46人	46人	46人	46人	46人	46人
	延べ人数	志願者数	378人	378人	296人	283人	333人
		受験者数	364人	356人	287人	278人	320人
		合格者数	111人	119人	137人	142人	126人
		うち追加合格者数	4人	3人	6人	0人	3人
		辞退者数	66人	74人	83人	85人	76人
	実人数	志願者数	283人	295人	215人	209人	248人
		受験者数	273人	277人	209人	205人	239人
		合格者数	111人	119人	137人	142人	126人
		うち追加合格者数	4人	3人	6人	0人	3人
		辞退者数	66人	74人	83人	85人	76人
	入学者数	45人	45人	54人	57人	48人	50人
共通テスト利用選抜	募集人員	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	延べ人数	志願者数	127人	146人	60人	115人	114人
		受験者数	127人	146人	60人	115人	114人
		合格者数	56人	58人	36人	75人	60人
		うち追加合格者数	1人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	47人	51人	33人	68人	52人
	実人数	志願者数	125人	134人	60人	103人	107人
		受験者数	125人	134人	60人	103人	107人
		合格者数	55人	56人	35人	66人	57人
		うち追加合格者数	1人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	46人	49人	32人	59人	49人
	入学者数	9人	7人	3人	7人	15人	8人
その他の特別選抜	募集人員	7人	7人	7人	7人	7人	7人
	延べ人数	志願者数	83人	104人	83人	81人	86人
		受験者数	83人	103人	82人	80人	84人
		合格者数	19人	52人	36人	62人	43人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	17人	47人	36人	58人	40人
	実人数	志願者数	83人	104人	83人	81人	86人
		受験者数	83人	103人	82人	80人	84人
		合格者数	19人	52人	36人	62人	43人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	17人	47人	36人	58人	40人
	入学者数	2人	5人	0人	4人	5人	3人
合計	募集人員	87人	87人	87人	87人	87人	87人
	延べ人数	志願者数	657人	666人	496人	547人	601人
		受験者数	643人	642人	486人	540人	579人
		合格者数	218人	262人	248人	318人	289人
		うち追加合格者数	5人	3人	6人	0人	3人
		辞退者数	130人	172人	152人	211人	168人
	実人数	志願者数	560人	571人	415人	461人	503人
		受験者数	550人	551人	408人	455人	493人
		合格者数	217人	260人	247人	309人	285人
		うち追加合格者数	5人	3人	6人	0人	3人
		辞退者数	129人	170人	151人	202人	173人
	入学者数	88人	90人	96人	107人	113人	99人

２．入学定員充足率

	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平 均
入 学 定 員	87人	87人	87人	87人	87人	87人
入 学 定 員 充 足 率	1.01	1.03	1.10	1.23	1.30	1.14
歩 留 率	0.40	0.34	0.39	0.34	0.39	0.37

（備考）特記事項がある場合は記載すること。
募集人員＝若干名の選抜は0名と記載しております。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙3の1

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：久留米大学オープンキャンパス（御井キャンパス）

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	1664人	1991人	①取組概要 文系5学部がある御井キャンパスで受験希望者を対象として、大学の理念・教育の特色や育成する人材像の紹介、入試制度の説明、学修の個別相談、模擬授業、教員・在学生との交流、施設見学を開催。 R6年度入試対象（R5開催）：計2回開催（7/23、8/11） R7年度入試対象（R6開催）：計2回開催（7/20、8/10） ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ③受験数及び入学者数は既設の文系5学部全体を示している。 参加者のうち高校3年在学者を受験対象者としている。
うち受験対象者数(b)	1140人	1562人	
うち受験者数(c)	661人	801人	
うち入学者数(d)	556人	647人	
(受験率 c/b)	58.0%	51.3%	
(入学率 d/b)	48.8%	41.4%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：久留米大学学部入試資料のネット配布

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	30465人	37745人	①取組概要 学部・学科の教育内容を紹介する「大学案内」、入試制度や出願方法を示す「入試ガイド」、前年度の入試問題を資料請求者にインターネットで配布している。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験者数および既設の文系5学部部を示している。 ネットでの資料請求者のうちオープンキャンパスに来場しなかった者の受験者数、入学者数は、次の通りである。 R6年度入試 受験者数1393人、入学者634人 R7年度入試 受験者数1540人、入学者697人 ③ネットでの資料請求者のうち、高等学校3年生および既卒者を受験対象者としている。
うち受験対象者数(b)	8177人	9075人	
うち受験者数(c)	2054人	2341人	
うち入学者数(d)	1190人	1344人	
(受験率 c/b)	25.1%	25.8%	
(入学率 d/b)	14.6%	14.8%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：久留米大学ホームページ受験生サイトを通じた入試広報

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	18454人	19200人	①取組概要 大学ホームページの受験生サイトから学部・学科の情報を発信している。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験者数及び入学者数は既設の文系5学部学部を示す。 ネット資料請求とオープンキャンパス参加いずれもなかった者の受験者数及び入学者数は、次の通りであり、本取組で20人程度の入学者を確保できると考える。 R6年度入試 受験者数1599人、入学者数175人 R7年度入試 受験者数1756人、入学者数175人 ③受験生サイトの文系5学部のページへのアクティブユーザー数を受験対象者数としている。
うち受験対象者数(b)	11199人	11939人	
うち受験者数(c)	3653人	4097人	
うち入学者数(d)	1365人	1519人	
(受験率 c/b)	32.6%	34.3%	
(入学率 d/b)	12.2%	12.7%	

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3 の 2

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：久留米大学オープンキャンパス（御井キャンパス）

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	1644人	1991人	①取組概要 文系5学部がある御井キャンパスで受験希望者を対象として、大学の理念・教育の特色や育成する人材像の紹介、入試制度の説明、学修の個別相談、模擬授業、教員・在学生との交流、施設見学を開催。 R6年度入試対象（R5開催）：計2回開催（7/23、8/11） R7年度入試対象（R6開催）：計2回開催（7/20、8/10） ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験数及び入学者数は既設の文学部心理学科を示している。オープンキャンパス実施方法改善を通じて来場者増をはかる。本取組で50人程度の入学者の確保につとめる。 ③参加者の高校3年在学者数に学科イベント参加率を乗じて受験対象者数としている。
うち受験対象者数 (b)	208人	220人	
うち受験者数 (c)	84人	94人	
うち入学者数 (d)	50人	54人	
（受験率 c/b）	40.4%	42.7%	
（入学率 d/b）	24.0%	24.5%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：久留米大学学部入試資料のネット配布

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	8171人	9075人	①取組概要 学部・学科の教育内容を紹介する「大学案内」、入試制度や出願方法を示す「入試ガイド」、前年度の入試問題を資料請求者にインターネットで配布している。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験者数および入学者数は既設の文学部心理学科を示している。 ネットでの資料請求者のうちオープンキャンパスに来場しなかった者の受験者数、入学者数は、次の通りであり、本取組で30名程度の入学者を確保できると考える。 R6年度入試 受験者数109人、入学者33人 R7年度入試 受験者数110人、入学者28人 ③ネットでの資料請求者のうち高等学校3年生および既卒者を参加者総数とし、文学部心理学科志望の比率を乗じたものを受験対象者数としている。
うち受験対象者数 (b)	974人	1099人	
うち受験者数 (c)	193人	204人	
うち入学者数 (d)	83人	82人	
（受験率 c/b）	19.8%	18.6%	
（入学率 d/b）	8.5%	7.5%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：久留米大学ホームページ受験生サイトを通じた入試広報

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	18454人	19200人	①取組概要 大学ホームページの受験生サイトから学部・学科の情報を発信している。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験者数及び入学者数は既設の文学部心理学科を示す。 ネット資料請求とオープンキャンパス参加いずれもなかった者の受験者数及び入学者数は、次の通りであり、本取組で20人程度の入学者を確保できると考える。 R6年度入試 受験者数188人、入学者数24人 R7年度入試 受験者数226人、入学者数31人 ③受験生サイトのアクティブユーザー数を参加者総数とし、文学部心理学科のアクティブユーザーの比率を乗じたものを受験対象者数としている。
うち受験対象者数 (b)	1254人	1369人	
うち受験者数 (c)	381人	430人	
うち入学者数 (d)	107人	113人	
（受験率 c/b）	30.4%	31.4%	
（入学率 d/b）	8.5%	8.3%	

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類（【資料 1】 7 ページ）

2. 出 典

総務省『労働力調査』

総務省『日本の統計』

厚生労働省『一般職業紹介状況（職業安定業務統計）』 11

3. 利用範囲

『労働力調査』『都道府県別結果（モデル推計値）— 年推計結果』より、15 歳以上人口、労働力人口、就業者数の 2024 年の数値を参照。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200531&tstat=000001226583&cycle=0&tclass1=000001226816&tclass2=000001226817&tclass3=000001226867&cycle_facet=tclass1&tclass4val=0&metadata=1&data=1

『日本の統計』『I 部第 2 章人口・世帯 2-2 都道府県別人口と人口増減率』より都道府県の令和 6 年推計人口の数値を参照。

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.stat.go.jp%2Fdata%2Fnihon%2Fzuhyou%2Fn260200200.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

『一般職業紹介状況（職業安定業務統計）』 11 「都道府県（受理地）別労働市場関係指標（実数、季節調整値）」より、2024 年の有効求人数、2000 年から 2004 年までの有効求人倍率の数値を参照。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450222&tstat=000001020327&cycle=1&tclass1=000001242776&tclass2val=0>

4. その他の説明

参照した数値をつかって、15 歳人口、労働力人口、就業者数の県別人口との比率、有効求人数の労働力比率を求め、また、2024 年 10 月の有効求人倍率、その前 5 年間の有効求人倍率の平均を道府県別に加工・編集し表にまとめた。

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類（【資料 2】 8 ページ）

2. 出 典

文部科学省『学校基本調査』

3. 利用範囲

中学校 75「学年別生徒数」より、令和 7 年度統計の 1 年生、2 年生、3 年生、令和 3 年度から令和 6 年度まで各年度統計の 3 年生の都道府県別生徒数を参照。

（令和 7 年度）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922&tclass2=000001236962&tclass3=000001236963&tclass4=000001236967&tclass5val=0>

（令和 6 年度）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001223980&tclass2=000001223998&tclass3=000001223999&tclass4=000001224004&tclass5val=0>

（令和 5 年度）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001212520&tclass2=000001212521&tclass3=000001212522&tclass4=000001212527&tclass5val=0>

（令和 4 年度）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001172319&tclass2=000001172320&tclass3=000001172321&tclass4=000001172406&tclass5val=0>

（令和 3 年度）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001161251&tclass2=000001161406&tclass3=000001161407&tclass4=000001161412&tclass5val=0>

義務教育学校 102「学年別児童生徒数」より、令和 7 年度統計の 2 年生から 9 年生まで、令和 3 年度から令和 6 年度まで各年度統計の 9 年生の都道府県別児童生徒数を参照。

（令和 7 年度）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922&tclass2=000001236962&tclass3=000001236963&tclass4=000001236968&tclass5val=0>

(令和 6 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001223980&tclass2=000001223998&tclass3=000001223999&tclass4=000001224005&tclass5val=0>

(令和 5 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001212520&tclass2=000001212521&tclass3=000001212522&tclass4=000001212528&tclass5val=0>

(令和 4 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001172319&tclass2=000001172320&tclass3=000001172321&tclass4=000001172407&tclass5val=0>

(令和 3 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001161251&tclass2=000001161406&tclass3=000001161407&tclass4=000001161412&tclass5val=0>

中等教育学校 181「前期課程の学年別生徒数」より、令和 7 年度統計の前期課程 1 年生、2 年生、3 年生、令和 3 年度か令和 6 年度統計までの前期課程 3 年生の都道府県別生徒数を参照。

(令和 7 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922&tclass2=000001236962&tclass3=000001236963&tclass4=000001236971&tclass5val=0>

(令和 6 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001223980&tclass2=000001223998&tclass3=000001223999&tclass4=000001224008&tclass5val=0>

(令和 5 年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001223980&tclass2=000001223998&tclass3=000001223999&tclass4=000001224008&tclass5val=0>

ssl=000001212520&tclass2=000001212521&tclass3=000001212522&tclass4=000001212531&tclass5val=0

(令和4年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001172319&tclass2=000001172320&tclass3=000001172321&tclass4=000001172411&tclass5val=0>

(令和3年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001161251&tclass2=000001161406&tclass3=000001161407&tclass4=000001161417&tclass5val=0>

小学校48「学年別児童数」より、令和7年度統計の2年生から6年生までの都道府県別児童数を参照。

(令和7年度)

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922&tclass2=000001236962&tclass3=000001236963&tclass4=000001236966&tclass5val=0>

4. その他の説明

義務教育機関の在籍者が18歳まで同県内に居住すると仮定して、将来人口の推計を行った。

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までは、令和3年度から令和7年度までの各年度統計の中学校3年生、中等教育学校前期3年生、義務教育学校9年生の合計とする。

2030（令和12）年度と2031（令和13）年度は、それぞれ令和7年度統計の中学校2年生と1年生、中等教育学校前期の2年生と1年生、義務教育学校の8年生と7年生の合計とする。

2032（令和14）年度から2036（令和18年度）までは、令和7年度統計の小学校と義務教育学校の6年生から2年生までを該当とする。

以上の処理をおこなったものを集計して表とした。

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類（【資料 3】 9～11 ページ）

2. 出 典

文部科学省『学校基本調査』

総務省『日本の統計』

3. 利用範囲

文部科学省『学校基本調査』

「高等学校（全日制・定時制）の卒業後の状況調査」の「都道府県別大学・短期大学等への進学者数」と「都道府県別専修学校等への入学者数」より、それぞれ大学・短期大学への進学者数、専修学校への入学者数を参照した。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00400001&tstat=000001011528&cycle=0&tclass1=000001236922&tclass2=000001236962&tclass3=000001236975&tclass4=000001236979&tclass5val=0>

総務省『日本の統計』 I 部第 2 章人口・世帯

「都道府県別人口と人口増減率」より都道府県人口を参照した。

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.stat.go.jp%2Fdata%2Fnihon%2Fzuhyou%2Fn260200200.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

4. その他の説明

参照した県別の数値をつかって都道府県別の進学率を計算し、都道府県別の順位を求め一覧表にまとめた。

大学・短期大学等進学率及び専修学校入学率と資料 2 の 18 歳人口変動率との都道府県別の関係を散布図として EXCEL で作成した。

直近3年間の入学者の出身高校県別内訳

入学年度	文系5学部					文学部心理学科				
	2025	2024	2023	3年間合計		2025	2024	2023	3年間合計	
福岡県	729	649	648	2,026	48.0%	58	55	46	159	50.3%
佐賀県	177	170	150	497	11.8%	14	7	8	29	9.2%
長崎県	105	90	79	274	6.5%	7	4	6	17	5.4%
熊本県	105	91	94	290	6.9%	8	11	9	28	8.9%
大分県	80	78	81	239	5.7%	4	6	3	13	4.1%
宮崎県	74	70	78	222	5.3%	3	7	4	14	4.4%
鹿児島県	79	74	73	226	5.4%	6	3	7	16	5.1%
沖縄県	25	31	21	77	1.8%	3	2	2	7	2.2%
山口県	42	42	55	139	3.3%	2	7	5	14	4.4%
他	103	70	61	234	5.5%	8	5	6	19	6.0%
計	1,519	1,365	1,340	4,224		113	107	96	316	

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類（【資料 5】 13 ページ）

2. 出 典

西南学院大学ホームページ

福岡大学ホームページ

九州産業大学ホームページ

3. 利用範囲

西南学院大学のホームページでは、人間科学部心理学科のウェブページから教育の特色と取得可能資格の情報、就職サポートのウェブページから就職支援の情報を参照した。

（人間科学部 心理学科）

https://www.seinan-gu.ac.jp/faculty_graduate/faculty_department/human_science/psychology.html

（就職支援） 学生生活/ 就職情報/ 就職サポート

「就職活動について」

<https://www.seinan-gu.ac.jp/campuslife/placement/support/internship.html>

「キャリア形成・就職支援イベント」

https://www.seinan-gu.ac.jp/campuslife/placement/support/explanatory_meeting.html

福岡大学のホームページでは、人文科学部教育・臨床心理学科のウェブページから教育の特色と取得可能資格の情報、学生サポートのウェブページから就職支援の情報を参照した。

（人文学部 教育・臨床心理学科）

https://www.fukuoka-u.ac.jp/education/undergraduate/humanities/education_psychology/

https://www.fukuoka-u.ac.jp/education/undergraduate/humanities/education_psychology/career.html

（就職支援） 学生サポート/ 就職・進路・資格取得サポート

「サポート内容」

<https://www.fukuoka-u.ac.jp/support/career/operation.html>

九州産業大学のホームページでは、人間科学部臨床心理学科のウェブページから教育の特色と取得可能資格の情報、キャリア支援センターのウェブページから就職支援の情報を参照した。

（人間科学部 臨床心理学科）

https://www.kyusan-u.ac.jp/faculty/human_sciences/rinsho/

（就職支援） キャリア支援センター/ 本学の就職支援

<https://www.kyusan-u.ac.jp/csc/greeting/>

4. その他の説明

参照した情報を要約・編集して表に記載した。

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類（【資料 6】 14 ページ）

2. 出 典

西南学院大学ホームページ

福岡大学ホームページ

九州産業大学「九州産業大学入試ガイド 2025」

3. 利用範囲

西南学院大学ではウェブページより 2025 年度入試日程の情報を参照。

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_system/index.html

福岡大学ではウェブページの「入試ガイド 2025」134 頁より 2025 年度入試日程を参照。

<https://www.fukuoka-u.ac.jp/pdf/entrance-examinations/guidebook-entrance-examinations2026.pdf>

九州産業大学ではウェブページの「入試情報/入試ガイド」よりダウンロードした「九州産業大学入試ガイド 2025」の 7 頁に記載の 2025 年度入試日程を参照した。なお、現在の同ウェブページでダウンロードできるのは最新年度版「入試ガイド 2026」になっている。

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/>

4. その他の説明

参照した各大学の 2025 年度入試日程の情報を一覧表にまとめた。

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類（【資料 7】 15 ページ）

2. 出 典

西南学院大学ホームページ

福岡大学ホームページ

九州産業大学ホームページ

3. 引用範囲

西南学院大学ホームページでは、人間科学部心理学科について、各年度の入試結果より入試種別の志願者数、受験者数、合格者数を参照。また情報公開の教育基本情報の「志願者数・合格者数・入学者数の推移」より入学者数、「出身校県別学生数」より出身高校県別在学生数、「FACTBOOK2025」より県別入学者数を参照した。

（2023 年度入試結果）

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006u4b-att/fo0flp00000006u7a.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006u4b-att/fo0flp00000006u77.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006u4b-att/fo0flp00000006u78.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006u4b-att/fo0flp00000006u76.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006u4b-att/fo0flp00000006u82.pdf

（2024 年度入試結果）

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006t84-att/fo0flp00000006tba.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006t84-att/fo0flp00000006t9n.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006t84-att/fo0flp00000006tbe.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006t84-att/fo0flp00000006tbd.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006t84-att/fo0flp00000006tbg.pdf

（2025 年度入試結果）

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp00000006saj-att/fo0flp00000006sc3.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp0000006saj-att/fo0flp0000006spn.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp0000006saj-att/fo0flp0000006spt.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp0000006saj-att/fo0flp0000006spq.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp0000006saj-att/fo0flp0000006spw.pdf

https://www.seinan-gu.ac.jp/admissions/entrance_result/fo0flp0000006saj-att/fo0flp0000006sq2.pdf

(教育基本情報)「志願者・合格者・入学者の推移」

https://www.seinan-gu.ac.jp/introduction/public_information/seinan_basic/fo0flp00000071rb-att/fo0flp00000072aa.pdf

(教育基本情報)「出身高校県別在学者数」

https://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/3/files/2025_12.pdf

(ファクトブック)

<https://public.tableau.com/app/profile/sw.pln/viz/FACTBOOK2025/110151?publish=yes>

福岡大学ホームページでは、人文学部教育・臨床心理学科について、各年度の入試結果より志願者数、受験者数、合格者数を参照。また「ガイドブック 2026」の 147 頁より全学の県別志願者数、Factbook より入学者数、出身県別入学者数を参照した。

(2023 年度入試結果)

<https://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/06/jyokyo2023.pdf>

(2024 年度入試結果)

<https://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/06/jyokyo2024.pdf>

(2025 年度入試結果)

<https://nyushi.fukuoka-u.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/07/jyokyo2025.pdf>

(ガイドブック)

<https://www.fukuoka-u.ac.jp/pdf/entrance-examinations/guidebook-entrance-examinations2026.pdf>

(ファクトブック)

<https://www.idshe.fukuoka-u.ac.jp/factbook-tableau/factbook2.1.html>

九州産業大学ホームページでは、人間科学部臨床心理学科について、各年度の入試結果より入試種別の志願者数、受験者数、合格者数、また Factbook より入学者数を参照。「大学案内」より全学志願者・入学者の県別数を参照した。

(2023 年度入試結果)

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2023/48.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2023/49.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2023/50.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2023/51.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2023/52.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2023/53.pdf#view=FitV>

(2024 年度入試結果)

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2024/54.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2024/55.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2024/56.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2024/57.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2024/58.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2024/59.pdf#view=FitV>

(2025 年度入試結果)

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/01.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/02.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/03.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/04.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/05.pdf#view=FitV>

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/06.pdf#view=FitV>

(ファクトブック)

<https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/efforts/ir/factbook/>

(大学案内)

<https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/result/2025/07.pdf#view=FitV>

4. その他の説明

各大学のウェブページで参照した情報から、過去3年間の志願者数、受験者数、合格者数、入学者数および出身県比率を集計し、一覧表にまとめた。

著作権の許諾が得られない書類について

1. 書類の題名

学生の確保の見通し等を記載した書類 (【資料 8】 16 ページ)

2. 出 典

西南学院大学ホームページ

福岡大学ホームページ

九州産業大学ホームページ

3. 利用範囲

西南学院大学ホームページの「学生生活/ 学費・奨学金/ 学納金」より学納金の情報を参照。

<https://www.seinan-gu.ac.jp/campuslife/money/fo0flp0000006vfc-att/fo0flp0000006vkl.pdf>

福岡大学ホームページの「大学紹介/ 広報/ 大学案内 2025」125 頁より学納金の情報を参照。

<https://www.fukuoka-u.ac.jp/fukudai2025/index.html#page=125>

九州産業大学ホームページの「入試/ 大学案内」 174 頁より学納金の情報を参照。

https://www.kyusan-u.ac.jp/nyushi/ebook/ksu_zokei_annai_2027/?pNo=174

4. その他の説明

得られた情報を整理して表にまとめた。

久留米大学卒業生採用企業へのアンケート

実施年月	令和7年6月～8月			令和6年7～8月			令和5年8月		
依頼企業・団体数 回答数	160社 64社			120社 86社			120社 67社		
採用した本学卒業生の評価について教えてください	おおいに評価する	多少評価する	評価しない	おおいに評価する	多少評価する	評価しない	おおいに評価する	多少評価する	評価しない
主体性	58%	41%	1%	69%	30%	1%	59%	39%	2%
協調性	69%	31%	0%	84%	16%	0%	73%	27%	0%
誠実性・責任感・信頼性	64%	34%	2%	70%	30%	0%	64%	35%	1%
ストレス耐性	44%	50%	6%	45%	50%	5%	36%	58%	6%
チャレンジ精神	47%	47%	6%	50%	49%	1%	41%	52%	8%
コミュニケーション能力	66%	34%	0%	69%	30%	1%	68%	29%	3%
論理的思考力	25%	66%	9%	27%	64%	9%	21%	67%	12%
問題解決能力	34%	58%	8%	40%	52%	8%	27%	67%	6%
リーダーシップ	34%	53%	13%	41%	50%	9%	33%	53%	14%
柔軟性	62%	36%	2%	59%	37%	4%	52%	47%	1%
専門性	20%	64%	16%	26%	55%	19%	18%	59%	23%
本学卒業生への満足度を評価してください	おおいに評価する	多少満足	評価できない	おおいに評価する	多少満足	評価できない	おおいに評価する	多少満足	評価できない
	69%	28%	3%	78%	22%	0%	76%	24%	0%

久留米大学文系学部卒業者の進路状況

卒業年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
卒業者数	1,164	1,259	1,259
大学院進学者数	14	18	23
就職希望者数	1,004	1,105	1,066
就職決定者数	991	1,089	1,044
就職決定率	98.70%	98.55%	97.93%

	産業分類	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和4～6年度計	
産業別求人数	エネルギー	98	74	65	237	0.7%
	メーカー	3,752	2,917	2,837	9,506	28.8%
	IT・情報処理	1,636	1,369	1,320	4,325	13.1%
	運輸・倉庫	394	317	303	1,014	3.1%
	流通	567	484	460	1,511	4.6%
	商社	1,212	1,054	984	3,250	9.8%
	金融	275	219	226	20	0.1%
	通信・メディア	430	331	344	1,105	3.3%
	サービス	1,756	1,423	1,287	4,466	13.5%
	専門技術サービス	55	42	51	148	0.4%
	医療・福祉	1,556	1,325	1,514	4,395	13.3%
	教育	300	304	304	908	2.8%
	公官庁	501	347	579	1,427	4.3%
	計	12,532	10,206	10,274	33,012	

	本社所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和4～6年度計	
県・地域別求人数	福岡県	1,028	888	925	2,840	8.6%
	佐賀県	138	112	123	373	1.1%
	長崎県	113	102	103	318	1.0%
	熊本県	226	194	195	615	1.9%
	大分県	138	122	123	384	1.2%
	宮崎県	75	51	51	178	0.5%
	鹿児島県	125	71	82	279	0.8%
	沖縄県	75	51	41	167	0.5%
	九州・沖縄計	1,917	1,592	1,644	5,153	15.6%
	中国・四国地方	1,078	827	842	2,747	8.3%
	近畿地方	1,817	1,531	1,510	4,858	14.7%
	中部地方	1,629	1,276	1,408	4,312	13.1%
	関東地方	5,527	4,542	4,366	14,435	43.7%
	東北地方	326	276	329	930	2.8%
	北海道地方	226	163	175	564	1.7%
	総計	12,532	10,206	10,274	33,012	

	本社所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和4～6年度計	
県・地域別就職数	福岡県	435	441	459	1,335	42.7%
	佐賀県	74	77	78	230	7.4%
	長崎県	21	42	23	86	2.8%
	熊本県	38	36	31	105	3.4%
	大分県	16	24	50	90	2.9%
	宮崎県	19	14	21	54	1.7%
	鹿児島県	23	14	25	62	2.0%
	沖縄県	3	4	5	13	0.4%
	九州・沖縄計	628	653	693	1,975	63.2%
	中国・四国地方	30	30	39	99	3.2%
	近畿地方	47	56	56	158	5.1%
	中部地方	38	30	21	89	2.8%
	関東地方	239	311	226	776	24.8%
	東北地方	2	1	4	7	0.2%
	北海道地方	6	4	2	12	0.4%
	総計	991	1,089	1,044	3,124	

文学部心理学科卒業者の進路状況

卒業年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和4～6年度計
卒業生数	74	84	99	257
進学者数	4	8	11	23
就職希望者数	56	55	74	185
就職決定者数	56	55	73	184
就職決定率	100%	100%	98.65%	

	産業分類	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和4～6年度計	
業種別就職先	農林漁業					
	建設業	2		1	3	1.6%
	電気ガス水道業	1	3	1	5	2.7%
	製造業		7	2	9	4.9%
	運輸・通信業	5	3	3	11	6.0%
	卸売業	9	5	8	22	12.0%
	小売業	10	12	18	40	21.7%
	金融保険業	3	2	4	9	4.9%
	不動産業	1	1		2	1.1%
	医療福祉	7	7	9	23	12.5%
	教育		3	1	4	2.2%
	サービス	15	9	21	45	24.5%
	公官庁等	3	3	3	9	4.9%
	計	56	55	73	184	

	本社所在地	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和4～6年度計	
地域別就職先	福岡県	18	20	33	71	38.6%
	佐賀県		3	6	9	4.9%
	長崎県	1	1		2	1.1%
	熊本県	2	5	1	8	4.3%
	大分県	2	1	3	6	3.3%
	宮崎県			2	2	1.1%
	鹿児島県	1		3	4	2.2%
	沖縄県					0.0%
	九州・沖縄計	24	30	48	102	55.4%
	中国・四国地方	6	1	3	10	5.4%
	近畿地方	3	5	6	14	7.6%
	中部地方	2	3	1	6	3.3%
	関東地方	19	15	14	48	26.1%
	東北地方	1			1	0.5%
	北海道地方		1		1	0.5%
	外国			1	1	0.5%
	総計	56	55	73	184	

文学部心理学科卒業者及び心理学研究科の資格取得状況

学部学科	文学部心理学科				
卒業年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
教職資格					
高等学校教諭一種(公民)	4	5	7	1	4
特別支援学校教諭(知・技・病)	1	3			2
図書館司書		5	4	7	9
博物館学芸員	2	1	1	2	2
日本語教員養成課程			1		

大学院研究科	大学院心理学研究科				
取得年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
公認心理師	6	7	4	5	11
臨床心理士	8	4	4	5	5

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ウチムラ ナオヒサ 内村 直尚 ＜令和9年4月＞		博士 (医学)		久留米大学 学長 (令和2年1月1日～令和9年12月31日)

別記様式第3号（その2の1）

教 員 の 氏 名 等																		
(人間健康学部心理学科)																		
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 （千円）	担当授業科目の名称	主要授業 科目	配当 年次	担 単 位 数	年 開 講 回 数	現 職 （就任年月）	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況				申請に係る大 学等の職務に 従事する 週当たり平均 日数	申請に係る学 部等以外の組 織（他の大学 等に置かれる 学部等を含 む）での基幹 教員としての 勤務状況
			教授会										教務委員会	その他	「その他」の場合、会議等の名称			
1	基(主専)	教授	ヤマカキ アキラ 安永 啓 ＜令和9年4月＞		博士 (教育心理学)		心理学概論Ⅱ ※ 心理学実験Ⅰ ※ 教育心理学特講（協同学習）Ⅰ 教育心理学特講（協同学習）Ⅱ 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 演習Ⅳ 卒業研究	○ ○ ○ ○ ○ ○	1後 2前 2前 2後 3前 3後 4前 4後 4通	0.27 0.4 2 2 2 2 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1	久留米大学 文学部心理学科教授 (昭和62年4月)	○				5日	
2	基(主専)	教授	ヤマシタ マチコ 山本 眞利子 ＜令和9年4月＞		博士 (心理学)		心理学概論Ⅱ ※ 入門演習Ⅱ 心理学の支援法 心理演習 ※ 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 演習Ⅳ 卒業研究	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1後 1後 2後 3前 3前 3後 4前 4後 4通	0.4 2 2 0.4 2 2 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1	久留米大学 文学部心理学科教授 (平成17年4月)	○				5日	
3	基(主専)	教授	イトリ ヤヨイ 伊藤 弥生 ＜令和9年4月＞		博士 (人間環境学)		心理学概論Ⅱ ※ 入門演習Ⅱ 家族心理学(社会・集・家族心理学) 心理演習 ※ 心理実習 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 演習Ⅳ 卒業研究	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1後 1後 2前 3前 4通 3前 3後 4前 4後 4通	0.27 2 2 0.4 4 2 2 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	久留米大学 文学部心理学科教授 (令和5年4月)	○				5日	
4	基(主専)	教授	タナカ キョウコ 田上(山中) 燕子 ＜令和9年4月＞		博士 (教育学)		心理学概論Ⅰ ※ 入門演習Ⅰ 心理基礎演習Ⅰ 心理基礎演習Ⅱ 感情・人格心理学 心理演習 ※ 心理実習 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 演習Ⅳ 卒業研究	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1前 1前 2前 2後 2後 3前 4通 4通 3前 3後 4前 4後 4通	0.27 2 2 2 2 0.4 4 4 2 2 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	久留米大学 文学部心理学科教授 (令和5年4月)	○				5日	
5	基(主専)	教授	サトウ コウキ 佐藤 剛介 ＜令和9年4月＞		博士 (文学)		心理学概論Ⅱ※ 入門演習Ⅱ 心理基礎演習Ⅰ 心理基礎演習Ⅱ 心理学実験Ⅱ※ 臨床心理学概論 障害者教育学概論 心理実習 演習Ⅰ 演習Ⅱ 演習Ⅲ 演習Ⅳ 卒業研究	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1後 1後 2前 2後 2後 2前 2後 4通 3前 3後 4前 4後 4通	0.53 2 2 2 0.4 2 2 4 2 2 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	久留米大学 文学部心理学科教授 (令和3年4月)	○				5日	

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
14	その他	教授	カミト シュウ 神本 秀爾 ＜令和9年4月＞		博士 (人間・環境学)		文化人類学Ⅰ 文化人類学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1	久留米大学 文学部国際文化学科教授 (平成28年4月)					
15	その他	教授	ヨシダ ヨウイチ 吉田 洋一 ＜令和9年4月＞		博士 (文学) ※		久留米学		1後	2	1	久留米大学 文学部国際文化学科教授 (平成18年4月)					
16	その他	教授	カハハラ カズヒロ 神原 和宏 ＜令和9年4月＞		修士 (法学)		人権入門 ※		1後	0.67	1	久留米大学 法学部法学科教授 (平成元年4月)					
17	その他	教授	オオバウ (タカノ) シホ 大畠(久保田)志保子 ＜令和9年4月＞		修士 (法学) ※		人権入門 ※		1後	0.13	1	久留米大学 法学部国際政治学科教授 (平成16年4月)					
18	その他	教授	ホンマ ミナコ 本間 美奈子 ＜令和9年4月＞		修士 (法学)		人権入門 ※		1後	0.27	1	久留米大学 法学部法律学科教授 (平成11年4月)					
19	その他	教授	ヨシヒロ ミチオ 吉弘 光男 ＜令和9年4月＞		修士 (法学)		人権入門 ※		1後	0.4	1	久留米大学 法学部法律学科特任教授 (平成15年4月)					
20	その他	教授	アサギリ フトム 穴澤 務 ＜令和9年4月＞		博士 (理学)		データサイエンス概論 データサイエンス基礎Ⅰ データサイエンス基礎Ⅱ		1前 1前 1後	4 2 2	2 1 1	久留米大学 商学部商学科教授 (平成19年4月)					
21	その他	教授	フルカリ キョウジ 古川 恭治 ＜令和9年4月＞		博士(学術) 米国		データサイエンス実践		1後	2	1	久留米大学医学部教授 (平成30年4月)					
22	その他	教授	ヤマダ カズトシ 山田 和敏 ＜令和9年4月＞		修士(経済学) ※		統計学Ⅰ 統計学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1	久留米大学 経済学部経済学科特任教授 (平成5年4月)					
23	その他	教授	ウラタ ヒデノリ 浦田 英範 ＜令和9年4月＞		修士(文学)		精神疾患とその治療 心身医学		1前 1後	2 2	1 1	西南学院大学 人間科学部教授 (平成29年4月)					
24	その他	教授	エダツ リナ 江村 理奈 ＜令和9年4月＞		博士(心理学)		人間関係トレーニング入門(心理)		1後	4	2	長崎外国語大学 外国語学部教授 (令和6年4月)					
25	その他	教授	ササキ ユウコ 榎 祐子 ＜令和10年4月＞		博士(心理学)		学習・言語心理学		2後	2	1	筑紫女学園大学 人間科学部教授 (平成14年4月)					
26	その他	教授	トクダ トモヨ 徳田 智代 ＜令和11年4月＞		博士(心理学)		関係行政論		3後	2	1	久留米大学 文学部教授 (令和5年3月31日まで)					
27	その他	教授	モリ ノブキ 森 信之 ＜令和9年4月＞		博士(理学)		数学Ⅰ 数学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1	九州看護福祉大学 大学院精神保健学専攻長 (平成19年4月)					

教 員 の 氏 名 等																
(人間健康学部心理学科)																
28	その他	教授	マウ シンイ 松尾 晋一 ＜令和9年4月＞		博士（比較社会）		日本史学		1前・後	4	2					長崎県立大学教授 （平成19年4月）
29	その他	教授	ノキタ ハルコ 野北 晴子 ＜令和9年4月＞		修士（経済学）		公共特講（経済系）Ⅰ 公共特講（経済系）Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1					広島経済大学教授 （平成2年4月）
30	その他	教授	ヤマダ リキヤ 山田 力也 ＜令和9年4月＞		修士（体育学）		スポーツ文化概論 スポーツⅠ スポーツⅡ		1前 1前 1後	2 1 1	1 1 1					西九州大学教授 （平成14年4月）
31	その他	教授	サイト アツシ 斉藤 篤司 ＜令和9年4月＞		修士（体育学）		健康教育概論 スポーツⅢ		1前・後 1前・後	4 2	2 2					九州大学教授 （昭和62年4月）
32	その他	教授	カサミ ユサキ 桑永流 裕策 ＜令和9年4月＞		学士（スポーツ科学）		スポーツⅠ スポーツⅢ		1前・後 1前・後	2 2	2 2					株式会社Sports for LIFE 代表取締役社長 （令和4年2月）
33	その他	教授	ヤマツ コウジ 山津 幸司 ＜令和9年4月＞		博士（人間環境学）		スポーツⅠ スポーツⅡ 健康科学実習		1後 1前・後 1前	1 2 1	1 2 1					佐賀大学教授 （平成20年4月）
34	その他	教授	オキビラ マコト 片平 誠人 ＜令和9年4月＞		修士（体育学）		スポーツⅠ		1後	2	2					福岡教育大学 教育学部教授 （平成10年4月）
35	その他	教授	コムレ イクオ 小牟礼 育夫 ＜令和9年4月＞		学士（教育学）		スポーツⅡ		1前	1	1					福岡大学 スポーツ科学部教授 （平成22年5月）
36	その他	教授	フクマ ヒロシ 福岡 比呂志 ＜令和9年4月＞		博士（経済学）		日本の政治経済Ⅱ		1後	2	1					サイバー大学（TA） （令和3年4月）
37	その他	教授	リ イ 李 偉 ＜令和10年4月＞		博士（学術）		中国語Ⅲ 中国語インテンシブⅠ 中国語インテンシブⅡ 中国語インテンシブⅢ 中国語インテンシブⅣ		3通 2前 2後 3前 3後	4 1.5 1.5 1.5 1.5	1 2 2 2 2					久留米大学 外国語教育研究所教授 （平成17年4月）
38	その他	教授	イ ヒギョン 李 熙卿 ＜令和10年4月＞		博士（文学）韓国		韓国語インテンシブⅠ 韓国語インテンシブⅡ		2前 2後	1.5 1.5	2 2					久留米大学 外国語教育研究所教授 （平成21年4月）
39	その他	教授	フン ビンビン 馮 戦兵 ＜令和10年4月＞		修士（文学）		中国語インテンシブⅠ 中国語インテンシブⅡ 中国語インテンシブⅢ 中国語インテンシブⅣ		2前 2後 3前 3後	0.75 0.75 0.75 0.75	1 1 1 1					梅光学院大学教授 （平成28年4月）
40	その他	教授	チョン インギョン 丁 仁京 ＜令和9年4月＞		博士（文学）		韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ		1前・後 2前・後	2 2	2 2					佐賀女子短期大学教授 （令和5年4月）
41	その他	准教授	ニール ヘフナン Neil Heffernan ＜令和9年4月＞		修士（英語教授学）オーストラリア		日本文化論Ⅰ 日本文化論Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1					久留米大学 文学部国際文化学科准教授 （平成27年4月）

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
42	その他	准教授	ツノダ (かき) フミ 藺田 (上田) 史 ＜令和9年4月＞		修士 (法学)		法学 人権入門 ※		1前・後 1後	4 0.27	2 1					久留米大学 法学部法律学科准教授 (平成元年4月)	
43	その他	准教授	オハシ ミツリ 大橋 充典 ＜令和9年4月＞		修士 (教育学)		スポーツ文化概論 スポーツⅢ		1前 1休	2 1	1 1					久留米大学 人間健康学部 スポーツ医科学科准教授 (平成29年4月)	
44	その他	准教授	オシマ ユウジ 大島 雄治 ＜令和9年4月＞		博士 (体育科学)		スポーツⅢ		1休	1	1					久留米大学 人間健康学部 スポーツ医科学科准教授 (令和3年4月)	
45	その他	准教授	ヤマナ リョウ 山中 亮 ＜令和9年4月＞		博士 (教育学)		スポーツ科学概論		1後	2	1					久留米大学 人間健康学部 スポーツ医科学科 デニユアトラック准教授 (令和7年4月)	
46	その他	准教授	サカイ カズ 酒井 佳世 ＜令和9年4月＞		修士 (教育学) ※		大学とキャリア 社会とキャリア グローバル・キャリア キャリア形成演習 仕事とキャリア キャリア・フィールドワーク キャリア・プロジェクト		1前 1後 1後 1通 2前 3後 3後	16 6 2 4 2 2 2	8 3 1 1 1 1 1					久留米大学 基盤教育研究センター准教授 (令和3年4月)	
47	その他	准教授	タナ コンドウ コナ 田中 (近藤) 優子 ＜令和9年4月＞		修士 (文学) ※英国		西洋文学		1前	2	2					久留米大学 文学部国際文化学科准教授 (平成26年4月)	
48	その他	准教授	ニシジマ カサハラ ミチコ 西嶋 (笠原) 美智子 ＜令和9年4月＞		博士 (法学)		人権入門 ※		1後	0.27	1					久留米大学 法学部国際政治学科准教授 (令和5年4月)	
49	その他	准教授	フジイ タケシ 藤谷 岳 ＜令和9年4月＞		博士 (経済学)		環境科学Ⅰ		1後	4	2					久留米大学 文学部文化経済学科准教授 (平成27年4月)	
50	その他	准教授	トヨシ ミツキ 富吉 満之 ＜令和9年4月＞		博士 (地球環境学)		環境科学Ⅱ		1後	2	1					久留米大学 経済学部文化経済学科准教授 (平成28年4月)	
51	その他	准教授	マツナガ ユウタ 松永 裕 ＜令和9年4月＞		博士 (学術)		栄養と健康		1後	2	1					久留米大学 人間健康学部 スポーツ医科学科准教授 (令和5年4月)	
52	その他	准教授	ヒライ (タケダ) タケ 平井 (武田) 太規 ＜令和9年4月＞		博士 (文学)		社会学Ⅰ 社会学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1					久留米大学 文学部情報社会学科 デニユアトラック准教授 (令和7年4月)	
53	その他	准教授	ヤケ タツキ 矢毛 達之 ＜令和9年4月＞		修士 (文学) ※		日本文学 日本の歴史文化		1前 1後	2 2	1 1					久留米大学 文学部国際文化学科准教授 (平成27年4月)	
54	その他	准教授	オオニシ リョウ 大西 良 ＜令和10年4月＞		博士 (保健福祉学)		福祉心理学		2後	2	1					筑紫女学園大学 人間科学部人間科学科准教授 (平成29年4月)	

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
55	その他	准教授	カクタ ケイス 黒田 圭介 ＜令和9年4月＞		博士（学術）		地学Ⅰ 地学Ⅱ		1前・後 1後	4 4	2 2						佐賀大学 教育学部准教授 （令和3年4月）
56	その他	准教授	オノエ ユリカ 尾上 百合加 ＜令和9年4月＞		修士（経営学）		大学とキャリア		1前	2	1						九州共立大学 経済学部地域創造学科准教授 （平成31年4月）
57	その他	准教授	タケモリ ヒロタ 竹森 裕高 ＜令和9年4月＞		修士（教育学）		スポーツレクリエーション		1前・後	4	2						西九州大学短期大学 幼児保育学科准教授 （令和3年10月）
58	その他	准教授	アサナ コウスケ 赤塚 康介 ＜令和9年4月＞		博士（理学）		スポーツ科学概論 スポーツⅡ スポーツ科学実習		1前・後 1前 1後	4 1 1	2 1 1						久留米工業高等専門学校准教授 （平成20年4月）
59	その他	准教授	コキノ コウヘイ 小木曽 航平 ＜令和9年4月＞		博士（スポーツ科学）		スポーツ文化概論 スポーツⅡ		1後 1後	2 1	1 1						九州大学大学院 人間環境学研究院准教授 （令和6年4月）
60	その他	准教授	タニガキ ヒロコ 谷川 裕子 ＜令和9年4月＞		修士（体育学）		健康教育概論		1前	2	1						東亜大学准教授 （令和6年4月）
61	その他	准教授	マサタ マサナ 町田 正直 ＜令和9年4月＞		博士（体育科学）※		スポーツⅠ スポーツⅡ スポーツⅢ		1前 1後 1後	2 1 1	2 1 1						佐賀大学准教授 （平成25年4月）
62	その他	准教授	キャサリン マーガレット フクハラ Kathleen Margaret Fukuhara ＜令和10年4月＞		修士（理学）		英語オプションA		2通	2	1						久留米高等専門学校准教授 （令和6年10月）
63	その他	准教授	ジョナサン ピーター アレクス Jonathan Petter Aleles ＜令和10年4月＞		修士（異文化教育学） 英国		英語オプションC		2通	4	2						九州大学 言語文化研究院准教授 （平成28年4月）
64	その他	准教授	チャン コンヒョン 張 允暉 ＜令和9年4月＞		博士（比較文化）		韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ 韓国語インテンシブⅠ 韓国語インテンシブⅡ		1前・後 2前・後 2前 2後	2 2 0.75 0.75	2 2 1 1						佐賀女子短期大学 地域みらい学科准教授 （平成2年4月）
65	その他	准教授	ディヌシャ ラムプキティヤ Dinusha Rambukpitiya ＜令和9年4月＞		博士 （比較社会文化学）		留学生日本語Ⅰ 留学生日本語Ⅱ		1前・後 2前・後	6 4	6 4						久留米大学 外国語教育研究所准教授 （平成29年4月）
66	その他	講師	モリベ ヒロキ 森部 弘樹 ＜令和9年4月＞		博士（理学）		生物学		1後	2	1						久留米大学医学部講師 （平成23年4月）
67	その他	講師	アナイ ナグム 穴井 千鶴 ＜令和10年4月＞		修士（臨床心理学）※		障害者・障害児心理学		2前	2	1						久留米市教育委員会 スクールカウンセラー スーパーバイザー （平成27年4月）
68	その他	講師	イムム ヨシオミ 今村 義臣 ＜令和9年4月＞		博士（医学）		認知心理学（知覚・認知心理学） 基礎情報処理Ⅰ		1前 1前	2 4	1 2						佐賀大学 医学部精神科教務補佐員 （平成19年12月）

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
69	その他	講師	カガチ シンジ 田口 真二 ＜令和9年4月＞		博士（心理学）	司法・犯罪心理学		1後	4	2	熊本県警察本部 科学捜査研究所管理官 (平成31年3月まで)						
70	その他	講師	エトリ シュウイチ 江藤 秀一 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※	日本文学		1後	2	1	久留米信愛学院高校 非常勤講師 (令和6年4月1日)						
71	その他	講師	ノムラ トモコ 野村 知子 ＜令和9年4月＞		修士（学術）	コンピュータ基礎 文献調査法		1後 1後	4 2	2 1	久留米大学非常勤講師 (平成17年4月1日)						
72	その他	講師	カマダ ヒロフミ 鎌田 裕文 ＜令和10年4月＞		修士（比較社会文化学）※	ディベート		2後	4	2	福岡ディベート研究会（代表） (平成15年4月)						
73	その他	講師	ホリ ケイタ 方 大年 ＜令和9年4月＞		博士（文学）	人文地理学Ⅰ 人文地理学Ⅱ		1前 1後	4 4	2 2	久留米大学非常勤講師 (平成18年9月)						
74	その他	講師	ナカサキ ヨウイチロウ 中崎 洋一郎 ＜令和9年4月＞		修士（文学）	哲学Ⅱ		1前	2	1	九州大学大学院助手 (平成16年3月まで)						
75	その他	講師	ミヅタニ リョウスケ 水谷 亮介 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※	論理学Ⅰ 論理学Ⅱ		1前 1後	4 2	2 1	九州大学助教 (令和7年4月)						
76	その他	講師	ミツイ ルヲコ 光石 路得子 ＜令和9年4月＞		修士（法学）	基礎情報処理Ⅱ		1後	4	2	久留米大学非常勤講師 (平成20年4月1日)						
77	その他	講師	ヤマモト ケツオ 山本 達夫 ＜令和9年4月＞		博士（文学）	西洋史学Ⅰ 西洋史学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1	久留米大学非常勤講師 (令和5年4月)						
78	その他	講師	イヱ トモコ 伊佐 智子 ＜令和9年4月＞		博士（法学）	いのちの倫理		1前	4	2	久留米大学非常勤講師 (平成19年4月)						
79	その他	講師	ドイ ケンジ 土肥 勲嗣 ＜令和9年4月＞		学士（法学）※	政治学Ⅰ 政治学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1	熊本大学大学院 人文社会科学研究部講師 (令和4年4月)						
80	その他	講師	カマダ アツシ 鎌田 厚志 ＜令和9年4月＞		修士（法学）※	日本の政治経済Ⅰ		1前	2	1	熊本大学大学院 人文社会科学研究部講師 (平成23年4月)						
81	その他	講師	タケトミ ユウコ 武富 祐子 ＜令和9年4月＞		学士（経済学）	大学とキャリア		1前	2	1	久留米大学非常勤講師 (平成25年4月)						
82	その他	講師	チサキ ケイジロウ 千坂 大二朗 ＜令和9年4月＞		修士(体育学)	スポーツ科学概論 スポーツⅠ スポーツⅡ 健康科学実習 スポーツ科学実習		1前・後 1前 1前 1前・後 1後	4 1 1 2 1	2 1 1 2 1	一般社団法人Nanaiolab ナナイロリズム福岡 ハイレバフォーメンズコーチ (令和2年3月)						

教 員 の 氏 名 等																
(人間健康学部心理学科)																
83	その他	講師	ウサマ ヨリコ 畦山 与里子 ＜令和9年4月＞		修士（教育学）	健康教育概論 スポーツⅢ スポーツ科学実習		1後 1前・後 1後	2 3 1	1 3 1	ライフコンディショニングラボ ウネリ （令和2年4月）					
84	その他	講師	カンダ トモヒロ 神田 智浩 ＜令和9年4月＞		修士（体育学）	スポーツⅠ スポーツⅡ スポーツⅢ		1前 1後 1後	1 1 1	1 1 1	福岡大学 スポーツ科学部講師 （令和4年4月）					
85	その他	講師	ワタベ マサハス 渡邊 正和 ＜令和9年4月＞		修士（スポーツ健康科学）	スポーツⅡ		1前	1	1	福岡大学 スポーツ科学部講師 （平成23年4月）					
86	その他	講師	モリ コウジ 森 康司 ＜令和9年4月＞		修士（人間環境学）※	社会学Ⅰ 社会学Ⅱ		1前 1後	2 2	1 1	九州大学 キャリア支援センター テクニカルスタッフ （平成23年3月まで）					
87	その他	講師	シノハラ タツ子 篠倉 大樹 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※	久留米・筑後体験演習 基礎情報技術 応用情報技術 インターネット演習		1前・後 1前 2後 2前	4 2 2 2	2 1 1 1	久留米大学非常勤講師 （平成22年4月）					
88	その他	講師	ジロウマル タカ 次郎丸 次 ＜令和10年4月＞		博士（学術）	キャリア特講		2前・後	8	4	株式会社OME 代表取締役 株式会社カンファレンスサービス 代表取締役 （平成26年10月）					
89	その他	講師	モリマ センイチ 元山 善一 ＜令和9年4月＞		学士（経済学）	判断推理 数的推理 応用判断推理 応用数的推理		1前 1後 2前 2後	8 8 2 2	4 4 1 1	久留米大学非常勤講師 （平成25年4月）					
90	その他	講師	シロシタ ケンタロウ 城下 健太郎 ＜令和9年4月＞		博士（法学）	日本国憲法		1前	4	2	九州大学大学院 法学研究院協力研究員 （平成29年4月）					
91	その他	講師	マツダ テカミ 松田 輝美 ＜令和9年4月＞		博士（心理学）	人間関係トレーニング入門		1後	2	4	福岡県教育委員会 スクールカウンセラー （令和2年4月）					
92	その他	講師	クハタ タカシ 久寿 崇 ＜令和9年4月＞		博士（文学）※	中国史学		1後	2	1	西南学院大学非常勤講師 （平成16年4月）					
93	その他	講師	イデ マイコ 井手 麻衣子 ＜令和9年4月＞		博士（比較社会文化）	日本史学		1前	2	1	福岡女子大学 百年史編集室編集員 （令和6年3月まで）					
94	その他	講師	マルヤマ ノゾミ 丸山 望実 ＜令和9年4月＞		修士（文学）	環境の倫理		1前	2	1	九州大学大学院 博士後期課程在学 （令和2年4月）					
95	その他	講師	タカヤマ ユリ 高山 百合 ＜令和9年4月＞		博士（文学）	美術Ⅱ		1前	2	1	福岡県立美術館 学芸課副長（学芸員） （平成24年4月）					
96	その他	講師	フクマ カヨ 福岡 加容 ＜令和9年4月＞		博士（文学）	美術Ⅰ		1前・後	4	2	九州産業大学 美術館学芸員 （令和3年4月）					

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
97	その他	講師	ヤマモト カズヒロ 山本 和広 ＜令和9年4月＞		博士（工学）		物理学		1後	2	1						株式会社茶時遊空間研究主任 （令和7年4月）
98	その他	講師	むかわ ノブヒサ 押川 信久 ＜令和9年4月＞		博士（文学）		朝鮮史学 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ		1後 1前・後 2前・後	2 4 2	1 4 2						久留米大学非常勤講師 （平成18年4月）
99	その他	講師	ペインター アンガス Painter Angus ＜令和9年4月＞		修士（国際関係論）英国		英語スポークン・インタラクション1 英語スポークン・インタラクション2		1前 1後	1 1	1 1						福岡大学講師 （令和6年3月まで）
100	その他	講師	エマソン ニコラス Emerson Nicolas ＜令和9年4月＞		修士（教育学）英国		英語オプショナルA 英語スポークン・インタラクション1 英語スポークン・インタラクション2		2通 1前 1後	2 2 2	1 2 2						九州産業大学講師 （令和4年4月）
101	その他	講師	オグサキ ナガミ 黄木 成美 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※		英語コア中級		1前・後	2	2						久留米大学非常勤講師 （令和2年4月）
102	その他	講師	ガッラーチャー アンドリュー Gallacher Andrew ＜令和9年4月＞		修士（応用言語学・英語教育）英国		英語スポークン・インタラクション1 英語スポークン・インタラクション2		1前 1後	3 3	3 3						福岡女子大学英語教育学科 専任講師 （令和5年4月）
103	その他	講師	コ克蘭 ユミコ コ克蘭 由美子 ＜令和9年4月＞		修士（英語学）		英語コア中級		1前・後	4	4						久留米大学非常勤講師 （令和7年4月）
104	その他	講師	サムエル テイラー Samuel Taylor ＜令和9年4月＞		博士（英語教育学）英国		英語スポークン・インタラクション1 英語スポークン・インタラクション2		1前 1後	2 2	2 2						九州産業大学 語学教育研究センター講師 （平成29年4月）
105	その他	講師	ナカノ キョウコ 中野 京子 ＜令和9年4月＞		博士（英文学）		英語コア初級		1前・後	2	2						久留米大学非常勤講師 （平成9年4月）
106	その他	講師	ファウハーバー デーヴィッド ハリス Faulhaber David Harris ＜令和9年4月＞		修士（第二言語学）米国		英語コア上級 英語オプショナルC		1前・後 2通	2 2	2 1						久留米大学非常勤講師 （平成31年4月）
107	その他	講師	リチャード カタラーノ Richard Catalano ＜令和10年4月＞		修士（英米文学）米国		英語オプショナルA		2通	2	1						久留米大学非常勤講師 （平成22年4月）
108	その他	講師	レズキ プラチウィ バルマン Rezky Pratiwi Balman ＜令和9年4月＞		修士（応用言語学）		英語コア上級 英語オプショナルD		1前・後 2通	2 2	2 1						久留米大学非常勤講師 （令和6年4月）
109	その他	講師	ヨコオ サトコ 横尾 聡子 ＜令和9年4月＞		修士（応用言語学） 英国		英語コアフレ初級 英語コア初級		1前・後 1前・後	2 2	2 2						久留米大学非常勤講師 （平成30年4月）

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
110	その他	講師	ミヤト ナツキ 宮本 なつき ＜令和9年4月＞		修士（言語学）		英語コア中級		1前・後	4	4						久留米大学非常勤講師 （平成24年4月）
111	その他	講師	キンジョウ トモ 金城 智子 ＜令和9年4月＞		博士（政治学）		英語コア中級		1前・後	4	4						久留米大学非常勤講師 （平成23年4月）
112	その他	講師	ケンシマ ユミ 郡嶋 由美子 ＜令和9年4月＞		修士（英語教授学） 英国		英語コアブレ初級 英語コア中級 英語オプションB		1前・後 1前・後 2通	2 2 2	2 2 1						久留米大学非常勤講師 （平成19年4月）
113	その他	講師	ミミ コウイチロウ 三角 耕一郎 ＜令和9年4月＞		修士（英語教授学）米国		英語コア初級 英語コア中級		1前・後 1前・後	2 2	2 2						KY スミス株式会社代表取締役 （平成25年6月）
114	その他	講師	ヤマザキ ミホ 山崎 美穂子 ＜令和9年4月＞		博士（英文学）※		英語コア中級		1前・後	2	2						福岡大学非常勤講師 （平成14年4月）
115	その他	講師	イシイ イツコ 石井 征子 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※		英語コアブレ中級 英語コア中級		1前・後 1前・後	2 4	2 4						久留米大学非常勤講師 （平成18年4月）
116	その他	講師	オハベ チエコ 大場 智恵子 ＜令和9年4月＞		修士 （教育学・専攻科目と導 入）米国		英語コア初級		1前・後	4	4						久留米大学非常勤講師 （平成18年4月）
117	その他	講師	ナカヤマ ナミ 中山 奈美 ＜令和9年4月＞		修士（教育学） 米国		英語コア中級		1前・後	4	4						九州工業大学非常勤講師 （平成17年4月）
118	その他	講師	ワタナベ カエ 渡邊 香苗 ＜令和9年4月＞		修士（経営学）		英語コア初級		1前・後	2	2						久留米大学非常勤講師 （令和2年4月）
119	その他	講師	フジハラ ケイ 藤原 恵子 ＜令和9年4月＞		修士（英語学）米国		英語コア初級 英語コアブレ中級 英語コア中級		1前・後 1前・後 1前・後	2 2 2	2 2 2						久留米大学非常勤講師 （平成22年4月）
120	その他	講師	オシ ナツコ 堀 奈緒子 ＜令和9年4月＞		修士（文学）		英語コア初級		1前・後	2	2						久留米大学非常勤講師 （令和2年4月）

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
121	その他	講師	ダンヤコ リツ 團迫 りつ ＜令和9年4月＞		修士（教育学）		英語コア中級 英語スポークンインタラクション1 英語スポークンインタラクション2		1前・後 1前 1後	2 2 2	2 2 2						久留米大学 非常勤講師 （令和3年4月）
122	その他	講師	シバキ ハジメ 篠崎 元 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※		ドイツ語Ⅰ		1前・後	4	4						福岡大学外国語講師 （平成24年3月まで）
123	その他	講師	タスコビッチ イビツカ Taskovic Ivica ＜令和9年4月＞		修士（外国語学）ドイツ		ドイツ語Ⅰ		1前・後	6	6						久留米大学非常勤講師 （令和6年4月）
124	その他	講師	ハバキキ ナミ 馬場崎 聡美 ＜令和9年4月＞		修士（ドイツ語学、ドイツ文学、アメリカ文学）※		ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅱ ドイツ語Ⅲ		1前・後 2前・後 3通	6 4 2	6 4 1						久留米大学非常勤講師 （平成25年4月）
125	その他	講師	オドリ ナミ 小澤 南海 ＜令和9年4月＞		博士（文学）ベルギー		フランス語Ⅰ		1前・後	2	2						久留米大学 外国語教育研究所 デユアトラック講師 （令和7年4月）
126	その他	講師	ノモ ミコ 野母 倫子 ＜令和9年4月＞		修士（文学）		フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ フランス語Ⅲ		1前・後 2前・後 3通	6 4 2	6 4 1						久留米大学非常勤講師 （平成15年4月）
127	その他	講師	フレデリック シャリュオー Frederic Charruault ＜令和9年4月＞		学士（映像制作）フランス		フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ		1前・後 2前・後	4 2	4 2						九州日仏学館教員 （平成7年7月）
128	その他	講師	ロラン ストラ Lunrence Sutra ＜令和9年4月＞		修士（外国語教育学） フランス		フランス語Ⅰ フランス語Ⅱ		1前・後 2前・後	4 2	4 2						久留米大学非常勤講師 （平成23年4月）
129	その他	講師	オウ キョウホ 王 曉芳 ＜令和9年4月＞		修士（文学）		中国語Ⅰ		1前・後	4	2						久留米大学非常勤講師 （令和4年4月）
130	その他	講師	ソウ ユウカ 宋 宥佳 ＜令和9年4月＞		博士（中国）		中国語Ⅰ		1前・後	4	2						久留米大学非常勤講師 （平成21年4月）
131	その他	講師	タケイ ヒデアキ 竹宮 英朗 ＜令和9年4月＞		修士（文学）		中国語Ⅰ		1前・後	4	2						専修大学 国際コミュニケーション学部講師 （令和5年4月）
132	その他	講師	アヅマラ キイ 海村 佳惟 ＜令和10年4月＞		博士（文学）中国		中国語Ⅱ		2前・後	4	2						久留米大学非常勤講師 （平成27年4月）
133	その他	講師	タケイ ナホ 駄田井 直子 ＜令和10年4月＞		修士（国際文化学）		中国語Ⅱ		2前・後	4	2						久留米大学非常勤講師 （平成22年4月）
134	その他	講師	ナリトシ タカコ 永利 貴子 ＜令和10年4月＞		修士（教育学）		中国語Ⅱ		2前・後	4	2						永利中国語通訳事務所通訳者 （平成27年12月）

教 員 の 氏 名 等																	
(人間健康学部心理学科)																	
135	その他	講師	カン コウ 菅 虹 ＜令和10年4月＞		博士（文学）	中国語インテンシブ 1 中国語インテンシブ 2 中国語インテンシブ 3 中国語インテンシブ 4		2前 2後 3前 3後	0.75 0.75 0.75 0.75	1 1 1 1	久留米大学非常勤講師 （平成30年4月）						
136	その他	講師	オ ヒナ 奥 炫娥 ＜令和10年4月＞		修士（経営学）	韓国語Ⅱ 韓国語インテンシブ 1 韓国語インテンシブ 2 韓国語Ⅲ		2前・後 2前 2後 3通	4 0.75 0.75 2	2 1 1 1	麻生公務員専門学校 （平成20年11月）						
137	その他	講師	オカリ ダイク 大川 大輔 ＜令和9年4月＞		博士（文学）	韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ		1前・後 2前・後	6 2	6 2	福岡日韓70-70事務局 （平成23年4月）						
138	その他	講師	キム キョンヒ 金 京姫 ＜令和9年4月＞		修士（美術学）	韓国語Ⅰ		1前・後	4	2	久留米大学非常勤講師 （平成21年4月）						
139	その他	講師	チャン ヘチン 張 慧珍 ＜令和9年4月＞		修士（文学）	韓国語Ⅰ 韓国語Ⅱ		1前・後 2前・後	4 2	4 2	久留米大学非常勤講師 （平成15年4月）						
140	その他	講師	イヨウ ヒロミ 井料 洋美 ＜令和9年4月＞		修士（文学）	留学生日本語Ⅰ 留学生日本語Ⅱ		1前・後 2前・後	4 2	4 2	久留米大学非常勤講師 （令和2年4月）						
141	その他	講師	タカヤマ ヒロコ 高山 弘子 ＜令和9年4月＞		博士 （言語コミュニケーション 文化）	留学生日本語Ⅰ 留学生日本語Ⅱ		1前・後 2前・後	2 2	2 2	久留米大学 外国語教育研究所非常勤講師 （令和3年4月）						
142	その他	助教	トクヤマ タカヒロ 當山 貴弘 ＜令和9年4月＞		博士（教育学）	スポーツⅡ		前1	1	1	久留米大学 人間健康学部スポーツ医科学科 任期制助教 （令和5年4月）						
143	その他	助教	タカハシ トキコ 高橋 知子 ＜令和9年4月＞		博士（医学）	生物学		1前	2	1	久留米大学 医学部助教 （平成17年4月）						
144	その他	助教	チマチ タカシ 土持 貴志 ＜令和9年4月＞		修士（文学）※	哲学Ⅰ 職業の倫理		1前 1後	4 2	2 1	九州大学大学院 人文科学研究院助教 （令和5年11月）						
145	その他	助教	カン'シマ マサシ 梶嶋 政司 ＜令和9年4月＞		修士（文学）	日本史学		1後	2	1	九州大学附属図書館付設記録資料館 九州文化史資料部門助教 （平成17年5月）						

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	0人	0人	0人	4人	1人	0人	1人	6人	
	修 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大学士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
准教授	博 士	0人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	3人	
	修 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大学士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
講 師	博 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	修 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大学士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
助 教	博 士	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	
	修 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大学士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
合 計	博 士	0人	1人	2人	5人	1人	0人	1人	10人	
	修 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大学士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。